



# 埼玉県報

第 477 号  
令和 5 年(2023 年)  
12 月 26 日  
火曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(地域政策課)
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例のあらまし(人権・男女共同参画課)
- 埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例のあらまし(人権・男女共同参画課)
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(化学保安課)
- 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(公営企業・総務課)
- 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(下水道管理課)
- 学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(教職員課)

### 条例

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(地域政策課)
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)
- 埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例(人権・男女共同参画課)
- 埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(人権・男女共同参画課)
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例(化学保安課)
- 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(公営企業・総務課)
- 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(下水道管理課)

- 学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）

## 規則

- 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則（人権・男女共同参画課）
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）

## 訓令

- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（教職員課）

## 管理規程

- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

## 告示

- 予算の公表（財政課）
- 歳入歳出決算及び監査委員の審査の意見の公表（財政課）
- 上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

- 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 児玉土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 北河原土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 行田市南河原土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分（建設管理課）
- 県道上里鬼石線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 運転免許取得者等教育施設の認定（交通総務課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十四号）（地域政策課）

### 一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、また、規定の整備をするための改正

### 二 内容

- (一) 処理する市町村が拡大する事務等（九事務）
- (二) 規定の整備

### 三 施行期日

令和六年四月一日

ただし、一部は公布の日など

## 本号で公布された条例のあらまし

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（人事課）

### 一 趣旨

知事等の特別職の期末手当の額を改定するとともに、特別職の秘書の退職手当の規定を整備するもの

### 二 内容

- (一) 期末手当の支給割合の引上げ
- (二) 一般職の職員の例により支給することとされている特別職の秘書の退職手当について、適用条文の明確化

### 三 施行期日

公布の日。ただし、令和六年度以降の期末手当の支給割合は令和六年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（人事課）

### 一 趣旨

令和五年十月十九日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、職員の給与の改定等をするための改正

### 二 内容

- (一) 給料表を若年層に重点を置いて引上げ
- (二) 期末・勤勉手当の支給割合の引上げ
- (三) 会計年度任用職員の期末手当の支給の特例を削除
- (四) 会計年度任用職員の勤勉手当の新設

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二(二)の令和六年度以降の期末・勤勉手当の支給割合及び二

(四)は令和六年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（人権・男女共同参画課）

### 一 趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化するため、埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターに統合等するための改正

### 二 内容

- (一) 埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターへ統合
- (二) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う事務の追加
- (三) 規定の整備

### 三 施行期日

令和六年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（埼玉県条例第三十八号）（人権・男女共同参画課）

### 一 趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるための条例の制定

### 二 内容

- (一) 設備の基準
- (二) 運営の基準
- (三) 規定の整備

### 三 施行期日

令和六年四月一日



## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十九号）（化学保安課）

### 一 趣旨

高圧ガス保安法の一部改正に伴い創設された認定高度保安実施者が行う、高圧ガス保安法に基づく完成検査に合格した液化石油ガス法の貯蔵施設等について、同法の設置又は変更の許可に係る完成検査手数料の額を定めるための改正

### 二 内容

別表危機管理防災部の項第六十一号中「又は第三項」を「若しくは第三項又は同法第三十九条の二十二第一項」に改める。

### 三 施行期日

令和五年十二月二十六日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉  
県条例第四十号）（公営企業・総務課）

### 一 趣旨

県の一般職員に準じ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、  
業職員の給与の基準を改定するもの

### 二 内容

会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給できるようにするための改正

### 三 施行期日

令和六年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十一号）（下水道管理課）

### 一 趣旨

県の一般職員に準じ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定するもの

### 二 内容

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う改正

### 三 施行期日

令和六年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）（教職員課）

### 一 趣旨

令和五年十月十九日付けの埼玉県人事委員会の学校職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、学校職員の給与の改定等をするための改正

### 二 内容

- (一) 給料表を若年層に重点をおいて引上げ
- (二) 期末・勤勉手当の支給割合の引上げ
- (三) 会計年度任用学校職員の期末手当の支給の特例を削除
- (四) 会計年度任用学校職員の勤勉手当の新設

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二(四)の令和六年度以降の期末・勤勉手当の支給割合及び二

(四)は令和六年四月一日

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十四号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十項第二号事務の欄中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

別表第二十一項第一号事務の欄31中「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の二第六項」に改める。

別表第二十七項第一号事務の欄4中「同条第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五項」を加える。

別表第三十二項事務の欄5中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第十三項第四号事務の欄6中「第四十六条の八第四号」の下に「及び第六十九条の二第二項」を加え、同欄中21を22とし、17から20までを18から21までとし、16の次に次のように加える。

17 法第六十九条の二第四項の規定による情報の提供

別表第十三項第五号事務の欄1及び同項第六号事務の欄1中「並びに法」を「法」に改め、「選任」の下に「並びに法第六十九条の二第二項の規定による報告」を加える。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第十四項第一号市町村の欄を次のように改める。

各市町村（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、春日部市、越谷市、戸田市、新座市、八潮市及び三郷市を除く。）
---

別表第二十三項第一号事務の欄1中「法第四条第一項若しくは第二項又は第九十七条の二第一項の規定により市町村に置かれる建築主事」を「市町村に置かれる建築主事等（法第六条第一項の建築主事等をいう。）」に改める。

別表第三十三項第五号市町村の欄中「富士見市」の下に「、三郷市」を加える。  
別表第五十項第二号市町村の欄中「鳩山町」の下に「、ときがわ町」を加える。  
別表第五十一項第一号市町村の欄中「所沢市」の下に「、飯能市」を加え、同項第二号市町村の欄中「秩父市」を「行田市、秩父市、飯能市」に改める。

別表第七十二項市町村の欄中「横瀬町」の下に「、美里町」を加える。

別表第八十六項事務の欄23中「縦覧及び閲覧」を「縦覧等」に改め、同欄23を同欄25とし、同欄22の次に次のように加える。

23 条例第十二条の二の規定による申請等の受理

24 条例第十二条の三第一項の規定による処分通知等

別表第百三項市町村の欄中「加須市」の下に「、羽生市」を、「東秩父村」の下に「、美里町」を加える。

別表第百五項第二号事務の欄及び同項第四号事務の欄中「法第四条第一項若しくは第二項又は第九十七条の二第一項の規定により市町村に置かれる建築主事」を「市町村に置かれる建築主事等（法第六条第一項の建築主事等をいう。）」に改める。

別表第百十四項第一号事務の欄中「建築基準法第四条第一項若しくは第二項又は第九十七条の二第一項の規定により市町村に置かれる建築主事」を「市町村に置かれる建築主事等（建築基準法第六条第一項の建築主事等をいう。）」に改める。

## 附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和六年一月一日

2 この条例（第一条の規定を除く。以下同じ。）（前項第二号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

## 条 例

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十五号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第六条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、退職の事由が解職、傷病(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。)又は死亡によらず、その者の都合によるものであるときのその者に対する退職手当の基本額は、職員の退職手当に関する条例第三条第三項の規定を適用して計算した額とする。

3 特別職の秘書が退職し、引き続き国家公務員又は一般職の職員になつたときは、前二項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は支給しない。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(以下この項及び次

項において「特別職給与等条例」という。）第三条第一項の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の特別職給与等条例（次項において「改正後の特別職給与等条例」という。）及び第三条の規定による改正後の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職給与等条例及び第三条の規定による改正前の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。



# 条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 埼玉県条例第三十六号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「三十万八千六百円」を「三十万九千二百円」に改め、同項第二号中「五万八百元」を「五万千百元」に改める。

第十九条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

行政職給料表

職員の区分	職階の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	561,800
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	562,700
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	563,600
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	564,500
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	565,400
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	566,300
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	567,200
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	568,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	569,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	570,000
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	571,000
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	572,000
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	573,000
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	574,000
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	575,000

別表第1（第3条関係）



別表第2（第3条関係）

公安職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000

	117		302,900																
	118		303,100																
	119		303,400																
	120		303,700																
	121		304,100																
	122		304,300																
	123		304,600																
	124		304,900																
	125		305,200																
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800								

備考  
 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第5項に規定する職員を除く。  
 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に1.001.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。



別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700

117	321,400	350,900	371,300	395,700					
118	322,200	351,300	371,800	396,200					
119	322,900	351,900	372,400	396,700					
120	323,700	352,500	372,900	397,200					
121	324,300	352,800	373,100	397,600					
122	324,600	353,200	373,600	398,100					
123	325,100	353,700	374,100	398,500					
124	325,600	354,100	374,500	399,000					
125	325,900	354,500	375,000	399,400					
126		354,900	375,500						
127		355,400	376,000						
128		355,800	376,500						
129		356,200	376,800						
130		356,600	377,300						
131		357,000	377,800						
132		357,400	378,300						
133		357,600	378,600						
134		358,100	379,100						
135		358,500	379,500						
136		358,800	379,900						
137		359,100	380,200						
138		359,500	380,700						
139		360,000	381,200						
140		360,500	381,700						
141		360,800	382,000						
142		361,300							
143		361,800							
144		362,300							
145		362,600							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考

- この表は、警察官に適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

77	271,600	323,800	391,700	442,700	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
78	272,600	324,800	392,300		38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
79	273,600	325,700	392,900		39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
80	274,500	326,600	393,500		40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
81	275,500	327,500	394,100		41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
82	276,600	328,300	394,700		42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
83	277,700	329,000	395,300		43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
84	278,600	329,600	395,900		44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
85	279,500	330,100	396,400		45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
86	280,400	330,600	396,900		46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
87	281,300	331,100	397,400		47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
88	282,000	331,500	398,100		48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
89	282,800	331,800	398,500		49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
90	283,900	332,300			50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
91	284,900	332,800			51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
92	285,900	333,200			52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
93	286,800	333,500			53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
94	287,700	333,900			54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
95	288,700	334,300			55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
96	289,600	334,700			56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
97	289,900	335,200			57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
98	290,800	335,700			58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
99	291,500	336,200			59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
100	292,400	336,700			60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
101	293,300	337,200			61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
102	293,900	337,700			62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
103	294,600	338,200			63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
104	295,300	338,700			64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
105	295,800	339,100			65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
106	296,300	339,500			66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
107	296,800	340,000			67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
108	297,200	340,400			68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
109	297,400	340,900			69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
110	297,800	341,300			70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
111	298,100	341,800			71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
112	298,300	342,200			72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
113	298,600	342,700			73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
114	298,900	343,100			74	268,600	320,600	389,700	441,200	
115	299,200	343,600			75	269,600	321,700	390,300	441,700	
116	299,500	344,000			76	270,600	322,700	391,000	442,200	

定年前  
再任用  
短時間  
勤務職  
員以外  
の職員

別表第4（第3条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100

	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	





定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
86		290,700	326,500	347,300	
87		290,900	326,700	347,600	
88		291,100	327,000	347,900	
89		291,500	327,400	348,300	
90		291,700	327,800	348,600	
91		291,900	328,200	349,000	
92		292,100	328,600	349,300	
93		292,500	328,900	349,700	
94		292,700	329,100	350,000	
95		292,900	329,500	350,300	
96		293,200	329,800	350,600	
97		293,500	330,000	350,900	
98		293,700	330,300	351,300	
99		293,900	330,600	351,700	
100		294,200	330,900	352,100	
101		294,500	331,100	352,600	
102		294,700	331,400	353,000	
103		294,900	331,800	353,400	
104		295,200	332,000	353,800	
105		295,500	332,200	354,300	
106			332,400		
107			332,800		
108			333,000		
109			333,200		
110			333,600		
111			334,000		
112			334,400		
113			334,600		



117	295,800	326,800	360,000							77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
118	296,100	327,100	360,400							78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
119	296,400	327,500	360,900							79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
120	296,700	327,700	361,400							80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
121	297,000	327,900	361,800							81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
122	297,400	328,200	362,300							82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
123	297,700	328,500	362,800							83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
124	298,100	328,800	363,300							84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
125	298,300	329,000	363,600							85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
126	298,500	329,300								86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
127	298,800	329,700								87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
128	299,200	329,900								88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
129	299,400	330,100								89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
130	299,700	330,300								90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
131	300,100	330,700								91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
132	300,500	330,900								92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
133	300,700	331,200								93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
134	301,000	331,600								94	283,800	316,500	349,400	367,500	
135	301,400	332,000								95	284,700	317,200	350,100	367,900	
136	301,700	332,400								96	285,600	317,800	350,700	368,200	
137	301,900	332,700								97	286,200	318,300	351,100	368,800	
138	302,200	333,100								98	286,800	318,600	351,500	369,300	
139	302,600	333,500								99	287,400	319,200	352,000	369,800	
140	302,900	333,900								100	288,300	319,800	352,400	370,300	
141	303,100	334,200								101	289,100	320,200	352,900	370,900	
142	303,500	334,600								102	289,900	320,800	353,300	371,400	
143	303,900	334,900								103	290,700	321,400	353,800	371,900	
144	304,200	335,300								104	291,500	321,900	354,200	372,300	
145	304,400	335,600								105	292,100	322,300	354,500	372,900	
146	304,600	336,000								106	292,600	322,800	355,000	373,400	
147	304,900	336,400								107	293,100	323,300	355,400	373,900	
148	305,300	336,800								108	293,500	323,800	355,700	374,400	
149	305,500	337,100								109	293,700	324,200	356,200	375,000	
150	305,700	337,500								110	294,000	324,600	356,700	375,400	
151	306,000	337,900								111	294,200	324,900	357,200	375,900	
152	306,300	338,300								112	294,500	325,200	357,700	376,400	
153	306,700	338,600								113	294,800	325,500	358,200	377,000	
154	306,900									114	295,000	325,900	358,700		
155	307,100									115	295,300	326,300	359,200		
156	307,400									116	295,500	326,600	359,600		

	157	307,700						
	158	308,000						
	159	308,300						
	160	308,600						
	161	309,000						
	162	309,300						
	163	309,600						
	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

## 第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額  
額は、この表の額に100分の101.571  
を乗じて得た額（その額に1円未満の  
端数を生じたときは、これを切り捨てた  
額）とする。

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月  
額は、この表の額に100分の101.571  
を乗じて得た額（その額に1円未満の  
端数を生じたときは、これを切り捨てた  
額）とする。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月  
額は、この表の額に100分の101.571  
を乗じて得た額（その額に1円未満の  
端数を生じたときは、これを切り捨てた  
額）とする。

第五条第一項中「第四条から第六条まで、第七条」を「第五条から第七条まで」に改める。

第五条第二項及び第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第七条 会計年度任用職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条及び第九条」を「第七条及び第八条」に改める。

第二条第三項中「、第七条」を削る。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

第九条中「前七条」を「前六条」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第二条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年六月三十日」を「令和二年六月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十二年六月三十日」を「令和二年六月三十日」に改める。

第八条 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第八項中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

第四条(見出しを含む。)中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第六条第一項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第四項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第六項の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(次号及び附則第四項において「改正後の給与条例」という。)第七条の三第一項及び別表第一から

別表第四までの規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（次号及び附則第四項において「改正後の任期付研究員条例」という。）第五条第一項及び第二項の規定並びに第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次号及び附則第四項において「改正後の任期付職員条例」という。）第四条第一項の規定 令和五年四月一日

二 改正後の給与条例第十九条第二項及び第三項並びに第十九条の四第二項の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定、改正後の任期付職員条例第五条第二項及び第三項の規定並びに第七条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（附則第四項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）本則の規定 令和五年十二月一日

（改定日前の異動者の号給の調整）

3 令和五年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び埼玉県人事委員会（以下この項及び附則第五項において「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び第七条の規定による改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

6 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削り、第八条中「地



「方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える。

## 条 例

埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十七号

埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

埼玉県男女共同参画推進センター条例（平成十三年埼玉県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 本所（第三条―第十五条）

第三章 支所（第十六条―第十九条）

第四章 雑則（第二十条）

附則

第一章 総則

第一条中「さいたま市中央区新都心二番地二」を削り、同条に次の二項を加える。

2 センターは、次に掲げる施設とする。

一 埼玉県男女共同参画推進条例（平成十二年埼玉県条例第十二号）第十一条の

総合的な拠点施設

二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）

以下「困難女性支援法」という。）第九条第一項の女性相談支援センター

三 困難女性支援法第十二条第一項の女性自立支援施設

四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律

第三十一号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第三条第一項の配偶者暴力

相談支援センター

3 センターは、本所及び支所で構成し、それぞれ次に掲げる場所に設置する。

一 本所にあつては、さいたま市中央区新都心二番地二

二 支所にあつては、さいたま市

第二条各号列記以外の部分中「センター」を「本所」に改め、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 困難女性支援法第九条第三項第一号及び第三号から第五号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。）

に関すること。

七 配偶者暴力防止法第三条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号まで（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。次項第四号において同じ。）に掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。）に関すること。

第二条に次の一項を加える。

2 支所は、次に掲げる業務を行う。

一 困難女性支援法第九条第三項第一号及び第三号から第五号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。）に関すること。

二 困難女性支援法第九条第三項第二号に掲げる業務に関すること。

三 困難女性支援法第十二条第一項の自立支援に関すること。

四 配偶者暴力防止法第三条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。）に関すること。

五 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。）に掲げる業務に関すること。

六 配偶者暴力防止法第五条の被害者の保護に関すること。

第二条の次に次の章名を付する。

## 第二章 本所

第三条、第四条、第五条第二項、第八条、第九条第一項、第十一条、第十二条及び第十五条第一号中「センター」を「本所」に改める。

第十六条を第二十条とし、同条の前に次の章名を付する。

## 第四章 雑則

第十五条の次に次の一章を加える。

## 第三章 支所

（入所の承認）

第十六条 支所に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けることができる者は、困難女性支援法第二条の困難な問題を抱える女性又は配偶者暴力防止法第一条第二項の被害者（配偶者暴力防止法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 疾病のため医療機関に入院し医療を受ける必要のある者
- 二 常時の介護を必要とする者

三 薬物の常用等により支所の他の入所者の保護等に著しい支障を及ぼすおそれのある者

(入所期間及び入所定員)

第十七条 支所の入所期間及び入所定員は、次の表のとおりとする。

区分	入所期間	入所定員
一時保護のための施設	二週間以内(ただし、知事が認めるときは、入所後おおむね四週間の範囲内で延長することができる。)	二十人
自立支援のための施設	一年以内	

(退所)

第十八条 支所に入所した者(以下この条において「入所者」という。)は、知事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退所しなければならない。

- 一 自立して生活することが可能となったとき。
- 二 おおむね三月以上医療機関に入院し、医療を受けることが見込まれるとき。
- 三 支所以外の施設でその者の保護等のため適当と認められるものへ入所することができるときとなつたとき。
- 2 入所者が無断で三日以上外泊した場合は、退所したものとみなす。
- 3 知事は、入所者がこの条例に基づく規則又は当該規則に基づく命令に違反したときは、退所を命ずることができる。

(準用)

第十九条 第十一条及び第十二条の規定は、支所について準用する。この場合において、同条中「退去」とあるのは、「退去又は退所」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。  
(埼玉県婦人相談センター条例の廃止)
- 2 埼玉県婦人相談センター条例(昭和六十一年埼玉県条例第十一号)は、廃止する。

(埼玉県婦人相談センター条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の埼玉県婦人相談センター条例(以下「廃止前の条例」という。)による埼玉県婦人相談センターの入所の承

認を受けている者は、改正後の埼玉県男女共同参画推進センター条例（以下「改正後の条例」という。）第十六条第一項の規定による承認を受けたものとみなして、改正後の条例の規定の適用を受けるものとする。

4 知事がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした廃止前の条例第四条の規定による退所の命令については、施行日以後においても改正後の条例第一条第三項の支所に係るものとして、なおその効力を有する。

## 条 例

埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十八号

埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(人権の尊重)

第三条 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の意思及び人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 女性自立支援施設においては、入所者の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対し、必要な措置を講じなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第四条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第五条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第六条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第七条 女性自立支援施設の安全計画の策定等に係る基準は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和五年厚生労働省令第三十六号。以下「省令」という。）第六条に規定する基準の例によることとする。

(苦情への対応)

第八条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第九条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

第十条 女性自立支援施設の職員配置に係る基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第十一条 女性自立支援施設の職員は、常に自己研鑽きんかんに励み、女性自立支援施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(施設長の資格要件)

第十二条 女性自立支援施設の施設長の資格要件に係る基準は、省令第十条に規定する基準の例によることとする。

(設備の基準)

第十三条 女性自立支援施設の設備に係る基準は、省令第十一条に規定する基準の例によることとする。

(秘密保持等)

第十四条 女性自立支援施設の秘密保持等に係る基準は、省令第十二条に規定する

基準の例によることとする。

(居室の入所定員)

第十五条 一の居室の定員は、原則一人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

(自立支援等)

第十六条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第十七条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十八条 女性自立支援施設の業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第十六条に規定する基準の例によることとする。

(保健衛生)

第十九条 女性自立支援施設の保健衛生に係る基準は、省令第十七条に規定する基準の例によることとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第二十条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が省令第十八条の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。



三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第二十一条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

第二十二条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

2 埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十二号）は、廃止する。

(施設長の任用に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の埼玉県婦人保護施設の設備

及び運営に関する基準を定める条例第十二条の規定により施設長に任用されている者は、第十二条の規定により任用された者とみなす。

(居室の面積及び入所人員に関する経過措置)

4 この条例の施行前に設置された施設における居室の床面積及び入所人員については、第十三条及び第十五条の規定にかかわらず、当分の間、附則第二項の規定による廃止前の埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条及び第十四条の規定によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りではない。

## 条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十九号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表危機管理防災部の項第六十一号中「又は第三項」を「若しくは第三項又は同法第三十九条の二十二第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第四十号

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「、第十六条」を削り、同条第二項中「第十五条」の下に「及び第十六条」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第四十一号

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「、第十七条」を削り、同条第二項中「第十六条」の下に「及び第十七条」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

# 条 例

学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 埼玉県条例第四十二号

学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

（学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

第十二条の五第二項第一号中「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	475,400
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	476,100

86	292,900	379,000	422,000	456,900		40	243,600	295,500	353,400	405,000	476,800
87	293,900	380,400	423,200	457,400		41	245,000	296,800	355,300	406,600	477,400
88	294,900	381,700	424,200	457,900		42	246,300	298,800	357,200	408,000	478,100
89	296,000	382,900	425,300	458,400		43	247,500	300,700	359,100	409,300	478,800
90	297,100	384,200	426,300	459,000		44	248,600	302,700	361,000	410,700	479,500
91	298,200	385,300	427,300	459,500		45	249,700	304,700	362,800	412,100	480,100
92	299,200	386,500	428,300	460,000		46	250,900	306,800	364,700	413,400	480,800
93	299,700	387,700	429,200	460,500		47	252,100	309,000	366,600	414,900	481,500
94	300,700	388,800	430,000	461,100		48	253,100	311,200	368,500	416,400	482,200
95	301,800	390,000	430,800	461,600		49	254,200	313,300	370,100	418,000	482,800
96	303,000	391,200	431,600	462,100		50	255,500	315,600	371,900	419,400	483,500
97	304,000	392,600	432,400	462,600		51	256,700	317,800	373,800	421,000	484,200
98	305,100	393,600	432,800	463,200		52	258,000	319,900	375,800	422,500	484,900
99	306,100	394,600	433,200	463,700		53	259,100	322,000	377,600	424,200	485,500
100	307,100	395,600	433,600	464,200		54	260,300	323,500	379,400	425,700	486,200
101	307,900	396,500	434,000	464,700		55	261,600	325,000	381,100	427,300	486,900
102	309,000	397,500	434,300			56	262,600	326,500	382,700	428,900	487,600
103	310,000	398,600	434,600			57	263,700	328,200	384,200	430,400	488,200
104	311,000	399,700	434,800			58	264,400	330,200	385,800	431,900	488,900
105	311,600	400,400	435,100			59	265,400	332,200	387,400	433,100	489,600
106	312,500	401,300	435,400			60	266,400	334,100	389,000	434,300	490,300
107	313,300	402,200	435,700			61	267,300	335,900	390,200	435,500	490,900
108	314,100	403,100	435,900			62	268,100	337,900	391,600	436,800	
109	314,800	403,900	436,100			63	268,900	339,900	393,000	438,100	
110	315,200	404,800	436,400			64	269,700	341,800	394,300	439,300	
111	315,600	405,600	436,700			65	270,800	343,500	395,500	440,500	
112	316,100	406,400	436,900			66	272,100	345,500	396,700	441,700	
113	316,600	407,000	437,100			67	273,400	347,500	398,000	442,900	
114	317,000	407,700	437,400			68	274,700	349,500	399,300	444,100	
115	317,500	408,400	437,700			69	275,900	351,300	400,600	445,300	
116	317,900	409,100	437,900			70	277,100	353,200	401,900	446,500	
117	318,400	409,700	438,100			71	278,300	355,100	403,300	447,700	
118	318,900	410,200				72	279,500	357,000	404,500	448,900	
119	319,300	410,600				73	280,500	358,600	405,700	450,000	
120	319,800	411,000				74	281,500	360,500	407,100	450,600	
121	320,300	411,300				75	282,500	362,300	408,500	451,100	
122	320,700	411,600				76	283,400	364,200	409,800	451,600	
123	321,200	411,900				77	284,300	366,000	411,000	452,100	
124	321,700	412,100				78	285,200	367,700	412,200	452,700	
125	322,300	412,300				79	286,100	369,300	413,500	453,200	
126	322,600	412,600				80	287,000	370,900	414,900	453,700	
127	322,900	412,900				81	287,800	372,300	416,200	454,200	
128	323,200	413,100				82	288,900	373,800	417,400	454,800	
129	323,400	413,300				83	289,900	375,200	418,400	455,300	
130	323,700	413,600				84	290,900	376,500	419,600	455,800	
131	324,000	413,900				85	291,900	377,600	420,800	456,300	
132	324,300	414,100									

定年前  
再任用  
短時間  
勤務学  
校職員  
以外の  
学校職  
員

別表第2 (第5条関係)

## 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500

	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700	417,600			
	147	328,000	417,900			
	148	328,300	418,100			
	149	328,500	418,300			
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

## 備考

- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額(その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額)に100分の101.571を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。



86	290,400	357,900	407,200	421,500	40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
87	291,100	359,400	407,900	421,900	41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
88	291,900	360,900	408,600	422,200	42	245,300	275,600	355,800	377,700	453,000
89	292,800	362,200	409,200	422,500	43	246,500	277,800	357,400	379,100	453,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800	44	247,800	279,900	359,000	380,600	454,000
91	294,600	364,800	410,400	423,100	45	249,100	282,000	360,700	382,000	454,500
92	295,300	366,200	411,100	423,300	46	250,400	284,200	362,400	383,600	455,000
93	295,600	367,600	411,500	423,500	47	251,600	286,300	363,700	385,100	455,500
94	296,300	368,900	411,900	423,800	48	252,700	288,200	365,100	386,600	456,000
95	297,000	370,100	412,200	424,100	49	253,800	290,300	366,300	387,900	456,500
96	297,700	371,200	412,500	424,300	50	255,100	292,000	367,800	389,400	457,000
97	298,400	372,200	412,700	424,500	51	256,400	293,800	369,400	390,800	457,500
98	299,200	373,200	413,000	424,800	52	257,400	295,500	370,900	392,100	458,000
99	300,000	374,200	413,300	425,100	53	258,500	296,800	372,300	393,300	458,500
100	300,700	375,100	413,500	425,300	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
101	301,400	375,900	413,700	425,500	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
102	301,800	376,900	414,000	425,800	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
103	302,200	377,800	414,300	426,100	57	262,900	304,700	378,100	398,000	
104	302,600	378,700	414,500	426,300	58	263,900	306,800	379,500	399,200	
105	302,800	379,500	414,700	426,500	59	264,900	309,000	380,800	400,400	
106	303,100	380,400	415,000	426,800	60	265,900	311,200	382,100	401,600	
107	303,400	381,300	415,300	427,100	61	266,800	313,300	383,000	402,700	
108	303,600	382,200	415,500	427,300	62	267,500	315,600	384,200	403,700	
109	303,800	383,000	415,700	427,500	63	268,200	317,800	385,300	405,000	
110	304,000	384,000	416,000	427,800	64	268,800	319,900	386,400	406,200	
111	304,300	384,900	416,300	428,100	65	269,500	322,000	387,200	407,400	
112	304,600	385,800	416,500	428,300	66	270,700	323,500	388,300	408,500	
113	304,800	386,400	416,700	428,500	67	271,800	325,000	389,300	409,600	
114	305,000	387,300	417,000	428,800	68	272,900	326,500	390,300	410,700	
115	305,200	388,200	417,300	429,100	69	274,200	328,200	391,400	411,700	
116	305,500	389,100	417,500	429,300	70	275,600	330,200	392,400	412,900	
117	305,800	389,900	417,700	429,500	71	276,800	332,200	393,500	414,100	
118	306,000	390,600			72	278,000	334,100	394,600	415,300	
119	306,300	391,400			73	278,800	335,900	395,600	415,900	
120	306,600	392,200			74	279,700	337,900	396,700	416,700	
121	306,800	392,800			75	280,700	339,800	397,800	417,400	
122	307,000	393,600			76	281,700	341,700	398,800	417,900	
123	307,200	394,300			77	282,600	343,400	399,700	418,200	
124	307,500	395,000			78	283,600	345,200	400,600	418,600	
125	307,800	395,600			79	284,700	346,900	401,600	419,000	
126		396,300			80	285,500	348,600	402,600	419,400	
127		396,800			81	286,300	350,400	403,400	419,700	
128		397,400			82	287,100	352,100	404,200	420,100	
129		398,100			83	287,900	353,500	404,900	420,500	
130		398,700			84	288,700	355,100	405,700	420,800	
131		399,200			85	289,600	356,300	406,400	421,100	
132		399,700								

定年前  
再任用  
短時間  
勤務学  
校職員  
以外の  
学校職  
員

別表第3 (第5条関係)

学校栄養職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200

	133		400,000			
	134		400,300			
	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
	158		406,800			
	159		407,100			
	160		407,300			
	161		407,500			
定年前再任用短時間勤務学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考

- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	86		290,700	326,500	347,300	
	87		290,900	326,700	347,600	
	88		291,100	327,000	347,900	
	89		291,500	327,400	348,300	
	90		291,700	327,800	348,600	
	91		291,900	328,200	349,000	
	92		292,100	328,600	349,300	
	93		292,500	328,900	349,700	
	94		292,700	329,100	350,000	
	95		292,900	329,500	350,300	
	96		293,200	329,800	350,600	
	97		293,500	330,000	350,900	
	98		293,700	330,300	351,300	
	99		293,900	330,600	351,700	
	100		294,200	330,900	352,100	
	101		294,500	331,100	352,600	
	102		294,700	331,400	353,000	
	103		294,900	331,800	353,400	
	104		295,200	332,000	353,800	
	105		295,500	332,200	354,300	
	106			332,400		
	107			332,800		
	108			333,000		
	109			333,200		
	110			333,600		
	111			334,000		
	112			334,400		
	113			334,600		
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員 以外の 学校職 員	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400

	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
定年前再任用	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
短時間勤務学	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
校職員	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
以外の	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
学校職員	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300

別表第4 (第5条関係)

## 事務職給料表

職員の区分	職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円
1			162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
2			163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
3			164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
4			165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
5			166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
6			167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
7			168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
8			169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
9			170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
10			172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
11			173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
12			174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
13			176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
14			177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
15			179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
16			180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
17			181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
18			183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19			184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20			186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21			187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22			189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23			191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24			194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25			196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26			197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27			199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28			200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29			202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30			203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31			205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32			206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33			208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34			209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35			210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36			211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37			213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38			214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39			215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800

86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
94		295,900	343,600		
95		296,200	344,100		
96		296,600	344,500		
97		296,800	344,700		
98		297,100	345,100		
99		297,500	345,500		
100		297,900	345,800		
101		298,100	346,100		
102		298,400	346,500		
103		298,800	346,900		
104		299,100	347,300		
105		299,300	347,800		
106		299,600	348,200		
107		300,000	348,600		
108		300,300	349,000		
109		300,500	349,500		
110		300,900	349,900		
111		301,300	350,200		
112		301,600	350,500		
113		301,800	351,000		
114		302,000			
115		302,300			
116		302,700			
117		302,900			
118		303,100			
119		303,400			
120		303,700			
121		304,100			
122		304,300			
123		304,600			
124		304,900			
125		305,200			
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700
					316,200

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額を、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

## 第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第十二条の五第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

（会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第三条 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第五条及び」を削る。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条中「前五条」を「前四条」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第二条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年六月三十日」を「令和二年六月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十二年六月三十日」を「令和二年六月三十日」に改める。

第四条 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「期末手当」の下に「、勤勉手当」を加える。

第三条第一項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第八項中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

第四条（見出しを含む。）及び第六条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第七条中「期末手当」の下に「、勤勉手当」を加える。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定（学校職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第四項において「給与条例」という。）第十二条の二第二項及び第三項並びに第十二条の五第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定 令和五年四月一日

二 第一条の規定による改正後の給与条例第十二条の二第二項及び第三項並びに第十二条の五第二項の規定並びに第三条の規定（会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（以下この号及び附則第四項において「会計年度任用学校職員条例」という。）附則第一条及び第二条の改正規定を除く。）による改正後の会計年度任用学校職員条例の規定 令和五年十二月一日  
（改定日前の異動者の号給の調整）

3 令和五年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した学校職員及び埼玉県教育委員会（以下この項、附則第五項及び第六項において「教育委員会」という。）の定めるこれに準ずる学校職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 第一条の規定による改正後の給与条例及び第三条の規定による改正後の会計年度任用学校職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例及び第三条の規定による改正前の会計年度任用学校職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例及び第三条の規定による改正後の会計年度任用学校職員条例の規定による給与の内

払とみなす。

(教育委員会への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会  
が定める。

(人事委員会との協議)

6 この条例に基づき教育委員会が定める事項については、あらかじめ埼玉県人事  
委員会と協議するものとする。

## 規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第六十四号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

4 前三項の規定により算出した報酬の基本額が、次の各号に掲げる第一号会計年度任用職員の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、前三項の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。）別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額（以下この項及び第十六条第三項において「給料月額」という。）に相当する額を報酬等基準額とするものとする。

一 条例第二条第四項の月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員 給料月額に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）

二 条例第二条第五項の日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員 給料月額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）

第七条第一項中「職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。

次条第二項及び第十条第三項第一号において「給与条例」という。）を「給与条例」に改める。

第十四条第一号中「第六十五条の二」を「第六十五条の三」に改め、同条第二号中「第六十五条の三」を「第六十五条の四」に改める。

第十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項において準用する第五条第三項の規定により算出した第二号会計年度任用職員の給料の額が給料月額を超えるときは、前二項の規定にかかわらず、給料月額に相当する額をその者の給料の額とするものとする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。



別表第 2 (第 2 条関係)

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士(管理栄養士を除く。) 衛生検査技師	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	250,778	221,530	201,331	219,023	229,923	213,570	220,781
2			203,160	220,546		215,500	222,610
3			205,089	221,968		216,922	224,539
4			206,308	223,289		218,750	225,758
5			207,832	224,914		220,781	227,282
6			209,254	225,929		222,610	228,704
7			210,473	227,047		224,539	229,923
8			211,996	230,980		225,758	
9			213,418			227,282	
10			214,739			228,704	
11			216,364			229,923	
12			217,379				
13			218,497				
14			221,530				

別表第 1 (第 2 条関係)

医療職報酬等基準額表(1)

職種	医師及び歯科医師
号給	月額
1	円 460,300

別表第4（第2条関係）

行政事務報酬等基準額表

職種	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
	円	円
1	169,217	205,579
2	170,334	207,001
3	171,451	208,423
4	172,569	209,845
5	173,584	211,267
6	175,006	212,588
7	176,327	213,908
8	177,647	215,228
9	178,866	216,549
10	180,390	217,768
11	181,913	218,987
12	183,538	220,104
13	184,656	221,221
14	186,078	222,338
15	187,500	223,354
16	188,922	224,370
17	190,242	225,284
18	192,578	226,198

別表第3（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(3)

職種	保健師	看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	看護師 (外来業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務に従事するもの)
		円	円	円	円
1		236,147	235,637	225,587	203,673
2		237,569	237,465	227,415	
3		238,889	239,293	229,243	
4		239,803	241,020	230,970	
5		241,225	242,747	232,697	
6		242,241			
7		243,257			

別表第5 (第5条、第16条関係)  
報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	6,100
2	12,200
3	18,300
4	24,400

19	194,813	227,112
20	197,047	228,026
21	199,282	228,941
22	201,009	229,855
23	202,532	230,769
24	204,056	231,683
25	205,579	232,496

第二条 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「次項、第十二条及び第十七条において」を「以下」に改める。

第十条第一項第四号中「第七条第一項」を「第七条」に改め、同条第二項第一号中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当の勤務期間の特例)

第十一条の二 会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間には、基準日以前六

月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

2 基準日前一月以内において退職した第十条第三項各号に掲げる職員の当該職員としての在職期間は、会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間に算入しない。

第十二条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項中「限る」の下に「。次条第三項において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当基礎額）

第十二条の二 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき基本報酬の月額とする。

2 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき一月分の基本報酬の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数が異なる第一号会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額は、基準日前六月以内の期間においてその者が受けた基本報酬の額の一月当たりの平均額とする。

第十三条の見出し中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条中「前三条」を「第十条から前条まで」に改め、「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

第十五条第四項中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第五条第四項、第七条第一項及び第十六条の規定並びに別表第一から別表第五までの規定は、令和五年四月一日から適用する。

（報酬の内払）

3 改正後の規則の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

## 規則

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六十五号

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則（平成十四年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 本所（第二条―第六条）

第三章 支所（第七条・第八条）

第四章 雑則（第九条）

附則

第一章 総則

第一条中「第十六条」を「第二十条」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 本所

第七条を第九条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 雑則

第六条の次に次の一章を加える。

第三章 支所

（入所手続）

第七条 条例第十六条第一項の規定による入所の承認を受けようとする者は、様式第四号の入所申込書を所長に提出しなければならない。

2 条例第十六条第一項の規定による入所の承認又は不承認は、様式第五号の通知書を交付して行うものとする。

（退所手続）

第八条 支所に入所した者は、退所するときは、所長に様式第六号の退所届を提出するものとする。

様式第一号（一）から様式第三号までを次のように改める。

様式第1号(1) (第2条関係)

埼玉県男女共同参画推進センター利用申請書						
						年 月 日
(宛先) 埼玉県男女共同参画推進センター所長						
〒 住 所 _____						
団 体 名 _____ 代表者名 _____ 又は氏名 _____ 電話 _____						
ふりがな 担当者名 _____ 電話 _____						
次のとおり利用したいので申請します。						
催物の名称					集合予定人員	人
利用目的						
施 設 名	年 月 日	曜日	午 前	午 後	夜 間	備 考
附属設備			備考			

注 太線内は、午前、午後及び夜間の区分のうち該当する欄に○印を記入してください。

様式第1号(2) (第2条関係)

埼玉県男女共同参画推進センター利用変更申請書							
						年 月 日	
(宛先) 埼玉県男女共同参画推進センター所長							
〒 住 所 _____							
団 体 名 _____ 代表者名 _____ 又は氏名 _____ 電話 _____							
ふりがな 担当者名 _____ 電話 _____							
次のとおり利用の変更をしたいので申請します。							
催物の名称					集合予定人員	人	
変 更 内 容	日時の変更・追加 ( )		変更	理由			
施設名		年 月 日	曜日	午 前	午 後	夜 間	備 考
附属設備				備考			

注 太線内は、午前、午後及び夜間の区分のうち該当する欄に○印を記入してください。

様式第2号(1) (第2条関係)

埼玉県男女共同参画推進センター利用許可書  〒 住 所 _____  団 体 名 _____ 代表者名 _____ 又は氏名 _____ 様 電話 _____  ふりがな 担当者名 _____ 様 電話 _____						
催物の名称				集合予定人員	人	
利用目的						
施 設 名	年 月 日	曜 日	使 用 料 (円)			
			午 前	午 後	夜 間	計
附属設備	(有・無)	小 計				
附属設備 使用料	円	合 計	円			
利用の条件						
備 考						
上記のとおりセンターの利用を許可します。 年 月 日 埼玉県男女共同参画推進センター所長 印						
許可番号	第	号				

- 注 1 準備及び後片付けの時間は、利用時間に含まれています。
- 2 利用の際は、この許可書を受付に提示してください。



様式第2号(2) (第2条関係)

埼玉県男女共同参画推進センター利用変更許可書  〒 住 所 _____  団 体 名 _____ 代表者名 _____ 又は氏名 _____ 様 電話 _____  ふりがな 担当者名 _____ 様 電話 _____							
催物の名称					集合予定人員	人	
変更内容	日時の変更・追加 ( )			変更			
	施設等の変更・追加 ( )			理由			
施 設 名	年 月 日	曜 日	使 用 料 (円)				
			午 前	午 後	夜 間	計	
附属設備	(有・無)	小 計					
附属設備 使用料	円	変更後の 使用料合計	円	既納の 使用料	円	納入すべき 使用料	円
利用の条件							
備 考							
上記のとおりセンターの利用の変更を許可します。 年 月 日 埼玉県男女共同参画推進センター所長 印							
許可番号	第	号					

- 注 1 準備及び後片付けの時間は、利用時間に含まれています。
- 2 利用の際は、この許可書を受付に提示してください。

様式第3号（第6条関係）

埼玉県男女共同参画推進センター使用料減額（免除）申請書						
						年 月 日
（宛先） 埼玉県男女共同参画推進センター所長						
〒 住 所 _____						
団 体 名 _____ 代表者名 _____ 又は氏名 _____ 電話 _____ <small>ふりがな</small> 担当者名 _____ 電話 _____						
次のとおり使用料の減額（免除）を受けたいので申請します。						
催物の名称					集合予定人員	人
利用目的						
施 設 名	年 月 日	曜日	午 前	午 後	夜 間	小計
						円
						円
						円
						円
						円
合 計						円
減額（免除）を 受けよう する金額						
減額（免除）を 受けよう する理由						
備 考						

- 注 1 太線内だけ記入してください。  
 2 午前、午後及び夜間の区分のうち該当する欄に○印を記入してください。

様式第三号の次に次の四様式を加える。

様式第4号（第7条関係）

一時保護のための施設  
 自立支援のための施設  
 入所申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県男女共同参画推進センター所長

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

次のとおり 一時保護のための施設  
 自立支援のための施設 に入所したいので申し込みます。

申 込 み の 理 由					
同 伴 す る 家 族	氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢	備 考

入所承認通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県男女共同参画推進センター所長 印

年 月 日付けの 一時保護のための施設  
自立支援のための施設 への入所申込みについ

ては、承認することに決定したので通知します。

入所不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県男女共同参画推進センター所長 印

年 月 日付けの 一時保護のための施設 への入所申込みについて  
自立支援のための施設

は、下記の理由で不承認とすることに決定したので通知します。

記

(理由)

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

一時保護のための施設  
自立支援のための施設

退 所 届

年 月 日

（宛先）

埼玉県男女共同参画推進センター所長

氏 名 \_\_\_\_\_

下記の理由により退所したいので届け出ます。

記

理由

.....  
.....  
.....

退所後の住所（連絡先）

.....  
.....  
.....

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

### (埼玉県婦人相談センター管理規則の廃止)

2 埼玉県婦人相談センター管理規則（昭和六十一年埼玉県規則第十五号）は、廃止する。

### (経過措置)

3 この規則による改正前の埼玉県男女共同参画推進センター管理規則に定める様式及び前項の規定による廃止前の埼玉県婦人相談センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



# 規 則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

## 埼玉県人事委員会規則七―一〇八四

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五六）の一部を次のように改正する。

### 別表第一中

308,600円	50,800円
308,600	50,800
308,600	50,800
308,600	50,800
308,600	50,800
308,600	50,800
308,600	49,000
308,600	47,200
308,600	45,400
308,600	43,600
308,600	41,800
308,600	40,000
308,600	38,200
308,600	36,400
308,600	35,000
308,600	33,600
305,300	32,200
302,000	30,800
298,700	29,400
295,400	28,000
292,100	26,600
278,300	26,000
264,300	25,400
250,800	24,400
236,900	23,800
223,200	23,200
205,600	22,600
188,500	22,000
171,200	21,200
153,600	20,900

を

135,600	20,500
117,300	19,900
99,400	19,000
73,400	18,100
49,100	17,400

309,200円	51,100円
309,200	51,100
309,200	51,100
309,200	51,100
309,200	51,100
309,200	51,100
309,200	49,300
309,200	47,500
309,200	45,700
309,200	43,900
309,200	42,100
309,200	40,300
309,200	38,500
309,200	36,700
309,200	35,300
309,200	33,900
305,900	32,500
302,600	31,100
299,300	29,700
296,000	28,300
292,700	26,900
279,700	26,300
265,700	25,700
252,200	24,700
238,300	24,100
224,600	23,500
207,000	22,900
189,900	22,300

に改める。

172,600	21,500
155,000	21,200
137,000	20,800
118,700	20,200
100,800	19,300
76,200	18,400
51,900	17,700

### 別表第二中

35,600円
35,600
35,600
35,600
35,600
35,600
34,300
33,000
31,800
30,500
29,300
28,000
26,700
25,500
24,500
23,500
22,500
21,600
20,600
19,600
18,600
18,200
17,800
17,100
16,700
16,200
15,800
15,400
14,800

を

35,800円
35,800
35,800
35,800
35,800
35,800
34,500
33,300
32,000
30,700
29,500
28,200
27,000
25,700
24,700
23,700
22,800
21,800
20,800
19,800
18,800
18,400
18,000
17,300
16,900
16,500
16,000

に改める。

15,600
15,100
14,800
14,600
14,100
13,500
12,900
12,400

14,600
14,400
13,900
13,300
12,700
12,200

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

## 規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇八五

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の二百以下」を「百分の二百十以下」に、「百分の二百四十」を「百分の二百五十」に、「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改める。

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の二百十」を「百分の二百五」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十五」に、「百分の百以下」を「百分の九十七・五以下」に、「百分の百二十」を「百分の百十七・五」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

## 規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇八六

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二二）の一部を次のように改正する。

別表第七を次のように改める。

別表第七 昇格時号給対応表（第22条関係）

イ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	3	1

20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		

53	21	37	37	45	43	30	30		
54	21	37	38	46	43	30	30		
55	22	38	39	47	44	30	30		
56	22	38	40	48	44	30	30		
57	23	39	41	49	45	31	30		
58	23	39	42	50	45	31	31		
59	24	40	43	51	46	31	31		
60	24	40	44	52	46	31	31		
61	25	41	45	53	47	31	31		
62	25	42	45	54	47	31			
63	26	43	45	55	48	31			
64	26	44	46	56	48	31			
65	27	45	46	57	49	31			
66	27	45	46	58	49	31			
67	28	46	47	59	50	31			
68	28	46	47	60	50	31			
69	29	47	47	61	50	31			
70	29	47	48	62	50	31			
71	29	48	48	63	50	31			
72	30	48	48	64	50	31			
73	30	49	49	65	50	31			
74	30	49	49	66	50	31			
75	31	49	49	67	50	31			
76	31	49	50	68	50	31			
77	31	49	50	68	51	31			
78	32	50	50	68	51	32			
79	32	50	51	68	51	32			
80	32	50	51	68	51	32			
81	33	50	51	69	51	32			
82	33	50	52	69	51	32			
83	33	51	52	69	51	32			
84	34	51	52	69	51	32			
85	34	51	53	69	51	33			

86	34	51	53	70	51				
87	35	51	53	70	51				
88	35	52	53	70	51				
89	35	52	54	71	52				
90	36	52	54	72	52				
91	36	52	54	73	52				
92	36	52	54	74	52				
93	37	53	55	75	53				
94		53	55						
95		53	55						
96		53	55						
97		53	55						
98		54	55						
99		54	55						
100		54	56						
101		54	56						
102		54	56						
103		55	56						
104		55	56						
105		55	56						
106		55	56						
107		55	57						
108		56	57						
109		56	57						
110		56	57						
111		56	57						
112		56	57						
113		56	57						
114		56							
115		56							
116		56							
117		57							
118		57							

119		57							
120		57							
121		57							
122		57							
123		57							
124		57							
125		57							

ロ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10	10



23	15	11	7	1	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	23	39	39	35	30
48	40	36	32	24	24	40	40	36	30
49	41	37	33	25	25	41	41	37	30
50	42	38	34	26	26	42	42	38	31
51	43	39	35	27	27	43	43	39	31
52	44	40	36	28	28	44	44	40	31
53	45	41	37	29	29	45	45	41	31
54	46	42	38	30	30	46	46	41	31
55	47	43	39	31	31	47	47	42	31

56	48	44	40	32	48	48	42	32
57	49	45	41	33	49	49	43	32
58	50	46	42	34	50	49	43	32
59	51	47	43	35	51	49	44	32
60	52	48	44	36	52	50	44	32
61	53	49	45	37	53	50	44	32
62	54	50	46	38	54	50	44	
63	55	51	47	39	55	51	44	
64	56	52	48	40	56	51	44	
65	57	53	49	41	57	51	44	
66	58	54	50	42	58	52	44	
67	59	55	51	43	59	52	44	
68	60	56	52	44	60	52	44	
69	61	57	53	45	61	52	45	
70	62	58	53	45	62	52	45	
71	63	59	54	46	63	52	45	
72	64	60	54	46	64	52	45	
73	65	61	55	47	65	52	45	
74	66	62	55	47	66	52	45	
75	67	63	56	48	67	52	45	
76	68	64	56	48	68	53	45	
77	69	65	57	49	68	53	45	
78	69	66	58	50	68	53	45	
79	70	67	59	51	69	53	45	
80	70	68	60	52	70	53	46	
81	71	69	61	53	71	53	46	
82	71	70	62	54	72	53	46	
83	72	71	63	55	73	53	47	
84	72	72	64	56	74	53	47	
85	73	73	65	57	75	53	47	
86	74	74	66	57	76	53		
87	75	75	67	58	77	53		
88	76	76	68	58	78	54		

89	77	77	69	59	79	54		
90	78	78	70	59	80	54		
91	79	79	71	60	81	55		
92	80	80	72	60	82	55		
93	81	81	73	61	83	55		
94	82	82	74	61				
95	83	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	89	82	64				
103	91	90	83	64				
104	92	90	84	64				
105	93	91	85	65				
106	93	91	86	66				
107	93	92	87	67				
108	94	92	88	68				
109	94	93	89	68				
110	94	94	89	68				
111	95	95	90	68				
112	95	96	90	68				
113	95	97	91	68				
114	96	98	91	68				
115	96	99	92	68				
116	96	100	92	68				
117	97	101	93	69				
118	97	101	93	69				
119	98	101	94	69				
120	98	102	94	69				
121	99	102	95	69				

122	99	102	95	69					
123	100	103	96	69					
124	100	103	96	69					
125	101	103	96	69					
126		104	96						
127		104	96						
128		104	96						
129		105	96						
130		105	96						
131		105	96						
132		106	96						
133		106	97						
134		106	97						
135		107	97						
136		107	97						
137		107	97						
138		108	98						
139		108	99						
140		108	100						
141		109	100						
142		109							
143		110							
144		110							
145		111							

ハ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1

6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17

39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	17	10	26	19
43	18	11	27	20
44	18	12	28	20
45	19	13	29	21
46	19	14	29	21
47	20	15	30	22
48	20	16	30	22
49	21	17	31	23
50	22	17	31	23
51	23	17	32	24
52	24	18	32	24
53	25	18	33	25
54	25	18	34	25
55	26	19	35	26
56	26	19	36	26
57	27	19	37	26
58	27	20	37	26
59	28	20	37	27
60	28	20	38	27
61	29	21	38	27
62	29	21	38	28
63	29	22	39	28
64	30	22	39	28
65	30	23	39	29
66	30	23	40	29
67	31	24	40	29
68	31	24	40	30
69	31	25	41	30
70	32	25	41	30
71	32	25	42	31

72	32	26	42	31
73	33	26	42	31
74	33	26	42	31
75	34	27	43	31
76	34	27	43	31
77	35	27	43	32
78	35	28	44	
79	36	28	44	
80	36	28	44	
81	37	29	45	
82	37	30	45	
83	38	31	45	
84	38	32	46	
85	39	33	46	
86	39	33	46	
87	40	33	47	
88	40	33	47	
89	41	34	47	
90	41	34		
91	42	34		
92	42	34		
93	43	35		
94	43	35		
95	44	35		
96	44	35		
97	45	36		
98	46	36		
99	47	36		
100	48	36		
101	49	37		
102	50	37		
103	51	37		
104	52	38		

105	53	38		
106	53	38		
107	53	38		
108	54	38		
109	54	39		
110	54	39		
111	55	39		
112	55	39		
113	55	39		
114	56	40		
115	56	40		
116	56	40		
117	57	40		
118	57	40		
119	58	41		
120	58	41		
121	59	41		

ニ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1



13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21

46	25	30	22
47	25	31	23
48	26	32	24
49	26	33	25
50	26	34	26
51	26	35	27
52	27	36	28
53	27	37	29
54	27	37	30
55	27	38	31
56	28	38	32
57	28	39	33
58	28	39	34
59	28	40	35
60	29	40	36
61	29	41	37
62	29	41	37
63	30	42	38
64	30	42	38
65	31	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43

79				48		44
80				48		44
81				48		44
82				48		44
83				49		45
84				49		45
85				49		45
86				49		45
87				49		46
88				50		46
89				50		47
90				50		
91				50		
92				50		
93				51		
94				51		
95				51		
96				51		
97				51		

ホ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
1	1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	1	
6	1	1	1	1	1	1	1	
7	1	1	1	1	1	1	1	
8	1	1	1	1	1	1	1	
9	1	1	1	1	1	1	1	
10	1	1	1	1	1	1	1	

11	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2	2	2	1
19	1	3	7	3	3	3	3	3	1
20	1	4	8	4	4	4	4	4	1
21	1	5	9	5	5	5	5	5	1
22	2	6	10	6	6	6	6	6	1
23	3	7	11	7	7	7	7	7	1
24	4	8	12	8	8	8	8	8	1
25	5	9	13	9	9	9	9	9	1
26	6	10	14	10	10	10	10	10	2
27	7	11	15	11	11	11	11	11	3
28	8	12	16	12	12	12	12	12	4
29	9	13	17	13	13	13	13	13	5
30	10	14	18	14	14	14	14	14	6
31	11	15	19	15	15	15	15	15	7
32	12	16	20	16	16	16	16	16	8
33	13	17	21	17	17	17	17	17	9
34	14	18	22	18	18	18	18	18	10
35	15	19	23	19	19	19	19	19	11
36	16	20	24	20	20	20	20	20	12
37	17	21	25	21	21	21	21	21	12
38	18	22	26	22	22	22	21	21	12
39	19	23	27	23	23	23	22	22	12
40	20	24	28	24	24	24	22	22	13
41	21	25	29	25	25	25	23	23	13
42	22	26	30	26	26	26	23	23	13
43	23	27	31	27	27	27	24	24	13

44	24	28	32	28	28	24	14
45	25	29	33	29	29	25	14
46	25	30	34	30	30	25	14
47	26	31	35	31	31	25	14
48	26	32	36	32	32	25	15
49	27	33	37	33	33	25	15
50	27	34	38	33	33	25	15
51	28	35	39	34	33	26	15
52	28	36	40	34	34	26	16
53	29	37	41	35	34	26	16
54	29	38	42	35	34	26	
55	30	39	43	36	35	26	
56	30	40	44	36	35	26	
57	31	41	45	37	35	27	
58	31	42	46	37	36	27	
59	32	43	47	38	36	27	
60	32	44	48	38	36	27	
61	33	45	49	39	37	27	
62	33	46	50	39	37	27	
63	34	47	51	40	38	28	
64	34	48	52	40	38	28	
65	35	49	53	41	39	28	
66	35	50	54	41	39		
67	36	51	55	41	40		
68	36	52	56	42	40		
69	37	53	57	42	40		
70	37	53	58	42	40		
71	38	54	59	43	40		
72	38	54	60	43	41		
73	39	55	61	43	41		
74	39	55	61	44	41		
75	40	56	62	44	41		
76	40	56	62	44	41		

77	41	57	63	45	42		
78	41	57	63	45	42		
79	41	57	64	45	42		
80	42	58	64	45	42		
81	42	58	65	46	42		
82	42	58	65	46	43		
83	43	59	66	46	43		
84	43	59	66	46	43		
85	43	59	67	47	43		
86		60	67	47			
87		60	68	47			
88		60	68	47			
89		60	69	47			
90		60	70	48			
91		61	71	48			
92		61	72	48			
93		61	73	48			
94		61	73	48			
95		61	74	49			
96		62	74	49			
97		62	74	49			
98		62	74	49			
99		62	74	49			
100		62	74	50			
101		63	74	50			
102		63	74	50			
103		63	74	50			
104		63	74	50			
105		63	74	51			
106			74				
107			74				
108			74				
109			74				

110			74				
111			74				
112			74				
113			74				

医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	
6	1	1	1	1	1	1	
7	1	1	1	1	1	1	
8	1	1	1	1	1	1	
9	1	1	1	1	1	1	
10	1	1	1	1	1	1	
11	1	1	1	1	1	1	
12	1	1	1	1	1	1	
13	1	1	1	1	1	1	
14	1	1	2	1	1	1	
15	1	1	3	1	1	1	
16	1	1	4	1	1	1	
17	1	1	5	1	1	1	
18	2	1	6	2	1	2	
19	3	1	7	3	1	3	
20	4	1	8	4	1	4	
21	5	1	9	5	1	5	
22	6	1	10	6	2	6	
23	7	1	11	7	3	7	
24	8	1	12	8	4	8	
25	9	1	13	9	5	9	

26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	41	34	46	42	33	37



59	42	35	47	43	34	37
60	42	36	48	44	34	37
61	43	37	49	45	35	37
62	43	38	50	46	35	38
63	44	39	51	47	36	38
64	44	40	52	48	36	38
65	45	41	53	49	37	38
66	46	42	54	50	37	38
67	47	43	55	51	38	39
68	48	44	56	52	38	39
69	49	45	57	53	39	39
70	50	46	58	53	39	
71	51	47	59	54	40	
72	52	48	60	54	40	
73	53	49	61	55	41	
74	54	50	62	55	41	
75	55	51	63	56	41	
76	56	52	64	56	41	
77	57	53	65	57	41	
78	58	54	66	58	41	
79	59	55	67	59	42	
80	60	56	68	60	42	
81	61	57	69	61	42	
82	62	58	70	61	42	
83	63	59	71	62	42	
84	64	60	72	62	42	
85	65	61	73	63	43	
86	65	62	74	63	43	
87	66	63	75	64	43	
88	66	64	76	64	43	
89	67	65	77	65	43	
90	67	66	78	65	43	
91	68	67	79	66	44	

92	68	68	80	66	44	
93	69	69	81	67	44	
94	70	70	82	67		
95	71	71	83	68		
96	72	72	84	68		
97	73	73	85	68		
98	74	74	85	68		
99	75	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	77	78	87	69		
103	78	79	88	70		
104	78	80	88	70		
105	79	81	89	70		
106	79	81	90	70		
107	80	81	91	71		
108	80	82	92	71		
109	81	82	92	71		
110	81	82	92	71		
111	81	83	93	72		
112	81	83	93	72		
113	81	83	93	73		
114	82	84	94			
115	82	84	94			
116	82	84	94			
117	82	85	95			
118	82	85	95			
119	83	85	95			
120	83	85	96			
121	83	86	96			
122	83	86	96			
123	83	86	97			
124	84	86	97			

125	84	87	97				
126	84	87					
127	84	87					
128	84	87					
129	85	88					
130	85	88					
131	85	88					
132	86	88					
133	86	89					
134	86	89					
135	87	89					
136	87	90					
137	87	90					
138	88	90					
139	88	90					
140	88	90					
141	89	91					
142	89	91					
143	89	91					
144	89	91					
145	90	91					
146	90	92					
147	90	92					
148	90	92					
149	91	92					
150	91	92					
151	91	93					
152	91	93					
153	92	93					
154	92						
155	92						
156	92						
157	93						

158	93								
159	93								
160	94								
161	94								
162	94								
163	95								
164	95								
165	95								
166	96								
167	96								
168	96								
169	97								

別表第七の二を次のように改める。

別表第七の2 降格時号給対応表 (第23条関係)

イ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	34	18	18	10	10	14	14	18	22
3	35	19	19	11	11	15	15	19	23
4	36	20	20	12	12	16	16	20	24
5	37	21	21	13	13	17	17	21	25
6	38	22	22	14	14	18	18	22	26
7	39	23	23	15	15	19	19	23	27
8	40	24	24	16	16	20	20	24	28
9	41	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41

16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	54	37	37	29	29	34	33	45	41
22	56	38	38	30	30	36	34	45	
23	58	39	39	31	31	38	35	45	
24	60	40	40	32	32	40	36	45	
25	62	41	41	33	33	42	38	45	
26	64	42	42	34	34	44	40	45	
27	66	43	43	35	35	46	42	45	
28	68	44	44	36	36	48	47	45	
29	71	45	45	37	37	52	52	45	
30	74	46	46	38	38	56	57	45	
31	77	47	47	39	39	77	61	45	
32	80	48	48	40	40	84	61	45	
33	83	49	49	41	41	85	61	45	
34	86	50	50	42	42	85	61	45	
35	89	51	51	43	43	85	61	45	
36	92	52	52	44	44	85	61	45	
37	93	54	53	45	45	85	61	45	
38	93	56	54	46	46	85	61	45	
39	93	58	55	47	47	85	61	45	
40	93	60	56	48	48	85	61	45	
41	93	61	57	49	50	85	61	45	
42	93	62	58	50	52	85	61		
43	93	63	59	51	54	85	61		
44	93	64	60	52	56	85	61		
45	93	66	63	53	58	85	61		
46	93	68	66	54	60	85			
47	93	70	69	55	62	85			
48	93	72	72	56	64	85			

49	93	77	75	57	66	85			
50	93	82	78	58	76	85			
51	93	87	81	59	88	85			
52	93	92	84	60	92	85			
53	93	97	88	61	93	85			
54	93	102	92	62	93	85			
55	93	107	99	63	93	85			
56	93	116	106	64	93	85			
57	93	125	113	65	93	85			
58	93	125	113	66	93	85			
59	93	125	113	67	93	85			
60	93	125	113	68	93	85			
61	93	125	113	69	93	85			
62	93	125	113	70	93				
63	93	125	113	71	93				
64	93	125	113	72	93				
65	93	125	113	73	93				
66	93	125	113	74	93				
67	93	125	113	75	93				
68	93	125	113	80	93				
69	93	125	113	85	93				
70	93	125	113	88	93				
71	93	125	113	89	93				
72	93	125	113	90	93				
73	93	125	113	91	93				
74	93	125	113	92	93				
75	93	125	113	93	93				
76	93	125	113	93	93				
77	93	125	113	93	93				
78	93	125	113	93	93				
79	93	125	113	93	93				
80	93	125	113	93	93				
81	93	125	113	93	93				



115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	10	14	18	26	10	10	14	14
3	11	15	19	27	11	11	15	15
4	12	16	20	28	12	12	16	16
5	13	17	21	29	13	13	17	17
6	14	18	22	30	14	14	18	18
7	15	19	23	31	15	15	19	19
8	16	20	24	32	16	16	20	20
9	17	21	25	33	17	17	21	21
10	18	22	26	34	18	18	22	22
11	19	23	27	35	19	19	23	23
12	20	24	28	36	20	20	24	24
13	21	25	29	37	21	21	25	25
14	22	26	30	38	22	22	26	26
15	23	27	31	39	23	23	27	27
16	24	28	32	40	24	24	28	28
17	25	29	33	41	25	25	29	29
18	26	30	34	42	26	26	30	30



19	27	31	35	43	27	27	31	31
20	28	32	36	44	28	28	32	32
21	29	33	37	45	29	29	33	33
22	30	34	38	46	30	30	34	34
23	31	35	39	47	31	31	35	35
24	32	36	40	48	32	32	36	36
25	33	37	41	49	33	33	37	37
26	34	38	42	50	34	34	38	38
27	35	39	43	51	35	35	39	39
28	36	40	44	52	36	36	40	40
29	37	41	45	53	37	37	41	43
30	38	42	46	54	38	38	42	49
31	39	43	47	55	39	39	43	55
32	40	44	48	56	40	40	44	61
33	41	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	59	63	74	55	55	85	
48	56	60	64	76	56	56	85	
49	57	61	65	77	57	59	85	
50	58	62	66	78	58	62	85	
51	59	63	67	79	59	65	85	

52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	70	81	61	87	85	
54	62	66	72	82	62	90	85	
55	63	67	74	83	63	93	85	
56	64	68	76	84	64	93	85	
57	65	69	77	86	65	93	85	
58	66	70	78	88	66	93	85	
59	67	71	79	90	67	93	85	
60	68	72	80	92	68	93	85	
61	69	73	81	95	69	93	85	
62	70	74	82	98	70	93		
63	71	75	83	101	71	93		
64	72	76	84	104	72	93		
65	73	77	85	105	73	93		
66	74	78	86	106	74	93		
67	75	79	87	107	75	93		
68	76	80	88	116	78	93		
69	78	81	89	125	79	93		
70	80	82	90	125	80	93		
71	82	83	91	125	81	93		
72	84	84	92	125	82	93		
73	85	85	93	125	83	93		
74	86	86	94	125	84	93		
75	87	87	95	125	85	93		
76	88	88	96	125	86	93		
77	89	89	97	125	87	93		
78	90	90	98	125	88	93		
79	91	91	99	125	89	93		
80	92	92	100	125	90	93		
81	93	93	101	125	91	93		
82	94	94	102	125	92	93		
83	95	95	103	125	93	93		
84	96	96	104	125	93	93		

85	97	97	105	125	93	93		
86	98	98	106	125	93			
87	99	99	107	125	93			
88	100	100	108	125	93			
89	101	102	110	125	93			
90	102	104	112	125	93			
91	103	106	114	125	93			
92	104	108	116	125	93			
93	107	109	118	125	93			
94	110	110	120					
95	113	111	122					
96	116	112	132					
97	118	113	137					
98	120	114	138					
99	122	115	139					
100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					

118	125	145	141				
119	125	145	141				
120	125	145	141				
121	125	145	141				
122	125	145	141				
123	125	145	141				
124	125	145	141				
125	125	145	141				
126	125	145					
127	125	145					
128	125	145					
129	125	145					
130	125	145					
131	125	145					
132	125	145					
133	125	145					
134	125	145					
135	125	145					
136	125	145					
137	125	145					
138	125	145					
139	125	145					
140	125	145					
141	125	145					
142	125						
143	125						
144	125						
145	125						

ハ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21

2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	42	51	33	38
18	44	54	34	40
19	46	57	35	42
20	48	60	36	44
21	49	62	37	46
22	50	64	38	48
23	51	66	39	50
24	52	68	40	52
25	54	71	41	54
26	56	74	42	58
27	58	77	43	61
28	60	80	44	64
29	63	81	46	67
30	66	82	48	70
31	69	83	50	76
32	72	84	52	77
33	74	88	53	77
34	76	92	54	77

35	78	96	55	77
36	80	100	56	77
37	82	103	59	77
38	84	108	62	77
39	86	113	65	77
40	88	118	68	77
41	90	121	70	77
42	92	121	74	77
43	94	121	77	77
44	96	121	80	77
45	97	121	83	77
46	98	121	86	77
47	99	121	89	77
48	100	121	89	77
49	101	121	89	77
50	102	121	89	77
51	103	121	89	77
52	104	121	89	77
53	107	121	89	77
54	110	121	89	77
55	113	121	89	77
56	116	121	89	77
57	118	121	89	77
58	120	121	89	77
59	121	121	89	77
60	121	121	89	77
61	121	121	89	77
62	121	121	89	77
63	121	121	89	77
64	121	121	89	77
65	121	121	89	77
66	121	121	89	77
67	121	121	89	77

68	121	121	89	77
69	121	121	89	77
70	121	121	89	77
71	121	121	89	77
72	121	121	89	77
73	121	121	89	77
74	121	121	89	
75	121	121	89	
76	121	121	89	
77	121	121	89	
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			

101	121		
102	121		
103	121		
104	121		
105	121		
106	121		
107	121		
108	121		
109	121		
110	121		
111	121		
112	121		
113	121		
114	121		
115	121		
116	121		
117	121		
118	121		
119	121		
120	121		
121	121		

ニ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32



9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	47	41	49
26	51	42	50
27	55	43	51
28	59	44	52
29	62	45	53
30	64	46	54
31	65	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70

42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	

75	65		97	
76	65		97	
77	65		97	
78	65		97	
79	65		97	
80	65		97	
81	65		97	
82	65		97	
83	65		97	
84	65		97	
85	65		97	
86	65		97	
87	65		97	
88	65		97	
89	65		97	
90	65			
91	65			
92	65			
93	65			
94	65			
95	65			
96	65			
97	65			

ホ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	21	17	13	17	17	17	25
2	22	18	14	18	18	18	26
3	23	19	15	19	19	19	27
4	24	20	16	20	20	20	28
5	25	21	17	21	21	21	29
6	26	22	18	22	22	22	30

7	27	23	19	23	23	23	31
8	28	24	20	24	24	24	32
9	29	25	21	25	25	25	33
10	30	26	22	26	26	26	34
11	31	27	23	27	27	27	35
12	32	28	24	28	28	28	39
13	33	29	25	29	29	29	43
14	34	30	26	30	30	30	47
15	35	31	27	31	31	31	51
16	36	32	28	32	32	32	53
17	37	33	29	33	33	33	53
18	38	34	30	34	34	34	53
19	39	35	31	35	35	35	53
20	40	36	32	36	36	36	53
21	41	37	33	37	37	38	53
22	42	38	34	38	38	40	53
23	43	39	35	39	39	42	53
24	44	40	36	40	40	44	53
25	46	41	37	41	41	50	53
26	48	42	38	42	42	56	53
27	50	43	39	43	43	62	53
28	52	44	40	44	44	65	53
29	54	45	41	45	45	65	53
30	56	46	42	46	46	65	53
31	58	47	43	47	47	65	53
32	60	48	44	48	48	65	53
33	62	49	45	50	51	65	53
34	64	50	46	52	54	65	53
35	66	51	47	54	57	65	53
36	68	52	48	56	60	65	53
37	70	53	49	58	62	65	53
38	72	54	50	60	64	65	
39	74	55	51	62	66	65	

40	76	56	52	64	71	65		
41	79	57	53	67	76	65		
42	82	58	54	70	81	65		
43	85	59	55	73	85	65		
44	85	60	56	76	85	65		
45	85	61	57	80	85	65		
46	85	62	58	84	85	65		
47	85	63	59	89	85	65		
48	85	64	60	94	85	65		
49	85	65	61	99	85	65		
50	85	66	62	104	85	65		
51	85	67	63	105	85	65		
52	85	68	64	105	85	65		
53	85	70	65	105	85	65		
54	85	72	66	105	85			
55	85	74	67	105	85			
56	85	76	68	105	85			
57	85	79	69	105	85			
58	85	82	70	105	85			
59	85	85	71	105	85			
60	85	90	72	105	85			
61	85	95	74	105	85			
62	85	100	76	105	85			
63	85	105	78	105	85			
64	85	105	80	105	85			
65	85	105	82	105	85			
66	85	105	84	105				
67	85	105	86	105				
68	85	105	88	105				
69	85	105	89	105				
70	85	105	90	105				
71	85	105	91	105				
72	85	105	92	105				

73	85	105	94	105			
74	85	105	113	105			
75	85	105	113	105			
76	85	105	113	105			
77	85	105	113	105			
78	85	105	113	105			
79	85	105	113	105			
80	85	105	113	105			
81	85	105	113	105			
82	85	105	113	105			
83	85	105	113	105			
84	85	105	113	105			
85	85	105	113	105			
86	85	105	113				
87	85	105	113				
88	85	105	113				
89	85	105	113				
90	85	105	113				
91	85	105	113				
92	85	105	113				
93	85	105	113				
94	85	105	113				
95	85	105	113				
96	85	105	113				
97	85	105	113				
98	85	105	113				
99	85	105	113				
100	85	105	113				
101	85	105	113				
102	85	105	113				
103	85	105	113				
104	85	105	113				
105	85	105	113				

106		105					
107		105					
108		105					
109		105					
110		105					
111		105					
112		105					
113		105					

医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	25	13	17	21	17
2	18	26	14	18	22	18
3	19	27	15	19	23	19
4	20	28	16	20	24	20
5	21	29	17	21	25	21
6	22	30	18	22	26	22
7	23	31	19	23	27	23
8	24	32	20	24	28	24
9	25	33	21	25	29	25
10	26	34	22	26	30	26
11	27	35	23	27	31	27
12	28	36	24	28	32	28
13	29	37	25	29	33	29
14	30	38	26	30	34	30
15	31	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37

22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49
34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	56
37	53	61	49	53	66	61
38	54	62	50	54	68	66
39	55	63	51	55	70	69
40	56	64	52	56	72	69
41	58	65	53	57	78	69
42	60	66	54	58	84	69
43	62	67	55	59	90	69
44	64	68	56	60	93	69
45	65	69	57	61	93	69
46	66	70	58	62	93	69
47	67	71	59	63	93	69
48	68	72	60	64	93	69
49	69	73	61	65	93	69
50	70	74	62	66	93	69
51	71	75	63	67	93	69
52	72	76	64	68	93	69
53	73	77	65	70	93	69
54	74	78	66	72	93	69



55	75	79	67	74	93	69
56	76	80	68	76	93	69
57	77	81	69	77	93	69
58	78	82	70	78	93	
59	79	83	71	79	93	
60	80	84	72	80	93	
61	81	85	73	82	93	
62	82	86	74	84	93	
63	83	87	75	86	93	
64	84	88	76	88	93	
65	86	89	77	90	93	
66	88	90	78	92	93	
67	90	91	79	94	93	
68	92	92	80	98	93	
69	93	93	81	102	93	
70	94	94	82	106		
71	95	95	83	110		
72	96	96	84	112		
73	97	97	85	113		
74	98	98	86	113		
75	99	99	87	113		
76	100	100	88	113		
77	102	101	89	113		
78	104	102	90	113		
79	106	103	91	113		
80	108	104	92	113		
81	113	107	93	113		
82	118	110	94	113		
83	123	113	95	113		
84	128	116	96	113		
85	131	120	98	113		
86	134	124	100	113		
87	137	128	102	113		

88	140	132	104	113		
89	144	135	105	113		
90	148	140	106	113		
91	152	145	107	113		
92	156	150	110	113		
93	159	153	113	113		
94	162	153	116			
95	165	153	119			
96	168	153	122			
97	169	153	125			
98	169	153	125			
99	169	153	125			
100	169	153	125			
101	169	153	125			
102	169	153	125			
103	169	153	125			
104	169	153	125			
105	169	153	125			
106	169	153	125			
107	169	153	125			
108	169	153	125			
109	169	153	125			
110	169	153	125			
111	169	153	125			
112	169	153	125			
113	169	153	125			
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				

121	169	153				
122	169	153				
123	169	153				
124	169	153				
125	169	153				
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

## 附 則

### (施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の初任給規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

### (経過措置)

2 令和五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に埼玉県人事委員会会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

# 規 則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

## 埼玉県教育委員会規則第三十号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育  
 委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第十七を次のように改める。

別表第17 昇格時号給対応表（第20条関係）

イ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	2	1
27	7	3	3	1
28	8	4	4	1
29	9	5	5	1
30	10	6	6	1

65	35	41	41	25
66	35	42	42	25
67	36	43	43	26
68	36	44	44	26
69	37	45	45	27
70	37	46	46	27
71	38	47	47	28
72	38	48	48	28
73	39	49	49	29
74	39	50	50	29
75	40	51	51	30
76	40	52	52	30
77	41	53	53	31
78	41	54	54	31
79	42	55	55	32
80	42	56	56	32
81	43	57	57	33
82	43	58	58	33
83	44	59	59	33
84	44	60	60	33
85	45	61	61	34
86	45	62	61	34
87	46	63	62	34
88	46	64	62	34
89	47	65	63	35
90	47	66	63	35
91	48	67	64	35
92	48	68	64	35
93	49	69	65	36
94	49	70	66	36
95	50	71	67	36
96	50	72	68	36
97	51	73	69	37
98	51	74	69	37

31	11	7	7	1
32	12	8	8	1
33	13	9	9	1
34	14	10	10	1
35	15	11	11	1
36	16	12	12	1
37	17	13	13	1
38	18	14	14	1
39	19	15	15	1
40	20	16	16	1
41	21	17	17	1
42	22	18	18	2
43	23	19	19	3
44	24	20	20	4
45	25	21	21	5
46	25	22	22	6
47	26	23	23	7
48	26	24	24	8
49	27	25	25	9
50	27	26	26	10
51	28	27	27	11
52	28	28	28	12
53	29	29	29	13
54	29	30	30	14
55	30	31	31	15
56	30	32	32	16
57	31	33	33	17
58	31	34	34	18
59	32	35	35	19
60	32	36	36	20
61	33	37	37	21
62	33	38	38	22
63	34	39	39	23
64	34	40	40	24

133	62	91		
134	62	91		
135	62	91		
136	62	92		
137	63	92		
138	63	92		
139	63	92		
140	63	92		
141	63	93		
142	63	93		
143	64	93		
144	64	94		
145	64	94		
146	64	94		
147	64	95		
148	64	95		
149	65	95		
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

99	52	75	69	38
100	52	76	70	38
101	53	77	70	39
102	53	78	70	
103	54	79	71	
104	54	80	71	
105	55	81	71	
106	55	81	72	
107	56	82	72	
108	56	82	72	
109	57	83	73	
110	57	83	73	
111	57	84	73	
112	57	84	74	
113	58	85	74	
114	58	85	74	
115	58	86	75	
116	58	86	75	
117	59	87	75	
118	59	87		
119	59	88		
120	59	88		
121	60	89		
122	60	89		
123	60	89		
124	60	89		
125	61	89		
126	61	90		
127	61	90		
128	61	90		
129	61	90		
130	61	90		
131	62	91		
132	62	91		

32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	2	30	1
39	31	3	31	1
40	32	4	32	1
41	33	5	33	1
42	34	6	34	1
43	35	7	35	1
44	36	8	36	1
45	37	9	37	1
46	37	10	38	1
47	38	11	39	1
48	38	12	40	1
49	39	13	41	1
50	39	14	42	1
51	40	15	43	1
52	40	16	44	1
53	41	17	45	1
54	41	18	46	1
55	42	19	47	1
56	42	20	48	1
57	43	21	49	1
58	43	22	50	2
59	44	23	51	3
60	44	24	52	4
61	45	25	53	5
62	45	26	54	6
63	46	27	55	7
64	46	28	56	8
65	47	29	57	9

ロ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1



100	61	64	82	24
101	62	65	82	25
102	62	66	82	25
103	62	67	82	25
104	62	68	83	25
105	63	69	83	25
106	63	70	83	26
107	63	71	83	26
108	63	72	84	26
109	64	73	84	26
110	64	74	84	26
111	64	75	84	27
112	64	76	84	27
113	65	77	85	27
114	65	77	85	27
115	65	78	86	27
116	65	78	86	28
117	66	79	87	28
118	66	79		
119	66	80		
120	66	80		
121	67	81		
122	67	82		
123	67	83		
124	67	84		
125	68	85		
126		86		
127		87		
128		88		
129		89		
130		89		
131		90		
132		90		
133		90		

66	47	30	58	10
67	48	31	59	11
68	48	32	60	12
69	49	33	61	13
70	49	34	62	14
71	50	35	63	15
72	50	36	64	16
73	51	37	65	17
74	51	38	66	18
75	52	39	67	19
76	52	40	68	20
77	53	41	69	20
78	53	42	70	20
79	53	43	71	20
80	54	44	72	20
81	54	45	73	21
82	54	46	73	21
83	55	47	74	21
84	55	48	74	21
85	55	49	75	21
86	56	50	75	22
87	56	51	76	22
88	56	52	76	22
89	57	53	77	22
90	57	54	78	22
91	58	55	79	23
92	58	56	80	23
93	59	57	80	23
94	59	58	80	23
95	60	59	80	23
96	60	60	81	23
97	61	61	81	24
98	61	62	81	24
99	61	63	81	24

ハ 学校栄養職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	2	6	2
19	1	3	7	3
20	1	4	8	4
21	1	5	9	5
22	2	6	10	6
23	3	7	11	7
24	4	8	12	8
25	5	9	13	9
26	6	10	14	10
27	7	11	15	11
28	8	12	16	12
29	9	13	17	13
30	10	14	18	14
31	11	15	19	15

134		90		
135		91		
136		91		
137		91		
138		91		
139		92		
140		92		
141		92		
142		92		
143		93		
144		93		
145		93		
146		93		
147		94		
148		94		
149		94		
150		94		
151		95		
152		95		
153		95		
154		96		
155		96		
156		96		
157		97		
158		97		
159		98		
160		98		
161		99		

66	35	50	54	41
67	36	51	55	41
68	36	52	56	42
69	37	53	57	42
70	37	53	58	42
71	38	54	59	43
72	38	54	60	43
73	39	55	61	43
74	39	55	61	44
75	40	56	62	44
76	40	56	62	44
77	41	57	63	45
78	41	57	63	45
79	41	57	64	45
80	42	58	64	45
81	42	58	65	46
82	42	58	65	46
83	43	59	66	46
84	43	59	66	46
85	43	59	67	47
86		60	67	47
87		60	68	47
88		60	68	47
89		60	69	47
90		60	70	48
91		61	71	48
92		61	72	48
93		61	73	48
94		61	73	48
95		61	74	49
96		62	74	49
97		62	74	49
98		62	74	49
99		62	74	49

32	12	16	20	16
33	13	17	21	17
34	14	18	22	18
35	15	19	23	19
36	16	20	24	20
37	17	21	25	21
38	18	22	26	22
39	19	23	27	23
40	20	24	28	24
41	21	25	29	25
42	22	26	30	26
43	23	27	31	27
44	24	28	32	28
45	25	29	33	29
46	25	30	34	30
47	26	31	35	31
48	26	32	36	32
49	27	33	37	33
50	27	34	38	33
51	28	35	39	34
52	28	36	40	34
53	29	37	41	35
54	29	38	42	35
55	30	39	43	36
56	30	40	44	36
57	31	41	45	37
58	31	42	46	37
59	32	43	47	38
60	32	44	48	38
61	33	45	49	39
62	33	46	50	39
63	34	47	51	40
64	34	48	52	40
65	35	49	53	41

ニ 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2
11	1	1	1	3	3
12	1	1	1	4	4
13	1	1	1	5	5
14	1	1	1	6	6
15	1	1	1	7	7
16	1	1	1	8	8
17	1	1	1	9	9
18	1	2	2	10	10
19	1	3	3	11	11
20	1	4	4	12	12
21	1	5	5	13	13
22	1	6	6	14	14
23	1	7	7	15	15
24	1	8	8	16	16
25	1	9	9	17	17
26	1	10	10	18	18
27	1	11	11	19	19
28	1	12	12	20	20
29	1	13	13	21	21
30	1	14	14	22	22
31	1	15	15	23	23

100		62	74	50
101		63	74	50
102		63	74	50
103		63	74	50
104		63	74	50
105		63	74	51
106			74	
107			74	
108			74	
109			74	
110			74	
111			74	
112			74	
113			74	

66	27	45	46	58	49
67	28	46	47	59	50
68	28	46	47	60	50
69	29	47	47	61	50
70	29	47	48	62	50
71	29	48	48	63	50
72	30	48	48	64	50
73	30	49	49	65	50
74	30	49	49	66	50
75	31	49	49	67	50
76	31	49	50	68	50
77	31	49	50	68	51
78	32	50	50	68	51
79	32	50	51	68	51
80	32	50	51	68	51
81	33	50	51	69	51
82	33	50	52	69	51
83	33	51	52	69	51
84	34	51	52	69	51
85	34	51	53	69	51
86	34	51	53	70	51
87	35	51	53	70	51
88	35	52	53	70	51
89	35	52	54	70	52
90	36	52	54	70	52
91	36	52	54	71	52
92	36	52	54	71	52
93	37	53	55	71	53
94		53	55		
95		53	55		
96		53	55		
97		53	55		
98		54	55		
99		54	55		

32	1	16	16	24	24
33	1	17	17	25	25
34	2	18	18	26	26
35	3	19	19	27	27
36	4	20	20	28	28
37	5	21	21	29	29
38	6	22	22	30	30
39	7	23	23	31	31
40	8	24	24	32	32
41	9	25	25	33	33
42	10	26	26	34	34
43	11	27	27	35	35
44	12	28	28	36	36
45	13	29	29	37	37
46	14	30	30	38	38
47	15	31	31	39	39
48	16	32	32	40	40
49	17	33	33	41	41
50	18	34	34	42	41
51	19	35	35	43	42
52	20	36	36	44	42
53	21	37	37	45	43
54	21	37	38	46	43
55	22	38	39	47	44
56	22	38	40	48	44
57	23	39	41	49	45
58	23	39	42	50	45
59	24	40	43	51	46
60	24	40	44	52	46
61	25	41	45	53	47
62	25	42	45	54	47
63	26	43	45	55	48
64	26	44	46	56	48
65	27	45	46	57	49

別表第17の2 降格時号給対応表（第21条関係）

イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	特2級	3級
1	21	25	25	41
2	22	26	26	42
3	23	27	27	43
4	24	28	28	44
5	25	29	29	45
6	26	30	30	46
7	27	31	31	47
8	28	32	32	48
9	29	33	33	49
10	30	34	34	50
11	31	35	35	51
12	32	36	36	52
13	33	37	37	53
14	34	38	38	54
15	35	39	39	55
16	36	40	40	56
17	37	41	41	57
18	38	42	42	58
19	39	43	43	59
20	40	44	44	60
21	41	45	45	61
22	42	46	46	62
23	43	47	47	63
24	44	48	48	64
25	46	49	49	66
26	48	50	50	68
27	50	51	51	70
28	52	52	52	72
29	54	53	53	74
30	56	54	54	76

別表第十七の二を次のように改める。

100		54	56		
101		54	56		
102		54	56		
103		55	56		
104		55	56		
105		55	56		
106		55	56		
107		55	57		
108		56	57		
109		56	57		
110		56	57		
111		56	57		
112		56	57		
113		56	57		
114		56			
115		56			
116		56			
117		57			
118		57			
119		57			
120		57			
121		57			
122		57			
123		57			
124		57			
125		57			

65	150	89	93	
66	152	90	94	
67	153	91	95	
68	153	92	96	
69	153	93	99	
70	153	94	102	
71	153	95	105	
72	153	96	108	
73	153	97	111	
74	153	98	114	
75	153	99	117	
76	153	100	117	
77	153	101	117	
78	153	102	117	
79	153	103	117	
80	153	104	117	
81	153	106	117	
82	153	108	117	
83	153	110	117	
84	153	112	117	
85	153	114	117	
86	153	116	117	
87	153	118	117	
88	153	120	117	
89	153	125	117	
90	153	130	117	
91	153	135	117	
92	153	140	117	
93	153	143	117	
94	153	146	117	
95	153	149	117	
96	153	149	117	
97	153	149	117	
98	153	149	117	

31	58	55	55	78
32	60	56	56	80
33	62	57	57	84
34	64	58	58	88
35	66	59	59	92
36	68	60	60	96
37	70	61	61	98
38	72	62	62	100
39	74	63	63	101
40	76	64	64	101
41	78	65	65	101
42	80	66	66	101
43	82	67	67	101
44	84	68	68	101
45	86	69	69	101
46	88	70	70	101
47	90	71	71	101
48	92	72	72	101
49	94	73	73	101
50	96	74	74	101
51	98	75	75	101
52	100	76	76	101
53	102	77	77	101
54	104	78	78	101
55	106	79	79	101
56	108	80	80	101
57	112	81	81	101
58	116	82	82	101
59	120	83	83	101
60	124	84	84	101
61	130	85	86	101
62	136	86	88	
63	142	87	90	
64	148	88	92	

133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			
146	153			
147	153			
148	153			
149	153			

99	153	149	117	
100	153	149	117	
101	153	149	117	
102	153	149		
103	153	149		
104	153	149		
105	153	149		
106	153	149		
107	153	149		
108	153	149		
109	153	149		
110	153	149		
111	153	149		
112	153	149		
113	153	149		
114	153	149		
115	153	149		
116	153	149		
117	153	149		
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			



32	40	68	40	117
33	41	69	41	117
34	42	70	42	117
35	43	71	43	117
36	44	72	44	117
37	46	73	45	117
38	48	74	46	117
39	50	75	47	117
40	52	76	48	117
41	54	77	49	117
42	56	78	50	117
43	58	79	51	117
44	60	80	52	117
45	62	81	53	117
46	64	82	54	117
47	66	83	55	117
48	68	84	56	117
49	70	85	57	117
50	72	86	58	117
51	74	87	59	117
52	76	88	60	117
53	79	89	61	117
54	82	90	62	
55	85	91	63	
56	88	92	64	
57	90	93	65	
58	92	94	66	
59	94	95	67	
60	96	96	68	
61	100	97	69	
62	104	98	70	
63	108	99	71	
64	112	100	72	
65	116	101	73	

ロ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
1	9	37	9	57
2	10	38	10	58
3	11	39	11	59
4	12	40	12	60
5	13	41	13	61
6	14	42	14	62
7	15	43	15	63
8	16	44	16	64
9	17	45	17	65
10	18	46	18	66
11	19	47	19	67
12	20	48	20	68
13	21	49	21	69
14	22	50	22	70
15	23	51	23	71
16	24	52	24	72
17	25	53	25	73
18	26	54	26	74
19	27	55	27	75
20	28	56	28	80
21	29	57	29	85
22	30	58	30	90
23	31	59	31	96
24	32	60	32	100
25	33	61	33	105
26	34	62	34	110
27	35	63	35	115
28	36	64	36	117
29	37	65	37	117
30	38	66	38	117
31	39	67	39	117

100	125	161	117	
101	125	161	117	
102	125	161	117	
103	125	161	117	
104	125	161	117	
105	125	161	117	
106	125	161	117	
107	125	161	117	
108	125	161	117	
109	125	161	117	
110	125	161	117	
111	125	161	117	
112	125	161	117	
113	125	161	117	
114	125	161	117	
115	125	161	117	
116	125	161	117	
117	125	161	117	
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			

66	120	102	74	
67	124	103	75	
68	125	104	76	
69	125	105	77	
70	125	106	78	
71	125	107	79	
72	125	108	80	
73	125	109	82	
74	125	110	84	
75	125	111	86	
76	125	112	88	
77	125	114	89	
78	125	116	90	
79	125	118	91	
80	125	120	95	
81	125	121	99	
82	125	122	103	
83	125	123	107	
84	125	124	112	
85	125	125	114	
86	125	126	116	
87	125	127	117	
88	125	128	117	
89	125	130	117	
90	125	134	117	
91	125	138	117	
92	125	142	117	
93	125	146	117	
94	125	150	117	
95	125	153	117	
96	125	156	117	
97	125	158	117	
98	125	160	117	
99	125	161	117	

ハ 学校栄養職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	17	13	17
2	22	18	14	18
3	23	19	15	19
4	24	20	16	20
5	25	21	17	21
6	26	22	18	22
7	27	23	19	23
8	28	24	20	24
9	29	25	21	25
10	30	26	22	26
11	31	27	23	27
12	32	28	24	28
13	33	29	25	29
14	34	30	26	30
15	35	31	27	31
16	36	32	28	32
17	37	33	29	33
18	38	34	30	34
19	39	35	31	35
20	40	36	32	36
21	41	37	33	37
22	42	38	34	38
23	43	39	35	39
24	44	40	36	40
25	46	41	37	41
26	48	42	38	42
27	50	43	39	43
28	52	44	40	44
29	54	45	41	45
30	56	46	42	46
31	58	47	43	47

134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			
158	125			
159	125			
160	125			
161	125			

66	85	105	84	105
67	85	105	86	105
68	85	105	88	105
69	85	105	89	105
70	85	105	90	105
71	85	105	91	105
72	85	105	92	105
73	85	105	94	105
74	85	105	113	105
75	85	105	113	105
76	85	105	113	105
77	85	105	113	105
78	85	105	113	105
79	85	105	113	105
80	85	105	113	105
81	85	105	113	105
82	85	105	113	105
83	85	105	113	105
84	85	105	113	105
85	85	105	113	105
86	85	105	113	
87	85	105	113	
88	85	105	113	
89	85	105	113	
90	85	105	113	
91	85	105	113	
92	85	105	113	
93	85	105	113	
94	85	105	113	
95	85	105	113	
96	85	105	113	
97	85	105	113	
98	85	105	113	
99	85	105	113	

32	60	48	44	48
33	62	49	45	50
34	64	50	46	52
35	66	51	47	54
36	68	52	48	56
37	70	53	49	58
38	72	54	50	60
39	74	55	51	62
40	76	56	52	64
41	79	57	53	67
42	82	58	54	70
43	85	59	55	73
44	85	60	56	76
45	85	61	57	80
46	85	62	58	84
47	85	63	59	89
48	85	64	60	94
49	85	65	61	99
50	85	66	62	104
51	85	67	63	105
52	85	68	64	105
53	85	70	65	105
54	85	72	66	105
55	85	74	67	105
56	85	76	68	105
57	85	79	69	105
58	85	82	70	105
59	85	85	71	105
60	85	90	72	105
61	85	95	74	105
62	85	100	76	105
63	85	105	78	105
64	85	105	80	105
65	85	105	82	105

ニ 事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	33	17	17	9	9
2	34	18	18	10	10
3	35	19	19	11	11
4	36	20	20	12	12
5	37	21	21	13	13
6	38	22	22	14	14
7	39	23	23	15	15
8	40	24	24	16	16
9	41	25	25	17	17
10	42	26	26	18	18
11	43	27	27	19	19
12	44	28	28	20	20
13	45	29	29	21	21
14	46	30	30	22	22
15	47	31	31	23	23
16	48	32	32	24	24
17	49	33	33	25	25
18	50	34	34	26	26
19	51	35	35	27	27
20	52	36	36	28	28
21	54	37	37	29	29
22	56	38	38	30	30
23	58	39	39	31	31
24	60	40	40	32	32
25	62	41	41	33	33
26	64	42	42	34	34
27	66	43	43	35	35
28	68	44	44	36	36
29	71	45	45	37	37
30	74	46	46	38	38
31	77	47	47	39	39

100	85	105	113	
101	85	105	113	
102	85	105	113	
103	85	105	113	
104	85	105	113	
105	85	105	113	
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		
110		105		
111		105		
112		105		
113		105		

66	93	125	113	74	93
67	93	125	113	75	93
68	93	125	113	80	93
69	93	125	113	85	93
70	93	125	113	88	93
71	93	125	113	89	93
72	93	125	113	90	93
73	93	125	113	91	93
74	93	125	113	92	93
75	93	125	113	93	93
76	93	125	113	93	93
77	93	125	113	93	93
78	93	125	113	93	93
79	93	125	113	93	93
80	93	125	113	93	93
81	93	125	113	93	93
82	93	125	113	93	93
83	93	125	113	93	93
84	93	125	113	93	93
85	93	125	113	93	93
86	93	125	113	93	
87	93	125	113	93	
88	93	125	113	93	
89	93	125	113	93	
90	93	125	113	93	
91	93	125	113	93	
92	93	125	113	93	
93	93	125	113	93	
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			

32	80	48	48	40	40
33	83	49	49	41	41
34	86	50	50	42	42
35	89	51	51	43	43
36	92	52	52	44	44
37	93	54	53	45	45
38	93	56	54	46	46
39	93	58	55	47	47
40	93	60	56	48	48
41	93	61	57	49	50
42	93	62	58	50	52
43	93	63	59	51	54
44	93	64	60	52	56
45	93	66	63	53	58
46	93	68	66	54	60
47	93	70	69	55	62
48	93	72	72	56	64
49	93	77	75	57	66
50	93	82	78	58	76
51	93	87	81	59	88
52	93	92	84	60	92
53	93	97	88	61	93
54	93	102	92	62	93
55	93	107	99	63	93
56	93	116	106	64	93
57	93	125	113	65	93
58	93	125	113	66	93
59	93	125	113	67	93
60	93	125	113	68	93
61	93	125	113	69	93
62	93	125	113	70	93
63	93	125	113	71	93
64	93	125	113	72	93
65	93	125	113	73	93

100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93	125			
111	93	125			
112	93	125			
113	93	125			
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員のもの、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

## 規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第三十一号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の二百以下」を「百分の二百十以下」に、「百分の二百四十」を「百分の二百五十」に、「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改める。

第二条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の二百十」を「百分の二百五」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十五」に、「百分の百以下」を「百分の九十七・五以下」に、「百分の百二十」を「百分の百十七・五」に改める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和五年十二月一日から適用する。



# 規則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

## 埼玉県教育委員会規則第三十二号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

### 別表第二中

別表第二中		2 級	
3,500	6,200	円	
3,700	6,300	2,500	
3,900	6,400	2,600	
4,100	6,500	2,800	
4,300	6,600	2,900	
4,500	6,700	3,000	
4,800	6,800	3,200	
4,900	6,900	3,300	
5,100	6,900	3,500	
5,300	6,900	3,700	
5,400	7,000	3,800	
5,500	7,100	4,100	
5,600	7,100	4,300	
5,800	7,200	4,500	
5,900	7,200	4,800	
6,100	7,200	4,900	
6,200		5,100	
6,300	3,800	5,300	
6,400		5,400	
6,500		5,500	
6,600		5,600	
6,700		5,800	
6,800		5,900	
6,900		6,100	
6,900		円	
6,900		2,500	
7,000		2,600	
7,100		2,800	
7,200		2,900	
7,200		3,000	
7,200		3,200	
7,200		3,300	

3,800

に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

# 規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

## 埼玉県教育委員会規則第三十三号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会

規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬基準額	398,767円	321,573円	364,233円	288,766円	361,897円	287,039円	417,761円

備考

- この表において「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤の講師をいう。
- この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第4項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。
- 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。

別表第1（第2条関係）

第二条 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「次項、第八条及び第十一条において」を「以下」に改める。

第六条第一項第四号中「第七条第一項」を「第七条」に改め、同条第二項第一号中「及び次条第一項」を「、次条第一項及び第七条の二第一項」に改め、「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、「第八条」を「第八条の二」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当の勤務期間の特例)

第七条の二 会計年度任用学校職員の勤勉手当に係る勤務期間には、基準日以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

2 基準日前一月以内において退職した第六条第三項各号に掲げる職員の当該職員としての在職期間は、会計年度任用学校職員の勤勉手当に係る勤務期間に算入しない。

第八条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当基礎額)

第八条の二 月額の報酬を受ける会計年度任用学校職員に係る勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき基本報酬の月額とする。

2 日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員に係る勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき一月分の基本報酬の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数が異なる会計年度任用学校職員に係る勤勉手当基礎額は、基準日前六月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた基本報酬の額の一月当たり平均額とする。

第九条（見出しを含む。）中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、「前三条」を「第六条から前条まで」に改める。

第十条第四項中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(報酬の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

埼玉県公安委員会規則第10号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第7号中「して」を「し、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン、映写機等を用いて放送し、若しくは映写しながら道路を」に改め、同項第10号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月15日から施行する。

埼玉県訓令第九号

訓令

本 庁  
地 域 機 関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100

80	224,300	258,600	290,500	316,100	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
81	224,600	258,900	290,900	316,400	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
82	224,900	259,200	291,300	316,700	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
83	225,200	259,500	291,800	317,000	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
84	225,500	259,700	292,300	317,300	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
85	225,800	259,900	292,600	317,500	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
86	226,100	260,100	293,100	317,900	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
87	226,400	260,400	293,700	318,200	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
88	226,700	260,700	294,200	318,400	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
89	227,000	260,900	294,500	318,600	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
90	227,400	261,100	295,000	318,900	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
91	227,700	261,400	295,500	319,200	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
92	228,000	261,600	295,800	319,500	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
94	228,500	262,200	296,700	320,000	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
95	228,800	262,500	297,200	320,300	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
96	229,100	262,700	297,700	320,500	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
97	229,300	262,900	298,000	320,700	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
99	229,800	263,400	298,900	321,300	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
100	230,100	263,700	299,400	321,500	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
101	230,400	264,000	299,800	321,700	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
102	230,600	264,200	300,200		59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
103	230,900	264,500	300,500		60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
104	231,200	264,800	300,800		61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
105	231,500	265,000	301,100		62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
106	232,000	265,200	301,500		63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
107	232,300	265,500	301,900		64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
108	232,600	265,700	302,300		65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
109	232,800	266,000	302,600		66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
110	233,200	266,300	303,000		67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
111	233,600	266,600	303,400		68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
112	233,900	266,800	303,700		69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
113	234,100	267,000	303,900		70	221,100	255,100	284,300	312,300	
114	234,600	267,300	304,200		71	221,400	255,500	285,100	312,800	
115	235,100	267,500	304,500		72	221,700	255,800	285,800	313,300	
116	235,600	267,700	304,700		73	221,900	256,000	286,500	313,600	
117	235,900	268,000	304,900		74	222,300	256,300	287,200	314,100	
118	236,300	268,300	305,200		75	222,600	256,700	287,900	314,600	
119	236,700	268,600	305,500		76	223,000	257,100	288,700	315,000	
120	237,000	268,900	305,700		77	223,200	257,400	289,200	315,200	
					78	223,700	257,800	289,700	315,500	
					79	224,000	258,200	290,100	315,800	

定年前  
再任用  
短時間  
勤務職  
員以外  
の職員

別表第4（第4条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	17	1	9
27	1	18	1	10
28	1	18	1	10
29	1	19	1	11
30	1	19	2	11
31	1	20	3	12
32	1	20	4	12
33	1	21	5	13
34	1	22	6	14
35	1	23	7	15
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18

別表第四を次のように改める。

121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

85	46	57	57	36
86	46	57	58	36
87	47	57	59	37
88	47	58	60	37
89	47	58	61	37
90	48	58	61	37
91	48	59	62	37
92	48	59	62	37
93	49	59	63	38
94	49	60	63	38
95	49	60	64	38
96	50	60	64	38
97	50	61	65	38
98	50	61	65	38
99	51	61	66	39
100	51	62	66	39
101	51	62	67	39
102	52	62	67	
103	52	63	68	
104	52	63	68	
105	52	63	69	
106	52	64	70	
107	53	64	71	
108	53	64	72	
109	53	65	73	
110	53	65	73	
111	53	65	74	
112	54	65	74	
113	54	66	75	
114	54	66	75	
115	54	66	76	
116	54	66	76	
117	55	67	76	
118	55	67	76	
119	55	67	76	
120	55	67	76	
121	55	67	76	
122		67	76	
123		67	76	
124		67	76	
125		67	76	
126		67	76	
127		67	76	
128		67	76	
129		67	76	

41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	33	18	21
47	11	34	19	22
48	12	34	20	22
49	13	35	21	23
50	14	35	22	23
51	15	36	23	24
52	16	36	24	24
53	17	37	25	25
54	18	38	26	25
55	19	39	27	26
56	20	40	28	26
57	21	41	29	27
58	22	42	30	27
59	23	43	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	49	38	31
67	31	50	39	32
68	32	50	40	32
69	33	51	41	33
70	34	51	42	33
71	35	52	43	33
72	36	52	44	33
73	37	53	45	34
74	38	53	46	34
75	39	53	47	34
76	40	54	48	34
77	41	54	49	35
78	42	54	50	35
79	43	55	51	35
80	44	55	52	35
81	45	55	53	36
82	45	56	54	36
83	45	56	55	36
84	46	56	56	36



別表第5（第4条関係）

降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	26
10	46	18	38	28
11	47	19	39	30
12	48	20	40	32
13	49	21	41	33
14	50	22	42	34
15	51	23	43	35
16	52	24	44	36
17	53	26	45	38
18	54	28	46	40
19	55	30	47	42
20	56	32	48	44
21	57	33	49	46
22	58	34	50	48
23	59	35	51	50
24	60	36	52	52
25	61	37	53	54
26	62	38	54	56
27	63	39	55	58
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	46	61	72
34	70	48	62	76
35	71	50	63	80
36	72	52	64	86
37	73	53	65	92
38	74	54	66	98
39	75	55	67	101
40	76	56	68	101

別表第五を次のように改める。

130		67	76	
131		67	76	
132		67	76	
133		67	76	
134		67		
135		67		
136		67		
137		67		

85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		

41	77	57	69	101
42	78	58	70	101
43	79	59	71	101
44	80	60	72	101
45	83	61	73	101
46	86	62	74	101
47	89	63	75	101
48	92	64	76	101
49	95	66	77	101
50	98	68	78	101
51	101	70	79	101
52	106	72	80	101
53	111	75	81	101
54	116	78	82	101
55	121	81	83	101
56	121	84	84	101
57	121	87	85	101
58	121	90	86	101
59	121	93	87	101
60	121	96	88	101
61	121	99	90	101
62	121	102	92	101
63	121	105	94	101
64	121	108	96	101
65	121	112	98	101
66	121	116	100	101
67	121	137	102	101
68	121	137	104	101
69	121	137	105	101
70	121	137	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	

130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の技能職員の給与等に関する規程(次項及び附則第三項において「改正後の規程」という。)の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する規程(次項において「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

3 令和五年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の規程の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

4 この訓令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに給料

表の適用を受けることとなった技能職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(補則)

5 前三項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

埼玉県教育委員会訓令第五号

訓令

埼玉県教育局

県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の

一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100

80	224,300	258,600	290,500	316,100		37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
81	224,600	258,900	290,900	316,400		38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
82	224,900	259,200	291,300	316,700		39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
83	225,200	259,500	291,800	317,000		40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
84	225,500	259,700	292,300	317,300							
85	225,800	259,900	292,600	317,500		41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
86	226,100	260,100	293,100	317,900		42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
87	226,400	260,400	293,700	318,200		43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
88	226,700	260,700	294,200	318,400		44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
89	227,000	260,900	294,500	318,600		45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
90	227,400	261,100	295,000	318,900		46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
91	227,700	261,400	295,500	319,200		47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
92	228,000	261,600	295,800	319,500		48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
93	228,200	261,900	296,200	319,700		49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
94	228,500	262,200	296,700	320,000		50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
95	228,800	262,500	297,200	320,300		51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500		52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
97	229,300	262,900	298,000	320,700		53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
98	229,600	263,200	298,400	321,000		54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
99	229,800	263,400	298,900	321,300		55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
100	230,100	263,700	299,400	321,500		56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
101	230,400	264,000	299,800	321,700		57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
102	230,600	264,200	300,200			58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
103	230,900	264,500	300,500			59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
104	231,200	264,800	300,800			60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
105	231,500	265,000	301,100			61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
106	232,000	265,200	301,500			62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
107	232,300	265,500	301,900			63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
108	232,600	265,700	302,300			64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
109	232,800	266,000	302,600			65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
110	233,200	266,300	303,000			66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
111	233,600	266,600	303,400			67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
112	233,900	266,800	303,700			68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
113	234,100	267,000	303,900			69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
114	234,600	267,300	304,200			70	221,100	255,100	284,300	312,300	
115	235,100	267,500	304,500			71	221,400	255,500	285,100	312,800	
116	235,600	267,700	304,700			72	221,700	255,800	285,800	313,300	
117	235,900	268,000	304,900			73	221,900	256,000	286,500	313,600	
118	236,300	268,300	305,200			74	222,300	256,300	287,200	314,100	
119	236,700	268,600	305,500			75	222,600	256,700	287,900	314,600	
120	237,000	268,900	305,700			76	223,000	257,100	288,700	315,000	
						77	223,200	257,400	289,200	315,200	
						78	223,700	257,800	289,700	315,500	
						79	224,000	258,200	290,100	315,800	

定年前  
再任用  
短時間  
勤務職  
員以外  
の職員

別表第4（第4条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	17	1	9
27	1	18	1	10
28	1	18	1	10

別表第四を次のように改める。

121	237,400	269,100	305,900			
122		269,300	306,200			
123		269,600	306,500			
124		269,900	306,700			
125		270,100	306,900			
126		270,300	307,200			
127		270,600	307,500			
128		270,900	307,700			
129		271,100	307,900			
130		271,300	308,200			
131		271,600	308,500			
132		271,900	308,700			
133		272,100	308,900			
134		272,300				
135		272,600				
136		272,900				
137		273,100				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	49	38	31
67	31	50	39	32
68	32	50	40	32
69	33	51	41	33
70	34	51	42	33
71	35	52	43	33
72	36	52	44	33
73	37	53	45	34
74	38	53	46	34
75	39	53	47	34
76	40	54	48	34
77	41	54	49	35
78	42	54	50	35
79	43	55	51	35
80	44	55	52	35
81	45	55	53	36
82	45	56	54	36
83	45	56	55	36
84	46	56	56	36
85	46	57	57	36
86	46	57	58	36
87	47	57	59	37
88	47	58	60	37
89	47	58	61	37
90	48	58	61	37
91	48	59	62	37
92	48	59	62	37

29	1	19	1	11
30	1	19	2	11
31	1	20	3	12
32	1	20	4	12
33	1	21	5	13
34	1	22	6	14
35	1	23	7	15
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	33	18	21
47	11	34	19	22
48	12	34	20	22
49	13	35	21	23
50	14	35	22	23
51	15	36	23	24
52	16	36	24	24
53	17	37	25	25
54	18	38	26	25
55	19	39	27	26
56	20	40	28	26
57	21	41	29	27
58	22	42	30	27
59	23	43	31	28
60	24	44	32	28



125		67	76	
126		67	76	
127		67	76	
128		67	76	
129		67	76	
130		67	76	
131		67	76	
132		67	76	
133		67	76	
134		67		
135		67		
136		67		
137		67		

93	49	59	63	38
94	49	60	63	38
95	49	60	64	38
96	50	60	64	38
97	50	61	65	38
98	50	61	65	38
99	51	61	66	39
100	51	62	66	39
101	51	62	67	39
102	52	62	67	
103	52	63	68	
104	52	63	68	
105	52	63	69	
106	52	64	70	
107	53	64	71	
108	53	64	72	
109	53	65	73	
110	53	65	73	
111	53	65	74	
112	54	65	74	
113	54	66	75	
114	54	66	75	
115	54	66	76	
116	54	66	76	
117	55	67	76	
118	55	67	76	
119	55	67	76	
120	55	67	76	
121	55	67	76	
122		67	76	
123		67	76	
124		67	76	

29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	46	61	72
34	70	48	62	76
35	71	50	63	80
36	72	52	64	86
37	73	53	65	92
38	74	54	66	98
39	75	55	67	101
40	76	56	68	101
41	77	57	69	101
42	78	58	70	101
43	79	59	71	101
44	80	60	72	101
45	83	61	73	101
46	86	62	74	101
47	89	63	75	101
48	92	64	76	101
49	95	66	77	101
50	98	68	78	101
51	101	70	79	101
52	106	72	80	101
53	111	75	81	101
54	116	78	82	101
55	121	81	83	101
56	121	84	84	101
57	121	87	85	101
58	121	90	86	101
59	121	93	87	101
60	121	96	88	101

別表第5（第4条関係）

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	26
10	46	18	38	28
11	47	19	39	30
12	48	20	40	32
13	49	21	41	33
14	50	22	42	34
15	51	23	43	35
16	52	24	44	36
17	53	26	45	38
18	54	28	46	40
19	55	30	47	42
20	56	32	48	44
21	57	33	49	46
22	58	34	50	48
23	59	35	51	50
24	60	36	52	52
25	61	37	53	54
26	62	38	54	56
27	63	39	55	58
28	64	40	56	60

別表第五を次のように改める。

93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		

61	121	99	90	101
62	121	102	92	101
63	121	105	94	101
64	121	108	96	101
65	121	112	98	101
66	121	116	100	101
67	121	137	102	101
68	121	137	104	101
69	121	137	105	101
70	121	137	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	

125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の技能職員の給与等に関する規程(次項及び附則第三項において「改正後の規程」という。)の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する規程(次項において「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

3 令和五年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の規程の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

4 この訓令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、

当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(補則)

5 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項の表中備考以外の部分を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第十三条中「職員の給与に関する条例」の下に「又は会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第六号）」を加える。

第十四条の三に次の一項を加える。

6 前三項の規定により算出した報酬の基本額が、次の各号に掲げる第一号会計年度任用職員の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、前三項の規定にかかわらず、別表第一企業職給料表（一）に定める一級における最高の号給の給料月額（以下この項及び第十四条の四第三項において「給料月額」という。）に相当する額を報酬等基準額とするものとする。

一 第三項の月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員 給料月額に、当該職員について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数に乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）

二 第四項の日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員 給料月額を二十一で除して得た額に、当該職員について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数に乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）

第十四条の四に次の一項を加える。

3 前項において準用する前条第五項の規定により算出した第二号会計年度任用職

員の給料の額が給料月額を超えるときは、前二項の規定にかかわらず、給料月額に相当する額を当該職員の給料の額とするものとする。

第十五条第二項中「（平成三十一年埼玉県条例第六号）」を削る。

別表第一の表中備考以外の部分を次のように改める。

企業職給料表（一）

職務の区分	職級の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,800	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,800	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,800	335,400	379,800	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,800	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,800	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,800	435,800	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,800	556,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,800	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,800	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,800	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,800	273,800	312,800	340,700	369,700	417,800	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,800	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,800	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,800	463,800	523,800	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	

	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,800	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
定年 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				

別表第一（第二条関係）





	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
	60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
	61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
	65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
	70	221,100	255,100	284,300	312,300	
	71	221,400	255,500	285,100	312,800	
	72	221,700	255,800	285,800	313,300	
	73	221,900	256,000	286,500	313,600	
	74	222,300	256,300	287,200	314,100	
	75	222,600	256,700	287,900	314,600	
	76	223,000	257,100	288,700	315,000	

定年前  
再任用  
職員以  
外の職  
員

別表第二（第二条関係）

企業職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100

別表第二の表中備考以外の部分を次のように改める。

117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額  
(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

77	223,200	257,400	289,200	315,200
78	223,700	257,800	289,700	315,500
79	224,000	258,200	290,100	315,800
80	224,300	258,600	290,500	316,100
81	224,600	258,900	290,900	316,400
82	224,900	259,200	291,300	316,700
83	225,200	259,500	291,800	317,000
84	225,500	259,700	292,300	317,300
85	225,800	259,900	292,600	317,500
86	226,100	260,100	293,100	317,900
87	226,400	260,400	293,700	318,200
88	226,700	260,700	294,200	318,400
89	227,000	260,900	294,500	318,600
90	227,400	261,100	295,000	318,900
91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	

別表第十及び別表第十一を次のように改める

別表第十（第十四条、第十四条の二、第十四条の三関係）

会計年度任用職員の報酬等基準額表

職種	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの
	月額	月額
号給		
	円	円
1	169,217	205,579
2	170,334	207,001
3	171,451	208,423
4	172,569	209,845
5	173,584	211,267
6	175,006	212,588
7	176,327	213,908
8	177,647	215,228
9	178,866	216,549
10	180,390	217,768
11	181,913	218,987
12	183,538	220,104
13	184,656	221,221
14	186,078	222,338
15	187,500	223,354
16	188,922	224,370
17	190,242	225,284
18	192,578	226,198
19	194,813	227,112
20	197,047	228,026
21	199,282	228,941
22	201,009	229,855
23	202,532	230,769
24	204,056	231,683
25	205,579	232,496

別表第十一（第十四条の三、第十四条の四関係）

報酬等の調整額表

調整数	調整額
1	6,100
2	12,200
3	18,300
4	24,400

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第十三条及び第十五条第二項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の埼玉県企業職員給与規程（附則第四項において「改正後の規程」という。）第二条の三第一項、第十四条の三第六項及び第十四条の四第三項の規定並びに別表第一、別表第二、別表第十及び別表第十一の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(改定日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和五年四月一日(以下この項において「改定日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の埼玉県企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

- 5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第七号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 山崎達也

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中備考以外の部分を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第十四条中「職員の給与に関する条例」の下に「又は会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第六号）」を加える。

第十五条の三に次の一項を加える。

6 前三項の規定により算出した報酬の基本額が、次の各号に掲げる第一号会計年度任用職員の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、前三項の規定にかかわらず、別表第一下水道企業職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額（以下この項及び第十五条の四第三項において「給料月額」という。）に相当する額を報酬等基準額とするものとする。

一 第三項の月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員 給料月額に、当該職員について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）

二 第四項の日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員 給料月額を二十一で除して得た額に、当該職員について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）

第十五条の四に次の一項を加える。

3 前項において準用する前条第五項の規定により算出した第二号会計年度任用職

別表第一（第二条関係）

下水道企業職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	

員の給料の額が給料月額を超えるときは、前二項の規定にかかわらず、給料月額に相当する額を当該職員の給料の額とするものとする。

第十六条第二項中「（平成三十一年埼玉県条例第六号）」を削る。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
94		295,900	343,600							54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
95		296,200	344,100							55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
96		296,600	344,500							56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
97		296,800	344,700							57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
98		297,100	345,100							58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
99		297,500	345,500							59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
100		297,900	345,800							60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
101		298,100	346,100							61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
102		298,400	346,500							62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
103		298,800	346,900							63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
104		299,100	347,300							64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
105		299,300	347,800							65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
106		299,600	348,200							66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
107		300,000	348,600							67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
108		300,300	349,000							68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
109		300,500	349,500							69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
110		300,900	349,900							70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
111		301,300	350,200							71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
112		301,600	350,500							72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
113		301,800	351,000							73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
114		302,000								74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
115		302,300								75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
116		302,700								76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			

定年前  
再任用  
短時間  
勤務職  
員以外  
の職員

別表第七（第十五条関係）  
会計年度任用職員の報酬等基準額表

職種	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの
号	給 月額	月額
	円	円
1	169,217	205,579
2	170,334	207,001
3	171,451	208,423
4	172,569	209,845
5	173,584	211,267
6	175,006	212,588
7	176,327	213,908
8	177,647	215,228
9	178,866	216,549
10	180,390	217,768
11	181,913	218,987
12	183,538	220,104
13	184,656	221,221
14	186,078	222,338
15	187,500	223,354
16	188,922	224,370
17	190,242	225,284
18	192,578	226,198
19	194,813	227,112
20	197,047	228,026
21	199,282	228,941
22	201,009	229,855
23	202,532	230,769
24	204,056	231,683
25	205,579	232,496

別表第七及び別表第八を次のように改める。

117		302,900									
118		303,100									
119		303,400									
120		303,700									
121		304,100									
122		304,300									
123		304,600									
124		304,900									
125		305,200									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800



別表第八（第十五条の三、第十五条の四関係）  
報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	6,100
2	12,200
3	18,300
4	24,400

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第十四条及び第十六条第二項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の埼玉県下水道局職員給与規程（附則第四項において「改正後の規程」という。）第三条第一項、第十五条の三第六項及び第十五条の四第三項の規定並びに別表第一、別表第七及び別表第八の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（改定日前の異動者の号給の調整）

3 令和五年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の埼玉県下水道局職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百号

埼玉県議会令和五年十二月定例会において議決された令和五年度埼玉県一般会計補正予算（第三号）、令和五年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）、令和五年度埼玉県一般会計補正予算（第五号）、令和五年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）及び令和五年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）

令和5年度埼玉県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,881千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,246,086,339千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		570,763	96,881	667,644
	1 繰越金	570,763	96,881	667,644
歳入合計		2,245,989,458	96,881	2,246,086,339

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		24,820,323	96,765	24,917,088
	1 農業費	8,406,987	96,765	8,503,752
10 教育費		477,239,724	116	477,239,840
	5 特別支援学校費	47,717,149	116	47,717,265
歳出合計		2,245,989,458	96,881	2,246,086,339

第2表 継続費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	5 特別支援学校費	県立川口特別支援学校教室棟整備費 (令和6年度着工分)	1,632,088	令和5年度	116
				令和6年度	653,556
				令和7年度	978,416

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	森林管理道整備事業費	73,647
	5 農 地 費	かんがい排水事業費	18,940
	2 道 路 橋 り よ う 費	自転車歩行者道整備費	122,000
		交通安全施設整備事業費	60,000
		社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費	93,400
		舗装道整備費	143,000
		災害防除費	90,000
		電線地中化（道路）整備費	248,000
		自転車通行環境整備費	10,000
		道路改築費	211,500
橋りょう補修事業費	415,000		

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	3 河 川 費	排水機場等維持修繕費	954,770
		ダム等施設管理費	367,628
		河川改修調査費	333,000
		市町村治水事業費負担金	15,000
		砂防維持修繕費	322,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	55,000
		砂防施設事業費	160,000
	4 都 市 計 画 費	街路改良事業費	299,000
		社会資本整備総合交付金（街路）事業費	181,000
		連続立体交差事業費	35,300
埼玉スタジアム2002公園管理運営費		220,000	

変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	2 道路橋りょう費	道路環境整備費	45,000	道路環境整備費	105,000
		バリアフリー安全対策費	60,000	バリアフリー安全対策費	209,000
		道路安全施設費	119,777	道路安全施設費	1,019,777
		道路構造物維持事業費	105,000	道路構造物維持事業費	153,000
		社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	365,000	社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	950,500
		橋りょう修繕費	264,000	橋りょう修繕費	2,447,000
		橋りょう架換費	573,500	橋りょう架換費	1,216,500
		緊急浚渫推進費	305,000	緊急浚渫推進費	2,209,000



(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	3 河 川 費	河 川 改 修 費	4,122,000	河 川 改 修 費	7,490,700
		社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	1,693,184	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	2,017,584
		河川改修事業費	644,140	河川改修事業費	1,686,571
		河川施設震災対策費	60,000	河川施設震災対策費	459,650
		川の再生推進費	450,000	川の再生推進費	600,917
		砂防施設費	30,000	砂防施設費	165,000
		社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	120,000	社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	231,000
	4 都市計画費	街路整備費	14,000	街路整備費	212,000

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		公園等施設整備費	149,260	公園等施設整備費	262,500

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
県有施設改修・修繕事業	令和6年度		1,491,918
治山事業	令和6年度		145,000
水辺周辺活用事業（農業用水）	令和6年度		118,000
交差点整備	令和6年度		10,000
交通安全施設整備事業	令和6年度		25,000
社会資本整備総合交付金（交通安全）事業	令和6年度		15,000
舗装道整備	令和6年度		2,960,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
道路環境整備	令和6年度		328,000
バリアフリー安全対策	令和6年度		40,000
道路改築	令和6年度		710,000
社会資本整備総合交付金（河川）事業	令和6年度		72,000
川の再生推進	令和6年度		103,000
砂防維持修繕	令和6年度		169,000
砂防施設	令和6年度		15,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
つくばエクスプレス沿線地域整備推進	令和6年度		60,000
街路整備	令和6年度		100,000
社会資本整備総合交付金（街路）事業	令和6年度		80,000
公園等施設補修	令和6年度		19,200
公園等建設	令和6年度		207,000
快適ハイスクール施設整備	令和6年度		3,015,592
県立学校大規模改修	令和6年度		6,177,911

変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
自転車歩行者道整備	令 和 6 年 度	50,000	令 和 6 年 度	80,000
災害防除	令 和 6 年 度	30,000	令 和 6 年 度	162,000
道路安全施設	令 和 6 年 度	150,000	令 和 6 年 度	526,000
社会資本整備総合交付金(改築)事業	令 和 6 年 度	290,000	令 和 6 年 度	980,000
橋りょう修繕	令 和 6 年 度	2,428,000	令 和 6 年 度	3,254,000
橋りょう補修事業	令 和 6 年 度	120,000	令 和 6 年 度	670,000

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
橋りょう架換	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	1,110,000	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	1,300,000
緊急浚渫推進	令和 6 年 度	100,000	令和 6 年 度	2,151,000
河川維持修繕	令和 6 年 度	90,000	令和 6 年 度	108,000
河川改修	令和 6 年 度	820,000	令和 6 年 度	2,106,000
河川改修事業	令和 6 年 度	1,592,800	令和 6 年 度	1,732,800
社会資本整備総合交付金(公園) 事業	令和 6 年 度	488,140	令和 6 年 度	595,140

令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

令和5年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,811,404千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,247,897,743千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。



## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		667,644	1,811,404	2,479,048
	1 繰越金	667,644	1,811,404	2,479,048
歳入合計		2,246,086,339	1,811,404	2,247,897,743

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		211,319,183	178,224	211,497,407
	3 保健所費	4,048,570	93,322	4,141,892
	4 医薬費	15,210,245	84,902	15,295,147
8 土木費		127,270,749	166,474	127,437,223
	1 土木管理費	10,822,847	166,474	10,989,321
9 警察費		158,193,984	1,466,706	159,660,690
	1 警察管理費	145,609,804	1,466,706	147,076,510
歳出合計		2,246,086,339	1,811,404	2,247,897,743

令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）

令和5年度埼玉県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,497,152千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,259,394,895千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		321,973,716	11,480,047	333,453,763
	2 国庫補助金	193,467,781	11,480,047	204,947,828
13 繰越金		2,479,048	17,105	2,496,153
	1 繰越金	2,479,048	17,105	2,496,153
歳入合計		2,247,897,743	11,497,152	2,259,394,895

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		102,633,044	1,529,000	104,162,044
	2 企画費	8,980,758	129,000	9,109,758
	4 環境費	11,838,004	1,400,000	13,238,004
3 民生費		444,300,704	1,482,787	445,783,491
	1 社会福祉費	324,695,679	1,219,823	325,915,502
	2 児童福祉費	108,063,342	262,964	108,326,306

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		211,497,407	1,968,768	213,466,175
	2 環境衛生費	5,614,485	1,907	5,616,392
	4 医薬費	15,295,147	1,966,861	17,262,008
6 農林水産業費		24,917,088	1,363,825	26,280,913
	1 農業費	8,503,752	850,475	9,354,227
	3 畜産業費	2,190,478	513,350	2,703,828
7 商工費		35,092,912	5,038,159	40,131,071
	1 商工業費	34,648,327	5,038,159	39,686,486
10 教育費		477,239,840	114,613	477,354,453
	7 私立学校費	60,468,445	114,613	60,583,058
歳出	合計	2,247,897,743	11,497,152	2,259,394,895

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	4 環境費	事業活動地球温暖化対策費	1,562,098
6 農林水産業費	1 農業費	埼玉園芸生産力強化支援費	246,750
		園芸振興対策費	210,000
7 商工費	1 商工業費	中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援事業費	1,033,000
		運輸事業振興助成費	2,328,000
		中小企業イノベーション支援事業費	518,426
		液化石油ガス価格高騰対策支援事業費	3,590,503

令和5年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度埼玉県工業用水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追 加

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設撤去	令和6年度	61,000

変 更

（単位 千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
工業用水道施設修繕	令和6年度	2,350	令和6年度	25,550
業務設備整備 （令和5年度契約分）	令和6年度から 令和7年度まで	887,000	令和6年度から 令和7年度まで	898,350

令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる限度額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
水 道 施 設 修 繕	令 和 6 年 度	226,170	令 和 6 年 度	1,594,110
業 務 設 備 整 備 （ 令 和 5 年 度 契 約 分 ）	令 和 6 年 度 から 令 和 10 年 度 まで	7,858,000	令 和 6 年 度 から 令 和 10 年 度 まで	8,081,480

令和5年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 主なる建設改良事業	5,281,375 千円	487,805 千円	5,769,180 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,205,118千円」を「4,692,923千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	5,753,596	487,805	6,241,401
第1項 建設改良費	5,553,596	487,805	6,041,401



(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	鴻巣箕田地区 産業団地整備事業	5,216,973	令和元年度	1,962,276	6,293,510	令和元年度	1,962,276
				令和2年度	2,016,982		令和2年度	2,016,982
				令和3年度	40,454		令和3年度	40,454
				令和4年度	270,884		令和4年度	270,884
				令和5年度	344,944		令和5年度	832,749
				令和6年度	581,433		令和6年度	1,170,165

## 告 示

### 埼玉県告示第五百一号

埼玉県議会令和五年十二月定例会において認定の議決を経た令和四年度埼玉県歳入歳出決算及び当該決算に係る埼玉県監査委員の審査意見を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第六項及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第七項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 令和 4年度埼玉県一般会計歳入歳出決算書

総括（歳入）

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
① 県税	円 820,300,000,000	円 833,055,242,854	円 823,156,824,327	円 1,049,527,530	円 8,848,890,997	円 2,856,824,327
② 地方消費税清算金	332,309,000,000	332,309,179,429	332,309,179,429	0	0	179,429
③ 地方譲与税	142,155,000,000	142,304,281,001	142,304,281,001	0	0	149,281,001
④ 地方特例交付金	5,559,537,000	5,559,537,000	5,559,537,000	0	0	0
⑤ 地方交付税	246,944,313,000	247,911,301,000	247,911,301,000	0	0	966,988,000
⑥ 交通安全対策特別交付金	1,479,000,000	1,451,467,000	1,451,467,000	0	0	△27,533,000
⑦ 分担金及び負担金	2,606,464,495	2,554,029,205	2,455,396,428	6,626,221	92,006,556	△151,068,067
⑧ 使用料及び手数料	26,258,392,000	25,616,010,457	25,613,583,666	0	2,426,791	△644,808,334
⑨ 国庫支出金	603,264,932,696	454,433,361,680	454,433,361,680	0	0	△148,831,571,016
⑩ 財産収入	15,936,867,000	15,670,947,215	15,670,395,314	0	551,901	△266,471,686
⑪ 寄附金	304,285,000	583,988,536	583,988,536	0	0	279,703,536
⑫ 繰入金	48,956,116,000	40,776,030,651	40,776,030,651	0	0	△8,180,085,349
⑬ 繰越金	47,386,790,638	47,386,790,501	47,386,790,501	0	0	△137
⑭ 諸収入	47,617,874,326	46,909,096,475	45,184,718,949	48,416,807	1,675,960,719	△2,433,155,377
⑮ 県債	266,056,000,000	206,888,000,000	206,888,000,000	0	0	△59,168,000,000

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
歳入合計	2,607,134,572,155	2,403,409,263,004	2,391,684,855,482	1,104,570,558	10,619,836,964	△215,449,716,673

(歳出)

款	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
① 議会費	円 2,978,996,000	円 2,943,660,877	円 0	円 35,335,123	円 35,335,123
② 総務費	143,637,668,084	132,445,186,821	5,197,393,272	5,995,087,991	11,192,481,263
③ 民生費	420,457,337,657	403,154,467,045	6,177,721,000	11,125,149,612	17,302,870,612
④ 衛生費	357,901,902,962	272,255,058,239	4,469,585,414	81,177,259,309	85,646,844,723
⑤ 労働費	5,685,766,000	4,947,067,416	0	738,698,584	738,698,584
⑥ 農林水産業費	29,432,684,487	22,670,008,495	4,352,752,771	2,409,923,221	6,762,675,992
⑦ 商工費	135,413,262,374	86,587,596,696	3,090,263,192	45,735,402,486	48,825,665,678
⑧ 土木費	216,799,548,381	148,039,136,091	67,810,314,898	950,097,392	68,760,412,290
⑨ 警察費	150,616,543,750	148,877,198,287	558,310,373	1,181,035,090	1,739,345,463
⑩ 教育費	491,542,269,296	476,324,719,672	5,190,092,032	10,027,457,592	15,217,549,624
⑪ 災害復旧費	6,018,988,418	1,609,610,406	2,054,095,820	2,355,282,192	4,409,378,012
⑫ 公債費	292,003,132,000	291,992,363,753	0	10,768,247	10,768,247
⑬ 諸支出金	353,848,211,000	352,358,917,459	0	1,489,293,541	1,489,293,541
⑭ 予備費	798,261,746	0	0	798,261,746	798,261,746
歳出合計	2,607,134,572,155	2,344,204,991,257	98,900,528,772	164,029,052,126	262,929,580,898

## 歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
① 県税		円 820,300,000,000	円 833,055,242,854	円 823,156,824,327	円 1,049,527,530	円 8,848,890,997	円 2,856,824,327
	1 県民税	320,431,000,000	328,225,928,115	320,308,269,189	882,195,267	7,035,463,659	△122,730,811
	2 事業税	185,625,000,000	187,252,119,850	186,618,530,148	90,686,073	542,903,629	993,530,148
	3 地方消費税	141,898,000,000	143,012,944,640	143,012,944,640	0	0	1,114,944,640
	4 不動産取得税	19,661,000,000	20,880,831,013	20,415,265,047	4,721,622	460,844,344	754,265,047
	5 県たばこ税	8,088,000,000	8,219,496,638	8,219,494,238	2,400	0	131,494,238
	6 ゴルフ場利用税	2,289,000,000	2,260,996,150	2,260,996,150	0	0	△28,003,850
	7 軽油引取税	51,252,858,000	51,486,082,639	51,028,929,541	0	457,153,098	△223,928,459
	8 自動車税	90,964,000,000	91,626,028,609	91,201,580,174	71,922,168	352,526,267	237,580,174
	9 鉱区税	4,822,000	4,907,400	4,907,400	0	0	85,400
	10 狩猟税	19,320,000	19,312,000	19,312,000	0	0	△8,000
	11 旧法による税	67,000,000	66,595,800	66,595,800	0	0	△404,200
② 地方消費税清算金		332,309,000,000	332,309,179,429	332,309,179,429	0	0	179,429

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	1 地方消費税清算金	円 332,309,000,000	円 332,309,179,429	円 332,309,179,429	円 0	円 0	円 179,429
③ 地方譲与税		142,155,000,000	142,304,281,001	142,304,281,001	0	0	149,281,001
	1 特別法人事業譲与 税	138,020,617,000	137,960,212,000	137,960,212,000	0	0	△60,405,000
	2 地方揮発油譲与税	3,162,000,000	3,203,815,000	3,203,815,000	0	0	41,815,000
	3 石油ガス譲与税	87,000,000	100,595,000	100,595,000	0	0	13,595,000
	4 自動車重量譲与税	748,000,000	902,813,000	902,813,000	0	0	154,813,000
	5 地方道路譲与税	530,000	1	1	0	0	△529,999
	6 森林環境譲与税	136,853,000	136,846,000	136,846,000	0	0	△7,000
④ 地方特例交付金		5,559,537,000	5,559,537,000	5,559,537,000	0	0	0
	1 地方特例交付金	5,559,537,000	5,559,537,000	5,559,537,000	0	0	0
⑤ 地方交付税		246,944,313,000	247,911,301,000	247,911,301,000	0	0	966,988,000
	1 地方交付税	246,944,313,000	247,911,301,000	247,911,301,000	0	0	966,988,000
⑥ 交通安全対策特別 交付金		1,479,000,000	1,451,467,000	1,451,467,000	0	0	△27,533,000

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	1 交通安全対策特別 交付金	円 1,479,000,000	円 1,451,467,000	円 1,451,467,000	円 0	円 0	円 △27,533,000
⑦ 分担金及び負担金		2,606,464,495	2,554,029,205	2,455,396,428	6,626,221	92,006,556	△151,068,067
	1 分担金	174,141,000	32,050,690	32,050,690	0	0	△142,090,310
	2 負担金	2,432,323,495	2,521,978,515	2,423,345,738	6,626,221	92,006,556	△8,977,757
⑧ 使用料及び手数料		26,258,392,000	25,616,010,457	25,613,583,666	0	2,426,791	△644,808,334
	1 使用料	15,254,669,000	15,442,450,907	15,440,025,616	0	2,425,291	185,356,616
	2 手数料	11,003,723,000	10,173,559,550	10,173,558,050	0	1,500	△830,164,950
⑨ 国庫支出金		603,264,932,696	454,433,361,680	454,433,361,680	0	0	△148,831,571,016
	1 国庫負担金	121,303,214,000	120,647,541,662	120,647,541,662	0	0	△655,672,338
	2 国庫補助金	476,386,092,696	328,814,352,861	328,814,352,861	0	0	△147,571,739,835
	3 委託金	5,575,626,000	4,971,467,157	4,971,467,157	0	0	△604,158,843
⑩ 財産収入		15,936,867,000	15,670,947,215	15,670,395,314	0	551,901	△266,471,686
	1 財産運用収入	5,909,880,000	5,566,894,779	5,566,894,779	0	0	△342,985,221



款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	2 財産売払収入	円 10,026,987,000	円 10,104,052,436	円 10,103,500,535	円 0	円 551,901	円 76,513,535
⑪ 寄附金		304,285,000	583,988,536	583,988,536	0	0	279,703,536
	1 寄附金	304,285,000	583,988,536	583,988,536	0	0	279,703,536
⑫ 繰入金		48,956,116,000	40,776,030,651	40,776,030,651	0	0	△8,180,085,349
	1 特別会計繰入金	883,343,000	882,930,466	882,930,466	0	0	△412,534
	2 基金繰入金	48,072,773,000	39,893,100,185	39,893,100,185	0	0	△8,179,672,815
⑬ 繰越金		47,386,790,638	47,386,790,501	47,386,790,501	0	0	△137
	1 繰越金	47,386,790,638	47,386,790,501	47,386,790,501	0	0	△137
⑭ 諸収入		47,617,874,326	46,909,096,475	45,184,718,949	48,416,807	1,675,960,719	△2,433,155,377
	1 延滞金、加算金及 び過料等	1,922,528,000	1,718,567,710	1,488,185,081	18,100,585	212,282,044	△434,342,919
	2 預金利子	10,800,000	11,502,346	11,502,346	0	0	702,346
	3 貸付金元利収入	2,057,424,000	2,075,418,712	2,045,012,914	396,000	30,009,798	△12,411,086
	4 受託事業収入	4,400,741,326	2,342,458,684	2,342,458,684	0	0	△2,058,282,642

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	5 収益事業収入	円 18,217,969,000	円 12,987,596,708	円 12,987,596,708	円 0	円 0	円 △5,230,372,292
	6 利子割精算金収入	1,000,000	0	0	0	0	△1,000,000
	7 雑入	21,007,412,000	27,773,552,315	26,309,963,216	29,920,222	1,433,668,877	5,302,551,216
⑮ 県債		266,056,000,000	206,888,000,000	206,888,000,000	0	0	△59,168,000,000
	1 県債	266,056,000,000	206,888,000,000	206,888,000,000	0	0	△59,168,000,000
	歳 入 合 計	2,607,134,572,155	2,403,409,263,004	2,391,684,855,482	1,104,570,558	10,619,836,964	△215,449,716,673

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 議会費		円 2,978,996,000	円 2,943,660,877	円 0	円 35,335,123	円 35,335,123
	1 議会費	2,978,996,000	2,943,660,877	0	35,335,123	35,335,123
② 総務費		143,637,668,084	132,445,186,821	5,197,393,272	5,995,087,991	11,192,481,263
	1 総務管理費	74,428,894,885	71,221,164,774	476,780,000	2,730,950,111	3,207,730,111
	2 企画費	7,616,142,961	6,827,833,926	503,669,833	284,639,202	788,309,035
	3 県民費	10,475,076,837	7,688,943,833	2,461,451,587	324,681,417	2,786,133,004
	4 環境費	10,598,178,000	8,320,055,697	1,755,491,852	522,630,451	2,278,122,303
	5 徴税费	27,372,204,329	26,115,569,677	0	1,256,634,652	1,256,634,652
	6 市町村振興費	4,501,738,910	4,493,209,227	0	8,529,683	8,529,683
	7 選挙費	3,927,535,162	3,565,162,716	0	362,372,446	362,372,446
	8 防災費	3,520,180,000	3,091,106,764	0	429,073,236	429,073,236
	9 統計調査費	634,547,000	570,695,605	0	63,851,395	63,851,395
10 人事委員会費	277,276,000	268,906,343	0	8,369,657	8,369,657	

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
	11 監査委員費	円 285,894,000	円 282,538,259	円 0	円 3,355,741	円 3,355,741
③ 民生費		420,457,337,657	403,154,467,045	6,177,721,000	11,125,149,612	17,302,870,612
	1 社会福祉費	305,855,301,000	294,707,311,925	6,125,239,000	5,022,750,075	11,147,989,075
	2 児童福祉費	102,908,531,657	96,966,047,451	52,482,000	5,890,002,206	5,942,484,206
	3 生活保護費	11,653,830,000	11,442,940,833	0	210,889,167	210,889,167
	4 災害救助費	39,675,000	38,166,836	0	1,508,164	1,508,164
④ 衛生費		357,901,902,962	272,255,058,239	4,469,585,414	81,177,259,309	85,646,844,723
	1 公衆衛生費	317,571,570,962	233,902,107,982	4,469,585,414	79,199,877,566	83,669,462,980
	2 環境衛生費	4,236,210,856	3,949,431,797	0	286,779,059	286,779,059
	3 保健所費	4,056,267,144	4,029,982,563	0	26,284,581	26,284,581
	4 医薬費	14,491,920,000	13,419,728,250	0	1,072,191,750	1,072,191,750
	5 公営企業支出金	2,230,663,000	1,744,648,647	0	486,014,353	486,014,353
	6 地方独立行政法人 支出金	15,315,271,000	15,209,159,000	0	106,112,000	106,112,000

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
⑤ 労働費		円 5,685,766,000	円 4,947,067,416	円 0	円 738,698,584	円 738,698,584
	1 労政費	2,410,619,000	2,159,546,368	0	251,072,632	251,072,632
	2 職業訓練費	3,122,194,000	2,636,892,265	0	485,301,735	485,301,735
	3 労働委員会費	152,953,000	150,628,783	0	2,324,217	2,324,217
⑥ 農林水産業費		29,432,684,487	22,670,008,495	4,352,752,771	2,409,923,221	6,762,675,992
	1 農業費	9,417,840,643	8,142,253,904	359,331,375	916,255,364	1,275,586,739
	2 蚕糸特産及び水産 業費	380,972,000	370,727,477	0	10,244,523	10,244,523
	3 畜産業費	4,083,888,335	2,689,406,328	139,891,723	1,254,590,284	1,394,482,007
	4 林業費	5,227,036,009	3,618,934,460	1,495,796,473	112,305,076	1,608,101,549
	5 農地費	10,322,947,500	7,848,686,326	2,357,733,200	116,527,974	2,474,261,174
⑦ 商工費		135,413,262,374	86,587,596,696	3,090,263,192	45,735,402,486	48,825,665,678
	1 商工業費	124,060,696,467	79,696,982,657	324,857,192	44,038,856,618	44,363,713,810
	2 観光費	11,352,565,907	6,890,614,039	2,765,406,000	1,696,545,868	4,461,951,868

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
⑧ 土木費		円 216,799,548,381	円 148,039,136,091	円 67,810,314,898	円 950,097,392	円 68,760,412,290
	1 土木管理費	10,452,643,000	10,360,987,802	0	91,655,198	91,655,198
	2 道路橋りょう費	84,303,761,137	63,282,444,643	20,786,515,302	234,801,192	21,021,316,494
	3 河川費	84,615,318,510	46,576,741,757	37,701,736,055	336,840,698	38,038,576,753
	4 都市計画費	36,871,105,734	27,381,557,110	9,209,063,541	280,485,083	9,489,548,624
	5 住宅費	556,720,000	437,404,779	113,000,000	6,315,221	119,315,221
⑨ 警察費		150,616,543,750	148,877,198,287	558,310,373	1,181,035,090	1,739,345,463
	1 警察管理費	137,030,945,750	135,730,605,513	485,280,373	815,059,864	1,300,340,237
	2 警察活動費	13,585,598,000	13,146,592,774	73,030,000	365,975,226	439,005,226
⑩ 教育費		491,542,269,296	476,324,719,672	5,190,092,032	10,027,457,592	15,217,549,624
	1 教育総務費	54,348,289,200	49,399,692,462	3,072,186,032	1,876,410,706	4,948,596,738
	2 小学校費	138,306,172,000	138,036,388,352	0	269,783,648	269,783,648
	3 中学校費	81,103,367,000	80,893,850,809	900,000	208,616,191	209,516,191

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
	4 高等学校費	円 98,994,579,700	円 97,091,664,055	円 475,160,000	円 1,427,755,645	円 1,902,915,645
	5 特別支援学校費	50,177,359,396	48,273,907,700	1,128,567,000	774,884,696	1,903,451,696
	6 大学費	2,673,912,000	2,663,539,044	0	10,372,956	10,372,956
	7 私立学校費	60,787,415,000	54,954,235,795	513,279,000	5,319,900,205	5,833,179,205
	8 社会教育費	3,999,478,000	3,892,806,446	0	106,671,554	106,671,554
	9 保健体育費	1,151,697,000	1,118,635,009	0	33,061,991	33,061,991
⑪ 災害復旧費		6,018,988,418	1,609,610,406	2,054,095,820	2,355,282,192	4,409,378,012
	1 農林水産施設災害 復旧費	547,340,000	271,423,435	159,963,100	115,953,465	275,916,565
	2 土木施設災害復旧 費	5,471,648,418	1,338,186,971	1,894,132,720	2,239,328,727	4,133,461,447
⑫ 公債費		292,003,132,000	291,992,363,753	0	10,768,247	10,768,247
	1 公債費	292,003,132,000	291,992,363,753	0	10,768,247	10,768,247
⑬ 諸支出金		353,848,211,000	352,358,917,459	0	1,489,293,541	1,489,293,541
	1 公営企業支出金	11,261,211,000	11,170,818,945	0	90,392,055	90,392,055

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
	2 地方消費税清算金	円 134,743,000,000	円 134,742,718,429	円 0	円 281,571	円 281,571
	3 所得割交付金	372,000,000	316,600,000	0	55,400,000	55,400,000
	4 利子割交付金	463,000,000	448,620,000	0	14,380,000	14,380,000
	5 配当割交付金	6,600,000,000	6,458,813,000	0	141,187,000	141,187,000
	6 株式等譲渡所得割 交付金	5,100,000,000	5,028,150,000	0	71,850,000	71,850,000
	7 法人事業税交付金	13,170,000,000	12,757,939,000	0	412,061,000	412,061,000
	8 地方消費税交付金	169,993,000,000	169,991,318,000	0	1,682,000	1,682,000
	9 ゴルフ場利用税交 付金	1,611,000,000	1,578,974,449	0	32,025,551	32,025,551
	10 自動車取得税交付 金	50,000,000	47,144,680	0	2,855,320	2,855,320
	11 軽油引取税交付金	6,700,000,000	6,574,725,224	0	125,274,776	125,274,776
	12 環境性能割交付金	3,784,000,000	3,243,095,732	0	540,904,268	540,904,268
	13 利子割精算金	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
⑭ 予備費		798,261,746	0	0	798,261,746	798,261,746



款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
	1 予備費	円 798,261,746	円 0	円 0	円 798,261,746	円 798,261,746
歳 出 合 計		2,607,134,572,155	2,344,204,991,257	98,900,528,772	164,029,052,126	262,929,580,898

歳入歳出差引残額 47,479,864,225円  
 翌年度へ繰越額 47,479,864,225円

# 令和 4年度埼玉県特別会計歳入歳出決算書

総括(歳入)

会計名	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
埼玉県公債費特別会計	円 524,114,117,000	円 524,114,107,919	円 524,114,107,919	円 0	円 0	円 △9,081
埼玉県証紙特別会計	16,782,036,000	15,012,687,181	15,012,687,181	0	0	△1,769,348,819
埼玉県市町村振興事業特別会計	12,570,159,000	12,066,674,742	12,066,674,742	0	0	△503,484,258
埼玉県災害救助事業特別会計	659,436,000	10,707,319	10,707,319	0	0	△648,728,681
埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計	1,038,871,000	1,627,465,175	1,266,786,242	21,894,212	338,784,721	227,915,242
地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計	31,149,884,000	30,616,879,227	30,616,879,227	0	0	△533,004,773
埼玉県国民健康保険事業特別会計	615,934,258,000	605,373,641,735	605,373,641,735	0	0	△10,560,616,265
埼玉県中小企業高度化資金特別会計	127,339,000	126,049,212	126,049,212	0	0	△1,289,788
埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計	25,651,000	159,826,361	153,113,361	0	6,713,000	127,462,361
埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計	20,725,000	68,545,909	64,766,528	0	3,779,381	44,041,528
本多静六博士育英事業特別会計	138,047,000	141,233,382	140,562,690	0	670,692	2,515,690
埼玉県用地事業特別会計	46,313,000	45,430,118	45,430,118	0	0	△882,882
埼玉県県営住宅事業特別会計	14,375,622,107	13,160,727,642	13,086,118,427	2,350,547	72,258,668	△1,289,503,680
埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計	591,720,000	581,642,525	552,371,516	0	29,271,009	△39,348,484
埼玉県公営競技事業特別会計	60,211,273,000	57,250,965,279	57,250,965,279	0	0	△2,960,307,721

会 計 名	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
歳 入 合 計	1,277,785,451,107	1,260,356,583,726	1,259,880,861,496	24,244,759	451,477,471	△17,904,589,611

(歳出)

会 計 名	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
埼玉県公債費特別会計	円 524,114,117,000	円 524,114,107,919	円 0	円 9,081	円 9,081
埼玉県証紙特別会計	16,782,036,000	13,507,885,349	0	3,274,150,651	3,274,150,651
埼玉県市町村振興事業特別会計	12,570,159,000	12,066,674,742	0	503,484,258	503,484,258
埼玉県災害救助事業特別会計	659,436,000	10,707,319	0	648,728,681	648,728,681
埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別 会計	1,038,871,000	916,736,376	0	122,134,624	122,134,624
地方独立行政法人埼玉県立病院機構 貸付金事業等特別会計	31,149,884,000	30,616,879,227	468,000,000	65,004,773	533,004,773
埼玉県国民健康保険事業特別会計	615,934,258,000	603,661,525,897	0	12,272,732,103	12,272,732,103
埼玉県中小企業高度化資金特別会 計	127,339,000	24,049,212	0	103,289,788	103,289,788
埼玉県就農支援資金貸付事業特別 会計	25,651,000	24,117,960	0	1,533,040	1,533,040
埼玉県林業・木材産業改善資金特 別会計	20,725,000	9,954	0	20,715,046	20,715,046
本多静六博士育英事業特別会計	138,047,000	120,930,722	0	17,116,278	17,116,278
埼玉県用地事業特別会計	46,313,000	45,195,497	0	1,117,503	1,117,503
埼玉県県営住宅事業特別会計	14,375,622,107	12,809,254,491	1,356,184,471	210,183,145	1,566,367,616
埼玉県高等学校等奨学金事業特別 会計	591,720,000	552,064,703	0	39,655,297	39,655,297
埼玉県公営競技事業特別会計	60,211,273,000	52,866,199,866	0	7,345,073,134	7,345,073,134

会 計 名	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
歳 出 合 計	1,277,785,451,107	1,251,336,339,234	1,824,184,471	24,624,927,402	26,449,111,873

## 令和 4年度埼玉県公債費特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 繰入金		円 339,616,117,000	円 339,616,107,919	円 339,616,107,919	円 0	円 0	円 △9,081
	1 一般会計繰入金	205,864,217,000	205,864,214,784	205,864,214,784	0	0	△2,216
	2 特別会計繰入金	1,551,900,000	1,551,893,135	1,551,893,135	0	0	△6,865
	3 基金繰入金	132,200,000,000	132,200,000,000	132,200,000,000	0	0	0
② 県債		184,498,000,000	184,498,000,000	184,498,000,000	0	0	0
	1 県債	184,498,000,000	184,498,000,000	184,498,000,000	0	0	0
歳 入 合 計		524,114,117,000	524,114,107,919	524,114,107,919	0	0	△9,081

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 公債費		円 524,114,117,000	円 524,114,107,919	円 0	円 9,081	円 9,081
	1 公債費	524,114,117,000	524,114,107,919	0	9,081	9,081
歳 出 合 計		524,114,117,000	524,114,107,919	0	9,081	9,081

歳入歳出差引残額 0円

翌年度へ繰越額 0円

## 令和 4年度埼玉県証紙特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 証紙収入		円 16,782,035,000	円 13,473,827,617	円 13,473,827,617	円 0	円 0	円 △3,308,207,383
	1 証紙収入	16,782,035,000	13,473,827,617	13,473,827,617	0	0	△3,308,207,383
② 繰越金		1,000	1,538,859,564	1,538,859,564	0	0	1,538,858,564
	1 繰越金	1,000	1,538,859,564	1,538,859,564	0	0	1,538,858,564
歳 入 合 計		16,782,036,000	15,012,687,181	15,012,687,181	0	0	△1,769,348,819



歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 繰出金		円 16,774,036,000	円 13,502,467,730	円 0	円 3,271,568,270	円 3,271,568,270
	1 一般会計繰出金	16,774,036,000	13,502,467,730	0	3,271,568,270	3,271,568,270
② 返還金		8,000,000	5,417,619	0	2,582,381	2,582,381
	1 返還金	8,000,000	5,417,619	0	2,582,381	2,582,381
歳 出 合 計		16,782,036,000	13,507,885,349	0	3,274,150,651	3,274,150,651

歳入歳出差引残額      1,504,801,832円  
 翌年度へ繰越額      1,504,801,832円

## 令和 4年度埼玉県市町村振興事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 財産収入		円 14,480,000	円 14,202,349	円 14,202,349	円 0	円 0	円 △277,651
	1 財産運用収入	14,480,000	14,202,349	14,202,349	0	0	△277,651
② 繰入金		6,415,293,000	5,912,088,000	5,912,088,000	0	0	△503,205,000
	1 基金繰入金	6,415,293,000	5,912,088,000	5,912,088,000	0	0	△503,205,000
③ 繰越金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
④ 諸収入		6,140,385,000	6,140,384,393	6,140,384,393	0	0	△607
	1 貸付金元利収入	6,140,385,000	6,140,384,393	6,140,384,393	0	0	△607
歳 入 合 計		12,570,159,000	12,066,674,742	12,066,674,742	0	0	△503,484,258

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 市町村振興事業費		円 12,570,159,000	円 12,066,674,742	円 0	円 503,484,258	円 503,484,258
	1 市町村振興事業費	12,570,159,000	12,066,674,742	0	503,484,258	503,484,258
歳 出 合 計		12,570,159,000	12,066,674,742	0	503,484,258	503,484,258

歳入歳出差引残額      0円

翌年度へ繰越額      0円

## 令和 4年度埼玉県災害救助事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 国庫支出金		円 325,493,000	円 1,277,370	円 1,277,370	円 0	円 0	円 △324,215,630
	1 国庫負担金	325,493,000	1,277,370	1,277,370	0	0	△324,215,630
② 財産収入		8,447,000	8,355,385	8,355,385	0	0	△91,615
	1 財産運用収入	8,447,000	8,355,385	8,355,385	0	0	△91,615
③ 繰入金		325,494,000	1,065,494	1,065,494	0	0	△324,428,506
	1 一般会計繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 基金繰入金	325,493,000	1,065,494	1,065,494	0	0	△324,427,506
④ 繰越金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
⑤ 諸収入		1,000	9,070	9,070	0	0	8,070
	1 雑入	1,000	9,070	9,070	0	0	8,070
歳 入 合 計		659,436,000	10,707,319	10,707,319	0	0	△648,728,681

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 災害救助事業費		円 659,436,000	円 10,707,319	円 0	円 648,728,681	円 648,728,681
	1 救助費	650,987,000	2,351,934	0	648,635,066	648,635,066
	2 基金積立金	8,449,000	8,355,385	0	93,615	93,615
歳 出 合 計		659,436,000	10,707,319	0	648,728,681	648,728,681

歳入歳出差引残額 0円

翌年度へ繰越額 0円

## 令和 4年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 繰入金		円 149,440,000	円 149,440,000	円 149,440,000	円 0	円 0	円 0
	1 繰入金	149,440,000	149,440,000	149,440,000	0	0	0
② 繰越金		45,781,000	239,111,621	239,111,621	0	0	193,330,621
	1 繰越金	45,781,000	239,111,621	239,111,621	0	0	193,330,621
③ 諸収入		596,512,000	991,775,554	631,096,621	21,894,212	338,784,721	34,584,621
	1 貸付金元利収入	591,568,000	924,278,138	626,450,921	21,572,969	276,254,248	34,882,921
	2 預金利子	27,000	9,370	9,370	0	0	△17,630
	3 雑入	4,917,000	67,488,046	4,636,330	321,243	62,530,473	△280,670
④ 県債		247,138,000	247,138,000	247,138,000	0	0	0
	1 県債	247,138,000	247,138,000	247,138,000	0	0	0
歳 入 合 計		1,038,871,000	1,627,465,175	1,266,786,242	21,894,212	338,784,721	227,915,242

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 母子父子寡婦福祉 資金貸付費		円 1,038,871,000	円 916,736,376	円 0	円 122,134,624	円 122,134,624
	1 母子父子寡婦福祉 資金貸付費	1,038,871,000	916,736,376	0	122,134,624	122,134,624
歳 出 合 計		1,038,871,000	916,736,376	0	122,134,624	122,134,624

歳入歳出差引残額 350,049,866円

翌年度へ繰越額 350,049,866円

# 令和 4年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 分担金及び負担金		円 16,569,012,000	円 16,569,008,098	円 16,569,008,098	円 0	円 0	円 △3,902
	1 負担金	16,569,012,000	16,569,008,098	16,569,008,098	0	0	△3,902
② 諸収入		341,872,000	341,871,129	341,871,129	0	0	△871
	1 貸付金元利収入	341,872,000	341,871,129	341,871,129	0	0	△871
③ 県債		14,239,000,000	13,706,000,000	13,706,000,000	0	0	△533,000,000
	1 県債	14,239,000,000	13,706,000,000	13,706,000,000	0	0	△533,000,000
歳 入 合 計		31,149,884,000	30,616,879,227	30,616,879,227	0	0	△533,004,773



歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 病院機構貸付金事 業費		円 14,239,000,000	円 13,706,000,000	円 468,000,000	円 65,000,000	円 533,000,000
	1 病院機構貸付金事 業費	14,239,000,000	13,706,000,000	468,000,000	65,000,000	533,000,000
② 公債費		16,910,884,000	16,910,879,227	0	4,773	4,773
	1 公債費	16,910,884,000	16,910,879,227	0	4,773	4,773
歳 出 合 計		31,149,884,000	30,616,879,227	468,000,000	65,004,773	533,004,773

歳入歳出差引残額 0円

翌年度へ繰越額 0円

# 令和 4年度埼玉県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 分担金及び負担金		円 191,536,633,000	円 191,536,632,162	円 191,536,632,162	円 0	円 0	円 △838
	1 負担金	191,536,633,000	191,536,632,162	191,536,632,162	0	0	△838
② 国庫支出金		175,358,358,000	174,865,413,169	174,865,413,169	0	0	△492,944,831
	1 国庫負担金	131,372,981,000	130,813,427,169	130,813,427,169	0	0	△559,553,831
	2 国庫補助金	43,985,377,000	44,051,986,000	44,051,986,000	0	0	66,609,000
③ 療養給付費等交付金		29,000	0	0	0	0	△29,000
	1 療養給付費等交付金	29,000	0	0	0	0	△29,000
④ 前期高齢者交付金		185,928,757,000	185,928,757,536	185,928,757,536	0	0	536
	1 前期高齢者交付金	185,928,757,000	185,928,757,536	185,928,757,536	0	0	536
⑤ 共同事業交付金		1,517,636,000	1,047,292,302	1,047,292,302	0	0	△470,343,698
	1 共同事業交付金	1,517,636,000	1,047,292,302	1,047,292,302	0	0	△470,343,698
⑥ 財産収入		38,537,000	37,796,748	37,796,748	0	0	△740,252
	1 財産運用収入	38,537,000	37,796,748	37,796,748	0	0	△740,252

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
⑦ 繰入金		円 50,162,984,000	円 40,566,176,938	円 40,566,176,938	円 0	円 0	円 △9,596,807,062
	1 一般会計繰入金	41,394,460,000	40,266,176,938	40,266,176,938	0	0	△1,128,283,062
	2 基金繰入金	8,768,524,000	300,000,000	300,000,000	0	0	△8,468,524,000
⑧ 繰越金		8,595,543,000	8,595,542,163	8,595,542,163	0	0	△837
	1 繰越金	8,595,543,000	8,595,542,163	8,595,542,163	0	0	△837
⑨ 諸収入		2,795,781,000	2,796,030,717	2,796,030,717	0	0	249,717
	1 雑入	2,795,781,000	2,796,030,717	2,796,030,717	0	0	249,717
歳 入 合 計		615,934,258,000	605,373,641,735	605,373,641,735	0	0	△10,560,616,265

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 国民健康保険事業 費		円 615,934,258,000	円 603,661,525,897	円 0	円 12,272,732,103	円 12,272,732,103
	1 国民健康保険事業 費	615,934,258,000	603,661,525,897	0	12,272,732,103	12,272,732,103
歳 出 合 計		615,934,258,000	603,661,525,897	0	12,272,732,103	12,272,732,103

歳入歳出差引残額 1,712,115,838円

翌年度へ繰越額 1,712,115,838円

## 令和 4年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 繰入金		円 2,052,000	円 767,720	円 767,720	円 0	円 0	円 △1,284,280
	1 繰入金	2,052,000	767,720	767,720	0	0	△1,284,280
② 繰越金		102,000,000	102,000,000	102,000,000	0	0	0
	1 繰越金	102,000,000	102,000,000	102,000,000	0	0	0
③ 諸収入		23,287,000	23,281,492	23,281,492	0	0	△5,508
	1 預金利子	11,000	5,492	5,492	0	0	△5,508
	2 貸付金元利収入	23,276,000	23,276,000	23,276,000	0	0	0
歳 入 合 計		127,339,000	126,049,212	126,049,212	0	0	△1,289,788

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 中小企業高度化資 金		円 125,339,000	円 24,049,212	円 0	円 101,289,788	円 101,289,788
	1 資金貸付費	125,339,000	24,049,212	0	101,289,788	101,289,788
② 予備費		2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
歳 出 合 計		127,339,000	24,049,212	0	103,289,788	103,289,788

歳入歳出差引残額 102,000,000円

翌年度へ繰越額 102,000,000円

# 令和 4年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 就農支援資金貸付 勘定収入		円 22,985,000	円 149,743,658	円 149,743,658	円 0	円 0	円 126,758,658
	1 繰越金	1,000	137,324,658	137,324,658	0	0	137,323,658
	2 諸収入	22,984,000	12,419,000	12,419,000	0	0	△10,565,000
② 就農支援資金業務 勘定収入		270,000	570,432	570,432	0	0	300,432
	1 繰入金	250,000	150,000	150,000	0	0	△100,000
	2 繰越金	18,000	413,531	413,531	0	0	395,531
	3 諸収入	2,000	6,901	6,901	0	0	4,901
③ 農業改良資金貸付 勘定収入		2,156,000	8,103,880	1,390,880	0	6,713,000	△765,120
	1 繰越金	2,155,000	935,880	935,880	0	0	△1,219,120
	2 諸収入	1,000	7,168,000	455,000	0	6,713,000	454,000
④ 農業改良資金業務 勘定収入		240,000	1,408,391	1,408,391	0	0	1,168,391
	1 繰入金	179,000	150,000	150,000	0	0	△29,000
	2 繰越金	58,000	1,258,282	1,258,282	0	0	1,200,282

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	3 諸収入	円 3,000	円 109	円 109	円 0	円 0	円 △2,891
歳	入	25,651,000	159,826,361	153,113,361	0	6,713,000	127,462,361
	合 計						



歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 就農支援資金貸付 勘定		円 22,985,000	円 22,984,500	円 0	円 500	円 500
	1 就農支援資金貸付 費	22,985,000	22,984,500	0	500	500
② 就農支援資金業務 勘定		270,000	77,043	0	192,957	192,957
	1 管理指導事務費	260,000	77,043	0	182,957	182,957
	2 予備費	10,000	0	0	10,000	10,000
③ 農業改良資金貸付 勘定		2,156,000	935,000	0	1,221,000	1,221,000
	1 農業改良資金貸付 費	2,156,000	935,000	0	1,221,000	1,221,000
④ 農業改良資金業務 勘定		240,000	121,417	0	118,583	118,583
	1 管理指導事務費	180,000	121,417	0	58,583	58,583
	2 予備費	60,000	0	0	60,000	60,000
歳 出 合 計		25,651,000	24,117,960	0	1,533,040	1,533,040

歳入歳出差引残額 128,995,401円

翌年度へ繰越額 128,995,401円

## 令和 4年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 貸付勘定収入		円 20,000,000	円 65,002,000	円 63,280,000	円 0	円 1,722,000	円 43,280,000
	1 繰入金	20,000	0	0	0	0	△20,000
	2 繰越金	13,330,000	56,862,000	56,862,000	0	0	43,532,000
	3 諸収入	6,650,000	8,140,000	6,418,000	0	1,722,000	△232,000
② 業務勘定収入		725,000	3,543,909	1,486,528	0	2,057,381	761,528
	1 繰越金	665,000	1,483,486	1,483,486	0	0	818,486
	2 諸収入	60,000	2,060,423	3,042	0	2,057,381	△56,958
<b>歳 入 合 計</b>		<b>20,725,000</b>	<b>68,545,909</b>	<b>64,766,528</b>	<b>0</b>	<b>3,779,381</b>	<b>44,041,528</b>

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 貸付勘定		円 20,000,000	円 0	円 0	円 20,000,000	円 20,000,000
	1 林業・木材産業改 善資金貸付費	20,000,000	0	0	20,000,000	20,000,000
② 業務勘定		725,000	9,954	0	715,046	715,046
	1 管理指導事務費	705,000	9,954	0	695,046	695,046
	2 予備費	20,000	0	0	20,000	20,000
歳 出 合 計		20,725,000	9,954	0	20,715,046	20,715,046

歳入歳出差引残額      64,756,574円  
 翌年度へ繰越額      64,756,574円

## 令和 4年度本多静六博士育英事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 財産収入		円 450,000	円 497,945	円 497,945	円 0	円 0	円 47,945
	1 財産運用収入	450,000	497,945	497,945	0	0	47,945
② 繰入金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
③ 繰越金		101,987,000	101,986,311	101,986,311	0	0	△689
	1 繰越金	101,987,000	101,986,311	101,986,311	0	0	△689
④ 諸収入		35,609,000	38,749,126	38,078,434	0	670,692	2,469,434
	1 貸付金元利収入	35,608,000	38,749,126	38,078,434	0	670,692	2,470,434
	2 雑入	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳 入 合 計		138,047,000	141,233,382	140,562,690	0	670,692	2,515,690

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 本多静六博士育英 事業費		円 137,047,000	円 120,930,722	円 0	円 16,116,278	円 16,116,278
	1 本多静六博士育英 事業費	137,047,000	120,930,722	0	16,116,278	16,116,278
② 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		138,047,000	120,930,722	0	17,116,278	17,116,278

歳入歳出差引残額 19,631,968円

翌年度へ繰越額 19,631,968円

## 令和 4年度埼玉県用地事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 財産収入		円 46,079,000	円 45,195,497	円 45,195,497	円 0	円 0	円 △883,503
	1 財産運用収入	46,079,000	45,195,497	45,195,497	0	0	△883,503
② 繰入金		0	0	0	0	0	0
	1 繰入金	0	0	0	0	0	0
③ 繰越金		233,000	233,121	233,121	0	0	121
	1 繰越金	233,000	233,121	233,121	0	0	121
④ 使用料及び手数料		1,000	1,500	1,500	0	0	500
	1 使用料	1,000	1,500	1,500	0	0	500
<b>歳 入 合 計</b>		<b>46,313,000</b>	<b>45,430,118</b>	<b>45,430,118</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>△882,882</b>

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 用地事業費		円 46,313,000	円 45,195,497	円 0	円 1,117,503	円 1,117,503
	1 用地事業費	46,313,000	45,195,497	0	1,117,503	1,117,503
歳 出 合 計		46,313,000	45,195,497	0	1,117,503	1,117,503

歳入歳出差引残額 234,621円

翌年度へ繰越額 234,621円

# 令和 4年度埼玉県県営住宅事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 使用料		円 7,556,513,000	円 7,650,287,475	円 7,612,324,529	円 2,350,547	円 35,612,399	円 55,811,529
	1 住宅使用料	7,556,513,000	7,650,287,475	7,612,324,529	2,350,547	35,612,399	55,811,529
② 国庫支出金		2,609,689,000	2,020,042,000	2,020,042,000	0	0	△589,647,000
	1 国庫補助金	2,609,689,000	2,020,042,000	2,020,042,000	0	0	△589,647,000
③ 財産収入		77,061,000	77,094,660	77,053,160	0	41,500	△7,840
	1 財産運用収入	42,761,000	42,794,660	42,753,160	0	41,500	△7,840
	2 財産売払収入	34,300,000	34,300,000	34,300,000	0	0	0
④ 繰入金		401,517,000	385,967,400	385,967,400	0	0	△15,549,600
	1 繰入金	401,517,000	385,967,400	385,967,400	0	0	△15,549,600
⑤ 繰越金		333,217,107	333,216,716	333,216,716	0	0	△391
	1 繰越金	333,217,107	333,216,716	333,216,716	0	0	△391
⑥ 諸収入		25,625,000	58,119,391	21,514,622	0	36,604,769	△4,110,378
	1 敷金運用収入	360,000	360,000	360,000	0	0	0



款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	2 雑入	円 25,265,000	円 57,759,391	円 21,154,622	円 0	円 36,604,769	円 △4,110,378
⑦ 県債		3,372,000,000	2,636,000,000	2,636,000,000	0	0	△736,000,000
	1 県債	3,372,000,000	2,636,000,000	2,636,000,000	0	0	△736,000,000
歳 入 合 計		14,375,622,107	13,160,727,642	13,086,118,427	2,350,547	72,258,668	△1,289,503,680

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 住宅事業費		円 12,334,482,107	円 10,783,750,996	円 1,356,184,471	円 194,546,640	円 1,550,731,111
	1 住宅管理費	7,147,179,000	7,039,666,526	0	107,512,474	107,512,474
	2 住宅建設費	5,187,303,107	3,744,084,470	1,356,184,471	87,034,166	1,443,218,637
② 繰出金		817,057,000	817,057,000	0	0	0
	1 繰出金	817,057,000	817,057,000	0	0	0
③ 公債費		1,214,083,000	1,208,446,495	0	5,636,505	5,636,505
	1 公債費	1,214,083,000	1,208,446,495	0	5,636,505	5,636,505
④ 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
	1 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
歳 出 合 計		14,375,622,107	12,809,254,491	1,356,184,471	210,183,145	1,566,367,616

歳入歳出差引残額 276,863,936円

翌年度へ繰越額 276,863,936円

## 令和 4年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 財産収入		円 9,799,000	円 9,610,613	円 9,610,613	円 0	円 0	円 △188,387
	1 財産運用収入	9,799,000	9,610,613	9,610,613	0	0	△188,387
② 繰入金		563,329,000	528,734,732	528,734,732	0	0	△34,594,268
	1 繰入金	563,329,000	528,734,732	528,734,732	0	0	△34,594,268
③ 繰越金		0	0	0	0	0	0
	1 繰越金	0	0	0	0	0	0
④ 諸収入		18,592,000	43,297,180	14,026,171	0	29,271,009	△4,565,829
	1 貸付金元利収入	13,629,000	37,380,209	8,898,637	0	28,481,572	△4,730,363
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3 雑入	4,962,000	5,916,971	5,127,534	0	789,437	165,534
歳 入 合 計		591,720,000	581,642,525	552,371,516	0	29,271,009	△39,348,484

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 高等学校等奨学金 事業費		円 591,720,000	円 552,064,703	円 0	円 39,655,297	円 39,655,297
	1 高等学校等奨学金 事業費	591,720,000	552,064,703	0	39,655,297	39,655,297
歳 出 合 計		591,720,000	552,064,703	0	39,655,297	39,655,297

歳入歳出差引残額 306,813円

翌年度へ繰越額 306,813円

# 令和 4年度埼玉県公営競技事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
① 入場料収入		円 37,311,000	円 20,065,900	円 20,065,900	円 0	円 0	円 △17,245,100
	1 入場料収入	37,310,000	20,065,900	20,065,900	0	0	△17,244,100
	2 入場券発売副収入	1,000	0	0	0	0	△1,000
② 投票券発売収入		55,345,100,000	52,786,002,430	52,786,002,430	0	0	△2,559,097,570
	1 投票券発売収入	55,282,359,000	52,741,616,820	52,741,616,820	0	0	△2,540,742,180
	2 投票券発売副収入	62,741,000	44,385,610	44,385,610	0	0	△18,355,390
③ 財産収入		228,638,000	228,640,792	228,640,792	0	0	2,792
	1 財産運用収入	228,637,000	228,640,792	228,640,792	0	0	3,792
	2 財産売却収入	1,000	0	0	0	0	△1,000
④ 繰越金		2,972,898,000	2,972,897,701	2,972,897,701	0	0	△299
	1 繰越金	2,972,898,000	2,972,897,701	2,972,897,701	0	0	△299
⑤ 諸収入		1,627,326,000	1,243,358,456	1,243,358,456	0	0	△383,967,544
	1 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	2 収益事業収入	円 1,627,324,000	円 1,242,237,708	円 1,242,237,708	円 0	円 0	円 △385,086,292
	3 雑入	1,000	1,120,748	1,120,748	0	0	1,119,748
歳 入 合 計		60,211,273,000	57,250,965,279	57,250,965,279	0	0	△2,960,307,721

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
① 公営競技総務費		円 216,418,000	円 195,332,251	円 0	円 21,085,749	円 21,085,749
	1 公営競技総務費	216,418,000	195,332,251	0	21,085,749	21,085,749
② 公営競技事業費		55,770,886,000	52,670,867,615	0	3,100,018,385	3,100,018,385
	1 公営競技事業費	55,770,886,000	52,670,867,615	0	3,100,018,385	3,100,018,385
③ 繰出金		4,217,969,000	0	0	4,217,969,000	4,217,969,000
	1 繰出金	4,217,969,000	0	0	4,217,969,000	4,217,969,000
④ 予備費		6,000,000	0	0	6,000,000	6,000,000
	1 予備費	6,000,000	0	0	6,000,000	6,000,000
歳 出 合 計		60,211,273,000	52,866,199,866	0	7,345,073,134	7,345,073,134

歳入歳出差引残額 4,384,765,413円  
 翌年度へ繰越額 4,384,765,413円

# 令和4年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業決算報告書

## (1) 収益的収入及び支出

### 収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 4 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計			
第1款 病院事業収益	円 3,937,368,000	円 0	円 0	円 3,937,368,000	円 4,136,695,199	円 199,327,199	
第1項 医業収益	1,788,505,000	0	0	1,788,505,000	1,883,078,550	94,573,550	(うち仮受消費税及び地方消費税 2,717,798 円)
第2項 医業外収益	2,148,863,000	0	0	2,148,863,000	2,246,107,684	97,244,684	(うち仮受消費税及び地方消費税 704,397 円)
第3項 特別利益	0	0	0	0	7,508,965	7,508,965	

### 支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	不 用 額	備 考		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 4 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額	小 計					地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	合 計
第1款 病院事業費用	円 3,952,190,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 3,952,190,000	円 0	円 3,952,190,000	円 3,485,717,317	円 0	円 466,472,683	
第1項 医業費用	3,894,018,000	0	0	0	0	3,894,018,000	0	3,894,018,000	3,455,899,434	0	438,118,566	(うち仮払消費税及び地方消費税 107,397,482 円)
第2項 医業外費用	53,172,000	0	0	0	0	53,172,000	0	53,172,000	29,817,883	0	23,354,117	
第3項 予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000	0	0	5,000,000	



(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の 規定による 繰越額に係る 財源充当額	継 続 費 通 次 繰越額に係る 財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 441,044,000	円 0	円 441,044,000	円 0	円 0	円 441,044,000	円 430,493,000	円 △ 10,551,000	
第1項 企業債	83,000,000	0	83,000,000	0	0	83,000,000	73,000,000	△ 10,000,000	
第2項 他会計負担金	358,044,000	0	358,044,000	0	0	358,044,000	357,493,000	△ 551,000	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の 規定によ る繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		地方公営 企業法第 26条の 規定によ る繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
第1款 資本的支出	円 449,983,000	円 0	円 0	円 449,983,000	円 0	円 0	円 449,983,000	円 438,690,773	円 0	円 0	円 0	円 11,292,227	
第1項 建設改良費	84,112,000	0	0	84,112,000	0	0	84,112,000	74,620,738	0	0	0	9,491,262	(うち仮払消費税及び地方消費税 6,770,158 円)
第2項 企業債償還金	365,871,000	0	0	365,871,000	0	0	365,871,000	364,070,035	0	0	0	1,800,965	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,197,773円は、過年度分損益勘定留保資金8,197,773円で補填した。

令和4年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 円)

区 分	金 額	
1 医 業 収 益		
(1) 入 院 収 益	1,440,133,627	
(2) 外 来 収 益	190,355,552	
(3) そ の 他 医 業 収 益	249,871,573	1,880,360,752
2 医 業 費 用		
(1) 給 与 費	1,884,562,942	
(2) 材 料 費	265,354,337	
(3) 経 費	830,050,177	
(4) 減 価 償 却 費	355,603,539	
(5) 資 産 減 耗 費	2,331,605	
(6) 研 究 研 修 費	10,599,352	3,348,501,952
医 業 損 失		1,468,141,200
3 医 業 外 収 益		
(1) 受 取 利 息 配 当 金	40,330	
(2) 他 会 計 補 助 金	5,400,000	
(3) 補 助 金	513,736,000	
(4) 負 担 金 交 付 金	1,387,155,647	
(5) 長 期 前 受 金 戻 入	331,460,974	
(6) そ の 他 医 業 外 収 益	7,611,543	2,245,404,494

(単位 円)

区 分	金 額		
4 医 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	26,171,085		
(2) 長 期 前 払 消 費 税 勘 定 償 却	694,398		
(3) 雑 損 失	106,399,558	133,265,041	2,112,139,453
経 常 利 益			643,998,253
5 特 別 利 益			
(1) そ の 他 特 別 利 益	7,508,965	7,508,965	7,508,965
当 年 度 純 利 益			651,507,218
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			1,035,699,638
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			1,687,206,856

# 令和4年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業剰余金計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金		資本合計
		利益剰余金		
		未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当年度開始残高	468,114,345	1,035,699,638	1,035,699,638	1,503,813,983
当年度変動額	0	651,507,218	651,507,218	651,507,218
当年度純利益	0	651,507,218	651,507,218	651,507,218
当年度末残高	468,114,345	(当年度未処分利益剰余金) 1,687,206,856	1,687,206,856	2,155,321,201

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものであること。

## 令和4年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	468,114,345	0	1,687,206,856
議会の議決による処分数額	0	0	0
処分後残高	468,114,345	0	(繰越利益剰余金) 1,687,206,856

(注) この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものであること。

令和4年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 円)

区 分		金 額		
資 産 の 部				
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		430,599,876	
	ロ 建 物	2,725,874,847		
	減価償却累計額	△ 527,227,774		2,198,647,073
	ハ 構 築 物	20,832,961		
	減価償却累計額	△ 7,456,696		13,376,265
	ニ 器 械 備 品	406,246,691		
	減価償却累計額	△ 194,990,952		211,255,739
	ホ 車 両	603,948		
	減価償却累計額	△ 347,164		256,784
	有 形 固 定 資 産 合 計			2,854,135,737
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 電 話 加 入 権		61,500	
	ロ ソフトウェア		6,069,800	
	ハ ソフトウェア仮勘定		31,570,000	
	無 形 固 定 資 産 合 計			37,701,300
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 長 期 前 払 消 費 税		12,880,459	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			12,880,459
	固 定 資 産 合 計			2,904,717,496
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金			3,068,346,564
(2)	未 収 金		616,490,065	
	貸倒引当金		△ 3,257,262	613,232,803
(3)	貯 蔵 品			10,700,445
	流 動 資 産 合 計			3,692,279,812
	資 産 合 計			6,596,997,308

(単位 円)

区 分		金 額		
負債の部				
3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,261,221,287		
	企業債合計		1,261,221,287	
(2)	引当金			
	イ 退職給付引当金	946,851,992		
	引当金合計		946,851,992	
	固定負債合計			2,208,073,279
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	352,837,270		
	企業債合計		352,837,270	
(2)	未払金		409,871,501	
(3)	引当金			
	イ 賞与引当金	125,442,225		
	引当金合計		125,442,225	
(4)	その他流動負債		18,454,728	
	流動負債合計			906,605,724
5	繰延収益			
(1)	受贈財産評価額長期前受金		250,000	
(2)	国庫補助金長期前受金	20,896,113		
	収益化累計額	△ 4,048,540	16,847,573	
(3)	他会計負担金長期前受金	1,960,374,070		
	収益化累計額	△ 650,474,539	1,309,899,531	
	繰延収益合計			1,326,997,104
	負債合計			4,441,676,107

(単位 円)

区 分	金 額		
資 本 の 部			
6 資 本 金			468,114,345
7 剰 余 金			
(1) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		1,687,206,856	
利 益 剰 余 金 合 計			1,687,206,856
剰 余 金 合 計			1,687,206,856
資 本 合 計			2,155,321,201
負 債 資 本 合 計			6,596,997,308



## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ア たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品は、先入先出法による原価法によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ア 有形固定資産

定額法によっている。

##### イ 無形固定資産

定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上方法

##### ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

##### イ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

##### ウ 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、貸倒実績率等により、回収不能見込額を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理方法

##### ア 決算報告書については税込処理方式によっている。

##### イ 財務諸表については税抜処理方式によっている。

なお、特定収入をもって賄われた資本的支出に係る控除対象外消費税等については特定収入と相殺し、それ以外の控除対象外消費税等については、収益的支出に係るものは医業外費用とし、資本的支出に係るものは長期前払消費税に計上し、10年間で均等償却を行っている。

### 2 キャッシュ・フロー計算書関連

該当事項はない。

### 3 貸借対照表関連

#### (1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1,549,558,557円である。

#### 4 セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、開示すべきセグメント情報はない。

#### 5 リース契約により使用する固定資産

##### (1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

#### 6 その他

##### (1) 引当金の取崩し

###### ア 退職給付引当金

当年度において、退職手当として86,492,041円を支給するため、退職給付引当金86,492,041円を取り崩している。

###### イ 賞与引当金

当年度において、期末・勤勉手当として192,537,133円を支給するため、賞与引当金129,199,793円を取り崩している。

###### ウ 貸倒引当金

当年度において、不納欠損処分に係るものとして、貸倒引当金250,000円を取り崩している。

##### (2) 固定資産計上額の減額

固定資産の精査により、器械備品及び車両38,404,097円及び同額の長期前受金を減額している。

##### (3) 一般会計からの負担金収入の取扱い

病院部門及び一般会計部門の共通費用に係る一般会計の負担分199,069,295円について、その他医業収益で受け入れ、同額を医業費用に計上している。その他、病院部門の職員が一般会計部門の業務に従事した時間数相当分の人件費24,295,174円、一般会計部門の施設入所者の健康診断料355,070円をその他医業収益に計上している。

# 令和4年度埼玉県工業用水道事業決算報告書

## (1) 収益的収入及び支出

### 収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 事業収益	円 1,852,342,000	円 △ 10,349,000	円 0	円 1,841,993,000	円 1,916,149,992	円 74,156,992	
第1項 営業収益	1,723,725,000	△ 10,349,000	0	1,713,376,000	1,724,285,619	10,909,619	(うち仮受消費税及び地方消費税 156,686,674円)
第2項 営業外収益	128,616,000	0	0	128,616,000	135,575,044	6,959,044	(うち仮受消費税及び地方消費税 25,046円)
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000	56,289,329	56,288,329	

### 支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
第1款 事業費	円 1,857,546,000	円 85,103,000	円 0	円 0	円 0	円 1,942,649,000	円 24,848,600	円 1,967,497,600	円 1,760,900,654	円 0	円 206,596,946	
第1項 営業費用	1,834,324,000	△ 12,138,000	0	0	0	1,822,186,000	24,848,600	1,847,034,600	1,671,839,113	0	175,195,487	(うち仮払消費税及び地方消費税 88,368,716円)
第2項 営業外費用	19,221,000	35,186,000	0	0	0	54,407,000	0	54,407,000	27,006,541	0	27,400,459	
第3項 特別損失	1,000	62,055,000	0	0	0	62,056,000	0	62,056,000	62,055,000	0	1,000	
第4項 予備費	4,000,000	0	0	0	0	4,000,000	0	4,000,000	0	0	4,000,000	

## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業 法第26条の規定による繰越 額に係る財源 充当額	継続費通次繰 越額に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 173,458,000	円 △ 34,600,000	円 138,858,000	円 0	円 0	円 138,858,000	円 138,640,000	円 △ 218,000	
第1項 建設補助金	43,000,000	△ 34,600,000	8,400,000	0	0	8,400,000	8,400,000	0	
第2項 長期貸付金償還金	130,000,000	0	130,000,000	0	0	130,000,000	130,000,000	0	
第3項 他会計補助金	456,000	0	456,000	0	0	456,000	240,000	△ 216,000	
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	
第5項 雑 収 入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	

## 支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規定による繰越 額	継 続 費 通次繰越額	合 計		地方公営企業 法第26条の規定による繰越 額	継 続 費 通次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	円 1,046,991,000	円 △527,096,000	円 0	円 519,895,000	円 82,237,500	円 156,174,396	円 758,306,896	円 593,738,703	円 39,390,000	円 113,848,559	円 153,238,559	円 11,329,634	
第1項 建設改良費	968,258,000	△527,096,000	0	441,162,000	82,237,500	156,174,396	679,573,896	515,006,526	39,390,000	113,848,559	153,238,559	11,328,811	(うち仮払消費税 及び地方消費税 44,758,466円)
第2項 企業債償還金	78,733,000	0	0	78,733,000	0	0	78,733,000	78,732,177	0	0	0	823	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額455,098,703円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,758,466円、減債積立金78,732,177円及び建設改良積立金331,608,060円で補填した。

# 令和4年度埼玉県工業用水道事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 円)

区 分	金	額
1 営業収益		
(1) 給水収益	1,552,532,726	
(2) 受託工事収益	13,115,000	
(3) その他営業収益	1,951,219	1,567,598,945
2 営業費用		
(1) 原水及び浄水費	498,220,330	
(2) 配水及び給水費	364,717,821	
(3) 受託工事費	10,192,277	
(4) 総係費	68,958,549	
(5) 減価償却費	584,622,743	
(6) 資産減耗費	56,758,677	1,583,470,397
営業損失		15,871,452
3 営業外収益		
(1) 受取利息及び配当金	1,006,263	
(2) 他会計補助金	1,280,000	
(3) 長期前受金戻入	132,975,786	
(4) 雑収益	287,949	135,549,998
4 営業外費用		
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	3,839,441	
(2) 雑支出	1,382	3,840,823
經常利益		115,837,723
5 特別利益		
(1) 過年度損益修正益	7,927,829	
(2) その他特別利益	48,361,500	56,289,329
6 特別損失		
(1) その他特別損失	62,055,000	62,055,000
当年度純利益		110,072,052
前年度繰越利益剰余金		1,368,892,763
その他未処分利益剰余金変動額		410,340,237
当年度未処分利益剰余金		1,889,305,052

# 令和4年度埼玉県工業用水道事業剰余金計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金									資本合計
		資本剰余金				利益剰余金					
		受贈財産 評価額	国庫補助金	他会計補助金	資本剰余金 合計	減債積立金	利益積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	13,807,692,910	26,904,384	44,723,266	306,007,824	377,635,474	175,377,833	604,212,128	4,837,140,069	1,683,994,138	7,300,724,168	21,486,052,552
前年度処分額	315,101,375	0	0	0	0	0	0	0	△ 315,101,375	△ 315,101,375	0
議会の議決による処分額	315,101,375	0	0	0	0	0	0	0	△ 315,101,375	△ 315,101,375	0
資本金の増加	315,101,375				0				△ 315,101,375	△ 315,101,375	0
処分後残高	14,122,794,285	26,904,384	44,723,266	306,007,824	377,635,474	175,377,833	604,212,128	4,837,140,069	(繰越利益剰余金) 1,368,892,763	6,985,622,793	21,486,052,552
当年度変動額	0	0	0	0	0	△ 78,732,177	0	△ 331,608,060	520,412,289	110,072,052	110,072,052
減債積立金の使用額					0	△ 78,732,177			78,732,177	0	0
建設改良積立金の使用額					0			△ 331,608,060	331,608,060	0	0
当年度純利益					0				110,072,052	110,072,052	110,072,052
当年度末残高	14,122,794,285	26,904,384	44,723,266	306,007,824	377,635,474	96,645,656	604,212,128	4,505,532,009	(当年度未処分利益剰余金) 1,889,305,052	7,095,694,845	21,596,124,604

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものであること。

## 令和4年度埼玉県工業用水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	14,122,794,285	377,635,474	1,889,305,052
議会の議決による処分額	410,340,237	0	△ 410,340,237
資本金の増加	410,340,237		△ 410,340,237
処分後残高	14,533,134,522	377,635,474	(繰越利益剰余金) 1,478,964,815

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものであること。

令和4年度埼玉県工業用水道事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 円)

区 分	金 額	
<u>資 産 の 部</u>		
1 固定資産		
(1) 有形固定資産		
イ 土地		435,897,514
ロ 建物	1,795,992,510	
減価償却累計額	△ 727,929,299	1,068,063,211
ハ 構築物	22,047,795,765	
減価償却累計額	△ 16,339,015,637	5,708,780,128
ニ 機械及び装置	9,566,738,239	
減価償却累計額	△ 6,009,064,101	3,557,674,138
ホ 車両運搬具	1,470,000	
減価償却累計額	△ 1,323,000	147,000
ヘ 船舶	159,000	
減価償却累計額	△ 151,050	7,950
ト 工具、器具及び備品	39,565,751	
減価償却累計額	△ 35,783,748	3,782,003
チ リース資産	558,420	
減価償却累計額	△ 353,666	204,754
リ 建設仮勘定		273,179,207
有形固定資産合計		11,047,735,905
(2) 無形固定資産		
イ 水利権		551,214,289
ロ 電話加入権		789,236
ハ ソフトウェア		790,341
無形固定資産合計		552,793,866
(3) 投資その他の資産		
イ 長期貸付金		69,000,000
ロ 破産更生債権等 貸倒引当金		1,363,227 △ 1,363,227
投資その他の資産合計		69,000,000
固定資産合計		11,669,529,771
2 流動資産		
(1) 現金預金		13,074,331,073
(2) 未収金		139,707,275
貸倒引当金		△ 16,000
(3) 貯蔵品		36,062,880
(4) 短期貸付金		69,000,000
流動資産合計		13,319,085,228
資産合計		24,988,614,999



(単位 円)

区 分	金 額	
<u>負 債 の 部</u>		
3 固定負債		
(1) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	61,466,226	
企業債合計		61,466,226
(2) リース債務		102,493
(3) 引当金		
イ 退職給付引当金	131,374,878	
ロ 修繕引当金	23,271,234	
引当金合計		154,646,112
固定負債合計		216,214,831
4 流動負債		
(1) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	35,179,430	
企業債合計		35,179,430
(2) リース債務		122,994
(3) 未払金		277,292,972
(4) 引当金		
イ 賞与引当金	12,721,014	
引当金合計		12,721,014
(5) その他流動負債		16,875,495
流動負債合計		342,191,905
5 繰延収益		
(1) 受贈財産評価額長期前受金 収益化累計額	429,730,235 △ 164,944,019	264,786,216
(2) 寄附金長期前受金 収益化累計額	5,005,156 △ 4,754,899	250,257
(3) 工事負担金長期前受金 収益化累計額	317,483,917 △ 95,012,698	222,471,219
(4) 国庫補助金長期前受金 収益化累計額	9,473,505,077 △ 7,360,937,024	2,112,568,053
(5) 他会計補助金長期前受金 収益化累計額	2,860,081,265 △ 2,626,073,351	234,007,914
繰延収益合計		2,834,083,659
負債合計		3,392,490,395

(単位 円)

区 分	金 額		
資 本 の 部			
6 資本金			14,122,794,285
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	26,904,384		
ロ 国庫補助金	44,723,266		
ハ 他会計補助金	306,007,824		
資本剰余金合計		377,635,474	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	96,645,656		
ロ 利益積立金	604,212,128		
ハ 建設改良積立金	4,505,532,009		
ニ 当年度未処分利益剰余金	1,889,305,052		
利益剰余金合計		7,095,694,845	
剰余金合計			7,473,330,319
資本合計			21,596,124,604
負債資本合計			24,988,614,999

注記（工業用水道事業会計）

1 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品は、先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっている。

イ 無形固定資産

定額法によっている。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

イ 修繕引当金

地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号）附則第4条（引当金に関する経過措置）の規定に基づき、平成25年度末の修繕引当金を引き続き計上しているが、使用用途及び時期に明確な計画がないため、総額を全て固定負債に計上している。

なお、平成25年度までの計上基準は、以下のとおりとなっている。

あらかじめ定めた予定基準額と修繕費執行額との差額を計上している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

エ 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

ア 決算報告書については税込処理方式によっている。

イ 財務諸表については税抜処理方式によっている。

なお、特定収入をもって賄われた資本的支出に係る控除対象外消費税等については特定収入と相殺し、それ以外の控除対象外消費税等については営業外費用として処理している。

2 キャッシュ・フロー計算書関連

該当事項はない。

3 貸借対照表関連

該当事項はない。

4 セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、開示すべきセグメント情報はない。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

リース料総額（他の事業会計と共同で行うリース取引にあつては、その合計額）が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

6 その他

(1) 引当金の取崩し

ア 退職給付引当金

当年度において、退職給付引当金余剰額47,270,993円を取り崩している。

イ 修繕引当金

当年度において、修繕引当金68,696,488円を取り崩している。

ウ 賞与引当金

当年度において、期末・勤勉手当として20,151,308円を支給するため、賞与引当金15,345,061円を取り崩している。

(2) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは以下の金額である。

短期リース債務	122,994円
長期リース債務	102,493円
計	225,487円

# 令和4年度埼玉県水道用水供給事業決算報告書

## (1) 収益的収入及び支出

### 収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 事業収益	円	円	円	円	円	円	
第1項 営業収益	48,819,961,000	△ 43,489,000	0	48,776,472,000	48,409,308,171	△ 367,163,829	
第2項 営業外収益	44,116,147,000	△ 43,489,000	0	44,072,658,000	43,485,970,276	△ 586,687,724	(うち仮受消費税及び地方消費税 3,952,933,120円)
第3項 特別利益	4,703,813,000	0	0	4,703,813,000	4,733,222,517	29,409,517	(うち仮受消費税及び地方消費税 454,580円)
	1,000	0	0	1,000	190,115,378	190,114,378	

### 支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
第1款 事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1項 営業費用	48,388,591,000	3,851,755,000	0	0	0	52,240,346,000	223,266,800	52,463,612,800	48,163,084,290	503,559,000	3,796,969,510	
第2項 営業外費用	44,610,673,000	3,454,890,000	0	0	0	48,065,563,000	223,266,800	48,288,829,800	44,598,663,275	503,559,000	3,186,607,525	(うち仮払消費税及び地方消費税 1,839,666,338円)
第3項 特別損失	3,737,917,000	352,439,000	0	0	0	4,090,356,000	0	4,090,356,000	3,519,995,261	0	570,360,739	(うち仮払消費税及び地方消費税 12,345円)
第4項 予備費	1,000	44,426,000	0	0	0	44,427,000	0	44,427,000	44,425,754	0	1,246	(うち仮払消費税及び地方消費税 3,564,400円)
	40,000,000	0	0	0	0	40,000,000	0	40,000,000	0	0	40,000,000	

## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額に係る財源 充当額	継続費 繰越額に係 る財源充当 額	合 計			
第1款 資本的収入	円 9,040,158,000	円 △ 2,468,026,000	円 6,572,132,000	円 0	円 27,208,000	円 6,599,340,000	円 5,000,431,298	円 △ 1,598,908,702	
第1項 建設補助金	1,410,862,000	△ 275,594,000	1,135,268,000	0	27,208,000	1,162,476,000	995,024,000	△ 167,452,000	
第2項 企業債	4,025,000,000	△ 1,303,000,000	2,722,000,000	0	0	2,722,000,000	1,290,000,000	△ 1,432,000,000	
第3項 他会計出資金	3,493,583,000	△ 889,000,000	2,604,583,000	0	0	2,604,583,000	2,604,582,670	△ 330	
第4項 他会計補助金	108,571,000	△ 432,000	108,139,000	0	0	108,139,000	107,979,266	△ 159,734	
第5項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	272,670	271,670	(うち仮受消費税及び 地方消費税 24,787円)
第6項 雑収入	2,141,000	0	2,141,000	0	0	2,141,000	2,572,692	431,692	(うち仮受消費税及び 地方消費税 224,311円)

## 支 出

区 分	予 算 額								決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費 繰越額	合 計		地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費 繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	円 26,769,312,000	円 △ 3,243,132,000	円 0	円 0	円 23,526,180,000	円 219,244,000	円 1,244,561,434	円 24,989,985,434	円 23,124,792,905	円 518,941,400	円 1,113,339,163	円 1,632,280,563	円 232,911,966	
第1項 建設改良費	14,744,414,000	△ 2,893,157,000	0	0	11,851,257,000	219,244,000	1,244,561,434	13,315,062,434	11,489,871,733	518,941,400	1,113,339,163	1,632,280,563	192,910,138	(うち仮払消費税 及び地方消費税 937,648,296円)
第2項 企業債償還金	9,387,149,000	△ 452,600,000	0	0	8,934,549,000	0	0	8,934,549,000	8,934,548,221	0	0	0	779	
第3項 他会計からの長期借入金償還金	130,000,000	0	0	0	130,000,000	0	0	130,000,000	130,000,000	0	0	0	0	(うち仮払消費税 及び地方消費税 117,511,808円)
第4項 機構負担年賦金	2,467,749,000	0	0	0	2,467,749,000	0	0	2,467,749,000	2,467,748,011	0	0	0	989	
第5項 予備費	40,000,000	0	0	0	40,000,000	0	0	40,000,000	0	0	0	0	40,000,000	
第6項 過年度国庫補助金返還金	0	102,625,000	0	0	102,625,000	0	0	102,625,000	102,624,940	0	0	0	60	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額18,124,361,607円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,061,589,006円、減債積立金2,163,344,031円及び過年度分損益勘定留保資金14,899,428,570円で補填した。

# 令和4年度埼玉県水道用水供給事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 円)

区 分	金	額	
1 営業収益			
(1) 給水収益	39,350,538,702		
(2) 受託工事収益	127,585,818		
(3) その他営業収益	54,912,636	39,533,037,156	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	12,570,754,734		
(2) 配水及び給水費	7,698,571,605		
(3) 受託工事費	379,401,735		
(4) 総係費	671,792,592		
(5) 減価償却費	21,198,087,501		
(6) 資産減耗費	240,388,770	42,758,996,937	
営業損失			3,225,959,781
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	7,505,616		
(2) 他会計補助金	320,578,175		
(3) 補助金	47,982,000		
(4) 長期前受金戻入	4,347,401,852		
(5) 雑収益	5,735,894	4,729,203,537	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	2,464,299,989		
(2) 雑支出	5,535,476	2,469,835,465	2,259,368,072
経常損失			966,591,709
5 特別利益			
(1) その他特別利益	190,115,378	190,115,378	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	40,861,354	40,861,354	149,254,024
当年度純損失			817,337,685
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			2,163,344,031
当年度未処分利益剰余金			1,346,006,346

# 令和4年度埼玉県水道用水供給事業剰余金計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金									資本合計
		資本剰余金					利益剰余金				
		受贈財産 評価額	寄附金	国庫補助金	他会計補助金	資本剰余金 合計	減債積立金	利益積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	293,556,051,521	13,970,584	7,964,000	6,304,736,226	1,900,729,098	8,227,399,908	0	1,260,000,000	2,163,344,031	3,423,344,031	305,206,795,460
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	2,163,344,031	0	△ 2,163,344,031	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	2,163,344,031	0	△ 2,163,344,031	0	0
減債積立金の積立						0	2,163,344,031		△ 2,163,344,031	0	0
処分後残高	293,556,051,521	13,970,584	7,964,000	6,304,736,226	1,900,729,098	8,227,399,908	2,163,344,031	1,260,000,000	(繰越利益剰余金) 0	3,423,344,031	305,206,795,460
当年度変動額	2,604,582,670	0	0	0	0	0	△ 2,163,344,031	0	1,346,006,346	△ 817,337,685	1,787,244,985
他会計出資金の受入	2,604,582,670					0				0	2,604,582,670
減債積立金の使用額						0	△ 2,163,344,031		2,163,344,031	0	0
当年度純損失						0			△ 817,337,685	△ 817,337,685	△ 817,337,685
当年度末残高	296,160,634,191	13,970,584	7,964,000	6,304,736,226	1,900,729,098	8,227,399,908	0	1,260,000,000	(当年度未処分利益剰余金) 1,346,006,346	2,606,006,346	306,994,040,445

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものであること。



## 令和4年度埼玉県水道用水供給事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	296,160,634,191	8,227,399,908	1,346,006,346
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	296,160,634,191	8,227,399,908	(繰越利益剰余金) 1,346,006,346

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものであること。

# 令和4年度埼玉県水道用水供給事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 円)

区 分	金	額	
<u>資 産 の 部</u>			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		35,848,034,145	
ロ 建物	42,384,787,003		
減価償却累計額	△ 26,357,974,396	16,026,812,607	
ハ 構築物	411,984,570,451		
減価償却累計額	△ 248,549,768,593	163,434,801,858	
ニ 機械及び装置	138,854,592,796		
減価償却累計額	△ 100,812,929,018	38,041,663,778	
ホ 車両運搬具	162,480,518		
減価償却累計額	△ 114,833,651	47,646,867	
ヘ 船舶	2,993,944		
減価償却累計額	△ 2,833,495	160,449	
ト 工具、器具及び備品	1,135,807,335		
減価償却累計額	△ 884,093,593	251,713,742	
チ リース資産	250,502,015		
減価償却累計額	△ 131,244,210	119,257,805	
リ 建設仮勘定		25,109,429,575	
有形固定資産合計		278,879,520,826	
(2) 無形固定資産			
イ ダム使用権		193,560,939,503	
ロ 水利権		18,771,934,207	
ハ 地上権		3,598,798	
ニ 施設利用権		16,174,981	
ホ 電話加入権		9,251,995	
ヘ ソフトウェア		123,144,703	
無形固定資産合計		212,485,044,187	
(3) 投資その他の資産			
イ 出資金		120,368,000	
ロ 年賦未収金		2,146,958,000	
投資その他の資産合計		2,267,326,000	
固定資産合計			493,631,891,013
2 流動資産			
(1) 現金預金		58,136,871,581	
(2) 未収金		3,729,449,915	
(3) 貯蔵品		137,238,490	
流動資産合計			62,003,559,986
資産合計			555,635,450,999

(単位 円)

区 分	金 額		
負債の部			
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	91,301,782,318		
企業債合計		91,301,782,318	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	69,000,000		
他会計借入金合計		69,000,000	
(3) リース債務		88,508,814	
(4) 引当金			
イ 退職給付引当金	2,318,121,258		
引当金合計		2,318,121,258	
(5) 年賦未払金			
イ 機構負担年賦金	37,054,275,499		
ロ 施設購入年賦金	661,498,410		
ハ 撤退負担年賦金	1,862,609,000		
年賦未払金合計		39,578,382,909	
固定負債合計			133,355,795,299
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	8,951,477,775		
企業債合計		8,951,477,775	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	69,000,000		
他会計借入金合計		69,000,000	
(3) リース債務		42,285,471	
(4) 未払金		3,841,011,141	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	201,358,432		
引当金合計		201,358,432	
(6) 年賦未払金			
イ 機構負担年賦金	2,243,571,331		
ロ 施設購入年賦金	159,061,059		
ハ 撤退負担年賦金	1,000,000,000		
年賦未払金合計		3,402,632,390	
(7) その他流動負債		257,752,697	
流動負債合計			16,765,517,906

(単位 円)

区 分	金	額	
5 繰延収益			
(1) 受贈財産評価額長期前受金 収益化累計額	56,559,068 △ 25,645,821		30,913,247
(2) 工事負担金長期前受金 収益化累計額	568,673,000 △ 531,475,766		37,197,234
(3) 国庫補助金長期前受金 収益化累計額	196,279,883,601 △ 104,984,249,516		91,295,634,085
(4) 他会計補助金長期前受金 収益化累計額	42,881,840,642 △ 35,725,487,859		7,156,352,783
繰延収益合計			98,520,097,349
負債合計			248,641,410,554
資 本 の 部			
6 資本金			296,160,634,191
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	13,970,584		
ロ 寄附金	7,964,000		
ハ 国庫補助金	6,304,736,226		
ニ 他会計補助金	1,900,729,098		
資本剰余金合計		8,227,399,908	
(2) 利益剰余金			
イ 利益積立金	1,260,000,000		
ロ 当年度未処分利益剰余金	1,346,006,346		
利益剰余金合計		2,606,006,346	
剰余金合計			10,833,406,254
資本合計			306,994,040,445
負債資本合計			555,635,450,999

注記（水道用水供給事業会計）

1 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品は、先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっている。

イ 無形固定資産

定額法によっている。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

ア 決算報告書については税込処理方式によっている。

イ 財務諸表については税抜処理方式によっている。

なお、特定収入をもって賄われた資本的支出に係る控除対象外消費税等については特定収入と相殺し、それ以外の控除対象外消費税等については営業外費用として処理している。

2 キャッシュ・フロー計算書関連

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産および負債の額は、66,780,000円及び73,458,000円である。

3 貸借対照表関連

該当事項はない。

4 セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、開示すべきセグメント情報はない。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

リース料総額（他の事業会計と共同で行うリース取引にあっては、その合計額）が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

6 その他

(1) 引当金の取崩し

ア 退職給付引当金

当年度において、退職手当として89,758,613円を支給するため、退職給付引当金89,758,613円を取り崩している。

イ 賞与引当金

当年度において、期末・勤勉手当として316,479,619円を支給するため、賞与引当金203,223,777円を取り崩している。

(2) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは以下の金額である。

短期リース債務 42,285,471円

長期リース債務 88,508,814円

計 130,794,285円

(3) 年賦未払金の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている機構負担年賦金（1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は12,351,425,166円である。

# 令和4年度埼玉県地域整備事業決算報告書

## (1) 収益的収入及び支出

### 収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 事業収益	円 12,625,971,000	円 0	円 0	円 12,625,971,000	円 15,460,811,377	円 2,834,840,377	
第1項 営業収益	12,590,279,000	0	0	12,590,279,000	15,427,088,016	2,836,809,016	(うち仮受消費税及び地方消費税 33,982,156円) (うち仮受消費税及び地方消費税 482円)
第2項 営業外収益	35,691,000	0	0	35,691,000	33,723,361	△ 1,967,639	
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	

### 支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
第1款 事業費	円 12,266,732,000	円 490,000	円 0	円 0	円 0	円 12,267,222,000	円 0	円 12,267,222,000	円 11,912,918,970	円 0	円 354,303,030	
第1項 営業費用	12,212,788,000	△ 118,249,000	0	0	0	12,094,539,000	0	12,094,539,000	11,760,603,796	0	333,935,204	(うち仮払消費税及び地方消費税 4,628,392円)
第2項 営業外費用	33,943,000	197,000	0	0	0	34,140,000	0	34,140,000	33,772,800	0	367,200	
第3項 特別損失	1,000	118,542,000	0	0	0	118,543,000	0	118,543,000	118,542,374	0	626	
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000	0	0	20,000,000	

## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額に係る財源 充当額	継 続 費 用 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計			
第1款 資本的収入	円 1,572,415,000	円 0	円 1,572,415,000	円 0	円 0	円 1,572,415,000	円 1,773,991,049	円 201,576,049	
第1項 長期貸付金償還金	1,540,901,000	0	1,540,901,000	0	0	1,540,901,000	1,540,900,162	△ 838	
第2項 他会計補助金	1,500,000	0	1,500,000	0	0	1,500,000	1,852,000	352,000	
第3項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	
第4項 雑収入	30,013,000	0	30,013,000	0	0	30,013,000	231,238,887	201,225,887	(うち仮受消費税及び地方 消費税 2,856円)

## 支 出

区 分	予 算 額									決 算 額	翌年度繰越額			備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予算額	予 備 費 支出額	流 用 増減額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継 続 費 用 繰 越 額	合 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額		継 続 費 用 繰 越 額	合 計	不 用 額	
第1款 資本的支出	円 4,388,795,000	円 △ 686,703,000	円 0	円 0	円 3,702,092,000	円 3,210,663,214	円 10,479,061,963	円 17,391,817,177	円 6,148,252,039	円 428,065,203	円 9,365,757,933	円 9,793,823,136	円 1,449,742,002	
第1項 建設改良費	4,188,795,000	△ 686,703,000	38,324,000	0	3,540,416,000	3,210,663,214	10,479,061,963	17,230,141,177	6,148,252,039	428,065,203	9,365,757,933	9,793,823,136	1,288,066,002	(うち仮払消費税 及び地方消費税 14,595円)
第2項 予備費	200,000,000	0	△ 38,324,000	0	161,676,000	0	0	161,676,000	0	0	0	0	161,676,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,374,260,990円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,739円及び過年度分損益勘定留保資金4,374,249,251円で補填した。



# 令和4年度埼玉県地域整備事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 円)

区 分	金	額
1 営業収益		
(1) 産業団地売却収益	14,675,078,266	
(2) 産業団地貸付収益	376,968,192	
(3) ゴルフ場施設貸付収益	332,000,000	
(4) その他営業収益	9,059,402	15,393,105,860
2 営業費用		
(1) 産業団地売却原価	11,284,277,988	
(2) 一般管理費	389,969,044	
(3) 減価償却費	81,728,372	11,755,975,404
営業利益		3,637,130,456
3 営業外収益		
(1) 受取利息及び配当金	32,112,673	
(2) 他会計補助金	696,000	
(3) 長期前受金戻入	9,765	
(4) 雑収益	904,593	33,723,031
4 営業外費用		
(1) 雑支出	4,430,445	4,430,445
經常利益		3,666,423,042
5 特別損失		
(1) その他特別損失	118,542,374	118,542,374
当年度純利益		3,547,880,668
前年度繰越利益剰余金		8,747,957,742
当年度未処分利益剰余金		12,295,838,410

# 令和4年度埼玉県地域整備事業剰余金計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金			資本合計
		資本剰余金	利益剰余金		
		資本剰余金計 合	未処分利益剰余金	利益剰余金計 合	
前年度末残高	89,074,128,052	0	8,747,957,742	8,747,957,742	97,822,085,794
前年度処分額	0	0	0	0	0
処分後残高	89,074,128,052	0	(繰越利益剰余金) 8,747,957,742	8,747,957,742	97,822,085,794
当年度変動額	0	0	3,547,880,668	3,547,880,668	3,547,880,668
当年度純利益		0	3,547,880,668	3,547,880,668	3,547,880,668
当年度末残高	89,074,128,052	0	(当年度未処分利益剰余金) 12,295,838,410	12,295,838,410	101,369,966,462

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものであること。

## 令和4年度埼玉県地域整備事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	89,074,128,052	0	12,295,838,410
議会の議決による処分数額	0	0	0
処分後残高	89,074,128,052	0	(繰越利益剰余金) 12,295,838,410

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものであること。

令和4年度埼玉県地域整備事業貸借対照表  
(令和5年3月31日)

(単位 円)

区 分	金 額	
<u>資 産 の 部</u>		
1 固定資産		
(1) 有形固定資産		
イ 土地		12,680,559,765
ロ 建物	1,900,085,600	
減価償却累計額	△ 409,298,884	1,490,786,716
ハ 構築物	704,584,432	
減価償却累計額	△ 57,371,992	647,212,440
ニ 機械及び装置	26,726	
減価償却累計額	△ 25,389	1,337
ホ 工具、器具及び備品	39,581,119	
減価償却累計額	△ 35,234,047	4,347,072
有形固定資産合計		14,822,907,330
(2) 無形固定資産		
イ 電話加入権		666,600
無形固定資産合計		666,600
(3) 投資その他の資産		
イ 投資有価証券		2,058,000,000
ロ 長期貸付金		11,271,013,939
投資その他の資産合計		13,329,013,939
固定資産合計		28,152,587,869
2 事業資産		
(1) 完成資産		5,308,053,704
(2) 未成資産		13,204,974,049
事業資産合計		18,513,027,753
3 流動資産		
(1) 現金預金		54,972,760,238
(2) 短期貸付金		1,546,101,940
(3) 未収収益		419,178
流動資産合計		56,519,281,356
資産合計		103,184,896,978

(単位 円)

区 分	金	額	
<u>負債の部</u>			
4 固定負債			
(1) リース債務		250,543	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	340,341,717		
引当金合計		340,341,717	
固定負債合計			340,592,260
5 流動負債			
(1) リース債務		300,651	
(2) 未払金		521,554,702	
(3) 前受金		20,636,022	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	28,937,238		
引当金合計		28,937,238	
(5) 未成原価		50,377,104	
(6) その他流動負債		852,334,332	
流動負債合計			1,474,140,049
6 繰延収益			
(1) 他会計補助金長期前受金	256,797		
収益化累計額	△ 58,590	198,207	
繰延収益合計			198,207
負債合計			1,814,930,516
<u>資本の部</u>			
7 資本金			89,074,128,052
8 剰余金			
(1) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	12,295,838,410		
利益剰余金合計		12,295,838,410	
剰余金合計			12,295,838,410
資本合計			101,369,966,462
負債資本合計			103,184,896,978

注記（地域整備事業会計）

1 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっている。

その他有価証券

時価のないもの 原価法によっている。

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

事業資産は、個別法による低価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっている。

イ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

ア 決算報告書については税込処理方式によっている。

イ 財務諸表については税抜処理方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、収益的支出に係るものは営業外費用とし、資本的支出に係るものは資産の取得原価に含めて処理している。

2 キャッシュ・フロー計算書関連

該当事項はない。

3 貸借対照表関連

該当事項はない。

4 セグメント情報の開示

(1) 報告セグメントの概要

地域整備事業会計は、土地造成事業及びゴルフ場施設貸付事業を運営している。運営方針や業績評価等はこれら事業別に行っていることから、両事業を報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントの事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
土地造成事業	産業団地等の造成及び供給
ゴルフ場施設貸付事業	ゴルフ場施設の貸付

(2) 報告セグメントごとの営業収益等

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位 千円）

区 分	土地造成事業	ゴルフ場施設貸付事業	計
営業収益	15,061,106	332,000	15,393,106
営業費用	11,606,817	149,159	11,755,976
営業損益	3,454,289	182,841	3,637,130
経常損益	3,483,572	182,851	3,666,423
セグメント資産	100,643,797	2,541,100	103,184,897
セグメント負債	1,814,732	198	1,814,930
その他の項目			
他会計繰入金	696	0	696
減価償却費	1,943	79,786	81,729
特別損失	118,542	0	118,542
有形固定資産の増減額	△147,485	△79,799	△227,284

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

リース料総額（他の事業会計と共同で行うリース取引にあっては、その合計額）が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

6 その他

(1) 引当金の取崩し

ア 退職給付引当金

当年度において、退職手当として645,878円を支給するため、退職給付引当金645,878円を取り崩している。

イ 賞与引当金

当年度において、期末・勤勉手当として44,630,100円を支給するため、賞与引当金28,582,856円を取り崩している。

(2) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは以下の金額である。

短期リース債務	300,651円
<u>長期リース債務</u>	<u>250,543円</u>
計	551,194円



# 令和4年度埼玉県流域下水道事業決算報告書

## (1) 収益的収入及び支出

### 収入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 事業収益	円 52,689,903,000	円 13,483,000	円 0	円 52,703,386,000	円 51,109,521,672	円 △1,593,864,328	
第1項 営業収益	32,420,383,000	94,886,000	0	32,515,269,000	31,297,799,442	△1,217,469,558	(うち仮受消費税及び地方消費税 2,342,224,349円)
第2項 営業外収益	20,269,519,000	△81,403,000	0	20,188,116,000	19,723,120,213	△464,995,787	(うち仮受消費税及び地方消費税 11,883,786円)
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000	88,602,017	88,601,017	

### 支出

区 分	予 算 額						合 計	決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	不 用 額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 4 条 第 3 項 規 定 に 依 る 支 出 額	小 計						
第1款 事業費	円 53,564,958,000	円 5,928,143,000	円 0	円 0	円 0	円 59,493,101,000	円 0	円 59,493,101,000	円 53,524,562,791	円 28,182,000	円 5,940,356,209	
第1項 営業費用	52,632,130,000	5,966,623,000	0	0	0	58,598,753,000	0	58,598,753,000	52,691,700,288	28,182,000	5,878,870,712	(うち仮払消費税 及び地方消費税 2,559,799,733円)
第2項 営業外費用	871,827,000	△38,480,000	0	0	0	833,347,000	0	833,347,000	832,862,503	0	484,497	(うち仮払消費税 及び地方消費税 1,159,813円)
第3項 特別損失	1,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0	0	1,000	
第4項 予備費	61,000,000	0	0	0	0	61,000,000	0	61,000,000	0	0	61,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額					合計	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通次繰越 額に係る財源充 当額				
第1款 資本的収入	円 26,040,809,000	円 △4,260,148,000	円 21,780,661,000	円 9,754,289,000	円 0	円 31,534,950,000	円 21,024,707,171	円 △10,510,242,829	(うち仮受消費税 及び地方消費税 521,505,655円)
第1項 建設補助金	12,685,522,000	△2,510,277,000	10,175,245,000	7,166,289,000	0	17,341,534,000	10,234,712,000	△7,106,822,000	
第2項 建設負担金	6,574,326,000	△837,961,000	5,736,365,000	0	0	5,736,365,000	5,736,365,000	0	
第3項 企業債	6,598,000,000	△869,000,000	5,729,000,000	2,588,000,000	0	8,317,000,000	4,700,000,000	△3,617,000,000	
第4項 他会計出資金	22,257,000	△762,000	21,495,000	0	0	21,495,000	233,811,812	212,316,812	
第5項 他会計補助金	160,650,000	△42,148,000	118,502,000	0	0	118,502,000	119,500,544	998,544	
第6項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	
第7項 雑収入	53,000	0	53,000	0	0	53,000	317,815	264,815	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続 費通 次繰 越額	合計		地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続 費通 次繰 越額	合計		
第1款 資本的支出	円 31,849,702,000	円 △4,259,386,000	円 0	円 27,590,316,000	円 12,382,916,282	円 0	円 39,973,232,282	円 26,058,383,962	円 13,808,382,384	円 0	円 13,808,382,384	円 106,465,936	(うち仮払消費税 及び地方消費税 1,798,873,687円)
第1項 建設改良費	26,088,654,000	△4,259,386,000		21,829,268,000	12,382,916,282	0	34,212,184,282	20,297,336,176	13,808,382,384	0	13,808,382,384	106,465,722	
第2項 企業債償還金	5,761,048,000	0		5,761,048,000	0	0	5,761,048,000	5,761,047,786	0	0	0	214	

資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 3,092,560,384円を除く。）が資本的支出額に不足する額8,126,237,175円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額87,986,853円、繰越工事資金2,593,627,282円、減債積立金523,587,057円、建設改良積立金23,161,610円、過年度分損益勘定留保資金2,355,540,133円及び当年度分損益勘定留保資金2,542,334,240円で補填した。

令和4年度埼玉県流域下水道事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 円)

区 分	金 額	
1 営業収益		
(1) 維持管理負担金	22,745,667,137	
(2) 他会計補助金	5,515,883,965	
(3) その他営業収益	694,023,991	28,955,575,093
2 営業費用		
(1) 管渠費	669,054,191	
(2) ポンプ場費	2,600,767,805	
(3) 処理場費	21,943,079,808	
(4) 雨水幹線管理費	47,103,608	
(5) 再生水事業管理費	51,922,696	
(6) 総係費	1,012,174,113	
(7) 減価償却費	23,662,008,645	
(8) 資産減耗費	145,789,693	50,131,900,559
営業損失		21,176,325,466
3 営業外収益		
(1) 受取利息及び配当金	1,415,384	
(2) 他会計補助金	582,889,513	
(3) 受託工事収益	4,530,910	
(4) 長期前受金戻入	18,875,109,302	
(5) 雑収益	11,982,366	19,475,927,475
4 営業外費用		
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	785,458,935	
(2) 受託工事費	4,530,910	
(3) 雑支出	113,963,053	903,952,898
経常損失		2,604,350,889
5 特別利益		
(1) その他特別利益	88,602,017	88,602,017
当年度純損失		2,515,748,872
前年度繰越利益剰余金		13,019,150,541
その他未処分利益剰余金変動額		546,748,667
当年度未処分利益剰余金		11,050,150,336

令和4年度埼玉県流域下水道事業剰余金計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金										資本合計
		資本剰余金					利益剰余金					
		国庫補助金	工事負担金	受贈財産 評価額	他会計 補助金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	減債積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	11,438,872,881	36,919,300,854	12,650,033,146	2,889,661,354	0	15,237,011,647	67,696,007,001	2,018,653,209	0	13,664,154,222	15,682,807,431	94,817,687,313
前年度処分額	488,664,022						0	133,178,049	23,161,610	△645,003,681	△488,664,022	0
議会の議決による処分額 (資本金)	488,664,022	0	0	0	0	0	0	0	0	△488,664,022	△488,664,022	0
資本金の増加	488,664,022						0			△488,664,022	△488,664,022	0
議会の議決による処分額 (未処分利益剰余金)	0	0	0	0	0	0	0	133,178,049	23,161,610	△156,339,659	0	0
減債積立金の積立							0	133,178,049		△133,178,049	0	0
建設改良積立金の積立							0		23,161,610	△23,161,610	0	0
処分後残高	11,927,536,903	36,919,300,854	12,650,033,146	2,889,661,354	0	15,237,011,647	67,696,007,001	2,151,831,258	23,161,610	(繰越利益剰余金) 13,019,150,541	15,194,143,409	94,817,687,313
当年度変動額	233,811,812	0	0	0	0	0	0	△523,587,057	△23,161,610	△1,969,000,205	△2,515,748,872	△2,281,937,060
他会計出資金の受入	233,811,812						0					233,811,812
減債積立金の使用額							0	△523,587,057		523,587,057	0	0
建設改良積立金の使用額							0		△23,161,610	23,161,610	0	0
当年度純損失							0			△2,515,748,872	△2,515,748,872	△2,515,748,872
当年度末残高	12,161,348,715	36,919,300,854	12,650,033,146	2,889,661,354	0	15,237,011,647	67,696,007,001	1,628,244,201	0	(当年度未処分利益剰余金) 11,050,150,336	12,678,394,537	92,535,750,253

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

## 令和4年度埼玉県流域下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,161,348,715	67,696,007,001	11,050,150,336
議会の議決による処分額	546,748,667	0	△ 713,683,245
資本金の増加	546,748,667	0	△ 546,748,667
減債積立金の積立	0	0	△ 123,328,678
建設改良積立金の積立	0	0	△ 43,605,900
処分後残高	12,708,097,382	67,696,007,001	(繰越利益剰余金) 10,336,467,091

(注)この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものである。

令和4年度埼玉県流域下水道事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 円)

区 分	金 額	
<u>資 産 の 部</u>		
1 固定資産		
(1) 有形固定資産		
イ 土地		65,738,488,937
ロ 建物	50,862,990,874	
減価償却累計額	△ 24,817,945,833	26,045,045,041
ハ 構築物	406,243,837,154	
減価償却累計額	△ 142,014,634,552	264,229,202,602
ニ 機械及び装置	217,596,413,018	
減価償却累計額	△ 131,373,043,601	86,223,369,417
ホ 車両運搬具	86,666,916	
減価償却累計額	△ 68,048,437	18,618,479
ヘ 工具、器具及び備品	282,842,942	
減価償却累計額	△ 189,450,907	93,392,035
ト 建設仮勘定		54,409,631,394
有形固定資産合計		496,757,747,905
(2) 無形固定資産		
イ 地上権		242,352
ロ 電話加入権		1,726,700
無形固定資産合計		1,969,052
(3) 投資その他の資産		
イ 出資金		84,370,000
投資その他の資産合計		84,370,000
固定資産合計		496,844,086,957
2 流動資産		
(1) 現金預金		21,642,661,649
(2) 未収金		6,526,332,459
流動資産合計		28,168,994,108
資産合計		525,013,081,065
<u>負 債 の 部</u>		
3 固定負債		
(1) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		76,898,420,470
企業債合計		76,898,420,470
(2) 引当金		
イ 退職給付引当金		1,065,636,848
引当金合計		1,065,636,848
固定負債合計		77,964,057,318

区 分	金 額	
4 流動負債		
(1) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	5,698,637,158	
企業債合計		5,698,637,158
(2) 未払金		5,495,181,649
(3) 維持管理負担金繰越金		642,050,196
(4) 引当金		
イ 賞与引当金	92,007,345	
ロ 修繕引当金	3,738,954,100	
引当金合計		3,830,961,445
(5) その他流動負債		109,938,801
流動負債合計		15,776,769,249
5 繰延収益		
(1) 国庫補助金長期前受金 収益化累計額	413,016,441,071 △ 174,064,527,569	238,951,913,502
(2) 工事負担金長期前受金 収益化累計額	156,075,856,628 △ 60,281,628,069	95,794,228,559
(3) 受贈財産評価額長期前受金 収益化累計額	5,905,325,323 △ 3,180,596,741	2,724,728,582
(4) 他会計補助金長期前受金 収益化累計額	1,982,810,393 △ 717,176,791	1,265,633,602
繰延収益合計		338,736,504,245
負債合計		432,477,330,812
<u>資 本 の 部</u>		
6 資本金		12,161,348,715
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 国庫補助金	36,919,300,854	
ロ 工事負担金	12,650,033,146	
ハ 受贈財産評価額	2,889,661,354	
ニ その他資本剰余金	15,237,011,647	
資本剰余金合計		67,696,007,001
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	1,628,244,201	
ロ 当年度未処分利益剰余金	11,050,150,336	
利益剰余金合計		12,678,394,537
剰余金合計		80,374,401,538
資本合計		92,535,750,253
負債資本合計		525,013,081,065

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産  
定額法によっている。

イ 無形固定資産  
定額法によっている。

#### (2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金  
職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

なお、会計基準変更時の差異（1,113,892,992円）については、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数（13年）にわたり、均等額を費用処理している。

イ 修繕引当金

地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号）附則第4条（引当金に関する経過措置）の規定に基づき、平成25年度末の修繕引当金を引き続き計上している。

なお、平成25年度までの計上基準は、以下のとおりとなっている。

あらかじめ定めた予定基準額の全額を計上している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

#### (3) 消費税等の会計処理方法

ア 決算報告書については税込処理方式によっている。

イ 財務諸表については税抜処理方式によっている。

なお、特定収入をもって賄われた資本的支出に係る控除対象外消費税等については特定収入と相殺し、それ以外の控除対象外消費税等については営業外費用として処理している。

### 2 キャッシュ・フロー計算書関連

該当事項はない。

### 3 貸借対照表関連

#### (1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、60,799,593,552円である。



#### 4 セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、開示すべきセグメント情報はない。

#### 5 リース契約により使用する固定資産

##### (1) リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

##### (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	109,820,000円
<u>1年超</u>	<u>1,213,250,000円</u>
計	1,323,070,000円

#### 6 その他

##### (1) 引当金の取崩し

###### ア 退職給付引当金

当年度において、退職手当として11,468,880円を支給するため、退職給付引当金11,468,880円を取り崩している。

###### イ 賞与引当金

当年度において、期末・勤勉手当として128,733,783円を支給するため、賞与引当金99,626,667円を取り崩している。

###### ウ 修繕引当金

当年度において、修繕引当金15,471,000円を取り崩している。

##### (2) 他会計繰入金等の使途の特定について

ア 収益的収入の他会計補助金6,098,773,478円については、委託料等の課税仕入れ（特定収入）に541,494,791円及び減価償却費や企業債利息等（特定収入以外）に5,557,278,687円を充当した。

イ 収益的収入の公共下水道指導監督費8,646,000円については、事務費の課税仕入れ（特定収入）に156,415円及び職員給与費（特定収入以外）に8,489,585円を充当した。

ウ 収益的収入の損害賠償金88,602,017円については、全額委託料等の課税仕入れ（特定収入）に充当した。

エ 資本的収入の国庫補助金10,234,712,000円については、全額工事請負費等の課税仕入れ（特定収入）に充当した。

オ 資本的収入の他会計補助金119,500,544円については、工事請負額等の課税仕入れ（特定収入）に23,770,978円及び企業債利息や職員給与費等（特定収入以外）に95,729,566円を充当した。

令和4年度

埼玉県歳入歳出決算審査意見書

埼玉県監査委員

# 埼玉県歳入歳出決算

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

令和4年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

### 2 審査の期間

令和5年8月9日から令和5年9月14日まで

### 3 審査の方法

令和4年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）の審査に当たっては、埼玉県監査基準に準拠して、決算計数に誤りはないか、予算の執行は関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されたか、収入及び支出の事務並びに財産の取得、管理及び処分は、適正に処理されたか等について慎重に審査した。

## 第2 審査の結果

### 1 審査意見

令和4年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）については、決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

なお、次のとおり一部に留意又は改善を要する事項が認められた。

## 2 留意又は改善を要する事項

令和4年度一般会計の決算額は、歳入総額が2兆3,917億円、歳出総額が2兆3,442億円だった。新型コロナウイルス感染症対策関連経費が減少したため令和3年度決算額から約10%減少したものの、歳入・歳出はともに前年度について過去2番目の規模となった。

形式収支は475億円の黒字となり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源66億円を差し引いた実質収支も408億円の黒字となった。

県税収入は8,232億円で、法人二税や個人事業税などが増収となり、納税率は98.8%と最高記録を維持した。また、県税の収入未済額は前年度とほぼ同額の88億円となった。県税収入全体の34.5%、県税の収入未済額の78.8%を占める個人県民税（均等割・所得割）については、引き続き、市町村との緊密な連携のもと、収入未済額の多い市を中心に効果的な支援を行い、納税率の向上と収入未済額の縮減を図ることが重要である。

個人県民税（均等割・所得割）以外の税目については、滞納事案について滞納整理の早期着手及び進行管理を徹底し、早期段階での事案完結に努められたい。また、令和5年4月からは全税目を対象に地方税統一QRコードによる納税方法が導入された。納税方法の多様化による納期内納税の促進に努められたい。

県債発行額は、前年度に比べて578億円減少した。県債残高は前年度末残高から585億円減少し、県民一人当たりの残高は前年度より1万円減少し約51万円に相当する。今後も、元利償還に後年度交付税措置がされる有利な県債の活用を基本にしながら、県民にとって真に必要な投資を行う一方、将来世代に過大な負担を残すことがないように、引き続き県債残高の適正な管理を行っていくことが重要である。また、令和4年度後半以降、金利の上昇により20年以上の長期の県債発行が難しくなっているため、フレックス枠やESG債などの多様な発行方法により、有利な発行条件で安定した県債の発行に今まで以上に努められたい。

令和元年度末には600億円まで減少した財源調整のための3基金の残高は、令和4年度末には1,461億円と大きく改善しているように見えるが、令和3年度、4年度の県税等収入額が国の見込みを上回ったことに伴う後年度の地方交付税の精算措置と職員の定年年齢の段階的引き上げに備える積立分が合わせて711億円含まれることを踏まえると、わずかな改善にとどまっている。今後、本県の財政状況は後期高齢者人口の増加による社会保障関連経費の増加や公用・公共施設の老朽化が見込まれることなどから、一層厳しくなることが予想される。また、今後予定される新たな施設の建設費や将来的な投資案件などの財政需要に備えることも必要である。こうした状況や不測の事態に備えるためにも、行財政改革プログラム（計画期間：令和5年度～7年度）に基づき、効率的な業務執行体制と足腰の強い行財政基盤を構築するとともに、財源調整のための基金残高を確保していくことが重要である。

一般会計及び特別会計の収入未済については、平成26年4月に施行された「埼玉県債権の適正な管理に関する条例」及び「債権管理マニュアル」に基づく適正な管理を行い、債権回収と不良債権処理に努めているが、総額では110億7,131万円で、前年度と比較すると一般会計では2億

4,566万円増加し、特別会計では1億6,087万円減少し、合計8,479万円増加している。収入未済額の増加のうち主なものは、一般会計では諸収入1億9,954万円増であり、主に埼玉県感染防止対策協力金の返還金の未収金によるものである。納入義務者の経済状況を正確に把握し、確実に返還を求める必要がある。また、コロナ禍において、緊急に大量の件数を迅速に処理する必要があったことは認めるが、後日返還を求める事態となったことを踏まえると、同様な事態の発生に備えて審査体制の在り方など、改善点を共有すべきである。特別会計で収入未済額が最も増加したものは、県営住宅事業特別会計の住宅使用料等で800万円増加している。県営住宅の家賃である住宅使用料は管理代行を行う県住宅供給公社の努力により収入未済額の増加は抑えられているが、家賃滞納等による入居承認の取り消しから明け渡しまでの損害賠償金の収入未済額は年々増加し、令和4年度末には同年度の収入済額を超えている。こうした収入未済を防ぐには、県営住宅の明け渡しを求める事態を発生させないことが何より大切であり、適切な督促や滞納が6月を超えないように分納を働き掛けるなど、引き続き徴収対策に努められたい。一方、特別会計で収入未済額が多いのは、母子父子寡婦福祉資金特別会計であるが、各福祉事務所における文書催告や定期的な家庭訪問等のほか債権回収会社の活用などにより滞納整理に努め、収入未済額は微増にとどまっている。しかし、コロナ禍による貸付金額の増加に伴い、今後、収入未済額が更に増加するおそれがあり、長期滞納に移行しないよう借受者の生活状況を勘案しながら早期の返済を促すことに重点を置いて、収入未済の縮減に取り組むことが重要である。

定期監査における財務事務の執行状況では、事務事業の執行に当たり誤りがあり是正又は改善が必要と認められる指摘・注意事項の件数は、令和4年度が7件で前年度に比べ9件減少しているものの、内容別に見ると調達手続や契約書の記載といった契約関係の誤りが6件を占めており、依然として多い状況にある。性質別に見ると事務処理上の不注意や運用の不備などの案件が多い中、現金の亡失、事務処理のミスを私費で補填した隠蔽、入札事務における最低制限価格の情報漏洩など、故意又は重大な過失と考えられる事案が発生している。内部統制制度は令和2年度から知事部局を対象に導入され、定期監査における指摘・注意事項の件数から見ると、令和4年度が4件で前年度に比べ5件減少しており、制度として定着しつつあることが伺える。しかし、指摘・注意事項のうち故意又は重大な過失と考えられる事案の一部は教育委員会で発生しており、当該機関では組織内でのチェック体制にとどまっている状況であった。このような状況を踏まえ、令和5年度から新たに教育委員会も内部統制制度の対象となった。教育委員会が推進部局と協力し、内部統制制度の適切な運用・効果的な活用により各機関における自律的なチェック機能を高め、県民に信頼される適正な財務事務の執行に努められたい。

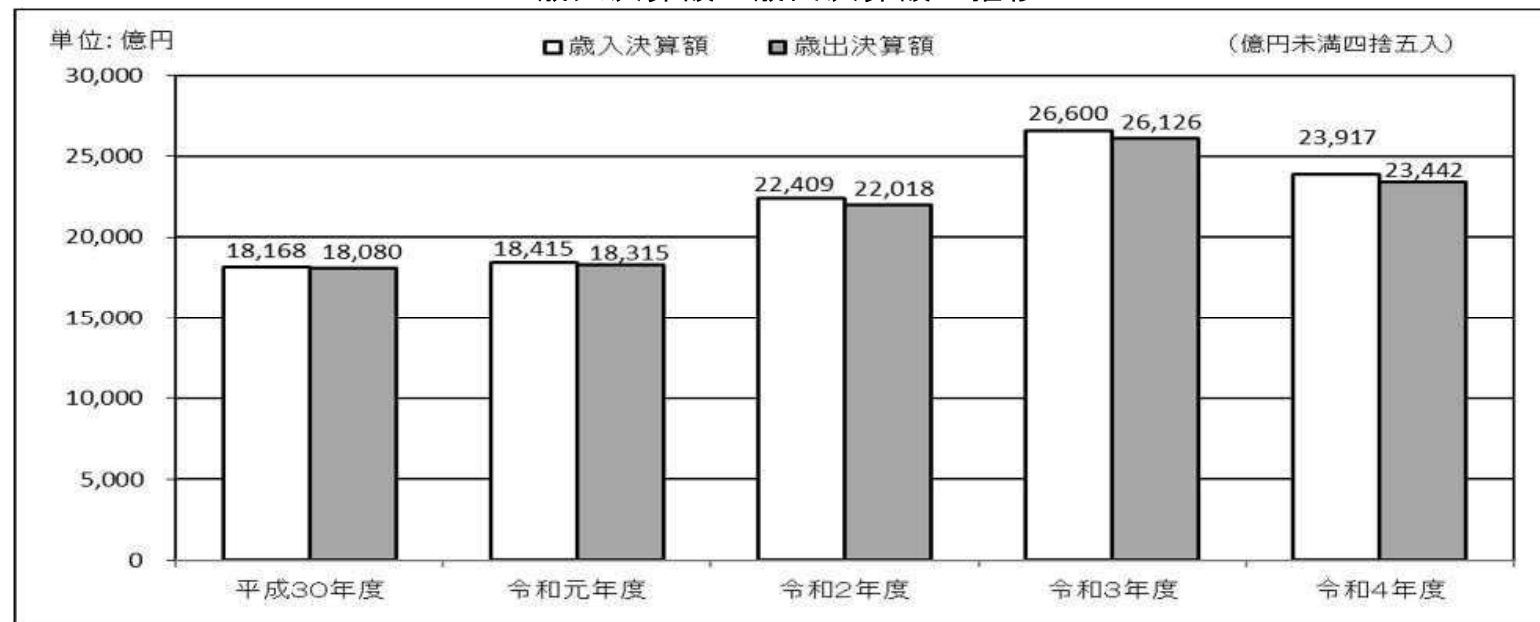
[説明]

(1) 令和4年度決算の状況について

令和4年度一般会計の決算額は、歳入総額が2兆3,917億円、歳出総額が2兆3,442億円だった。新型コロナウイルス感染症対策関連経費が減少したため令和3年度決算額から約10%減少したものの、歳入・歳出はともに前年度について過去2番目の規模となった。

形式収支は475億円の黒字となり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源66億円を差し引いた実質収支も408億円の黒字となった。

歳入決算額・歳出決算額の推移



歳入総額は、コロナ禍からの企業の業績回復等により県税収入額が8,232億円と過去最高額となった一方で、新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫支出金が大幅に減少したことなどにより、前年度比2,683億円(△10.1%)の減となった。

県債発行額は、臨時財政対策債の減少などにより、前年度比578億円(△21.8%)減の2,069億円となった。

歳出総額は、新型コロナウイルス感染症対策として、自宅療養者支援体制の強化等に伴い衛生費が増加したが、感染防止対策協力金支給事業の段階的終了により商工費が大幅に減少したことなどにより、前年度比2,684億円(△10.3%)の減となった。

性質別歳出のうち義務的経費では、新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担の増等により扶助費が増加し、義務的経費全体では前年度比99億円(1.1%)の増となった。投資的経費では、埼玉県産業文化センターの大規模改修工事や岩槻はるかぜ特別支援学校整備工事等の単独事業が増加したことなどにより、前年度比106億円(5.7%)の増となった。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が減少したことなどにより補助費等が前年度比2,829億円（△22.3%）の減となった。

財政指標は、実質公債費比率は前年度と同じ10.7%、将来負担比率は1.4ポイント改善し156.5%であった。経常収支比率は6.1ポイント上昇し96.2%となったが、経常収支比率の上昇は、前年度に地方交付税が一時的に大幅に増額となるといった特殊な要因による影響が大きかったためである。社会保障関連経費や大規模施設の老朽化対策に要する経費等の増加と今後予定される新たな財政支出を踏まえると、引き続き財政構造の改善に取り組む必要がある。

## （2）県税収入の確保について

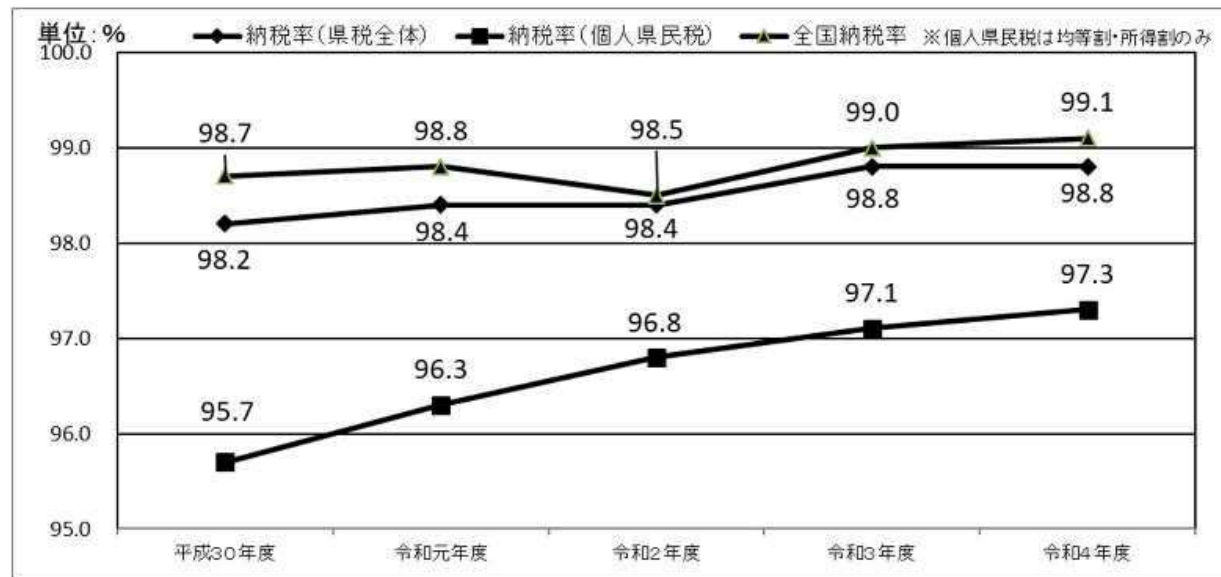
令和4年度決算における自主財源比率は、県税収入が過去最高額となった一方で、新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫支出金が大幅に減少したことに伴い、前年度比8.0ポイント上昇の55.7%であった。自主財源のうち最も額が大きいのは県税で、歳入全体の34.4%を占めている。

県税収入は8,232億円で、コロナ禍からの企業の業績回復による法人二税の増収、感染防止対策協力金の影響により所得が増加したことなどによる個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税の増収などにより、前年度を上回った。

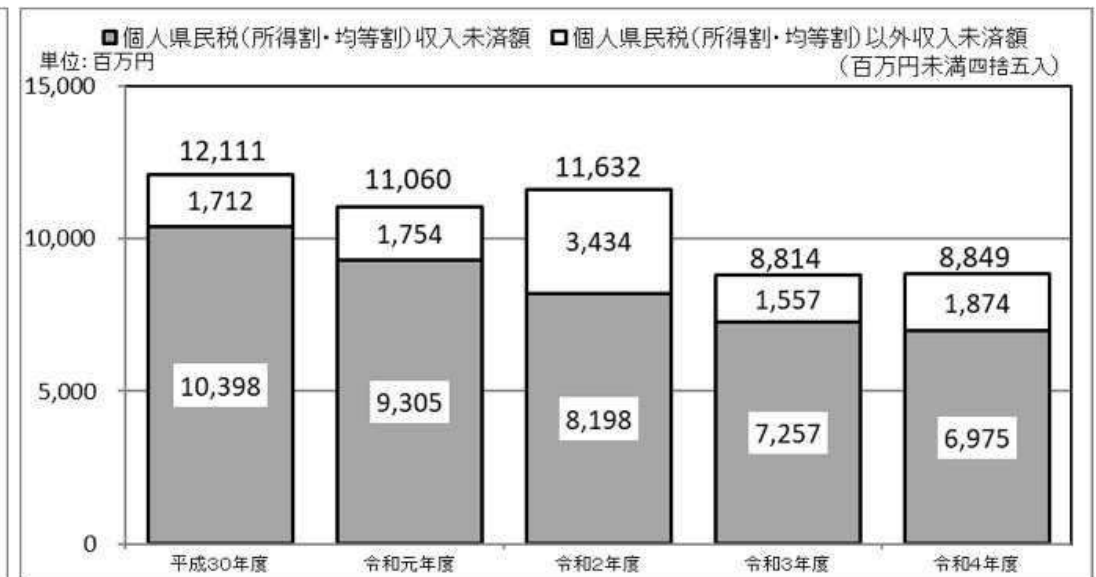
県税全体の納税率は、98.8%で前年度と同率を維持、税務統計上（昭和29年度以降）で最高の記録を維持した。納税率を個人県民税（均等割・所得割）とそれ以外の税目で見ると個人県民税（均等割・所得割）は97.3%（前年度比+0.2ポイント）と最高の記録を6年連続して更新し、それ以外の税目については99.6%（前年度比△0.1ポイント）となった。

県の納税率は98.8%と過去最高を維持したが、全国順位は前年度の38位から40位と順位を下げている。

納税率の推移



県税収入未済額の推移



県は、県税収入全体の34.5%を占め、県税の収入未済額の78.8%を占めている個人県民税（均等割・所得割）の徴収対策の徹底を最重要課題と位置付け、徴収対策に取り組んでいる。令和4年度は、戸田市及び蕨市を重点市と位置付け県職員と市職員によるプロジェクトチームを設置し徴収対策を実施するなど、収入未済額の多い市と連携した集中的な対策を実施している。また、困難事案を有する52市町について地方税法第48条に基づく直接徴収を実施するなど、市町村の実情に応じた直接関与を強めるとともに市町村職員を実務研修生として受け入れ、人材育成の支援を行っている。この結果、個人県民税（均等割・所得割）の滞納繰越割合は2.5%まで減少し、収入未済額の縮減対策の効果が現れている。

引き続き、市町村との緊密な連携のもと収入未済額の多い市を中心に効果的な支援を行い、納税率の向上と収入未済額の縮減を図ることが重要である。

個人県民税（均等割・所得割）以外の税目では、現年課税分については県税事務所内の連携を密にし、滞納発生の未然防止を図り、新たな滞納額発生の抑制に取り組んでいる。特に法人二税等の高額事案については、納税義務者に対して速やかに納税資金の準備を促す等、納期内納税の勧奨を行っている。滞納事案については滞納整理の早期着手及び進行管理を徹底し、早期段階での事案完結に努められたい。

また、令和5年4月からは全税目を対象に地方税統一QRコードによる納税方法が導入された。納税方法の多様化による納期内納税の促進に努められたい。

### （3）持続可能な財政運営について

令和4年度の県債発行額は、臨時財政対策債の減少などにより、前年度に比べて578億円（△21.8%）減の2,069億円であった。令和4年度末の県債残高は3兆7,795億円となり、585億円（△1.5%）減少した。県民一人当たりの残高は、前年度より1万円減少し約51万円である。

このうち臨時財政対策債・減収補填債を除く県で発行がコントロールできる県債の残高は、令和4年度末で1兆7,937億円と、前年度比で377億円（△2.1%）の減となった。

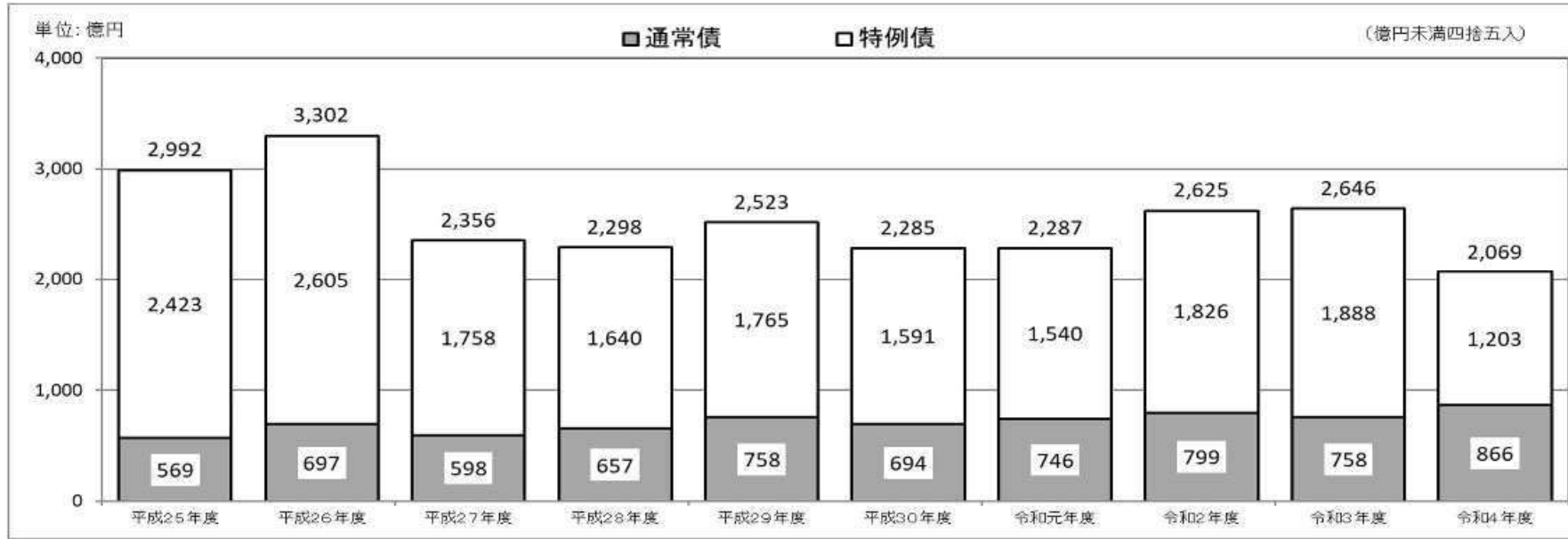
一方で、臨時財政対策債・減収補填債の令和4年度末残高は1兆9,858億円と前年度より減少しているものの、平成25年度に比べると約1.4倍となっている。

臨時財政対策債・減収補填債については、元利償還金の多くが、後年度交付税措置がされることになっている。こうしたいわゆる有利な県債の活用は、基本的には合理性があるが、県債残高の増加は、経済情勢が大きく変動した場合のリスク要因になりかねない。県民にとって真に必要な投資を行う一方、将来世代に過大な負担を残すことがないように、引き続き県債残高の適正な管理を行っていくことが重要である。

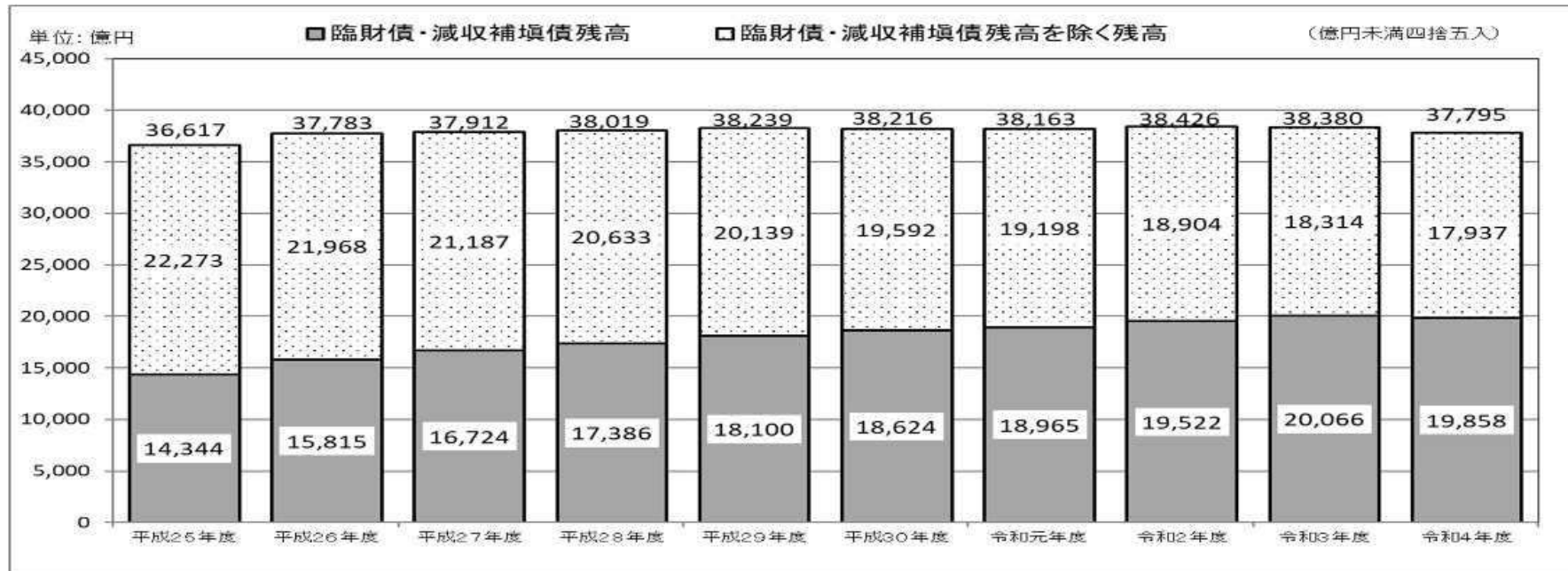
また、令和4年度後半以降、金利の上昇により20年以上の長期の県債発行が難しくなっているため、フレックス枠やESG債などの多様な発行方法により、有利な発行条件で安定した県債の発行に今まで以上に努められたい。



### 県債発行額の推移



### 県債残高の推移

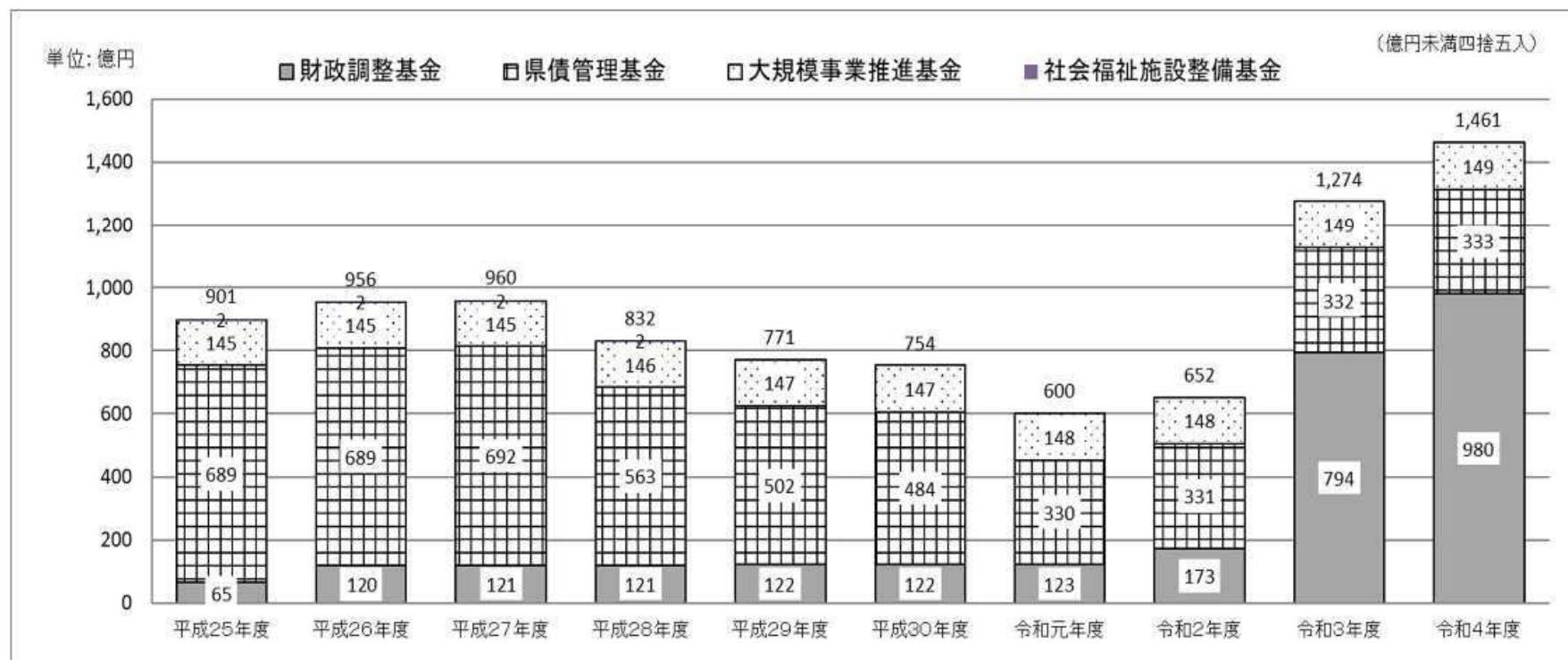


財源調整のための基金である財政調整基金、県債管理基金及び大規模事業推進基金（平成28年度末までは社会福祉施設整備基金を含む）の残高は、平成22年度から平成27年度まで900億円台を維持していたが、その後減少し、令和元年度末には600億円まで減少している。令和3年度には財政調整基金620億円を積み立て、令和4年度には385億円を積み立てるとともに201億円を取り崩したことにより、令和4年度末には3基金の合計は、1,461億円となっている。しかし、令和3年度、4年度に交付された地方交付税については各年度の県税等収入額が国の見込みを上回ったため、令和5年度から7年度までに566億円の精算のための積立と、職員の定年年齢の段階的引き上げに伴う退職手当に備えるための145億円の積立が含まれており、3基金の残高の改善はわずかなものにとどまっている。

今後、本県の財政状況は後期高齢者人口の増加による社会保障関連経費の増加や公用・公共施設の老朽化が見込まれることなどから、一層厳しくなることが予想される。また、今後予定される新たな施設の建設費や将来的な投資案件などの財政需要に備えることも必要である。

こうした状況や不測の事態に備えるためにも、行財政改革プログラム（計画期間：令和5年度～7年度）に基づき、効率的な業務執行体制と足腰の強い行財政基盤を構築するとともに、財源調整のための基金残高を確保していくことが重要である。

財源調整のための基金残高推移



※県債管理基金には、満期一括償還方式による県債の積立額は含んでいない。

※大規模事業推進基金には、さいたまスーパーアリーナの管理に関する年度別協定書に基づく負担金の積立額は含んでいない。

(4) 収入未済額の縮減について

令和4年度の一般会計及び特別会計の収入未済額は次表のとおりであり、その合計は110億7,131万円で、前年度と比較すると8,479万円(0.8%)増加している。

収入未済額については、平成26年4月に施行された「埼玉県債権の適正な管理に関する条例」及び「債権管理マニュアル」に基づく適正な管理を行い、債権回収と不良債権処理に努めているが、総額では110億7,131万円で、前年度と比較すると一般会計では2億4,566万円増加し、特別会計では1億6,087万円減少し、合計8,479万円増加している。

収入未済額の増加のうち主なものは、一般会計では諸収入1億9,954万円(13.5%)の増であり、特別会計では県営住宅事業特別会計の800万円(12.5%)の増である。

収入未済額の状況

(単位：円)

大区分	小区分	令和4年度				令和3年度			
		収入済額	収入未済額	構成割合	収入未済額／調定額	収入済額	収入未済額	構成割合	収入未済額／調定額
一般会計	県税	823,156,824,327	8,848,890,997	83.3%	1.06%	811,194,889,402	8,814,387,335	85.0%	1.07%
	個人県民税	302,984,695,576	6,975,296,260	65.7%	2.24%	302,270,479,167	7,257,454,032	70.0%	2.34%
	諸収入	45,184,718,949	1,675,960,719	15.8%	3.57%	45,831,742,930	1,476,419,982	14.2%	3.11%
	その他	1,523,343,312,206	94,985,248	0.9%	0.01%	1,802,926,304,665	83,365,646	0.8%	0.00%
	小計	2,391,684,855,482	10,619,836,964	100.0%	0.44%	2,659,952,936,997	10,374,172,963	100.0%	0.39%
特別会計	母子父子寡婦福祉資金	1,266,786,242	338,784,721	75.0%	20.82%	1,036,983,309	338,438,516	55.3%	24.54%
	県営住宅事業	13,086,118,427	72,258,668	16.0%	0.55%	13,036,121,267	64,255,178	10.5%	0.49%
	その他	1,245,527,956,827	40,434,082	9.0%	0.00%	1,230,336,720,883	209,658,136	34.2%	0.02%
	小計	1,259,880,861,496	451,477,471	100.0%	0.04%	1,244,409,825,459	612,351,830	100.0%	0.05%
合計		3,651,565,716,978	11,071,314,435	100.0%	0.30%	3,904,362,762,456	10,986,524,793	100.0%	0.28%

令和4年度に収入未済額が増えたもののうち、一般会計の諸収入では、主に埼玉県感染防止対策協力金の返還金の未収金によるものである。感染防止対策協力金支給事業は国庫補助金を財源とするものであるが、基本的には県事業であり、回収に向け、収入未済額の縮減に強く取り組む必要がある。その際は、納入義務者の経済状況を正確に把握し、確実に返還を求める必要がある。

また、コロナ禍において、緊急に大量の件数を迅速に処理する必要があることは認めるが、後日返還を求める事態となったことを踏まえると、同様な事態の発生に備えて審査体制の在り方など、改善点を共有すべきである。

県営住宅事業特別会計では、県営住宅の家賃である住宅使用料は管理代行を行う県住宅供給公社の努力により収入未済額の増加は抑えられているが、家賃滞納等による入居承認の取り消しから明け渡しまでの損害賠償金の収入未済額は年々増加し、令和4年度末には同年度の収入済額を超えている。

これらは、裁判などを経て明け渡しが行われ、そこまでの過程において納入を強く働き掛けており、差押え等による収入確保以外は期待できない。

令和4年度においても、令和元年度以前の約1,523万円は全く回収されていない。こうした収入未済を防ぐには、県営住宅の明け渡しを求める事態を発生させないことが何より大切である。そのためには、適切な督促とともに入居承認取消の不利益を根気強く説明し、滞納が6月を超えないように分納を働き掛けるなど、引き続き徴収対策に努められたい。

母子父子寡婦福祉資金特別会計については、各福祉事務所における文書催告や定期的な家庭訪問等のほか債権回収会社の活用などにより滞納整理に努め、収入未済額は微増にとどまっている。しかし、コロナ禍による貸付金額の増加に伴い、今後、収入未済額が更に増加するおそれがあり、長期滞納に移行しないよう借受者の生活状況を勘案しながら早期の返済を促すことに重点を置いて、収入未済の縮減に取り組むことが重要である。

#### (5) 財務事務の適正な執行について

定期監査における財務事務の執行状況では、事務事業の執行に当たり誤りがあり是正又は改善が必要と認められる指摘・注意事項の件数は、令和4年度が7件で前年度に比べ9件減少しているものの、内容別に見ると調達手続や契約書の記載といった契約関係の誤りが7件のうち6件を占めており、依然として多い状況にある。

また、性質別に見ると事務処理上の不注意や運用の不備などの案件が多い中、現金の亡失、事務処理のミスを私費で補填した隠蔽、入札事務における最低制限価格の情報漏洩など、故意又は重大な過失と考えられる事案が発生している。

内部統制制度は令和2年度から知事部局を対象に導入され、定期監査における指摘・注意事項の件数から見ると、令和4年度が4件で前年度に比べ5件減少しており、制度として定着しつつあることが伺える。しかし、指摘・注意事項のうち故意又は重大な過失と考えられる事案の一部は教育委員会で発生しており、当該機関では組織内でのチェック体制にとどまっている状況であった。

このような状況を踏まえ、監査委員から教育委員会も内部統制制度の対象に加え、教育委員会の組織外からの客観的な評価を行うべきと助言したところである。その結果、知事部局と教育委員会の双方で検討が進められ、令和5年度から新たに教育委員会も内部統制制度の対象となった。

教育委員会が推進部局と協力し、内部統制制度の適切な運用・効果的な活用により各機関における自律的なチェック機能を高め、県民に信頼される適正な財務事務の執行に努められたい。

### 第3 決算の状況等

#### 1 財政収支等全般

##### (1) 歳入歳出の概況について

ア 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の状況

令和4年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、表1のとおりである。

(表1)

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	歳 入 総 額	歳 出 総 額	歳入歳出差引額	予算現額に対する比率	
					歳入総額	歳出総額
一般会計	2,607,134,572,155	2,391,684,855,482	2,344,204,991,257	47,479,864,225	91.7%	89.9%
特別会計	1,277,785,451,107	1,259,880,861,496	1,251,336,339,234	8,544,522,262	98.6%	97.9%
合 計	3,884,920,023,262	3,651,565,716,978	3,595,541,330,491	56,024,386,487	94.0%	92.6%

一般会計の歳入総額は2兆3,916億8,485万5,482円で、予算現額に対する比率は91.7%となっており、歳出総額は2兆3,442億499万1,257円で、予算現額に対する比率は89.9%となっている。

また、歳入歳出差引額は、474億7,986万4,225円となっている。

特別会計の歳入総額は1兆2,598億8,086万1,496円で、予算現額に対する比率は98.6%となっており、歳出総額は1兆2,513億3,633万9,234円で、予算現額に対する比率は97.9%となっている。

また、歳入歳出差引額は、85億4,452万2,262円となっている。

##### イ 前年度との比較

次に、一般会計及び特別会計の決算を前年度と比べると、表2のとおりである。

一般会計及び特別会計の合計額は、前年度に比べて歳入総額で2,527億9,704万5,478円(△6.5%)、歳出総額で2,473億5,251万6,430円(△6.4%)の減少となっている。

これを会計別に見ると、前年度に比べて、一般会計は、歳入総額で2,682億6,808万1,515円（△10.1%）、歳出総額で2,683億6,115万5,239円（△10.3%）減少し、特別会計は、歳入総額で154億7,103万6,037円（1.2%）、歳出総額で210億863万8,809円（1.7%）の増加となっている。実質収支額は、一般会計で408億4,258万9,415円の黒字、特別会計は84億3,414万6,791円の黒字となっている。単年度収支額については、一般会計は62億4,575万7,552円の黒字、特別会計は55億5,434万7,136円の赤字となっている。

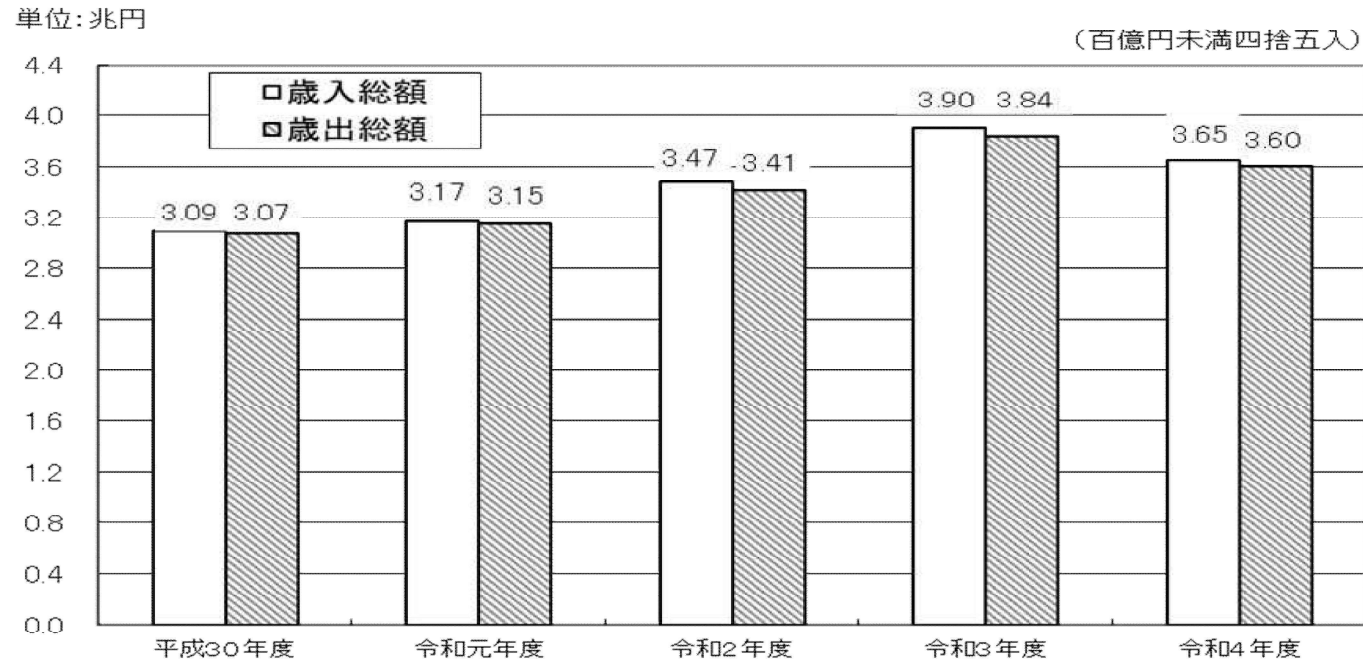
（表2）

（単位：円）

区 分		予 算 現 額	歳 入 総 額	歳 出 総 額	歳入歳出差引額	翌年度へ 繰り越すべき財源	実質収支額
一 般 会 計	令和4年度	2,607,134,572,155	2,391,684,855,482	2,344,204,991,257	47,479,864,225	6,637,274,810	40,842,589,415
	令和3年度	2,922,643,907,320	2,659,952,936,997	2,612,566,146,496	47,386,790,501	12,789,958,638	34,596,831,863
	比較増減	△315,509,335,165 △10.8%	△268,268,081,515 △10.1%	△268,361,155,239 △10.3%	93,073,724 0.2%	△6,152,683,828 △48.1%	6,245,757,552※ 18.1%
特 別 会 計	令和4年度	1,277,785,451,107	1,259,880,861,496	1,251,336,339,234	8,544,522,262	110,375,471	8,434,146,791
	令和3年度	1,252,916,747,693	1,244,409,825,459	1,230,327,700,425	14,082,125,034	93,631,107	13,988,493,927
	比較増減	24,868,703,414 2.0%	15,471,036,037 1.2%	21,008,638,809 1.7%	△5,537,602,772 △39.3%	16,744,364 17.9%	△5,554,347,136※ △39.7%
合 計	令和4年度	3,884,920,023,262	3,651,565,716,978	3,595,541,330,491	56,024,386,487	6,747,650,281	49,276,736,206
	令和3年度	4,175,560,655,013	3,904,362,762,456	3,842,893,846,921	61,468,915,535	12,883,589,745	48,585,325,790
	比較増減	△290,640,631,751 △7.0%	△252,797,045,478 △6.5%	△247,352,516,430 △6.4%	△5,444,529,048 △8.9%	△6,135,939,464 △47.6%	691,410,416※ 1.4%

（注） ※印は単年度収支額を表す。

一般・特別会計合計決算額の推移



(2) 主要な財政指標について

ア 普通会計における決算収支

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保持しながら経済変動や県民要望に対応し得る弾力性を持つことである。本県の普通会計の決算における財政構造の弾力性等については以下のとおりである。

普通会計における歳入歳出決算額は、表3のとおりであり、歳入総額が2兆2,856億2,261万2千円、歳出総額が2兆2,371億9,990万8千円となっている。前年度に比べて歳入総額が2,620億7,486万4千円、歳出総額が2,621億3,595万2千円減少し、対前年度増減率は、歳入10.3%、歳出10.5%の減となっている。

(表3)

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減 額	増減率 (%)
歳 入 総 額 ①	2,285,622,612	2,547,697,476	△262,074,864	△10.3
歳 出 総 額 ②	2,237,199,908	2,499,335,860	△262,135,952	△10.5
形式収支 ③ = ① - ②	48,422,704	48,361,616	61,088	0.1

※ 普通会計とは、財政運営の指針などに用いられる財政統計上の会計であり、埼玉県においては、一般会計と12の特別会計（埼玉県公債費特別会計、埼玉县市町村振興事業特別会計、埼玉県災害救助事業特別会計、埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計、埼玉県中小企業高度化資金特別会計、埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計、埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計、本多静六博士育英事業特別会計、埼玉県用地事業特別会計、埼玉県県営住宅事業特別会計、埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計）が対象である。

金額については、団体間比較や時系列分析ができるように、一般会計及び12特別会計から、会計間、歳入歳出間及び年度間の重複分等を控除しており、全自治体に共通する統一的な会計区分となっている。

## イ 財政指標の推移

普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要な財政指標の年度別推移は以下のとおりである。

### （ア）財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値をいう。この指数が1以上の地方公共団体は、通常、普通交付税の不交付団体となる。

令和4年度は、0.73883で、前年度よりも0.00468ポイント低下した。

### （イ）経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして用いられるもので、経常的な経費に充当された一般財源の額が経常的に収入される一般財源総額に占める割合をいう。

人件費、扶助費、公債費等の義務的政策の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、この数値が高いほど財政が硬直化していることになる。

令和4年度は、96.2%で、前年度に比べて6.1ポイント上昇した。

### （ウ）実質公債費比率

財政構造の健全性を示す指標の一つとして用いられるもので、地方債を借り入れた際、定められた条件に従って、毎年度元金の償還及び利子の支払が必要となるが、これに要する経費の総額を公債費といい、この公債費の標準財政規模に占める割合をいう。元利償還金には、公営企業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、PFIや一部事務組合等の公債費類似経費が含まれる。

令和4年度は、10.7%で、前年度と同率を維持した。

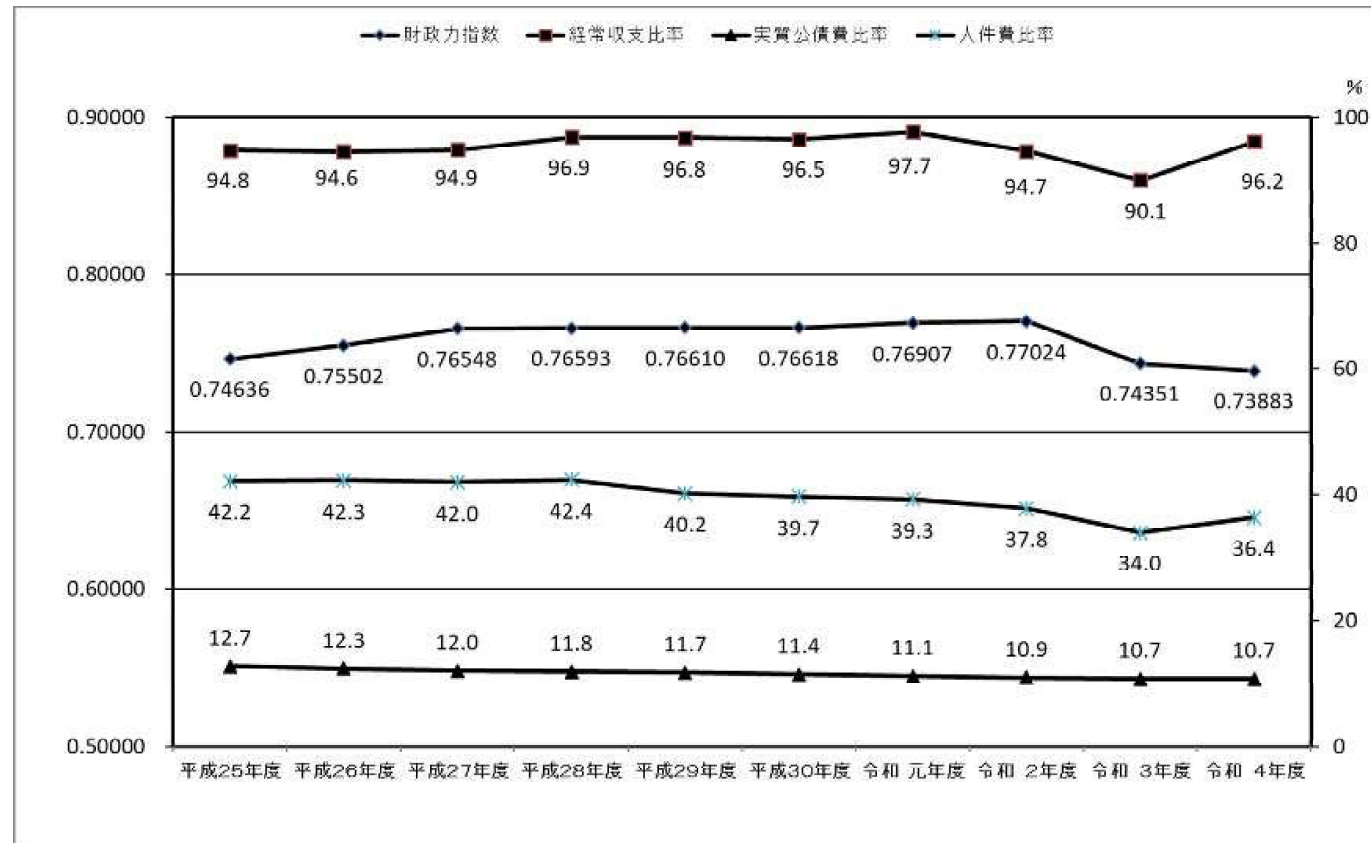


### (エ) 人件費比率

経常収支比率の中の人件費の占める比率、すなわち、経常一般財源収入がどの程度、経常的な人件費に使われたかを示す割合をいうが、この数値が高いほど財政運営が硬直化していることになる。

令和4年度は、36.4%で、前年度に比べて2.4ポイント上昇した。

主要な財政指標の年度別



### (3) 資金の運用（管理）状況について

令和4年度の一般会計及び特別会計の歳入総額は、3兆6,515億6,571万6,978円、歳出総額は、3兆5,955億4,133万491円で、差引き560億2,438万6,487円の収入超過となっている。（表1）

令和4年度の資金の運用状況を見ると、歳計現金及び歳入歳出外現金の運用益は1,188万6,172円で、運用額が増加したことにより、前年度に比べ652万9,688円の増加となった。また、一括運用を行う基金の運用益は30億108万9,642円で、前年度に比べ1億2,787万5,882円の増加と

なったが、日本銀行によるマイナス金利政策の影響等により依然として低水準にとどまった。

なお、令和4年度は、一時的な支払資金不足を補うための一時借入れや基金からの繰替使用は行われなかった。

#### (4) 財産の管理について

令和4年度末における公有財産、物品、債権及び基金の現在高は、表4のとおりである。

(表4) 公有財産、物品、債権及び基金の現在高

区 分		令和4年度末現在高	令和3年度末現在高	比較増減高
公	土 地	69,670,601.03 m <sup>2</sup>	69,744,693.09 m <sup>2</sup>	△ 74,092.06 m <sup>2</sup>
	建 物	6,152,605.82 m <sup>2</sup>	6,143,544.11 m <sup>2</sup>	9,061.71 m <sup>2</sup>
有	山 面 積	9,082.51 ha	9,082.51 ha	0 ha
	林 立木の推定量 蓄 積 量	754,763.26 m <sup>3</sup>	754,763.26 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>
財 産	動 産	3 件	3 件	0 件
	物 権	56,150,151.56 m <sup>2</sup>	56,150,151.56 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
	無 体 財 産 権	86 件	93 件	△ 7 件
	有 価 証 券	288,500 千円	288,500 千円	0 千円
	出資による権利	207,887,026 千円	207,757,454 千円	129,572 千円
物 品		10,801 件	10,909 件	△ 108 件
債 権		138,817,059 千円	142,914,040 千円	△ 4,096,981 千円
基 金	動 産	1 件	1 件	0 件
	有 価 証 券	844,417,618 千円	730,463,831 千円	113,953,787 千円
	債 権	53,900,707 千円	56,043,805 千円	△ 2,143,098 千円
	現 金	398,840,625 千円	425,663,071 千円	△ 26,822,446 千円

令和4年度中に増減のあった主な公有財産のうち、土地の減少は、農業大学校跡地の売却によるものである。債権の減少は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構が法人移行前に借り入れた地方債の償還債務負担金の一部について、同機構から支払いを受けたことなどによるものである。

## 2 一般会計

### (1) 決算の状況

令和4年度の一般会計決算の主な特徴は、次のとおりである。

#### ア 歳入・歳出総額

歳入総額は、新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫支出金が大幅に減少したことにより、前年度に比べて2,682億6,808万1,515円(△10.1%)減少し、歳出総額も、感染防止対策協力金支給事業の段階的終了により商工費が大幅に減少したことなどにより、2,683億6,115万5,239円(△10.3%)減少したが、歳入・歳出ともに令和3年度について過去2番目の規模となった。

#### イ 県税収入

県税収入は、前年度に比べて119億6,193万4,925円(1.5%)増加した。これは、コロナ禍からの企業業績回復等により法人二税が増収となったほか、感染防止対策協力金の影響により所得が増加し、個人県民税や個人事業税が増収となったことなどによる。

歳入総額に占める県税収入の割合は、34.4%で、前年度から3.9ポイント増加した。

#### ウ 県債

県債発行は、臨時財政対策債が減少したことなどにより、前年度に比べて577億6,100万円(△21.8%)減少した。なお、県債残高は3兆7,795億790万8千円で、前年度に比べて585億659万8千円(△1.5%)減少した。

(表5) 県債発行額及び年度末残高の推移 (単位：億円)

年 度	県債発行額	年度末残高	うち臨財債等を除く残高
平成30年度	2,285	38,216	19,592
令和元年度	2,287	38,163	19,198
令和2年度	2,625	38,426	18,904
令和3年度	2,646	38,380	18,314
令和4年度	2,069	37,795	17,937

(億円未満四捨五入)

(2) 歳入の状況

令和4年度一般会計歳入決算の状況は、次のとおりである。

(表6)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較	収入済額 の構成比	予算現額 に対する 収入率	調定額 に対する 収入率	前年度収入済額	収入済額の前年度対比	
											増減額	増減率
	円	円	円	円	円	円	%	%	%	円	円	%
県 税	820,300,000,000	833,055,242,854	823,156,824,327	1,049,527,530	8,848,890,997	2,856,824,327	34.4	100.3	98.8	811,194,889,402	11,961,934,925	1.5
地方消費税清算金	332,309,000,000	332,309,179,429	332,309,179,429	0	0	179,429	13.9	100.0	100.0	315,617,138,470	16,692,040,959	5.3
地方譲与税	142,155,000,000	142,304,281,001	142,304,281,001	0	0	149,281,001	5.9	100.1	100.0	120,611,737,014	21,692,543,987	18.0
地方特例交付金	5,559,537,000	5,559,537,000	5,559,537,000	0	0	0	0.2	100.0	100.0	5,503,509,000	56,028,000	1.0
地方交付税	246,944,313,000	247,911,301,000	247,911,301,000	0	0	966,988,000	10.4	100.4	100.0	293,035,073,000	△ 45,123,772,000	△ 15.4
交通安全対策 特別交付金	1,479,000,000	1,451,467,000	1,451,467,000	0	0	△ 27,533,000	0.1	98.1	100.0	1,631,079,000	△ 179,612,000	△ 11.0
分担金及び負担金	2,606,464,495	2,554,029,205	2,455,396,428	6,626,221	92,006,556	△ 151,068,067	0.1	94.2	96.1	3,005,814,849	△ 550,418,421	△ 18.3
使用料及び手数料	26,258,392,000	25,616,010,457	25,613,583,666	0	2,426,791	△ 644,808,334	1.1	97.5	100.0	25,634,434,441	△ 20,850,775	△ 0.1
国庫支出金	603,264,932,696	454,433,361,680	454,433,361,680	0	0	△ 148,831,571,016	19.0	75.3	100.0	706,408,104,590	△ 251,974,742,910	△ 35.7
財産収入	15,936,867,000	15,670,947,215	15,670,395,314	0	551,901	△ 266,471,686	0.7	98.3	100.0	8,496,112,541	7,174,282,773	84.4
寄附金	304,285,000	583,988,536	583,988,536	0	0	279,703,536	0.0	191.9	100.0	447,924,815	136,063,721	30.4
繰入金	48,956,116,000	40,776,030,651	40,776,030,651	0	0	△ 8,180,085,349	1.7	83.3	100.0	18,732,236,412	22,043,794,239	117.7
繰越金	47,386,790,638	47,386,790,501	47,386,790,501	0	0	△ 137	2.0	100.0	100.0	39,154,140,533	8,232,649,968	21.0
諸収入	47,617,874,326	46,909,096,475	45,184,718,949	48,416,807	1,675,960,719	△ 2,433,155,377	1.9	94.9	96.3	45,831,742,930	△ 647,023,981	△ 1.4
県 債	266,056,000,000	206,888,000,000	206,888,000,000	0	0	△ 59,168,000,000	8.7	77.8	100.0	264,649,000,000	△ 57,761,000,000	△ 21.8
歳入合計	2,607,134,572,155	2,403,409,263,004	2,391,684,855,482	1,104,570,558	10,619,836,964	△ 215,449,716,673	100.0	91.7	99.5	2,659,952,936,997	△ 268,268,081,515	△ 10.1

(収入率は小数点第2位を四捨五入)

## ア 全体的状況

収入済額の合計は2兆3,916億8,485万5,482円で、予算現額に比べて2,154億4,971万6,673円下回っており、予算現額に対する収入率は91.7%、調定額に対する収入率は99.5%となっている。

収入済額の主なものは、県税8,231億5,682万4,327円（構成比34.4%）、国庫支出金4,544億3,336万1,680円（構成比19.0%）、地方消費税清算金3,323億917万9,429円（構成比13.9%）、地方交付税2,479億1,130万1,000円（構成比10.4%）、県債2,068億8,800万円（構成比8.7%）である。

また、収入済額の合計を見ると、前年度の2兆6,599億5,293万6,997円に比べて2,682億6,808万1,515円（△10.1%）の減少となっている。

これは、主に、国庫支出金が2,519億7,474万2,910円、県債が577億6,100万円、地方交付税が451億2,377万2,000円減少したことなどによるものである。

不納欠損額の合計は、11億457万558円で、前年度の13億4,177万235円に比べて2億3,719万9,677円（△17.7%）の減少となっている。なお、不納欠損額の内訳は、県税が10億4,952万7,530円、諸収入が4,841万6,807円などである。

収入未済額の合計は106億1,983万6,964円で、前年度の103億7,417万2,963円に比べて2億4,566万4,001円（2.4%）の増加となっている。なお、収入未済額の主なものは、県税が88億4,889万997円、諸収入が16億7,596万719円などである。

## イ 自主財源と依存財源の比較

収入済額を自主財源、依存財源別に前年度と比較すると、自主財源の収入済額は1兆3,331億3,690万7,801円で、前年度に比べて650億2,247万3,408円の増加となっている。依存財源の収入済額は1兆585億4,794万7,681円で、前年度に比べて3,332億9,055万4,923円の減少となっている。

収入済額に占める割合の高いものについて見ると、自主財源では県税（構成比34.4%）が1.5%、地方消費税清算金（構成比13.9%）が5.3%の増で、自主財源全体では5.1%の増となっている。依存財源では国庫支出金（構成比19.0%）が△35.7%、地方交付税（構成比10.4%）が△15.4%、県債（構成比8.7%）が△21.8%の減で、依存財源全体では23.9%の減となっている。

このため、収入済額に占める自主財源の割合は55.7%、依存財源の割合は44.3%となり、前年度に比べて自主財源の割合が8.0ポイント増加している。

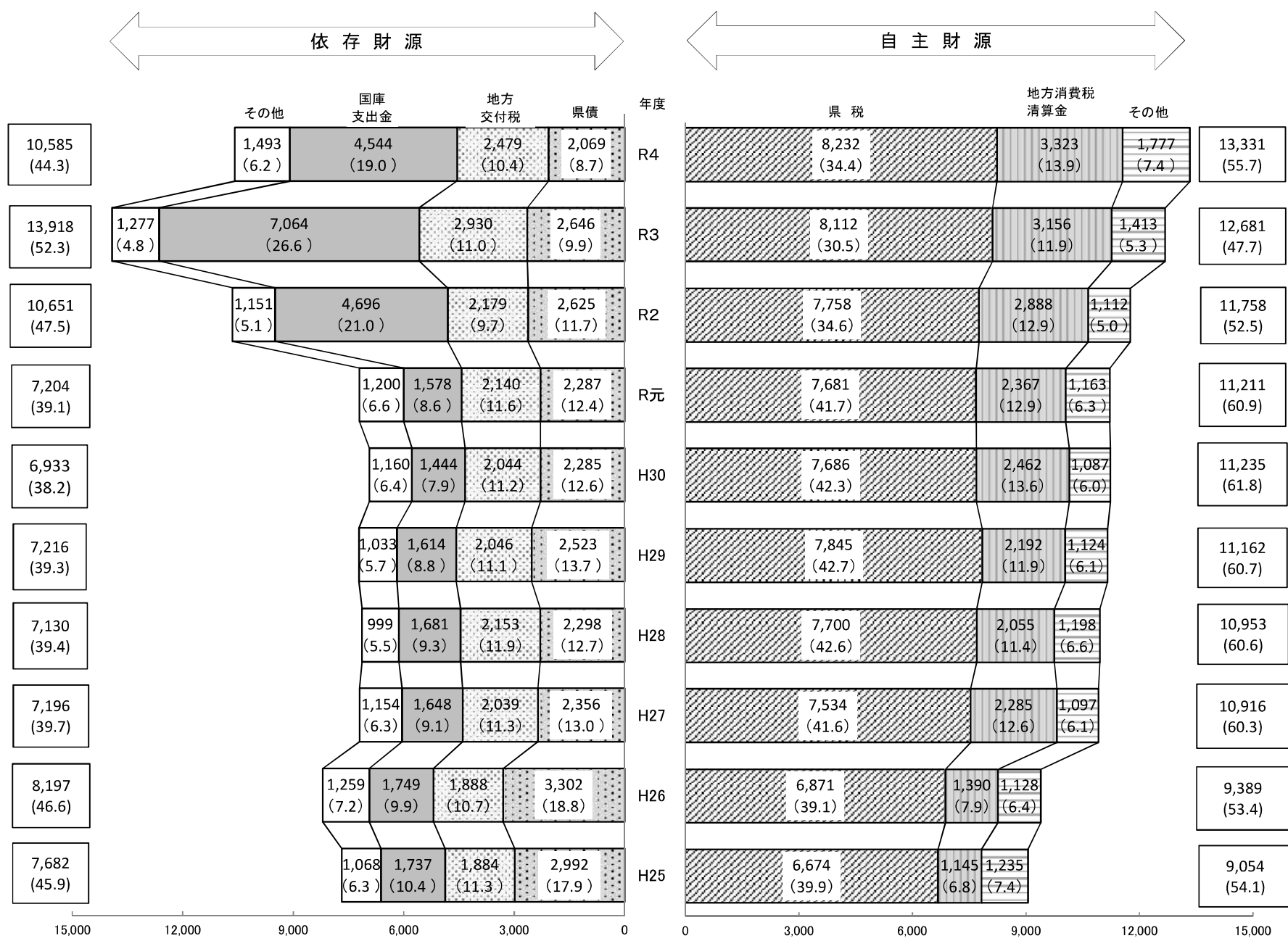
(表7)

自主財源・依存財源年度別比較表

財 源 別	令和4年度			令和3年度			比較増減額
	収入済額	構成比	増減率	収入済額	構成比	増減率	
	円	%	%	円	%	%	円
<b>自 主 財 源</b>	1,333,136,907,801	55.7	5.1	1,268,114,434,393	47.7	7.8	65,022,473,408
県 税	823,156,824,327	34.4	1.5	811,194,889,402	30.5	4.6	11,961,934,925
地方消費税清算金	332,309,179,429	13.9	5.3	315,617,138,470	11.9	9.3	16,692,040,959
分担金及び負担金	2,455,396,428	0.1	△ 18.3	3,005,814,849	0.1	△ 8.7	△ 550,418,421
使用料及び手数料	25,613,583,666	1.1	△ 0.1	25,634,434,441	1.0	△ 5.3	△ 20,850,775
財 産 収 入	15,670,395,314	0.7	84.4	8,496,112,541	0.3	△ 24.5	7,174,282,773
寄 附 金	583,988,536	0.0	30.4	447,924,815	0.0	△ 28.2	136,063,721
繰 入 金	40,776,030,651	1.7	117.7	18,732,236,412	0.7	△ 25.1	22,043,794,239
繰 越 金	47,386,790,501	2.0	21.0	39,154,140,533	1.5	288.1	8,232,649,968
諸 収 入	45,184,718,949	1.9	△ 1.4	45,831,742,930	1.7	35.3	△ 647,023,981
<b>依 存 財 源</b>	1,058,547,947,681	44.3	△ 23.9	1,391,838,502,604	52.3	30.7	△ 333,290,554,923
地 方 譲 与 税	142,304,281,001	5.9	18.0	120,611,737,014	4.5	12.2	21,692,543,987
地 方 特 例 交 付 金	5,559,537,000	0.2	1.0	5,503,509,000	0.2	△ 7.0	56,028,000
地 方 交 付 税	247,911,301,000	10.4	△ 15.4	293,035,073,000	11.0	34.5	△ 45,123,772,000
交 通 安 全 対 策 金	1,451,467,000	0.1	△ 11.0	1,631,079,000	0.1	△ 4.7	△ 179,612,000
交 特 別 交 付 金							
国 庫 支 出 金	454,433,361,680	19.0	△ 35.7	706,408,104,590	26.6	50.4	△ 251,974,742,910
県 債	206,888,000,000	8.7	△ 21.8	264,649,000,000	9.9	0.8	△ 57,761,000,000
<b>合 計</b>	2,391,684,855,482	100.0	△ 10.1	2,659,952,936,997	100.0	18.7	△ 268,268,081,515

※構成比については、端数処理により財源別とその内訳の計が合わない場合がある。

### 財源別歳入の構成と推移



(注) 単位: 億円(億円未満四捨五入)

( )内は構成比%

(3) 歳出の状況

ア 全体的状況

令和4年度一般会計歳出決算の状況は、次のとおりである。

(表8)

(執行率は小数点第2位を四捨五入)

款	予算現額	支出済額	翌年度繰越額			不用額	予算現額と 支出済額と の比較	支出済 額の 構成比	執行率
			継続費 繰次繰越	繰越明許費	事故繰越し				
	円	円	円	円	円	円	円	%	%
議会費	2,978,996,000	2,943,660,877	0	0	0	35,335,123	35,335,123	0.1	98.8
総務費	143,637,668,084	132,445,186,821	2,450,192,587	2,747,200,685	0	5,995,087,991	11,192,481,263	5.6	92.2
民生費	420,457,337,657	403,154,467,045	0	6,177,721,000	0	11,125,149,612	17,302,870,612	17.2	95.9
衛生費	357,901,902,962	272,255,058,239	0	4,469,585,414	0	81,177,259,309	85,646,844,723	11.6	76.1
労働費	5,685,766,000	4,947,067,416	0	0	0	738,698,584	738,698,584	0.2	87.0
農林水産業費	29,432,684,487	22,670,008,495	0	3,824,413,771	528,339,000	2,409,923,221	6,762,675,992	1.0	77.0
商工費	135,413,262,374	86,587,596,696	0	3,090,263,192	0	45,735,402,486	48,825,665,678	3.7	63.9
土木費	216,799,548,381	148,039,136,091	429,000,000	52,467,852,941	14,913,461,957	950,097,392	68,760,412,290	6.3	68.3
警察費	150,616,543,750	148,877,198,287	350,305,662	102,628,000	105,376,711	1,181,035,090	1,739,345,463	6.4	98.8
教育費	491,542,269,296	476,324,719,672	896,713,851	4,293,378,181	0	10,027,457,592	15,217,549,624	20.3	96.9
災害復旧費	6,018,988,418	1,609,610,406	0	1,376,762,020	677,333,800	2,355,282,192	4,409,378,012	0.1	26.7
公債費	292,003,132,000	291,992,363,753	0	0	0	10,768,247	10,768,247	12.5	100.0
諸支出金	353,848,211,000	352,358,917,459	0	0	0	1,489,293,541	1,489,293,541	15.0	99.6
予備費	798,261,746	0	0	0	0	798,261,746	798,261,746	0.0	0.0
合計	2,607,134,572,155	2,344,204,991,257	4,126,212,100	78,549,805,204	16,224,511,468	164,029,052,126	262,929,580,898	100.0	89.9

支出済額の合計は、2兆3,442億499万1,257円で、予算現額に比べて2,629億2,958万898円下回っており、執行率（予算現額に対する支出済額の割合）は89.9%となっている。

支出済額の主なものは、教育費が4,763億2,471万9,672円（構成比20.3%）、民生費が4,031億5,446万7,045円（構成比17.2%）、諸支出金が3,523億5,891万7,459円（構成比15.0%）である。



イ 前年度比較

支出済額を前年度と比べると、次のとおりである。

(表9)

款	令和4年度		令和3年度		比較	
	支出済額	構成比	支出済額	構成比	増減額	増減率
	円	%	円	%	円	%
議会費	2,943,660,877	0.1	3,016,337,726	0.1	△ 72,676,849	△ 2.4
総務費	132,445,186,821	5.6	164,562,278,161	6.3	△ 32,117,091,340	△ 19.5
民生費	403,154,467,045	17.2	437,937,334,301	16.8	△ 34,782,867,256	△ 7.9
衛生費	272,255,058,239	11.6	252,391,911,846	9.7	19,863,146,393	7.9
労働費	4,947,067,416	0.2	4,830,655,777	0.2	116,411,639	2.4
農林水産業費	22,670,008,495	1.0	20,424,583,127	0.8	2,245,425,368	11.0
商工費	86,587,596,696	3.7	314,143,654,028	12.0	△ 227,556,057,332	△ 72.4
土木費	148,039,136,091	6.3	152,820,370,861	5.8	△ 4,781,234,770	△ 3.1
警察費	148,877,198,287	6.4	145,491,866,712	5.6	3,385,331,575	2.3
教育費	476,324,719,672	20.3	466,456,134,220	17.8	9,868,585,452	2.1
災害復旧費	1,609,610,406	0.1	1,527,470,920	0.1	82,139,486	5.4
公債費	291,992,363,753	12.5	296,532,309,335	11.3	△ 4,539,945,582	△ 1.5
諸支出金	352,358,917,459	15.0	352,431,239,482	13.5	△ 72,322,023	△ 0.0
予備費	0	0.0	0	0.0	0	-
合計	2,344,204,991,257	100.0	2,612,566,146,496	100.0	△ 268,361,155,239	△ 10.3

支出済額の合計は、前年度の2兆6,125億6,614万6,496円に比べて、2,683億6,115万5,239円（△10.3%）の減少となっている。

これは、商工費が2,275億5,605万7,332円、民生費が347億8,286万7,256円減少したことなどによるものである。

### 3 特別会計

#### (1) 決算の状況

令和4年度の特別会計は、埼玉県公債費特別会計など15会計で、その歳入歳出決算の状況は次のとおりである。

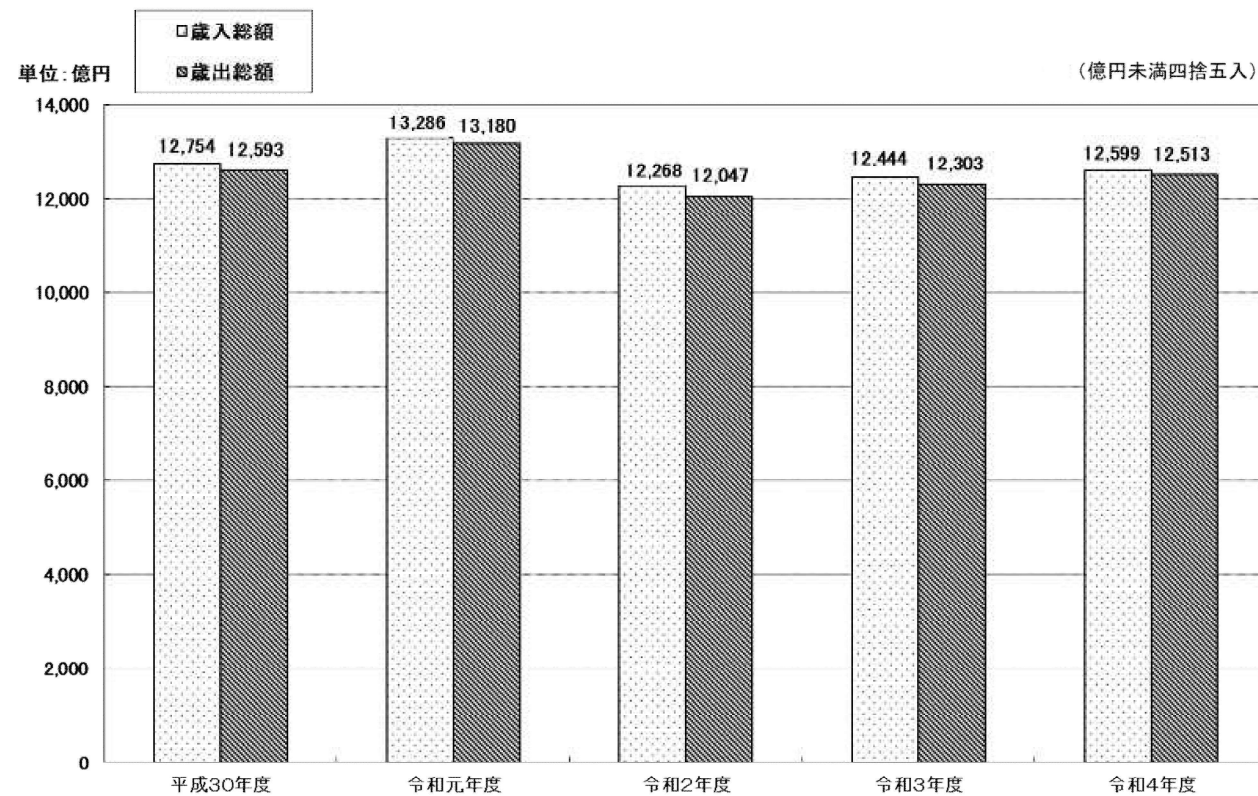
収入済額の合計は、1兆2,598億8,086万1,496円で、予算現額に比べて179億458万9,611円下回っており、予算現額に対する収入率は98.6%、調定額に対する収入率は99.96%となっている。

収入未済額の合計は、4億5,147万7,471円で、埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計が3億3,878万4,721円、埼玉県県営住宅事業特別会計が7,255万8,668円などとなっている。

また、不納欠損額の合計は、2,424万4,759円で、埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計が2,189万4,212円、埼玉県県営住宅事業特別会計が235万547円となっている。

支出済額の合計は、1兆2,513億3,633万9,234円で、執行率は、97.9%となっている。また、不用額は246億2,492万7,402円生じている。

特別会計決算額の推移



## (2) 歳入の状況

(表10)

会 計 名	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との 比較増減	予算現額 に対する 収入率	調定額に 対する 収入率	前年度収入済額	収入済額の前年度対比	
										増減額	増減率
	円	円	円	円	円	円	%	%	円	円	%
埼玉県公債費特別会計	524,114,117,000	524,114,107,919	524,114,107,919	0	0	△ 9,081	100.0	100.0	518,200,504,339	5,913,603,580	1.1
埼玉県証紙特別会計	16,782,036,000	15,012,687,181	15,012,687,181	0	0	△ 1,769,348,819	89.5	100.0	14,441,238,847	571,448,334	4.0
埼玉都市町村振興事業 特別会計	12,570,159,000	12,066,674,742	12,066,674,742	0	0	△ 503,484,258	96.0	100.0	12,381,038,475	△ 314,363,733	△ 2.5
埼玉県災害救助事業 特別会計	659,436,000	10,707,319	10,707,319	0	0	△ 648,728,681	1.6	100.0	26,206,051	△ 15,498,732	△ 59.1
埼玉県母子父子寡婦福祉 資金特別会計	1,038,871,000	1,627,465,175	1,266,786,242	21,894,212	338,784,721	227,915,242	121.9	77.8	1,036,983,309	229,802,933	22.2
地方独立行政法人埼玉県立 病院機構貸付金事業等 特別会計	31,149,884,000	30,616,879,227	30,616,879,227	0	0	△ 533,004,773	98.3	100.0	10,743,943,699	19,872,935,528	185.0
埼玉県国民健康保険 事業特別会計	615,934,258,000	605,373,641,735	605,373,641,735	0	0	△ 10,560,616,265	98.3	100.0	627,431,597,103	△ 22,057,955,368	△ 3.5
埼玉県中小企業高度化 資金特別会計	127,339,000	126,049,212	126,049,212	0	0	△ 1,289,788	99.0	100.0	128,981,438	△ 2,932,226	△ 2.3
埼玉県就農支援資金 貸付事業特別会計	25,651,000	159,826,361	153,113,361	0	6,713,000	127,462,361	596.9	95.8	168,001,979	△ 14,888,618	△ 8.9
埼玉県林業・木材産業 改善資金特別会計	20,725,000	68,545,909	64,766,528	0	3,779,381	44,041,528	312.5	94.5	73,251,016	△ 8,484,488	△ 11.6
本多静六博士 育英事業特別会計	138,047,000	141,233,382	140,562,690	0	670,692	2,515,690	101.8	99.5	119,517,548	21,045,142	17.6
埼玉県用地事業 特別会計	46,313,000	45,430,118	45,430,118	0	0	△ 882,882	98.1	100.0	297,533,794	△ 252,103,676	△ 84.7
埼玉県県営住宅事業 特別会計	14,375,622,107	13,160,727,642	13,086,118,427	2,350,547	72,258,668	△ 1,289,503,680	91.0	99.4	13,036,121,267	49,997,160	0.4
埼玉県高等学校等 奨学金事業特別会計	591,720,000	581,642,525	552,371,516	0	29,271,009	△ 39,348,484	93.4	95.0	554,104,381	△ 1,732,865	△ 0.3
埼玉県公営競技事業 特別会計	60,211,273,000	57,250,965,279	57,250,965,279	0	0	△ 2,960,307,721	95.1	100.0	45,770,802,213	11,480,163,066	25.1
歳入合計	1,277,785,451,107	1,260,356,583,726	1,259,880,861,496	24,244,759	451,477,471	△ 17,904,589,611	98.6	99.96	1,244,409,825,459	15,471,036,037	1.2

(収入率は小数点第2位を四捨五入)

## (3) 歳出の状況

(表11)

会 計 名	予算現額	支出済額	翌年度繰越額			不用額	予算現額と 支出済額と の比較増減	執行率	前年度支出済額	支出済額の前年度対比	
			継続費 通次繰越	繰越明許費	事故繰越し					増減額	増減率
	円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	%
埼玉県公債費特別会計	524,114,117,000	524,114,107,919	0	0	0	9,081	9,081	100.0	518,200,504,339	5,913,603,580	1.1
埼玉県証紙特別会計	16,782,036,000	13,507,885,349	0	0	0	3,274,150,651	3,274,150,651	80.5	12,902,379,283	605,506,066	4.7
埼玉県市町村振興事業 特別会計	12,570,159,000	12,066,674,742	0	0	0	503,484,258	503,484,258	96.0	12,381,038,475	△ 314,363,733	△ 2.5
埼玉県災害救助事業 特別会計	659,436,000	10,707,319	0	0	0	648,728,681	648,728,681	1.6	26,206,051	△ 15,498,732	△ 59.1
埼玉県母子父子寡婦福祉 資金特別会計	1,038,871,000	916,736,376	0	0	0	122,134,624	122,134,624	88.2	797,871,688	118,864,688	14.9
地方独立行政法人埼玉県 立病院機構貸付金事業等 特別会計	31,149,884,000	30,616,879,227	0	468,000,000	0	65,004,773	533,004,773	98.3	10,743,943,699	19,872,935,528	185.0
埼玉県国民健康保険 事業特別会計	615,934,258,000	603,661,525,897	0	0	0	12,272,732,103	12,272,732,103	98.0	618,836,054,940	△ 15,174,529,043	△ 2.5
埼玉県中小企業高度化 資金特別会計	127,339,000	24,049,212	0	0	0	103,289,788	103,289,788	18.9	26,981,438	△ 2,932,226	△ 10.9
埼玉県就農支援資金 貸付事業特別会計	25,651,000	24,117,960	0	0	0	1,533,040	1,533,040	94.0	28,069,628	△ 3,951,668	△ 14.1
埼玉県林業・木材産業 改善資金特別会計	20,725,000	9,954	0	0	0	20,715,046	20,715,046	0.0	14,905,530	△ 14,895,576	△ 99.9
本多静六博士 育英事業特別会計	138,047,000	120,930,722	0	0	0	17,116,278	17,116,278	87.6	17,531,237	103,399,485	589.8
埼玉県用地事業 特別会計	46,313,000	45,195,497	0	0	0	1,117,503	1,117,503	97.6	297,300,673	△ 252,105,176	△ 84.8
埼玉県県営住宅事業 特別会計	14,375,622,107	12,809,254,491	1,356,184,471	0	0	210,183,145	1,566,367,616	89.1	12,702,904,551	106,349,940	0.8
埼玉県高等学校等 奨学金事業特別会計	591,720,000	552,064,703	0	0	0	39,655,297	39,655,297	93.3	554,104,381	△ 2,039,678	△ 0.4
埼玉県公営競技事業 特別会計	60,211,273,000	52,866,199,866	0	0	0	7,345,073,134	7,345,073,134	87.8	42,797,904,512	10,068,295,354	23.5
歳出合計	1,277,785,451,107	1,251,336,339,234	1,356,184,471	468,000,000	0	24,624,927,402	26,449,111,873	97.9	1,230,327,700,425	21,008,638,809	1.7

(執行率・増減率は小数点第2位を四捨五入)

令和4年度

埼玉県公営企業会計決算審査意見書

埼玉県監査委員

## 第 1 審査の概要

### 1 審査の対象

令和4年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計決算

### 2 審査の期間

令和5年8月9日から令和5年9月14日まで

### 3 審査の方法

決算審査に当たっては、埼玉県監査基準に準拠して、知事から審査に付された決算書が、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、経営の基本原則である経済性の発揮及び公共の福祉の増進が図られているかどうかの主眼をおき、会計帳票、証拠書類と照合し、既に行なった定期監査及び現金出納検査の結果をも参考にして慎重に審査を行った。

## 第 2 審査の結果

### 1 審査意見

令和4年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計決算については、決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

なお、次のとおり一部に留意又は改善を要する事項が認められた。

## 2 留意又は改善を要する事項

### 1 収益の確保等

埼玉県総合リハビリテーションセンター経営改善アクションプラン（病院部門）【令和3年度～令和5年度】の主な目標指標について、令和4年度の実績値をみると、効率的な入退院調整や土休日のリハビリテーション提供などの取組により、新型コロナウイルス感染症病床を除いた一般病床の病床利用率、経常収支比率、新規入院患者数及び職員一人当たりのリハビリテーション年間提供単位数は目標を達成した。一方で、新型コロナウイルス感染症患者の減少などにより、新型コロナウイルス感染症病床を含めた全体の病床利用率、医業収支比率及び新規外来患者数は目標を下回った。

令和3年度の実績値と比較すると、入院・外来とも延べ患者数が増加し病床利用率が向上した。医業収支差については、光熱水費高騰の影響を除くと、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の水準にまで改善してきている。

更なる医業収支改善のため、今後の病棟運営を適切に行い、病床利用率の向上や患者数の増に取り組み医業収益を確保するとともに、的確な経営分析に基づき費用の最適化を図るなど、引き続き経営改善に努められたい。

### 2 医療提供体制の充実等

令和4年3月に出された埼玉県総合リハビリテーションセンター病院部門在り方検討委員会の報告書において、総合リハビリテーションセンターが重点的に担うべき政策的医療が示された。これを受け、令和4年6月に、「神経難病センター」、「若年者リハビリセンター」及び「障害者医療センター」の3つのセンターを設置することにより、提供する政策的医療を明確にし、質の高い医療を提供するとともに、集患活動を強化し一定の成果を上げている。引き続き、新たに設置した各センターの取組について関係機関等へ周知し、より一層の利用拡大を図られたい。

一方で、医師や看護師、リハビリテーション専門職などについて、必要な人数を確保できていない状況が見受けられる。各センターの機能を十分発揮するためには、それらの職員の充実が必要である。引き続き、人材の確保、定着及び育成に努められたい。

[説明]

1 経営改善アクションプランにおける目標指標の達成状況等

項目	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	アクションプラン 目標値(C)	増 減	
				前年度比較(A)-(B)	目標値比較(A)-(C)
病床利用率 (※下段は一般83床のみ)	66.1% ※89.4%	64.8% ※84.4%	83.0%	1.3P ※5.0P	△16.9P ※6.4P
経常収支比率	118.5%	130.2%	100%以上	△11.7P	18.5P
医業収支比率	56.2%	54.3%	58.0%	1.9P	△1.8P
新規外来患者数(医科)	733人	781人	1,032人	△48人	△299人
新規入院患者数(医科)	388人	469人	336人	△81人	52人
職員一人当たりのリハビリテーション 提供単位数(年間)	3,895単位	3,647単位	3,852単位	248単位	43単位

(参考) 患者一人当たりのリハビリテーション提供単位は前年度に比べ減少している(R4:6.09単位、R3:6.39単位)。

2 患者数、病床利用率及び医業収支差の推移

項目/年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	増 減	
						R4-R3	R4-H30
病床利用率	66.1%	64.8%	59.1%	77.9%	78.7%	1.3P	△12.6P
延べ入院患者数	28,971人	28,366人	25,874人	34,234人	34,459人	605人	△5,488人
延べ外来患者数	17,572人	16,912人	14,808人	21,186人	22,057人	660人	△4,485人
医業収支差	△11.1億円 ※△10.8億円	△11.1億円	△14.1億円	△11.9億円	△10.9億円	0.0億円 ※0.3億円	△0.2億円 ※△0.1億円

※光熱水費高騰の影響を除いた額



3 神経難病センター等の取組（令和4年度）

項目	取組内容等	R4実績
神経難病センター	脊髄小脳変性症専門外来の開設	6月から毎週金曜日午前開設
	在宅療養難病患者を支える専門職への支援	研修4回、オンライン相談1回（9月から開始）
	難病患者への対応拡大 平均入院患者数	24.1人（年間目標21.4人）
若年者 リハビリセンター	学習コーナー（就労・就学支援室）の設置	6月に新設 R4利用者数26人、延べ利用回数434回
	リハビリテーション科 延べ入院患者数	12,266人（R3：9,865人）
障害者医療センター	「尖足外来」の新設	6月から毎週金曜日午後開設
	進行期パーキンソン病患者への先進的手術の提供（DBS）	22件（R3：14件）
	痙縮の進んだ障害者への先進的手術の提供（ITB）	4件（R3：3件）
	痙縮のある患者への先進的治療の提供（ボツリヌス）	226件（年間目標200件）
	障害者歯科診療所 外来患者数	4,427人（R3：4,052人）
	〃 摂食嚥下外来	6月に新設 R4実績5件
訪問活動	広報・集患のための病院、福祉施設、関係機関への訪問	57回

4 医師等の状況（令和4年度）

職種	令和4年度 定数	4月1日 現員	4月1日 過員・欠員	3月31日 現員	3月31日 過員・欠員
医師（歯科医師含む）	20	17	△3	17	△3
臨床検査技師	3	2	△1	2	△1
診療放射線技師	3	2	△1	2	△1
理学療法士	20	19	△1	19	△1
作業療法士	18	18	0	18	0
言語聴覚士	9	9	0	9	0
看護師	81	80	△1	82	1

※現員には育児休業者のほか育児休業代替職員含む。

## 第 3 決算の状況等

### 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計

#### 1 業務の概況

##### (1) 事業の沿革及び概要

埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）は、昭和57年3月に開所し、障害者に対するリハビリテーション活動の県域の中核施設として、更生相談・判定から、医療（開所当初は19床の有床診療所）、職業訓練、社会復帰までの総合的なリハビリテーションを実施している。

病院部門は、平成6年3月に診療所から発展する形で設置され、神経難病患者や高次脳機能障害者等に対する社会復帰を目指したリハビリテーションなどを提供している。なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年8月から、3つの病棟のうち1つの病棟を新型コロナウイルス感染症対応病棟に転換し、民間病院では受入困難な陽性患者の受入れを行っている。

令和3年4月から病院部門に地方公営企業法の財務規定を適用し、病院の経営状況や財政状態を分かりやすい形で県民に提供するとともに、効率的な病院運営に努めている。

##### (2) 患者数の動向

入院患者数は、延べ28,971人で前年度に比較して605人、2.1%の増加となっている。

外来患者数は、延べ17,572人で前年度に比較して660人、3.9%の増加となっている。

(表1) 患者数の動向

区 分		令和4年度	令和3年度	対前年度比較
入 院	延べ患者数(人)	28,971	28,366	605 (2.1%)
	一日平均患者数(人)	79.4	77.7	1.7
	病床利用率(%)	66.1	64.8	1.3
	平均在院日数(日)	43.1	39.4	3.7
外 来	延べ患者数(人)	17,572	16,912	660 (3.9%)
	一日平均患者数(人)	72.3	69.9	2.4

## 2 決算報告書

予算額に対する決算額は、次のとおりである。

### (1) 収益的収入及び支出

病院事業収益の決算額は4,136,695,199円で、予算額を199,327,199円上回っている。これは、主に入院収益及び補助金が見込みを上回ったことによるものである。

病院事業費用の決算額は3,485,717,317円で、466,472,683円の不用額を生じた。これは、主に医業費用の給与費、材料費の薬品費及び経費の委託料の執行残である。

収入 (単位：円)

区分	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減
第1款 病院事業収益	3,937,368,000	4,136,695,199	199,327,199
第1項 医業収益	1,788,505,000	1,883,078,550	94,573,550
第2項 医業外収益	2,148,863,000	2,246,107,684	97,244,684
第3項 特別利益	0	7,508,965	7,508,965

支出 (単位：円)

区分	予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 病院事業費用	3,952,190,000	3,485,717,317	0	466,472,683
第1項 医業費用	3,894,018,000	3,455,899,434	0	438,118,566
第2項 医業外費用	53,172,000	29,817,883	0	23,354,117
第3項 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000

### (2) 資本的収入及び支出

資本的収入の決算額は430,493,000円で、建設改良に要する企業債及び他会計負担金となっている。

資本的支出の決算額は438,690,773円で、11,292,227円の不用額を生じた。

収入 (単位：円)

区分	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減
第1款 資本的収入	441,044,000	430,493,000	△ 10,551,000
第1項 企業債	83,000,000	73,000,000	△ 10,000,000
第2項 他会計負担金	358,044,000	357,493,000	△ 551,000

支出 (単位：円)

区分	予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 資本的支出	449,983,000	438,690,773	0	11,292,227
第1項 建設改良費	84,112,000	74,620,738	0	9,491,262
第2項 企業債償還金	365,871,000	364,070,035	0	1,800,965

### 3 損益計算書

当年度の経営成績は、次のとおりである。

#### (1) 医業損益

医業収益は、外来収益が16,302,189円減少したものの、入院収益が109,904,684円増加したこと等により、前年度と比較して94,807,643円（5.3%）増加した。

医業費用は、減価償却費が40,529,182円減少したものの、給与費が25,916,881円、光熱水費の増加等で経費が67,639,953円増加したこと等により、前年度と比較して58,611,633円

（1.8%）増加した。

医業収益から医業費用を差し引いた医業損益は、前年度と比較して36,196,010円（2.4%）改善したものの、

1,468,141,200円の赤字となっている。

#### (2) 経常損益

経常損益は、前年度と比較して388,648,960円（37.6%）減少したものの、643,998,253円の黒字となっている。

#### (3) 特別利益及び特別損失

長期前受金に係る戻入のうち過年度減価償却費見合い分を特別利益に計上している。

特別利益及び特別損失において、会計移行時に要する引当金に係る一般会計繰入金及び引当金計上分1,050,633,000円が減少した。

#### (4) 当年度純損益

当年度純損益は、前年度と比較して384,192,420円（37.1%）減少したものの、651,507,218円の黒字となっている。

（単位：円、%）

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
医業収益	1,880,360,752	1,785,553,109	94,807,643	105.3
入院収益	1,440,133,627	1,330,228,943	109,904,684	108.3
外来収益	190,355,552	206,657,741	△ 16,302,189	92.1
その他医業収益	249,871,573	248,666,425	1,205,148	100.5
医業費用	3,348,501,952	3,289,890,319	58,611,633	101.8
給与費	1,884,562,942	1,858,646,061	25,916,881	101.4
材料費	265,354,337	249,983,732	15,370,605	106.1
経費	830,050,177	762,410,224	67,639,953	108.9
減価償却費	355,603,539	396,132,721	△ 40,529,182	89.8
資産減耗費	2,331,605	13,822,981	△ 11,491,376	16.9
研究研修費	10,599,352	8,894,600	1,704,752	119.2
医業損益	△ 1,468,141,200	△ 1,504,337,210	36,196,010	97.6
医業外収益	2,245,404,494	2,669,402,548	△ 423,998,054	84.1
受取利息配当金	40,330	12,626	27,704	319.4
他会計補助金	5,400,000	0	5,400,000	皆増
補助金	513,736,000	642,100,796	△ 128,364,796	80.0
負担金交付金	1,387,155,647	1,676,122,000	△ 288,966,353	82.8
長期前受金戻入	331,460,974	343,878,165	△ 12,417,191	96.4
その他医業外収益	7,611,543	7,288,961	322,582	104.4
医業外費用	133,265,041	132,418,125	846,916	100.6
支払利息及び企業債取扱諸費	26,171,085	35,164,083	△ 8,992,998	74.4
長期前払消費税勘定償却	694,398	0	694,398	皆増
雑損失	106,399,558	97,254,042	9,145,516	109.4
経常損益	643,998,253	1,032,647,213	△ 388,648,960	62.4
特別利益	7,508,965	1,053,685,425	△ 1,046,176,460	0.7
その他特別利益	7,508,965	1,053,685,425	△ 1,046,176,460	0.7
特別損失	0	1,050,633,000	△ 1,050,633,000	皆減
その他特別損失	0	1,050,633,000	△ 1,050,633,000	皆減
当年度純利益（純損失）	651,507,218	1,035,699,638	△ 384,192,420	62.9
前年度繰越利益剰余金	1,035,699,638	0	1,035,699,638	皆増
その他未処分利益剰余金変動額	0	0	0	0.0
当年度未処分利益剰余金	1,687,206,856	1,035,699,638	651,507,218	162.9

#### 4 剰余金計算書

##### (1) 資本金

資本金は、変動がなかった。

##### (2) 利益剰余金

利益剰余金は、当年度純利益により651,507,218円増額した。

#### 5 剰余金処分計算書（案）

未処分利益剰余金1,687,206,856円を繰り越す案としている。

（単位：円）

	資本金	未処分利益剰余金
当年度末残高	468,114,345	1,687,206,856
議会の議決による処分数額	0	0
処分後残高	468,114,345	(繰越利益剰余金) 1,687,206,856

## 6 貸借対照表

(単位：円、%)

当年度末における資産及び負債・資本の状況は、次のとおりである。

(1) 資産合計は、6,596,997,308円であり、前年度と比較して507,508,568円(8.3%)増加している。これは主に、有形固定資産が減価償却費等により357,322,424円減少したものの、現金預金が607,017,061円、補助金などの未収金が220,634,615円増加したことによるものである。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
固定資産	2,904,717,496	3,226,369,045	△ 321,651,549	90.0
有形固定資産	2,854,135,737	3,211,458,161	△ 357,322,424	88.9
土地	430,599,876	430,599,876	0	100.0
建物	2,198,647,073	2,462,260,960	△ 263,613,887	89.3
構築物	13,376,265	17,104,613	△ 3,728,348	78.2
器械備品	211,255,739	300,866,064	△ 89,610,325	70.2
車両	256,784	626,648	△ 369,864	41.0
無形固定資産	37,701,300	7,966,900	29,734,400	473.2
電話加入権	61,500	61,500	0	100.0
ソフトウェア	6,069,800	7,905,400	△ 1,835,600	76.8
ソフトウェア仮勘定	31,570,000	0	31,570,000	皆増
投資その他の資産	12,880,459	6,943,984	5,936,475	185.5
長期前払消費税	12,880,459	6,943,984	5,936,475	185.5
流動資産	3,692,279,812	2,863,119,695	829,160,117	129.0
現金預金	3,068,346,564	2,461,329,503	607,017,061	124.7
未収金	616,490,065	395,855,450	220,634,615	155.7
貸倒引当金	△ 3,257,262	△ 3,374,336	117,074	96.5
貯蔵品	10,700,445	9,309,078	1,391,367	114.9
資産合計	6,596,997,308	6,089,488,740	507,508,568	108.3

(2) 負債合計は、4,441,676,107円であり、前年度と比較して143,998,650円(3.1%)減少している。これは主に、給与費、経費の委託料などの未払金が159,231,167円増加したものの、企業債残高(固定負債)が279,837,270円減少したことによるものである。

(3) 資本合計は、2,155,321,201円であり、前年度と比較して当年度純利益により651,507,218円(43.3%)増加している。

(単位：円、%)

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
固定負債	2,208,073,279	2,476,678,408	△ 268,605,129	89.2
企業債	1,261,221,287	1,541,058,557	△ 279,837,270	81.8
建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,261,221,287	1,541,058,557	△ 279,837,270	81.8
引当金	946,851,992	935,619,851	11,232,141	101.2
退職給付引当金	946,851,992	935,619,851	11,232,141	101.2
流動負債	906,605,724	761,699,588	144,906,136	119.0
企業債	352,837,270	364,070,035	△ 11,232,765	96.9
建設改良費等の財源に 充てるための企業債	352,837,270	364,070,035	△ 11,232,765	96.9
未払金	409,871,501	250,640,334	159,231,167	163.5
引当金	125,442,225	129,199,793	△ 3,757,568	97.1
賞与引当金	125,442,225	129,199,793	△ 3,757,568	97.1
その他流動負債	18,454,728	17,789,426	665,302	103.7
繰延収益	1,326,997,104	1,347,296,761	△ 20,299,657	98.5
受贈財産評価額長期前受金	250,000	0	250,000	皆増
国庫補助金長期前受金	16,847,573	19,575,684	△ 2,728,111	86.1
他会計負担金長期前受金	1,309,899,531	1,327,721,077	△ 17,821,546	98.7
負債合計	4,441,676,107	4,585,674,757	△ 143,998,650	96.9
資本金	468,114,345	468,114,345	0	100.0
剰余金	1,687,206,856	1,035,699,638	651,507,218	162.9
利益剰余金	1,687,206,856	1,035,699,638	651,507,218	162.9
当年度末処分利益剰余金	1,687,206,856	1,035,699,638	651,507,218	162.9
資本合計	2,155,321,201	1,503,813,983	651,507,218	143.3
負債資本合計	6,596,997,308	6,089,488,740	507,508,568	108.3

## 7 キャッシュ・フロー計算書

当年度のキャッシュ・フローの状況は、次のとおりである。

(1) 業務活動によるキャッシュ・フローは、639,372,224円の流入超過であり、前年度と比較して1,420,450,472円流入超過額が減少している。

(単位：円、%)

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				
当年度純利益 (△は純損失)	651,507,218	1,035,699,638	△ 384,192,420	62.9
減価償却費	355,603,539	396,132,721	△ 40,529,182	89.8
資産減耗費	1,680,968	12,977,518	△ 11,296,550	13.0
長期前払消費税の増減額 (△は増加)	△ 5,936,475	△ 6,943,984	1,007,509	-
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	11,232,141	935,619,851	△ 924,387,710	-
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,757,568	129,199,793	△ 132,957,361	-
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 117,074	3,374,336	△ 3,491,410	-
長期前受金戻入額	△ 331,460,974	△ 343,878,165	12,417,191	96.4
その他特別利益	△ 7,508,965	△ 3,052,425	△ 4,456,540	246.0
受取利息及び受取配当金	△ 40,330	△ 12,626	△ 27,704	319.4
支払利息及び企業債取扱諸費	26,171,085	35,164,083	△ 8,992,998	74.4
未収金の増減額 (△は増加)	△ 220,634,615	△ 190,947,848	△ 29,686,767	-
未払金の増減額 (△は減少)	189,490,094	68,362,698	121,127,396	-
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 1,391,367	5,489,137	△ 6,880,504	-
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	665,302	17,789,426	△ 17,124,124	-
小計	665,502,979	2,094,974,153	△ 1,429,471,174	31.8
利息及び配当金の受取額	40,330	12,626	27,704	319.4
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 26,171,085	△ 35,164,083	8,992,998	74.4
業務活動によるキャッシュ・フロー	639,372,224	2,059,822,696	△ 1,420,450,472	31.0



(2) 投資活動によるキャッシュ・フローは、一般会計からの繰入金で固定資産の取得額を上回ったため、258,714,872円の流入超過であり、前年度と比較して53,919,131円流入超過額が減少している。

(3) 財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の発行額が償還金を下回ったため、291,070,035円の流出超過であり、前年度の流入超過額より379,942,839円流出額が増加している。

(4) これらの結果、資金期末残高は3,068,346,564円となった。

(単位：円、%)

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出	△ 98,109,507	△ 33,415,143	△ 64,694,364	293.6
無形固定資産の取得による支出	0	△ 2,815,000	2,815,000	皆減
国庫補助金等による収入	0	7,508,204	△ 7,508,204	皆減
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	356,824,379	341,355,942	15,468,437	104.5
投資活動によるキャッシュ・フロー	258,714,872	312,634,003	△ 53,919,131	82.8
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	73,000,000	70,000,000	3,000,000	104.3
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 364,070,035	△ 341,127,196	△ 22,942,839	106.7
他会計からの出資による収入	0	360,000,000	△ 360,000,000	皆減
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 291,070,035	88,872,804	△ 379,942,839	—
資金増加額（又は減少額）	607,017,061	2,461,329,503	△ 1,854,312,442	24.7
資金期首残高	2,461,329,503	0	2,461,329,503	皆増
資金期末残高	3,068,346,564	2,461,329,503	607,017,061	124.7

## 第 1 審査の概要

### 1 審査の対象

令和 4 年度埼玉県工業用水道事業会計決算  
令和 4 年度埼玉県水道用水供給事業会計決算  
令和 4 年度埼玉県地域整備事業会計決算

### 2 審査の期間

令和 5 年 8 月 9 日から令和 5 年 9 月 1 4 日まで

### 3 審査の方法

決算審査に当たっては、埼玉県監査基準に準拠して、知事から審査に付された決算書が、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、経営の基本原則である経済性の発揮及び公共の福祉の増進が図られているかどうかの主眼をおき、会計帳票、証拠書類と照合し、既に実施した定期監査及び現金出納検査の結果をも参考にして慎重に審査を行った。

## 第 2 審査の結果

### 1 審査意見

令和 4 年度埼玉県工業用水道事業会計決算、令和 4 年度埼玉県水道用水供給事業会計決算及び令和 4 年度埼玉県地域整備事業会計決算については、決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

なお、次のとおり一部に留意又は改善を要する事項が認められた。

## 2 留意又は改善を要する事項

令和4年度の水道用水供給事業は、電気料金の高騰等に伴う動力費等の費用の大幅な増加により事業費用が事業収益を上回り、約8億1,700万円の純損失を計上した。

企業局が令和4年2月に作成した「第5次企業局経営5か年計画」（令和4年度～令和8年度）によれば、将来的には県の給水人口は減少し水需要が減少するため、水道料金の単価を維持した場合、水道料金収入（給水収益）は減少傾向で推移すると見込んでいる。

今後の費用を増嵩させる要因として高度浄水処理施設の整備事業がある。現在、大久保浄水場と吉見浄水場において事業が進められているが、将来的に全浄水場に整備する方針である。また、県営水道は給水開始から50年以上が経過し、浄水場や送水管など水道施設の老朽化が進行しているため、施設更新や管路更新を実施していく必要がある。併せて、水道管路については約34%が耐震化に適合していないため、これらの耐震化の実施が必要である。さらに、電気料金も依然として高い価格水準にあるため水道施設の運転などの動力費に多額の費用を要しており、物価高騰に伴う人件費や薬品費などの経費も増加が見込まれる。

今後、水道事業の経営環境が厳しくなっていくことが見込まれる中で、安全・安心な水道用水を供給し持続可能な水道用水事業を継続していくためには、純損失を継続的に発生させることの無いよう、収益の根幹となる給水収益を確保することが求められる。

一方、県の現在の水道料金は61.78円/m<sup>3</sup>で、全国21府県営水道用水供給事業者の中で3番目に安い単価（令和元年度時点）となっており、この料金は平成11年度から実質的に据え置かれている。

今後の水道料金の改定について、高度浄水処理施設や管路更新などの大規模投資に必要な事業費を含めた事業経営に係る財政シミュレーションを行い、検討することが必要である。

令和4年度の工業用水道事業は、前年度に比し電気料金の高騰等に伴う維持管理費が大幅に増加したものの、撤去費の減により事業費用が減少し、約1億1,000万円の純利益を計上した。

企業局が令和4年2月に作成した「第5次企業局経営5か年計画」（令和4年度～令和8年度）によれば、給水区域における事業所数が減少傾向にあり契約水量も減少すると見込まれるため、工業用水の料金を維持した場合、給水収益は減少傾向で推移すると見込んでいる。

一方、事業開始から50年以上が経過し管路の老朽化が進行しており、管路更新を実施していく必要があるため、施設設備の整備に係る費用増加が見込まれる。さらに、物価高騰に伴う維持管理費や老朽化に伴う修繕費などは、依然として高い水準となることが見込まれる。

このような経営環境の中で、工業用水道事業の受水事業所への料金単価については基本料金が22.53円/m<sup>3</sup>で、平成5年度以来、実質的に据え置かれている。

そこで、健全経営を維持していくために、今後の事業経営に必要な経費を適切に反映した財政シミュレーションを行い、受水事業所に経営状況を丁寧に説明するなど、料金の改定について検討することが必要である。

### 第 3 決算の状況等

#### 1 埼玉県工業用水道事業会計

##### (1) 業務の概況

工業用水道事業は、産業基盤の整備と地盤沈下の防止を目的として、工業用水法に基づく地下水汲み上げ規制区域の6市（草加市、八潮市、蕨市及び戸田市の全区域並びにさいたま市及び川口市の区域の一部）の事業所に工業用水を供給している。

柿木浄水場、大久保浄水場は、日量253,000m<sup>3</sup>の給水能力を有し、令和4年度の給水契約水量は182,650m<sup>3</sup>/日、配水量は104,725m<sup>3</sup>/日であった。

これを前年度と比較すると、令和4年度末現在の給水事業所数は149事業所で、1事業所増加し、給水契約水量はほぼ横ばい、配水量は4.3%の減少となった。

	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比 A/B
浄水場	大久保浄水場、柿木浄水場		—
給水事業所数(年度末)	149	148	100.7%
給水能力(m <sup>3</sup> /日) a	253,000	253,000	100.0%
給水契約水量(m <sup>3</sup> /日) b	182,650	182,225	100.2%
配水量(m <sup>3</sup> /日) c	104,725	109,487	95.7%
給水契約水量/給水能力 b/a×100	72.2	72.0	※ 0.2
配水量/給水能力 c/a×100	41.4	43.3	※ △ 1.9
給水収益(千円)	1,552,533	1,552,789	100.0%
年度末職員数(人)	27	28	※ △ 1
基本料金(/m <sup>3</sup> )	22円53銭	22円53銭	—
特別料金(/m <sup>3</sup> )	29円29銭	29円29銭	—
超過料金(/m <sup>3</sup> )	45円5銭	45円5銭	—

※ A-B

## (2) 決算報告書

予算額に対する決算額は、次のとおりである。

### ア 収益的収入及び支出

事業収益の決算額は、1,916,149,992円で、予算額を74,156,992円上回っている。

これは、主に特別利益に退職給付引当金戻入等があったことによるものである。

事業費の決算額は、1,760,900,654円で、206,596,946円の不用額を生じた。これは、主に営業費用の退職給付費と資産減耗費が見込みを下回ったことと、営業外費用の消費税の執行残によるものである。

### 収入

(単位:円)

区分	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減
第1款 事業収益	1,841,993,000	1,916,149,992	74,156,992
第1項 営業収益	1,713,376,000	1,724,285,619	10,909,619
第2項 営業外収益	128,616,000	135,575,044	6,959,044
第3項 特別利益	1,000	56,289,329	56,288,329

### 支出

(単位:円)

区分	予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 事業費	1,967,497,600	1,760,900,654	0	206,596,946
第1項 営業費用	1,847,034,600	1,671,839,113	0	175,195,487
第2項 営業外費用	54,407,000	27,006,541	0	27,400,459
第3項 特別損失	62,056,000	62,055,000	0	1,000
第4項 予備費	4,000,000	0	0	4,000,000

イ 資本的収入及び支出

資本的収入の長期貸付金償還金130,000,000円は、水道用水供給事業会計への貸付金の償還金である。

資本的支出の建設改良費に係る翌年度繰越額153,238,559円は、業務設備整備費に係る建設改良費の繰越額39,390,000円と利根導水路大規模地震対策事業費及び柿木浄水場耐震化事業費に係る継続費繰越額113,848,559円である。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額455,098,703円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,758,466円、減債積立金78,732,177円及び建設改良積立金331,608,060円で補填されている。

収入

(単位:円)

区分	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減
第1款 資本的収入	138,858,000	138,640,000	△ 218,000
第1項 建設補助金	8,400,000	8,400,000	0
第2項 長期貸付金償還金	130,000,000	130,000,000	0
第3項 他会計補助金	456,000	240,000	△ 216,000
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	△ 1,000
第5項 雑収入	1,000	0	△ 1,000

支出

(単位:円)

区分	予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 資本的支出	758,306,896	593,738,703	153,238,559	11,329,634
第1項 建設改良費	679,573,896	515,006,526	153,238,559	11,328,811
第2項 企業債償還金	78,733,000	78,732,177	0	823

### (3) 損益計算書

(単位:円、%)

当年度の経営成績は、次のとおりである。

#### ア 営業収益

給水収益が256,236円、受託工事収益が188,857,000円減少したこと等により、前年度と比較して189,222,277円(10.8%)減少した。

#### イ 営業費用

原水及び浄水費、配水及び給水費は動力費や薬品費の増加による委託料の増により増加したが、退職給付費の減等による総係費の減や受託工事費及び資産減耗費の減により、前年度と比較して266,867,845円(14.4%)減少した。

#### ウ 営業外収益

主に長期前受金戻入が増加したこと等により、前年度と比較して2,828,857円(2.1%)増加した。

#### エ 営業外費用

企業債残高の減少に伴い、支払利息及び企業債取扱諸費が減少した。

#### オ 特別利益

原子力発電所事故による損害賠償金及び退職給付引当金戻入を計上している。

#### カ 特別損失

柿木浄水場耐震化工事計画を見直したことに伴い、過年度に建設仮勘定に計上した額を費用化したものである。

#### キ 経常利益及び当年度純利益

経常利益は前年度と比較して83,851,000円増加し115,837,723円となった。当年度純利益は、前年度と比較して75,756,677円増加し110,072,052円と2年連続黒字となった。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
営業収益	1,567,598,945	1,756,821,222	△ 189,222,277	89.2
給水収益	1,552,532,726	1,552,788,962	△ 256,236	100.0
受託工事収益	13,115,000	201,972,000	△ 188,857,000	6.5
その他営業収益	1,951,219	2,060,260	△ 109,041	94.7
営業費用	1,583,470,397	1,850,338,242	△ 266,867,845	85.6
原水及び浄水費	498,220,330	449,812,466	48,407,864	110.8
配水及び給水費	364,717,821	311,057,237	53,660,584	117.3
受託工事費	10,192,277	206,208,060	△ 196,015,783	4.9
総係費	68,958,549	99,867,802	△ 30,909,253	69.0
減価償却費	584,622,743	593,124,500	△ 8,501,757	98.6
資産減耗費	56,758,677	190,268,177	△ 133,509,500	29.8
営業利益(損失)	△ 15,871,452	△ 93,517,020	77,645,568	117.0
営業外収益	135,549,998	132,721,141	2,828,857	102.1
受取利息及び配当金	1,006,263	4,368,155	△ 3,361,892	23.0
他会計補助金	1,280,000	855,000	425,000	149.7
長期前受金戻入	132,975,786	127,139,215	5,836,571	104.6
雑収益	287,949	358,771	△ 70,822	80.3
営業外費用	3,840,823	7,217,398	△ 3,376,575	53.2
支払利息及び企業債取扱諸費	3,839,441	7,206,332	△ 3,366,891	53.3
雑支出	1,382	11,066	△ 9,684	12.5
経常利益(損失)	115,837,723	31,986,723	83,851,000	362.1
特別利益	56,289,329	2,328,652	53,960,677	2,417.2
過年度損益修正益	7,927,829	0	7,927,829	皆増
その他特別利益	48,361,500	2,328,652	46,032,848	2,076.8
特別損失	62,055,000	0	62,055,000	皆増
その他特別損失	62,055,000	0	62,055,000	皆増
当年度純利益(純損失)	110,072,052	34,315,375	75,756,677	320.8
前年度繰越利益剰余金(欠損金)	1,368,892,763	1,334,577,388	34,315,375	102.6
その他未処分利益剰余金変動額	410,340,237	315,101,375	95,238,862	130.2
当年度未処分利益剰余金 (未処理欠損金)	1,889,305,052	1,683,994,138	205,310,914	112.2



#### (4) 剰余金計算書

##### ア 資本金

資本金は、議会の議決により未処分利益剰余金を組入れた結果、前年度に比べ315,101,375円増加した。

##### イ 資本剰余金

資本剰余金は、変動がなかった。

##### ウ 利益剰余金

利益剰余金は、当期純利益により110,072,052円増加したが、資本金への組入れにより315,101,375円減少し、差し引き205,029,323円減少した。

#### (5) 剰余金処分計算書 (案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	14,122,794,285	377,635,474	1,889,305,052
議会の議決による処分数額	410,340,237	0	△ 410,340,237
資本金の増加	410,340,237		△ 410,340,237
処分後残高	14,533,134,522	377,635,474	(繰越利益剰余金) 1,478,964,815

未処分利益剰余金から410,340,237円を資本金へ組み入れる案としている。

## (6) 貸借対照表

(単位:円、%)

当年度末における資産及び負債・資本の状況は、次のとおりである。

ア 資産合計は、24,988,614,999円であり、前年度と比較して140,423,780円(0.6%)減少している。

固定資産は、11,669,529,771円であり、前年度と比較して250,105,062円(2.1%)減少している。これは主に、有形固定資産の減価償却が進んでいること等により、226,588,664円(45.3%)減少したこと及び投資その他の資産の長期貸付金が69,000,000円(50.0%)減少したこと等によるものである。

流動資産は、13,319,085,228円であり、前年度と比較して109,681,282円(0.8%)増加している。これは主に、短期貸付金が61,000,000円(46.9%)減少し、現金預金が160,535,977円(1.2%)増加したことによるものである。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
固定資産	11,669,529,771	11,919,634,833	△ 250,105,062	97.9
有形固定資産	11,047,735,905	11,182,895,178	△ 135,159,273	98.8
┆土地	435,897,514	435,897,514	0	100.0
┆建物	1,068,063,211	1,015,356,861	52,706,350	105.2
┆構築物	5,708,780,128	5,775,807,485	△ 67,027,357	98.8
┆機械及び装置	3,557,674,138	3,450,657,178	107,016,960	103.1
┆車両運搬具	147,000	411,600	△ 264,600	35.7
┆船舶	7,950	7,950	0	100.0
┆工具、器具及び備品	3,782,003	4,672,281	△ 890,278	80.9
┆リース資産	204,754	316,438	△ 111,684	64.7
┆建設仮勘定	273,179,207	499,767,871	△ 226,588,664	54.7
無形固定資産	552,793,866	598,739,655	△ 45,945,789	92.3
┆ダム使用权	0	2,966,044	△ 2,966,044	皆減
┆水利権	551,214,289	593,606,332	△ 42,392,043	92.9
┆電話加入権	789,236	865,736	△ 76,500	91.2
┆ソフトウェア	790,341	1,301,543	△ 511,202	60.7
投資その他の資産	69,000,000	138,000,000	△ 69,000,000	50.0
┆長期貸付金	69,000,000	138,000,000	△ 69,000,000	50.0
┆破産更生債権等	1,363,227	1,363,227	0	100.0
┆貸倒引当金	△ 1,363,227	△ 1,363,227	0	100.0
流動資産	13,319,085,228	13,209,403,946	109,681,282	100.8
┆現金預金	13,074,331,073	12,913,795,096	160,535,977	101.2
┆未収金	139,707,275	131,266,450	8,440,825	106.4
┆貸倒引当金	△ 16,000	△ 16,000	0	100.0
┆貯蔵品	36,062,880	34,358,400	1,704,480	105.0
┆短期貸付金	69,000,000	130,000,000	△ 61,000,000	53.1
資産合計	24,988,614,999	25,129,038,779	△ 140,423,780	99.4

(単位:円、%)

イ 負債合計は、3,392,490,395円であり、前年度と比較して250,495,832円(6.9%)減少している。これは、固定負債が151,269,905円(41.2%)、繰延収益が132,263,615円(4.5%)減少したことによるものである。固定負債の減少は、主に退職給与引当金及び修繕引当金の減によるものである。繰延収益の減少は、主に減価償却に伴う長期前受金の収益化によるものである。

ウ 資本合計は、21,596,124,604円であり、前年度と比較して110,072,052円(0.5%)増加している。これは、当年度純利益が計上されたことによるものである。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
固定負債	216,214,831	367,484,736	△ 151,269,905	58.8
企業債	61,466,226	96,645,656	△ 35,179,430	63.6
建設改良費等の財源に 充てるための企業債	61,466,226	96,645,656	△ 35,179,430	63.6
リース債務	102,493	225,487	△ 122,994	45.5
引当金	154,646,112	270,613,593	△ 115,967,481	57.1
退職給付引当金	131,374,878	178,645,871	△ 47,270,993	73.5
修繕引当金	23,271,234	91,967,722	△ 68,696,488	25.3
流動負債	342,191,905	309,154,217	33,037,688	110.7
企業債	35,179,430	78,732,177	△ 43,552,747	44.7
建設改良費等の財源に 充てるための企業債	35,179,430	78,732,177	△ 43,552,747	44.7
リース債務	122,994	122,994	0	100.0
未払金	277,292,972	199,104,717	78,188,255	139.3
引当金	12,721,014	15,345,061	△ 2,624,047	82.9
賞与引当金	12,721,014	15,345,061	△ 2,624,047	82.9
その他流動負債	16,875,495	15,849,268	1,026,227	106.5
繰延収益	2,834,083,659	2,966,347,274	△ 132,263,615	95.5
受贈財産評価額長期前受金	264,786,216	277,205,135	△ 12,418,919	95.5
寄附金長期前受金	250,257	252,500	△ 2,243	99.1
工事負担金長期前受金	222,471,219	232,744,244	△ 10,273,025	95.6
国庫補助金長期前受金	2,112,568,053	2,210,522,853	△ 97,954,800	95.6
他会計補助金長期前受金	234,007,914	245,622,542	△ 11,614,628	95.3
負債合計	3,392,490,395	3,642,986,227	△ 250,495,832	93.1
資本金	14,122,794,285	13,807,692,910	315,101,375	102.3
剰余金	7,473,330,319	7,678,359,642	△ 205,029,323	97.3
資本剰余金	377,635,474	377,635,474	0	100.0
受贈財産評価額	26,904,384	26,904,384	0	100.0
国庫補助金	44,723,266	44,723,266	0	100.0
他会計補助金	306,007,824	306,007,824	0	100.0
利益剰余金	7,095,694,845	7,300,724,168	△ 205,029,323	97.2
減債積立金	96,645,656	175,377,833	△ 78,732,177	55.1
利益積立金	604,212,128	604,212,128	0	100.0
建設改良積立金	4,505,532,009	4,837,140,069	△ 331,608,060	93.1
当年度末処分利益剰余金	1,889,305,052	1,683,994,138	205,310,914	112.2
資本合計	21,596,124,604	21,486,052,552	110,072,052	100.5
負債資本合計	24,988,614,999	25,129,038,779	△ 140,423,780	99.4

(7) キャッシュ・フロー計算書

(単位:円、%)

当年度のキャッシュ・フローの状況は、次のとおりである。

ア 業務活動によるキャッシュ・フローは、548,340,720円（流入超過）であり、前年度と比較して6,696,400円流入超過額が減少している。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				
当年度純利益(△は損失)	110,072,052	34,315,375	75,756,677	320.8
減価償却費	584,622,743	593,124,500	△ 8,501,757	98.6
資産減耗費	4,658,141	728,177	3,929,964	639.7
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 47,270,993	26,654,824	△ 73,925,817	—
修繕引当金の増減額(△は減少)	△ 68,696,488	△ 44,796,616	△ 23,899,872	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 2,624,047	△ 270,152	△ 2,353,895	—
長期前受金戻入額	△ 132,975,786	△ 127,139,215	△ 5,836,571	104.6
受取利息及び受取配当金	△ 1,006,263	△ 4,368,155	3,361,892	23.0
支払利息及び企業債取扱諸費	3,839,441	7,206,332	△ 3,366,891	53.3
過年度損益修正益	△ 7,927,829	0	△ 7,927,829	皆減
その他特別利益	△ 1,090,507	△ 2,328,652	1,238,145	146.8
その他特別損失	62,055,000	0	62,055,000	皆増
未収金の増減額(△は増加)	△ 40,825	69,906,837	△ 69,947,662	—
未払金の増減額(△は減少)	47,147,005	6,390,184	40,756,821	—
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 1,704,480	△ 4,017,874	2,313,394	—
その他の流動負債の増減額(△は減少)	1,026,227	141,080	885,147	—
小計	550,083,391	555,546,645	△ 5,463,254	99.0
利息及び配当金の受取額	1,006,263	4,368,155	△ 3,361,892	23.0
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 3,839,441	△ 7,206,332	3,366,891	53.3
損害賠償金の受取額	1,090,507	2,328,652	△ 1,238,145	46.8
業務活動によるキャッシュ・フロー	548,340,720	555,037,120	△ 6,696,400	98.8

(単位:円、%)

イ 投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産等の取得に係る支出額が貸付金の回収等による収入額を上回ったため、前年度の流入超過から308,949,572円の流出超過となった。

ウ 財務活動によるキャッシュ・フローは、△78,855,171円（流出超過）であり、前年度と比較して16,551,167円流出超過額が減少している。

エ 業務活動によるキャッシュ・フローの流入超過額が投資活動によるキャッシュ・フローの流出超過額及び財務活動によるキャッシュ・フローの流出超過額の合計を上回っており、この結果、資金期末残高は期首に比べて160,535,977円の増加となっている。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
<b>2 投資活動によるキャッシュフロー</b>				
有形固定資産の取得による支出	△ 429,713,025	△ 288,044,216	△ 141,668,809	149.2
無形固定資産の取得による支出	△ 9,476,547	△ 8,167,779	△ 1,308,768	116.0
貸付金の回収による収入	130,000,000	192,000,000	△ 62,000,000	67.7
国庫補助金等による収入	0	140,800,000	△ 140,800,000	皆減
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	240,000	0	240,000	皆増
投資活動によるキャッシュフロー	△ 308,949,572	36,588,005	△ 345,537,577	—
<b>3 財務活動によるキャッシュフロー</b>				
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 78,732,177	△ 95,283,344	16,551,167	82.6
リース債務の返済による支出	△ 122,994	△ 122,994	0	100.0
財務活動によるキャッシュフロー	△ 78,855,171	△ 95,406,338	16,551,167	82.7
資金増加額(又は減少額)	160,535,977	496,218,787	△ 335,682,810	—
資金期首残高	12,913,795,096	12,417,576,309	496,218,787	104.0
資金期末残高	13,074,331,073	12,913,795,096	160,535,977	101.2

## 2 埼玉県水道用水供給事業会計

### (1) 業務の概況

水道用水供給事業は、水需要に対応するとともに地盤沈下防止のため、受水団体へ水道用水を卸供給している。令和4年度は、大久保、庄和、行田、新三郷及び吉見の5浄水場から、55団体に対し給水した。

年間給水量は636,922千 $m^3$ で、前年度から1,746千 $m^3$ 増加した。

	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比 A/B
事業創設認可年月日	昭和39年3月3日		—
供用開始年月日	昭和43年4月2日		—
浄水場	大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場		—
行政区域人口(人)	7,288,787	7,290,754	100.0%
計画給水人口(人)	6,489,660	6,489,660	100.0%
現在給水人口(人)	7,270,893	7,272,461	100.0%
給水団体数	55	55	100.0%
施設能力( $m^3$ /日)	2,665,000	2,665,000	100.0%
検針水量( $m^3$ /日)	1,744,993	1,740,208	100.3%
検針水量( $m^3$ )	636,922,372	635,176,056	100.3%
給水収益(千円)	39,350,539	39,241,210	100.3%
基本料金(/ $m^3$ )	61円78銭	61円78銭	—
年度末職員数(人)	345	345	※ 0

※ A-B

## (2) 決算報告書

予算額に対する決算額は、次のとおりである。

### ア 収益的収入及び支出

事業収益の決算額は、48,409,308,171円で、予算額を367,163,829円下回っている。

これは、主に受託工事が繰越になったことによるものである。

事業費の決算額は、48,163,084,290円で、503,559,000円の繰越のほか、3,796,969,510円の不用額を生じた。

これは、主に営業費用の給与費、修繕費及び動力費、営業外費用の消費税の執行残によるものである。

### 収入

(単位:円)

区分	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減
第1款 事業収益	48,776,472,000	48,409,308,171	△ 367,163,829
第1項 営業収益	44,072,658,000	43,485,970,276	△ 586,687,724
第2項 営業外収益	4,703,813,000	4,733,222,517	29,409,517
第3項 特別利益	1,000	190,115,378	190,114,378

### 支出

(単位:円)

区分	予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 事業費	52,463,612,800	48,163,084,290	503,559,000	3,796,969,510
第1項 営業費用	48,288,829,800	44,598,663,275	503,559,000	3,186,607,525
第2項 営業外費用	4,090,356,000	3,519,995,261	0	570,360,739
第3項 特別損失	44,427,000	44,425,754	0	1,246
第4項 予備費	40,000,000	0	0	40,000,000

イ 資本的収入及び支出

資本的収入は、主に国庫補助金の対象となった工事の進捗が見込みを下回ったことやそれに伴う企業債の発行が減少したこと等により予算額を1,598,908,702円下回っている。

資本的支出の建設改良費に係る翌年度繰越額1,632,280,563円は業務設備整備費に係る建設改良費の繰越額518,941,400円と水道水源開発施設整備事業費、吉見浄水場拡張関連整備（Ⅱ期）事業費、大久保浄水場高度浄水処理施設整備事業費、水道施設耐震化事業費等に係る継続費繰次繰越額1,113,339,163円である。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額18,124,361,607円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,061,589,006円、減債積立金2,163,344,031円及び過年度分損益勘定留保資金14,899,428,570円で補填されている。

収入

(単位:円)

区分	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減
第1款 資本的収入	6,599,340,000	5,000,431,298	△ 1,598,908,702
第1項 建設補助金	1,162,476,000	995,024,000	△ 167,452,000
第2項 企業債	2,722,000,000	1,290,000,000	△ 1,432,000,000
第3項 他会計出資金	2,604,583,000	2,604,582,670	△ 330
第4項 他会計補助金	108,139,000	107,979,266	△ 159,734
第5項 固定資産売却代金	1,000	272,670	271,670
第6項 雑収入	2,141,000	2,572,692	431,692

支出

(単位:円)

区分	予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 資本的支出	24,989,985,434	23,124,792,905	1,632,280,563	232,911,966
第1項 建設改良費	13,315,062,434	11,489,871,733	1,632,280,563	192,910,138
第2項 企業債償還金	8,934,549,000	8,934,548,221	0	779
第3項 他会計からの長期借入金償還金	130,000,000	130,000,000	0	0
第4項 機構負担年賦金	2,467,749,000	2,467,748,011	0	989
第5項 予備費	40,000,000	0	0	40,000,000
第6項 過年度国庫補助金返還金	102,625,000	102,624,940	0	60



### (3) 損益計算書

当年度の経営成績は、次のとおりである。

(単位:円、%)

#### ア 営業収益

給水収益が109,328,989円、受託工事収益が46,555,635円増加したことにより、前年度と比較して158,615,577円(0.4%)増加した。

#### イ 営業費用

減価償却費及び資産減耗費が減少したものの、動力費等が増加したことによる原水及び浄水費、配水及び給水費が増加したこと等により、前年度と比較して3,261,381,431円(8.3%)増加した。

#### ウ 営業外収益

長期前受金戻入が75,724,410円減少したこと等により、前年度と比較して97,658,141円(2.0%)減少した。

#### エ 営業外費用

企業債利息、機構負担年賦金利息等の減少で、支払利息及び企業債取扱諸費が287,894,556円減少したこと等により、営業外費用は、前年度と比較して282,731,026円(10.3%)減少した。

#### オ 特別利益

原子力発電所事故による損害賠償金の受入れ190,115,378円を計上している。

#### カ 経常損益及び当年度純損益

経常損益は前年度と比較して2,917,692,969円減少し△966,591,709円と31年ぶりの赤字となった。当年度純損益は、前年度と比較して2,980,681,716円減少し、△817,337,685円と2年ぶりの赤字となった。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
営業収益	39,533,037,156	39,374,421,579	158,615,577	100.4
給水収益	39,350,538,702	39,241,209,713	109,328,989	100.3
受託工事収益	127,585,818	81,030,183	46,555,635	157.5
その他営業収益	54,912,636	52,181,683	2,730,953	105.2
営業費用	42,758,996,937	39,497,615,506	3,261,381,431	108.3
原水及び浄水費	12,570,754,734	10,748,272,491	1,822,482,243	117.0
配水及び給水費	7,698,571,605	6,090,264,388	1,608,307,217	126.4
受託工事費	379,401,735	87,839,603	291,562,132	431.9
総係費	671,792,592	746,608,432	△ 74,815,840	90.0
減価償却費	21,198,087,501	21,498,079,983	△ 299,992,482	98.6
資産減耗費	240,388,770	326,550,609	△ 86,161,839	73.6
営業利益(損失)	△ 3,225,959,781	△ 123,193,927	△ 3,102,765,854	—
営業外収益	4,729,203,537	4,826,861,678	△ 97,658,141	98.0
受取利息及び配当金	7,505,616	7,533,321	△ 27,705	99.6
他会計補助金	320,578,175	360,905,182	△ 40,327,007	88.8
補助金	47,982,000	31,570,000	16,412,000	152.0
長期前受金戻入	4,347,401,852	4,423,126,262	△ 75,724,410	98.3
雑収益	5,735,894	3,726,913	2,008,981	153.9
営業外費用	2,469,835,465	2,752,566,491	△ 282,731,026	89.7
支払利息及び企業債取扱諸費	2,464,299,989	2,752,194,545	△ 287,894,556	89.5
雑支出	5,535,476	371,946	5,163,530	1,488.2
経常利益(損失)	△ 966,591,709	1,951,101,260	△ 2,917,692,969	△ 49.5
特別利益	190,115,378	212,242,771	△ 22,127,393	89.6
その他特別利益	190,115,378	212,242,771	△ 22,127,393	89.6
特別損失	40,861,354	0	40,861,354	皆増
その他特別損失	40,861,354	0	40,861,354	皆増
当年度純利益(純損失)	△ 817,337,685	2,163,344,031	△ 2,980,681,716	—
前年度繰越利益剰余金(欠損金)	0	0	0	—
その他未処分利益剰余金変動額	2,163,344,031	0	2,163,344,031	皆増
当年度未処分利益剰余金	1,346,006,346	2,163,344,031	△ 817,337,685	62.2

#### (4) 剰余金計算書

ア 資本金

資本金は、他会計出資金の受入れにより2,604,582,670円増加した。

イ 資本剰余金

資本剰余金は、変動がなかった。

ウ 利益剰余金

利益剰余金は、当期純損失により817,337,685円減少した。

#### (5) 剰余金処分計算書 (案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	296,160,634,191	8,227,399,908	1,346,006,346
議会の議決による処分類	0	0	0
減債積立金の積立			0
処分後残高	296,160,634,191	8,227,399,908	(繰越利益剰余金) 1,346,006,346

未処分利益剰余金1,346,006,346円を繰り越す案としている。

## (6) 貸借対照表

当年度末における資産及び負債・資本の状況は、次のとおりである。

(単位:円、%)

ア 資産合計は、555,635,450,999円であり、前年度と比較して12,514,014,314円(2.2%)減少している。

固定資産は、493,631,891,013円であり、前年度と比較して10,965,753,009円(2.2%)減少している。これは主に、有形固定資産の構築物が減価償却等により5,963,092,026円(3.5%)減少したことや無形固定資産が減価償却により8,822,956,127円(4.0%)減少したこと等によるものである。

流動資産は、62,003,559,986円であり、前年度と比較して1,548,261,305円(2.4%)減少している。これは主に、現金預金が前年度と比較して1,496,519,880円(2.5%)減少したことによるものである。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
固定資産	493,631,891,013	504,597,644,022	△ 10,965,753,009	97.8
有形固定資産	278,879,520,826	280,903,042,708	△ 2,023,521,882	99.3
┆土地	35,848,034,145	35,844,242,035	3,792,110	100.0
┆建物	16,026,812,607	16,805,494,252	△ 778,681,645	95.4
┆構築物	163,434,801,858	169,397,893,884	△ 5,963,092,026	96.5
┆機械及び装置	38,041,663,778	40,663,106,545	△ 2,621,442,767	93.6
┆車両運搬具	47,646,867	51,327,985	△ 3,681,118	92.8
┆船舶	160,449	160,449	0	100.0
┆工具、器具及び備品	251,713,742	279,696,497	△ 27,982,755	90.0
┆リース資産	119,257,805	91,020,022	28,237,783	131.0
┆建設仮勘定	25,109,429,575	17,770,101,039	7,339,328,536	141.3
無形固定資産	212,485,044,187	221,308,000,314	△ 8,822,956,127	96.0
┆ダム使用权	193,560,939,503	198,860,388,523	△ 5,299,449,020	97.3
┆水利権	18,771,934,207	22,169,237,946	△ 3,397,303,739	84.7
┆地上権	3,598,798	5,155,486	△ 1,556,688	69.8
┆施設利用権	16,174,981	21,307,420	△ 5,132,439	75.9
┆電話加入権	9,251,995	9,863,995	△ 612,000	93.8
┆ソフトウェア	123,144,703	242,046,944	△ 118,902,241	50.9
投資その他の資産	2,267,326,000	2,386,601,000	△ 119,275,000	95.0
┆出資金	120,368,000	120,368,000	0	100.0
┆年賦未収金	2,146,958,000	2,266,233,000	△ 119,275,000	94.7
流動資産	62,003,559,986	63,551,821,291	△ 1,548,261,305	97.6
┆現金預金	58,136,871,581	59,633,391,461	△ 1,496,519,880	97.5
┆未収金	3,729,449,915	3,790,680,404	△ 61,230,489	98.4
┆貯蔵品	137,238,490	127,749,426	9,489,064	107.4
資産合計	555,635,450,999	568,149,465,313	△ 12,514,014,314	97.8

イ 負債総額は248,641,410,554円であり、前年度と比較して14,301,259,299円（5.4%）減少している。これは、流動負債が97,021,609円（0.6%）増加したが、固定負債が11,051,257,382円（7.7%）、繰延収益が3,347,023,526円（3.3%）減少したことによるものである。

固定負債の減少は、主に企業債の償還によるものである。繰延収益の減少は、主に減価償却に伴う長期前受金の収益化によるものである。

ウ 資本合計は、306,994,040,445円であり、前年度と比較して1,787,244,985円（0.6%）増加している。

これは、純損失により利益剰余金が817,337,685円減少したものの、一般会計からの出資金の受け入れにより資本金が2,604,582,670円（0.9%）増加したことによるものである。

（単位：円、%）

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
<b>固定負債</b>	133,355,795,299	144,407,052,681	△ 11,051,257,382	92.3
<b>企業債</b>	91,301,782,318	98,963,260,093	△ 7,661,477,775	92.3
建設改良費等の財源に 充てるための企業債	91,301,782,318	98,963,260,093	△ 7,661,477,775	92.3
<b>他会計借入金</b>	69,000,000	138,000,000	△ 69,000,000	50.0
建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	69,000,000	138,000,000	△ 69,000,000	50.0
リース債務	88,508,814	60,834,285	27,674,529	145.5
<b>引当金</b>	2,318,121,258	2,263,943,004	54,178,254	102.4
退職給付引当金	2,318,121,258	2,263,943,004	54,178,254	102.4
<b>年賦未払金</b>	39,578,382,909	42,981,015,299	△ 3,402,632,390	92.1
機構負担年賦金	37,054,275,499	39,297,846,830	△ 2,243,571,331	94.3
施設購入年賦金	661,498,410	820,559,469	△ 159,061,059	80.6
撤退年賦金	1,862,609,000	2,862,609,000	△ 1,000,000,000	65.1
<b>流動負債</b>	16,765,517,906	16,668,496,297	97,021,609	100.6
<b>企業債</b>	8,951,477,775	8,934,548,221	16,929,554	100.2
建設改良費等の財源に 充てるための企業債	8,951,477,775	8,934,548,221	16,929,554	100.2
<b>他会計借入金</b>	69,000,000	130,000,000	△ 61,000,000	53.1
建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	69,000,000	130,000,000	△ 61,000,000	53.1
リース債務	42,285,471	38,430,231	3,855,240	110.0
未払金	3,841,011,141	4,603,040,715	△ 762,029,574	83.4
<b>引当金</b>	201,358,432	203,223,777	△ 1,865,345	99.1
賞与引当金	201,358,432	203,223,777	△ 1,865,345	99.1
<b>年賦未払金</b>	3,402,632,390	2,519,146,052	883,486,338	135.1
機構負担年賦金	2,243,571,331	2,350,236,203	△ 106,664,872	95.5
施設購入年賦金	159,061,059	168,909,849	△ 9,848,790	94.2
撤退負担年賦金	1,000,000,000	0	1,000,000,000	皆増
その他流動負債	257,752,697	240,107,301	17,645,396	107.3
<b>繰延収益</b>	98,520,097,349	101,867,120,875	△ 3,347,023,526	96.7
受贈財産評価額長期前受金	30,913,247	34,421,498	△ 3,508,251	89.8
工事負担金長期前受金	37,197,234	39,636,637	△ 2,439,403	93.8
国庫補助金長期前受金	91,295,634,085	94,063,694,311	△ 2,768,060,226	97.1
他会計補助金長期前受金	7,156,352,783	7,729,368,429	△ 573,015,646	92.6
<b>負債合計</b>	248,641,410,554	262,942,669,853	△ 14,301,259,299	94.6
<b>資本金</b>	296,160,634,191	293,556,051,521	2,604,582,670	100.9
<b>剰余金</b>	10,833,406,254	11,650,743,939	△ 817,337,685	93.0
<b>資本剰余金</b>	8,227,399,908	8,227,399,908	0	100.0
受贈財産評価額	13,970,584	13,970,584	0	100.0
寄付金	7,964,000	7,964,000	0	100.0
国庫補助金	6,304,736,226	6,304,736,226	0	100.0
他会計補助金	1,900,729,098	1,900,729,098	0	100.0
<b>利益剰余金</b>	2,606,006,346	3,423,344,031	△ 817,337,685	76.1
利益積立金	1,260,000,000	1,260,000,000	0	100.0
当年度末処分利益剰余金 (未処理欠損金)	1,346,006,346	2,163,344,031	△ 817,337,685	62.2
<b>資本合計</b>	306,994,040,445	305,206,795,460	1,787,244,985	100.6
<b>負債資本合計</b>	555,635,450,999	568,149,465,313	△ 12,514,014,314	97.8

## (7) キャッシュ・フロー計算書

(単位:円、%)

当年度のキャッシュ・フローの状況は、次のとおりである。

ア 業務活動によるキャッシュ・フローは、16,039,449,891円（流入超過）であり、前年度と比較して3,564,541,330円流入超過額が減少している。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				
当年度純利益(△は純損失)	△ 817,337,685	2,163,344,031	△ 2,980,681,716	—
減価償却費	21,198,087,501	21,498,079,983	△ 299,992,482	98.6
資産減耗費	53,200,869	132,054,584	△ 78,853,715	40.3
退職給付引当金の増減額(△は減少)	54,178,254	75,402,440	△ 21,224,186	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 1,865,345	1,028,413	△ 2,893,758	—
長期前受金戻入額	△ 4,347,401,852	△ 4,423,126,262	75,724,410	98.3
受取利息及び受取配当金	△ 7,505,616	△ 7,533,321	27,705	99.6
支払利息及び企業債取扱諸費	2,464,299,989	2,752,194,545	△ 287,894,556	89.5
固定資産売却損	139,214	110,062	29,152	126.5
その他雑支出	2,235,167	0	2,235,167	皆増
その他特別利益	△ 190,115,378	△ 212,242,771	22,127,393	89.6
未収金の増減額(△は増加)	187,183,489	△ 15,017,567	202,201,056	—
未払金の増減額(△は減少)	△ 297,126,053	170,287,428	△ 467,413,481	—
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 9,489,064	△ 6,692,906	△ 2,796,158	—
その他の流動負債の増減額(△は減少)	17,645,396	8,521,015	9,124,381	—
小計	18,306,128,886	22,136,409,674	△ 3,830,280,788	82.7
利息及び配当金の受取額	7,505,616	7,533,321	△ 27,705	99.6
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 2,464,299,989	△ 2,752,194,545	287,894,556	89.5
損害賠償金等の受取額	190,115,378	212,242,771	△ 22,127,393	89.6
業務活動によるキャッシュ・フロー	16,039,449,891	19,603,991,221	△ 3,564,541,330	81.8

(単位:円、%)

イ 投資活動によるキャッシュ・フローは、

△9,804,929,937円（流出超過）であり、前年度と比較して315,371,382円流出超過額が減少している。

ウ 財務活動によるキャッシュ・フローは、

△7,731,039,834円（流出超過）であり、前年度と比較して289,329,396円流出超過額が減少している。

エ 業務活動によるキャッシュ・フローの流入超過額は投資活動によるキャッシュ・フローの流出超過額及び財務活動によるキャッシュ・フローの流出超過額の合計を下回っており、この結果、資金期末残高は期首に比べて1,496,519,880円の減少となっている。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出	△ 9,907,364,332	△ 10,519,487,361	612,123,029	94.2
有形固定資産の売却による収入	247,883	1,101	246,782	22,514.4
無形固定資産の取得による支出	△ 898,191,814	△ 775,236,226	△ 122,955,588	115.9
国庫補助金等の返還による支出	△ 102,624,940	1,147,869,000	△ 21,434,841	126.4
国庫補助金等による収入	995,024,000.0	△ 81,190,099	△ 152,845,000	86.7
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	107,979,266	107,742,266	237,000	100.2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,804,929,937	△ 10,120,301,319	315,371,382	96.9
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,290,000,000	2,640,000,000	△ 1,350,000,000	48.9
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 8,934,548,221	△ 9,084,726,364	150,178,143	98.3
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△ 130,000,000	△ 192,000,000	62,000,000	67.7
リース債務の返済による支出	△ 41,928,231	△ 35,933,671	△ 5,994,560	116.7
割賦債務の返済による支出	△ 2,519,146,052	△ 5,099,142,421	2,579,996,369	49.4
他会計からの出資による収入	2,604,582,670	3,751,433,226	△ 1,146,850,556	69.4
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,731,039,834	△ 8,020,369,230	289,329,396	96.4
資金増加額(又は減少額)	△ 1,496,519,880	1,463,320,672	△ 2,959,840,552	△ 102.3
資金期首残高	59,633,391,461	58,170,070,789	1,463,320,672	102.5
資金期末残高	58,136,871,581	59,633,391,461	△ 1,496,519,880	97.5

### 3 埼玉県地域整備事業会計

#### (1) 業務の概況

地域整備事業は、産業基盤やその他の地域振興に資する施設を市町村等と共同して整備し、地域の振興に寄与する事業を展開している。

令和4年度は杉戸深輪産業団地、松伏・田島地区産業団地、寄居桜沢地区産業団地及び羽生上岩瀬地区産業団地の分譲を行った。

秩父みどりが丘工業団地、本庄いまい台産業団地、加須下高柳工業団地、行田みなみ産業団地、妻沼西部工業団地において、賃貸を行っている。

松伏・田島地区産業団地ほか9産業団地の整備事業を実施している。

また、大麻生ゴルフ場、吉見ゴルフ場施設の貸付事業を行っている。

#### ア 分譲

地区名	事業年度	分譲面積(m <sup>2</sup> )		備考
		令和4年度	令和3年度	
草加柿木地区産業団地	平成29年度～令和元年度		23,491	
秩父みどりが丘工業団地	平成元年度～平成8年度		13,351	令和4年2月まで賃貸
本庄いまい台産業団地	平成2年度～平成9年度		40,349	令和4年2月まで賃貸
杉戸深輪産業団地	平成7年度～平成14年度	763	0	令和5年2月まで賃貸
松伏・田島地区産業団地	平成30年度～令和4年度	150,478	0	
寄居桜沢地区産業団地	令和元年度～令和5年度	106,375	0	
羽生上岩瀬地区産業団地	令和元年度～令和5年度	61,643	0	
合計		319,259	77,191	

#### イ 賃貸

地区名	賃貸面積(m <sup>2</sup> )			
	令和4年度		令和3年度	
秩父みどりが丘工業団地	4月～3月	231,053.51	4月～3月	231,053.51
本庄いまい台産業団地	4月～3月	27,513.93	4月～3月	27,513.93
加須下高柳工業団地	4月～3月	158,738.63	4月～3月	158,738.63
行田みなみ産業団地	4月～3月	4,776.80	4月～3月	4,776.80
妻沼西部工業団地	4月～3月	10,206.14	4月～3月	10,206.14
杉戸深輪産業団地	4月～3月	0	4月～3月	762.68
合計		432,289.01		433,051.69

※ 令和5年2月までの賃貸面積は、令和3年度と同じ。

#### ウ 施行中

地区名	事業年度	施行面積(m <sup>2</sup> )
松伏・田島地区産業団地	平成30年度～令和4年度	181,398
川越増形地区産業団地	平成30年度～令和4年度	167,613
行田富士見工業団地拡張地区産業団地	平成30年度～令和6年度	70,250
嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地	平成30年度～令和5年度	91,400
富士見上南畑地区産業団地	令和元年度～令和6年度	192,400
鴻巣箕田地区産業団地	令和元年度～令和6年度	167,000
寄居桜沢地区産業団地	令和元年度～令和5年度	129,200
羽生上岩瀬地区産業団地	令和元年度～令和5年度	71,300
久喜高柳地区産業団地	令和4年度～令和7年度	189,800
合計		1,260,361

## (2) 決算報告書

予算額に対する決算額は、次のとおりである。

### ア 収益的収入及び支出

事業収益の決算額は、15,460,811,377円で、予算額を2,834,840,377円上回っている。これは、主に営業収益の産業団地売却収益が見込みを上回ったこと等によるものである。

事業費の決算額は、11,912,918,970円で、354,303,030円の不用額を生じた。これは、主に営業費用の産業団地売却原価が見込みを下回ったこと等によるものである。

### 収入

(単位:円)

区分	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減
第1款 事業収益	12,625,971,000	15,460,811,377	2,834,840,377
第1項 営業収益	12,590,279,000	15,427,088,016	2,836,809,016
第2項 営業外収益	35,691,000	33,723,361	△ 1,967,639
第3項 特別利益	1,000	0	△ 1,000

### 支出

(単位:円)

区分	予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 事業費	12,267,222,000	11,912,918,970	0	354,303,030
第1項 営業費用	12,094,539,000	11,760,603,796	0	333,935,204
第2項 営業外費用	34,140,000	33,772,800	0	367,200
第3項 特別損失	118,543,000	118,542,374	0	626
第4項 予備費	20,000,000	0	0	20,000,000



イ 資本的収入及び支出

資本的収入のうち長期貸付金償還金1,540,900,162円は一般会計への長期貸付金の償還金であり、他会計補助金1,852,000円は、児童手当に係る一般会計からの繰入金である。

資本的支出のうち建設改良費は、松伏・田島地区産業団地ほか8産業団地の整備事業費等が計上されている。

建設改良費に係る翌年度繰越額9,793,823,136円は、寄居桜沢地区産業団地及び羽生上岩瀬地区産業団地に係る建設改良費の繰越額428,065,203円、行田富士見工業団地拡張地区産業団地ほか4産業団地に係る継続費逡次繰越額9,365,757,933円である。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,374,260,990円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,739円及び過年度分損益勘定留保資金4,374,249,251円で補填されている。

収入

(単位:円)

区分	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減
第1款 資本的収入	1,572,415,000	1,773,991,049	201,576,049
第1項 長期貸付金償還金	1,540,901,000	1,540,900,162	△ 838
第2項 他会計補助金	1,500,000	1,852,000	352,000
第3項 固定資産売却代金	1,000	0	△ 1,000
第4項 雑収入	30,013,000	231,238,887	201,225,887

支出

(単位:円)

区分	予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 資本的支出	17,391,817,177	6,148,252,039	9,793,823,136	1,449,742,002
第1項 建設改良費	17,230,141,177	6,148,252,039	9,793,823,136	1,288,066,002
第2項 予備費	161,676,000	0	0	161,676,000

### (3) 損益計算書

(単位:円、%)

当年度の経営成績は、次のとおりである。

#### ア 営業収益

営業収益は前年度と比較して11,102,439,112円(258.8%)増加している。これは、松伏・田島地区産業団地ほかの分譲によるものである。

産業団地貸付収益は、貸付に係る産業団地の一部を売却したことにより48,098,925円減少した。

#### イ 営業費用

営業費用は前年度と比較して7,662,496,194円(187.2%)増加している。主に、売却した産業団地が増加したことに伴う産業団地売却原価が増加したものである。

#### ウ 営業外収益

主に受取利息及び配当金の減少により、前年度と比較して7,345,588円(17.9%)減少している。

#### エ 特別損失

大根管理センター用地無償譲渡を計上している。

#### オ 経常利益及び当年度純利益

経常利益は、前年度と比較して3,434,181,641円増加し3,666,423,042円となった。当年度純利益は、前年度と比較して3,443,200,381円(3,289.3%)増加し、3,547,880,668円となった。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
営業収益	15,393,105,860	4,290,666,748	11,102,439,112	358.8
産業団地売却収益	14,675,078,266	3,524,593,727	11,150,484,539	416.4
産業団地貸付収益	376,968,192	425,067,117	△ 48,098,925	88.7
ゴルフ場施設貸付収益	332,000,000	332,000,000	0	100.0
その他営業収益	9,059,402	9,005,904	53,498	100.6
営業費用	11,755,975,404	4,093,479,210	7,662,496,194	287.2
産業団地売却原価	11,284,277,988	3,632,887,346	7,651,390,642	310.6
一般管理費	389,969,044	377,750,619	12,218,425	103.2
減価償却費	81,728,372	82,739,560	△ 1,011,188	98.8
資産減耗費	0	101,685	△ 101,685	0.0
営業利益(損失)	3,637,130,456	197,187,538	3,439,942,918	1,844.5
営業外収益	33,723,031	41,068,619	△ 7,345,588	82.1
受取利息及び配当金	32,112,673	39,375,978	△ 7,263,305	81.6
他会計補助金	696,000	1,538,000	△ 842,000	45.3
長期前受金戻入	9,765	9,766	△ 1	100.0
雑収益	904,593	144,875	759,718	624.4
営業外費用	4,430,445	6,014,756	△ 1,584,311	73.7
雑支出	4,430,445	6,014,756	△ 1,584,311	73.7
経常利益(損失)	3,666,423,042	232,241,401	3,434,181,641	1,578.7
特別利益	0	45,803,250	△ 45,803,250	0.0
その他特別利益	0	45,803,250	△ 45,803,250	0.0
特別損失	118,542,374	173,364,364	△ 54,821,990	68.4
その他特別損失	118,542,374	173,364,364	△ 54,821,990	68.4
当年度純利益(純損失)	3,547,880,668	104,680,287	3,443,200,381	3,389.3
前年度繰越利益剰余金(欠損金)	8,747,957,742	8,643,277,455	104,680,287	101.2
当年度未処分利益剰余金	12,295,838,410	8,747,957,742	3,547,880,668	140.6

#### (4) 剰余金計算書

ア 資本金

資本金は、変動がなかった。

イ 資本剰余金

資本剰余金は、変動がなかった。

ウ 利益剰余金

利益剰余金は、当年度純利益により3,547,680,668円増加した。

#### (5) 剰余金処分計算書 (案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	89,074,128,052	0	12,295,838,410
議会の議決による処分数額	0	0	0
処分後残高	89,074,128,052	0	(繰越利益剰余金) 12,295,838,410

未処分利益剰余金12,295,838,410円を繰り越す案としている。

## (6) 貸借対照表

(単位:円、%)

当年度末における資産及び負債・資本の状況は、次のとおりである。

ア 資産合計は、103,184,896,978円であり、前年度と比較して1,670,532,940円 (1.6%) 増加している。

固定資産は、28,152,587,869円であり、前年度と比較して1,773,372,686円 (5.9%) 減少している。これは主に、有形固定資産の土地において貸付契約していた区画の一部を分譲したことや投資その他の資産の長期貸付金が償還されたことによるものである。

事業資産は、18,513,027,753円であり、前年度と比較して5,292,304,525円 (22.2%) 減少している。これは主に、松伏・田島産業団地ほかを分譲したことによるものである。

流動資産は、56,519,281,356円であり、前年度と比較して8,736,210,151円 (18.3%) 増加している。これは主に、産業団地の分譲により現金預金が8,772,721,773円増加したことによるものである。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
固定資産	28,152,587,869	29,925,960,555	△ 1,773,372,686	94.1
有形固定資産	14,822,907,330	15,050,191,576	△ 227,284,246	98.5
土地	12,680,559,765	12,826,102,139	△ 145,542,374	98.9
建物	1,490,786,716	1,560,325,308	△ 69,538,592	95.5
構築物	647,212,440	654,270,386	△ 7,057,946	98.9
機械及び装置	1,337	1,337	0	100.0
工具、器具及び備品	4,347,072	9,492,406	△ 5,145,334	45.8
無形固定資産	666,600	653,100	13,500	102.1
電話加入権	666,600	653,100	13,500	102.1
投資その他の資産	13,329,013,939	14,875,115,879	△ 1,546,101,940	89.6
投資有価証券	2,058,000,000	2,058,000,000	0	100.0
長期貸付金	11,271,013,939	12,817,115,879	△ 1,546,101,940	87.9
事業資産	18,513,027,753	23,805,332,278	△ 5,292,304,525	77.8
完成資産	5,308,053,704	0	5,308,053,704	皆増
未成資産	13,204,974,049	23,805,332,278	△ 10,600,358,229	55.5
流動資産	56,519,281,356	47,783,071,205	8,736,210,151	118.3
現金預金	54,972,760,238	46,200,038,465	8,772,721,773	119.0
未収金	0	41,713,400	△ 41,713,400	皆減
短期貸付金	1,546,101,940	1,540,900,162	5,201,778	100.3
未収収益	419,178	419,178	0	100.0
資産合計	103,184,896,978	101,514,364,038	1,670,532,940	101.6

(単位:円、%)

イ 負債合計は、1,814,930,516円であり、前年度と比較して1,877,347,728円(50.8%)減少している。これは主に、産業団地の工事に伴う未払金の減少や契約保証金の還付により流動負債が減少したことによるものである。

ウ 資本合計は、101,369,966,462円であり、前年度と比較して3,547,880,668円(3.6%)増加している。これは、当年度純利益が計上されたことによるものである。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
固定負債	340,592,260	305,431,163	35,161,097	111.5
リース債務	250,543	551,194	△ 300,651	45.5
引当金	340,341,717	304,879,969	35,461,748	111.6
退職給付引当金	340,341,717	304,879,969	35,461,748	111.6
流動負債	1,474,140,049	3,386,639,109	△ 1,912,499,060	43.5
リース債務	300,651	300,651	0	100.0
未払金	521,554,702	667,063,029	△ 145,508,327	78.2
前受金	20,636,022	20,636,022	0	100.0
引当金	28,937,238	28,582,856	354,382	101.2
賞与引当金	28,937,238	28,582,856	354,382	101.2
未成原価	50,377,104	0	50,377,104	皆増
その他流動負債	852,334,332	2,670,056,551	△ 1,817,722,219	31.9
繰延収益	198,207	207,972	△ 9,765	95.3
他会計補助金長期前受金	198,207	207,972	△ 9,765	95.3
負債合計	1,814,930,516	3,692,278,244	△ 1,877,347,728	49.2
資本金	89,074,128,052	89,074,128,052	0	100.0
剰余金	12,295,838,410	8,747,957,742	3,547,880,668	140.6
利益剰余金	12,295,838,410	8,747,957,742	3,547,880,668	140.6
当年度末処分利益剰余金	12,295,838,410	8,747,957,742	3,547,880,668	140.6
資本合計	101,369,966,462	97,822,085,794	3,547,880,668	103.6
負債資本合計	103,184,896,978	101,514,364,038	1,670,532,940	101.6

(単位:円、%)

## (7) キャッシュ・フロー計算書

当年度のキャッシュ・フローの状況は、次のとおりである。

ア 業務活動によるキャッシュ・フローは、事業資産の分譲を進めたため、前年度の流出超過から、

7,232,122,262円の流入超過となった。

イ 投資活動によるキャッシュ・フローは、貸付金の回収による収入で、1,540,900,162円の流入超過となった。

ウ 財務活動によるキャッシュ・フローは、△300,651円流出超過であり、前年度から増減はなかった。

エ 主に業務活動によるキャッシュ・フローの流入超過により、資金期末残高は期首に比べて8,772,721,773円の増加となっている。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				
当年度純利益(△は純損失)	3,547,880,668	104,680,287	3,443,200,381	3,389.3
減価償却費	81,728,372	82,739,560	△ 1,011,188	98.8
資産減耗費	0	85	△ 85	皆減
退職給付引当金の増減額(△は減少)	35,461,748	△ 45,803,250	81,264,998	-
賞与引当金の増減額(△は減少)	354,382	△ 2,105,537	2,459,919	-
長期前受金戻入額	△ 9,765	△ 9,766	1	100.0
その他特別損失	118,542,374	0	118,542,374	皆増
受取利息及び受取配当金	△ 32,112,673	△ 39,375,978	7,263,305	81.6
固定資産売却益	0	△ 27,272	27,272	皆増
未収金の増減額(△は増加)	41,713,400	247,718,540	△ 206,005,140	-
未払金の増減額(△は減少)	△ 145,508,327	△ 356,577,409	211,069,082	-
事業資産の増減額(△は増加)	5,292,304,525	△ 7,503,209,678	12,795,514,203	-
有形固定資産から事業資産への振替額	27,000,000	1,551,366,618	△ 1,524,366,618	1.7
未成原価の増減額(△は減少)	50,377,104	0	50,377,104	-
前受金の増減額(△は減少)	0	△ 96,619	96,619	-
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△ 1,817,722,219	173,061,626	△ 1,990,783,845	-
小計	7,200,009,589	△ 5,787,638,793	12,987,648,382	-
利息及び配当金の受取額	32,112,673	39,375,978	△ 7,263,305	81.6
業務活動によるキャッシュ・フロー	7,232,122,262	△ 5,748,262,815	12,980,385,077	-
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の売却による収入	0	27,273	△ 27,273	-
貸付金の回収による収入	1,540,900,162	1,535,695,733	5,204,429	100.3
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,540,900,162	1,535,723,006	5,177,156	-
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
リース債務の返済による支出	△ 300,651	△ 300,651	0	100.0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 300,651	△ 300,651	0	100.0
資金増加額(又は減少額)	8,772,721,773	△ 4,212,840,460	12,985,562,233	△ 208.2
資金期首残高	46,200,038,465	50,412,878,925	△ 4,212,840,460	91.6
資金期末残高	54,972,760,238	46,200,038,465	8,772,721,773	119.0

## 第 1 審査の概要

### 1 審査の対象

令和 4 年度埼玉県流域下水道事業会計決算

### 2 審査の期間

令和 5 年 8 月 9 日から令和 5 年 9 月 1 4 日まで

### 3 審査の方法

決算審査に当たっては、知事から審査に付された決算書が、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、経営の基本原則である経済性の発揮及び公共の福祉の増進が図られているかどうかの主眼をおき、会計帳票、証拠書類と照合し、既に実施した定期監査及び現金出納検査の結果をも参考にして慎重に審査を行った。

## 第 2 審査の結果

### 1 審査意見

令和 4 年度埼玉県流域下水道事業会計決算については、決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。  
なお、次のとおり一部に留意又は改善を要する事項が認められた。

## 2 留意又は改善を要する事項

本県の流域下水道事業は8つの流域下水道で構成され、47市町の公共下水道から下水を受け入れている。その受入れた下水を9つの水循環センターで終末処理を行い、河川に放流している。

汚水処理などの維持管理費用は、主として各流域市町の住民からの下水道使用料等を原資とする市町の維持管理負担金で賄っている。維持管理負担金は1立方メートル当たりの単価に処理水量を乗じて算定しており、単価は処理原価（減価償却費を除く）と均衡するよう概ね5年ごとに見直しを行っている。

令和4年度の決算は、世界的エネルギー価格の高騰による電気料金・薬品価格の高騰などの影響を受けて、維持管理経費が前年度と比較して約44億円増加した。処理水量は前年度と比較して1,727万立方メートル減少の2.6%減となり、維持管理負担金が前年度と比較して約4.9億円減少したことにより、純損失が約25億円となり、前年度と比較して、約47億円悪化している。

### 収益的収支の状況

収益  
485億円

消費税及び地方消費税を含まない

費用  
510億円

維持管理負担金 227	一般会計 繰入金 61	長期前受金 戻入 189	その他 8	純損失 25
----------------	-------------------	--------------------	----------	-----------

維持管理費 263	支払 利息 8	減価償却費等 239
--------------	---------------	---------------

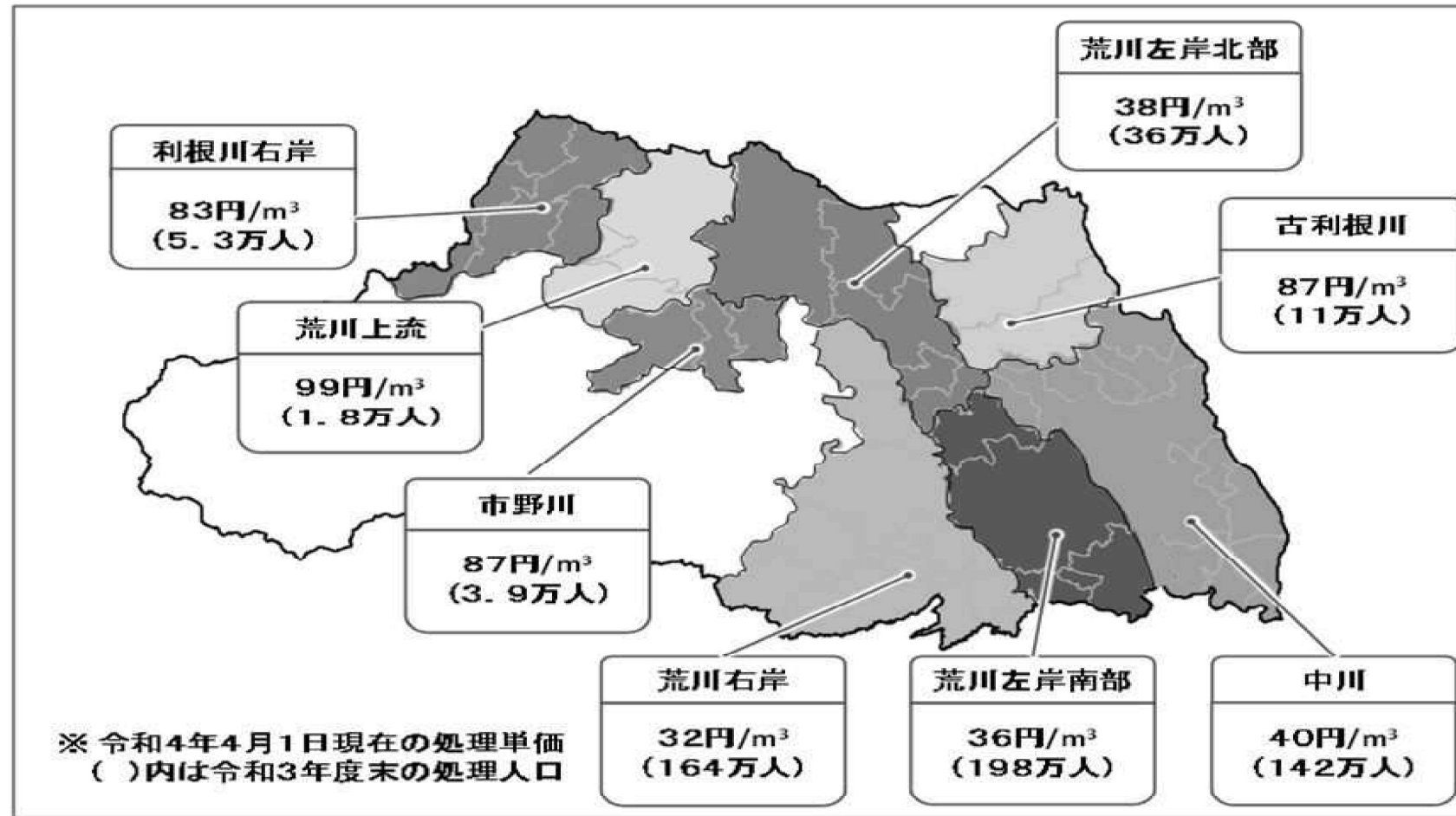
今後も電気料金の高騰の影響は続き、費用は高水準のまま推移すると推測される。費用に見合った収益を確保するためには、流域下水道事業収益の中核である維持管理負担金を見直す必要がある。

維持管理負担金は、概ね5年ごとに改定の検討を行っているが、赤字決算が継続する状況においては、機動的に対応できるようにサイクルを見直すことを検討する必要がある。

また、維持管理負担金は、流域ごとに定められた単価により、各市町が処理水量に応じて負担している。単価の算定は、流域ごとに推計した処理水量を用いて計算している。負担金改定に当たり、市町に流域ごとの経営状況をご理解いただくためには、事業全体の決算分析のみならず、流域ごとのセグメント情報に基づく決算分析を行い、さらに精緻な収支シミュレーションを行う必要がある。



## 1 流域別維持管理負担金単価



## 2 下水道法の規定

(市町村の負担金)

第31条の2 (中略) 流域下水道を管理する都道府県は、当該(中略)流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

### 3 流域別維持管理負担金単価の推移

単位：円／m<sup>3</sup>

流域名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
荒川左岸南部	33	33	33	33	35	35	36	36	36	36	36	36
荒川左岸北部	40	40	40	38	38	38	38	38	38	38	38	38
荒川右岸	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
中川	32	32	32	32	37	37	40	40	40	40	40	40
古利根川	76	76	76	76	76	76	78	78	78	78	78	82
荒川上流	85	85	85	85	85	85	92	92	99	99	99	99
市野川	83	83	83	83	83	87	87	87	87	87	87	87
利根川右岸	63	63	63	72	72	72	72	72	83	83	83	83

### 4 維持管理負担金単価の算定方法

維持管理負担金単価は、概ね5年ごとに改定する。改定に際しては処理水量を推計し、下水処理や施設の修繕等に要する費用を見込み、過去の累積した黒字や赤字を算入して、1立方メートル当たりの単価を設定している。

$$\text{維持管理負担金単価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{5年間の支出予定額 (円)} \pm \text{過年度の累積収支額 (円)}}{\text{5年間の汚水の推計処理水量}}$$

### 第 3 決算の状況等

#### 埼玉県流域下水道事業会計

##### 1 業務の概況

流域下水道事業は、昭和41年度に事業に着手して以来、荒川左岸南部、荒川左岸北部、荒川右岸、中川、古利根川、荒川上流、市野川及び利根川右岸の8つの流域下水道の整備及び維持管理を実施し、関連する47市町の公共下水道で集められた下水を処理してきた。

平成22年度からは地方公営企業法の全部適用を実施し、事業の経営状況や財政状態を分かりやすい形で県民に提供するとともに、民間の経営感覚に基づいた効率的な業務運営を行ってきた。

令和4年度の年間総処理水量は、658,047千 $m^3$ で、前年度に比べ17,268千 $m^3$ 、2.6%減少した。

(表1) 流域の概要

(令和5年3月31日現在)

(表2) 施設及び業務の概況

流域名	供用開始	処理能力 (日最大) $m^3$ /日	関連市町	ポンプ 場数	管渠 延長 km
荒川左岸南部	昭和47年	955,800	さいたま市 ほか4市	7	95
荒川左岸北部	昭和56年	166,200	熊谷市 ほか4市	2	54
荒川右岸	昭和56年	732,100	川越市 ほか12市町	4	99
中川	昭和58年	613,200	春日部市 ほか14市町	1	121
古利根川	昭和58年	69,800	久喜市 ほか1市	6	26
荒川上流	平成4年	10,601	深谷市 ほか1町	1	9
市野川	平成6年	17,600	滑川町 ほか2町	1	12
利根川右岸	平成21年	30,000	本庄市 ほか3町	—	22

区分	令和4年度	令和3年度	令和4年度 — 令和3年度
建設開始年月日	昭和41年12月29日		—
供用開始年月日	昭和47年10月1日		—
法適用年月日	平成22年4月1日		—
処理能力[日最大]( $m^3$ /日)	2,595,301	2,595,301	100.00%
管渠延長(km)	438	438	100.00%
流域数	8	8	100.00%
ポンプ場数	22	22	100.00%
処理場数	9	9	100.00%
年間総処理水量(千 $m^3$ )	658,047	675,316	97.44%

## 2 決算報告書

予算額に対する決算額は、次のとおりである。

### (1) 収益的収入及び支出

事業収益の決算額は、51,109,521,672円で、予算額を1,593,864,328円下回っている。

これは、主に維持管理負担金が見込みを下回ったことによるものである。

事業費の決算額は、53,524,562,791円で、翌年度繰越額28,182,000円のほか5,940,356,209円の不用額を生じた。これは、主に営業費用の委託料の繰り越し及び執行残によるものである。

### 収入

(単位：円)

区分	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減
第1款 事業収益	52,703,386,000	51,109,521,672	△ 1,593,864,328
第1項 営業収益	32,515,269,000	31,297,799,442	△ 1,217,469,558
第2項 営業外収益	20,188,116,000	19,723,120,213	△ 464,995,787
第3項 特別利益	1,000	88,602,017	88,601,017

### 支出

(単位：円)

区分	予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 事業費	59,493,101,000	53,524,562,791	28,182,000	5,940,356,209
第1項 営業費用	58,598,753,000	52,691,700,288	28,182,000	5,878,870,712
第2項 営業外費用	833,347,000	832,862,503	0	484,497
第3項 特別損失	1,000	0	0	1,000
第4項 予備費	61,000,000	0	0	61,000,000

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入の決算額は21,024,707,171円で、建設補助金、企業債等が主な収入である。

資本的支出の決算額は26,058,383,962円である。翌年度繰越額は13,808,382,384円で、主に右岸流域処理場9～12号汚泥脱水機ほか電気設備改築工事や中川流域処理場5号・6号沈砂池監視・電気設備工事などである。

なお、資本的収入額（翌年度へ繰越される支出の財源に充当する額3,127,560,384円を除く）が資本的支出額に不足する額8,161,237,175円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額87,986,853円、繰越工事資金2,593,627,282円、減債積立金523,587,057円、建設改良積立金23,161,610円、過年度分損益勘定留保資金2,355,540,133円及び当年度分損益勘定留保資金2,577,334,240円で補填されている。

収入

(単位：円)

区分	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減
第1款 資本的収入	31,534,950,000	21,024,707,171	△ 10,510,242,829
第1項 建設補助金	17,341,534,000	10,234,712,000	△ 7,106,822,000
第2項 建設負担金	5,736,365,000	5,736,365,000	0
第3項 企業債	8,317,000,000	4,700,000,000	△ 3,617,000,000
第4項 他会計出資金	21,495,000	233,811,812	212,316,812
第5項 他会計補助金	118,502,000	119,500,544	998,544
第6項 固定資産売却代金	1,000	0	△ 1,000
第7項 雑収入	53,000	317,815	264,815

支出

(単位：円)

区分	予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 資本的支出	39,973,232,282	26,058,383,962	13,808,382,384	106,465,936
第1項 建設改良費	34,212,184,282	20,297,336,176	13,808,382,384	106,465,722
第2項 企業債償還金	5,761,048,000	5,761,047,786	0	214

### 3 損益計算書

当年度の経営成績は、次のとおりである。

#### (1) 営業収益

主に中川水循環センターの消化ガス施設のフル稼働に伴う売却収益の増加などによりその他営業収益が184,590,109円増加したものの、営業収益の大部分を占める維持管理負担金が前年度に比べ491,152,038円減少したため、営業収益全体では前年度と比較して232,750,408円（0.8%）減少した。

#### (2) 営業費用

減価償却費が463,652,066円減少したが、電気料の増加などで処理場費が3,565,137,086円増加したため、営業費用全体では前年度と比較して3,874,549,792円（8.4%）増加した。

#### (3) 営業外収益

減価償却費の減少に伴い長期前受金戻入が499,575,940円減少したこと等により、前年度と比較して565,365,749円（2.8%）減少した。

#### (4) 営業外費用

支払利息及び企業債取扱諸費が、前年度に比べ74,598,193円減少したため、営業外費用全体では前年度と比較して11,487,573円（1.3%）減少した。

#### (5) 特別利益

東京電力の損害賠償金が前年度と比較して28,289,369円減少した。

#### (6) 当年度純損益

当年度純損益は、前年度と比較して4,689,467,745円減少し、2,515,748,872円の純損失を計上した。その結果、当年度未処分利益剰余金が、11,050,150,336円となった。

(単位：円、%)

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
営業収益	28,955,575,093	29,188,325,501	△ 232,750,408	99.2
維持管理負担金	22,745,667,137	23,236,819,175	△ 491,152,038	97.9
他会計補助金	5,515,883,965	5,442,072,444	73,811,521	101.4
その他営業収益	694,023,991	509,433,882	184,590,109	136.2
営業費用	50,131,900,559	46,257,350,767	3,874,549,792	108.4
管渠費	669,054,191	688,535,249	△ 19,481,058	97.2
ポンプ場費	2,600,767,805	1,788,285,439	812,482,366	145.4
処理場費	21,943,079,808	18,377,942,722	3,565,137,086	119.4
雨水幹線管理費	47,103,608	30,813,607	16,290,001	152.9
再生水事業管理費	51,922,696	55,844,207	△ 3,921,511	93.0
総係費	1,012,174,113	937,886,165	74,287,948	107.9
減価償却費	23,662,008,645	24,125,660,711	△ 463,652,066	98.1
資産減耗費	145,789,693	252,382,667	△ 106,592,974	57.8
営業利益（損失）	△ 21,176,325,466	△ 17,069,025,266	△ 4,107,300,200	124.1
営業外収益	19,475,927,475	20,041,293,224	△ 565,365,749	97.2
受取利息及び配当金	1,415,384	1,700,352	△ 284,968	83.2
他会計補助金	582,889,513	656,444,229	△ 73,554,716	88.8
受託工事収益	4,530,910	0	4,530,910	皆増
長期前受金戻入	18,875,109,302	19,374,685,242	△ 499,575,940	97.4
雑収益	11,982,366	8,463,401	3,518,965	141.6
営業外費用	903,952,898	915,440,471	△ 11,487,573	98.7
支払利息及び企業債取扱諸費	785,458,935	860,057,128	△ 74,598,193	91.3
受託工事費	4,530,910	0	4,530,910	皆増
雑支出	113,963,053	55,383,343	58,579,710	205.8
経常利益（損失）	△ 2,604,350,889	2,056,827,487	△ 4,661,178,376	—
特別利益	88,602,017	116,891,386	△ 28,289,369	75.8
その他特別利益	88,602,017	116,891,386	△ 28,289,369	75.8
特別損失	0	0	0	—
その他特別損失	0	0	0	—
当年度純利益（純損失）	△ 2,515,748,872	2,173,718,873	△ 4,689,467,745	—
前年度繰越利益剰余金	13,019,150,541	11,001,771,327	2,017,379,214	118.3
その他未処分利益剰余金変動額	546,748,667	488,664,022	58,084,645	111.9
当年度未処分利益剰余金	11,050,150,336	13,664,154,222	△ 2,614,003,886	80.9

## 4 剰余金計算書

### (1) 資本金

資本金は未処分利益剰余金から488,664,022円を組み入れ、また、他会計出資金の受入れで233,811,812円増加した結果、前年度と比べ、722,475,834円増加した。

### (2) 資本剰余金

資本剰余金に変動はなかった。

### (3) 利益剰余金

未処分利益剰余金から資本金へ組み入れたため、488,664,022円減少し、当期純損失として2,515,748,872円が減少した。これらにより利益剰余金は3,004,412,894円減少した。

## 5 剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,161,348,715	67,696,007,001	11,050,150,336
議会の議決による処分類	546,748,667	0	△ 713,683,245
資本金の増加	546,748,667	0	△ 546,748,667
減債積立金の積立	0	0	△ 123,328,678
建設改良積立金の積立	0	0	△ 43,605,900
処分後残高	12,708,097,382	67,696,007,001	(繰越利益剰余金) 10,336,467,091

### (1) 資本金の増加

当年度未処分利益剰余金から546,748,667円を資本金に振り替える案としている。

### (2) 減債積立金、建設改良積立金の積立

当年度未処分利益剰余金から減債積立金に123,328,678円、建設改良積立金に43,605,900円を積み立てる案としている。

## 6 貸借対照表

(単位：円、%)

当年度末における資産及び負債・資本の状況は、次のとおりである。

(1) 資産合計は525,013,081,065円であり、前年度と比較して12,388,765,972円(2.3%)減少している。これは有形固定資産が減価償却費等により4,907,358,992円減少し、現金預金が7,463,610,820円減少したことなどによるものである。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
固定資産	496,844,086,957	501,751,442,923	△ 4,907,355,966	99.0
有形固定資産	496,757,747,905	501,665,106,897	△ 4,907,358,992	99.0
土地	65,738,488,937	65,738,488,937	0	100.0
建物	26,045,045,041	26,537,621,622	△ 492,576,581	98.1
構築物	264,229,202,602	272,853,416,263	△ 8,624,213,661	96.8
機械及び装置	86,223,369,417	90,515,289,148	△ 4,291,919,731	95.3
車両運搬具	18,618,479	20,828,556	△ 2,210,077	89.4
工具、器具及び備品	93,392,035	74,279,005	19,113,030	125.7
建設仮勘定	54,409,631,394	45,925,183,366	8,484,448,028	118.5
無形固定資産	1,969,052	1,966,026	3,026	100.2
地上権	242,352	239,326	3,026	101.3
電話加入権	1,726,700	1,726,700	0	100.0
投資その他の資産	84,370,000	84,370,000	0	100.0
出資金	84,370,000	84,370,000	0	100.0
流動資産	28,168,994,108	35,650,404,114	△ 7,481,410,006	79.0
現金預金	21,642,661,649	29,106,272,469	△ 7,463,610,820	74.4
未収金	6,526,332,459	6,544,131,645	△ 17,799,186	99.7
資産合計	525,013,081,065	537,401,847,037	△ 12,388,765,972	97.7



(単位：円、%)

(2) 負債合計は432,477,330,812円であり、前年度と比較して10,106,828,912円(2.3%)減少している。これは、主に未払金等の流動負債が4,887,024,544円(23.7%)、国庫補助金長期前受金等の繰延収益が4,249,323,202円

(1.3%)減少したことによるものである。

(3) 資本合計は92,535,750,253円であり、前年度と比較して主に当期純損失により

2,281,937,060円(2.4%)減少している。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
固定負債	77,964,057,318	78,889,538,484	△ 925,481,166	98.8
企業債	76,898,420,470	77,897,057,628	△ 998,637,158	98.7
引当金	1,065,636,848	992,480,856	73,155,992	107.4
退職給付引当金	1,065,636,848	992,480,856	73,155,992	107.4
流動負債	15,776,769,249	20,663,793,793	△ 4,887,024,544	76.3
企業債	5,698,637,158	5,761,047,786	△ 62,410,628	98.9
未払金	5,495,181,649	10,299,864,403	△ 4,804,682,754	53.4
維持管理負担金繰越金	642,050,196	642,050,196	0	100.0
引当金	3,830,961,445	3,854,051,767	△ 23,090,322	99.4
賞与引当金	92,007,345	99,626,667	△ 7,619,322	92.4
修繕引当金	3,738,954,100	3,754,425,100	△ 15,471,000	99.6
その他流動負債	109,938,801	106,779,641	3,159,160	103.0
繰延収益	338,736,504,245	343,030,827,447	△ 4,294,323,202	98.7
国庫補助金長期前受金	238,951,913,502	243,213,392,195	△ 4,261,478,693	98.2
工事負担金長期前受金	95,794,228,559	95,659,627,097	134,601,462	100.1
受贈財産評価額長期前受金	2,724,728,582	2,921,233,454	△ 196,504,872	93.3
他会計補助金長期前受金	1,265,633,602	1,236,574,701	29,058,901	102.3
負債合計	432,477,330,812	442,584,159,724	△ 10,106,828,912	97.7
資本金	12,161,348,715	11,438,872,881	722,475,834	106.3
剰余金	80,374,401,538	83,378,814,432	△ 3,004,412,894	96.4
資本剰余金	67,696,007,001	67,696,007,001	0	100.0
国庫補助金	36,919,300,854	36,919,300,854	0	100.0
工事負担金	12,650,033,146	12,650,033,146	0	100.0
受贈財産評価額	2,889,661,354	2,889,661,354	0	100.0
その他資本剰余金	15,237,011,647	15,237,011,647	0	100.0
利益剰余金	12,678,394,537	15,682,807,431	△ 3,004,412,894	80.8
減債積立金	1,628,244,201	2,018,653,209	△ 390,409,008	80.7
当年度末処分利益剰余金	11,050,150,336	13,664,154,222	△ 2,614,003,886	80.9
資本合計	92,535,750,253	94,817,687,313	△ 2,281,937,060	97.6
負債資本合計	525,013,081,065	537,401,847,037	△ 12,388,765,972	97.7

## 7 キャッシュ・フロー計算書

(単位：円、%)

当年度のキャッシュ・フローの状況は、次のとおりである。

(1) 業務活動によるキャッシュ・フローは、

2,789,934,678円（流入超過）であり、前年度と比較して4,321,401,103円流入超過額が減少している。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				
当年度純利益（△は純損失）	△ 2,515,748,872	2,173,718,873	△ 4,689,467,745	—
減価償却費	23,662,008,645	24,125,660,711	△ 463,652,066	98.1
資産減耗費	145,789,693	252,382,667	△ 106,592,974	57.8
退職給付引当金の増減額（△は減少）	73,155,992	78,117,335	△ 4,961,343	—
修繕引当金の増減額（△は減少）	△ 15,471,000	0	△ 15,471,000	—
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 4,297,230	1,822,350	△ 6,119,580	—
長期前受金戻入額	△ 18,875,109,302	△ 19,374,685,242	499,575,940	97.4
受取利息及び受取配当金	△ 1,415,384	△ 1,700,352	284,968	83.2
支払利息及び企業債取扱諸費	785,458,935	860,057,128	△ 74,598,193	91.3
その他特別利益	△ 88,602,017	△ 116,891,386	28,289,369	75.8
未収金の増減額（△は増加）	37,799,186	△ 71,089,578	108,888,764	—
未払金の増減額（△は減少）	278,648,406	△ 76,438,325	355,086,731	—
その他の流動負債の増減額（△は減少）	3,159,160	1,846,990	1,312,170	—
小計	3,485,376,212	7,852,801,171	△ 4,367,424,959	44.4
利息及び配当金の受取額	1,415,384	1,700,352	△ 284,968	83.2
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 785,458,935	△ 860,057,128	74,598,193	91.3
損害賠償金の受取額	88,602,017	116,891,386	△ 28,289,369	75.8
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,789,934,678	7,111,335,781	△ 4,321,401,103	39.2

(単位：円、%)

(2) 投資活動によるキャッシュ・フローは、

△9,426,309,524円（流出超過）であり、前年度と比較して7,698,071,519円流出超過額が増加している。

(3) 財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の発行額が償還金を下回ったため、△827,235,974円（流出超過）となった（前年度は、△449,945,193円（流出超過）であった。）。

(4) 業務活動によるキャッシュ・フローの流入超過額が投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの流出超過額を下回ったため、資金は7,463,610,820円減少し、21,642,661,649円となった。

区分	令和4年度 A	令和3年度 B	対前年度比較	
			A-B	A/B
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出	△ 24,211,620,024	△ 15,946,090,025	△ 8,265,529,999	151.8
有形固定資産の売却による収入	0	638,368	△ 638,368	皆減
国庫補助金等による収入	14,667,626,131	14,087,856,937	579,769,194	104.1
国庫補助金等の返還による支出	0	△ 4,426,676	4,426,676	皆増
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	117,684,369	133,783,391	△ 16,099,022	88.0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,426,309,524	△ 1,728,238,005	△ 7,698,071,519	545.4
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	4,700,000,000	5,077,000,000	△ 377,000,000	92.6
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 5,761,047,786	△ 5,946,463,074	185,415,288	96.9
他会計からの出資による収入	233,811,812	419,517,881	△ 185,706,069	55.7
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 827,235,974	△ 449,945,193	△ 377,290,781	183.9
資金増加額（又は減少額）	△ 7,463,610,820	4,933,152,583	△ 12,396,763,403	-
資金期首残高	29,106,272,469	24,173,119,886	4,933,152,583	120.4
資金期末残高	21,642,661,649	29,106,272,469	△ 7,463,610,820	74.4

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第千五百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団天照会 新座こだまクリニック	医療法人社団天照会	新座市栗原五―六―一二 第一光進マンション二〇―号室	令和五年十一月一日
ふじみ野整形外科 内科骨粗鬆症スポーツクリニック	医療法人ホミネス	ふじみ野市大井武蔵野一四 三七―七	令和五年十一月一日
上福岡くろだ内科 クリニック	医療法人社団ライヴイス	ふじみ野市上福岡一―七―五	令和五年十一月一日
医療法人あい友会 あい熊谷クリニック	医療法人あい友会	熊谷市筑波二―四八―一 熊谷大栄ビル二階	令和五年十二月一日
かわい眼科	河井 信一郎	桶川市東二―一―一〇	令和五年十二月一日
医療法人社団翔風会 美南こころの森クリニック	医療法人社団翔風会	吉川市美南五―六―四	令和五年十一月一日

医療法人瞭昌会 松村医院	医療法人社団昌美 会上尾ハートク リニック	熊谷ロイヤルクリ ニック	キノメディックク リニック 蕨	西所沢ぷりべんと 歯科・矯正歯科	ひのきやまデンタ ルクリニック	新座きりん歯科ク リニック	THE DENT AL OFFICE E 志木駅前院	草加新田デンタル クリニック	セキ薬局 鴻巣栄 町店	さくら薬局 美原 店
医療法人瞭昌会 松村医院	医療法人社団昌 美会	医療法人藤和東 光会	木暮 一成	和田 剛知	医療法人C. P・P・	医療法人社団グ ッドスマイル	中村 彩華	嶋宮 佑	株式会社セキ薬 品	株式会社トータ ル・メディカル サービス
春日部市六軒町五四九	上尾市春日一―四―二二	熊谷市箱田六―四―四	蕨市北町二―六―一二 一F	所沢市上新井一―二三―一 Kプラザ一〇二号室	新座市東北二―三五―八ウイ ッチメゾン一階	新座市野火止五―二―五八 一階	新座市東北二―三〇―二〇キ ヤメルビル四階	草加市金明町四一七―五	鴻巣市栄町七―一八	所沢市美原町二―二九六五― 二六
令和五年六月 十日	令和五年十一 月二日	令和五年十月 一日	令和五年十一 月一日	令和五年十一 月一日	令和五年十一 月一日	令和五年十一 月一日	令和五年十一 月一日	令和五年十二 月一日	令和五年十二 月一日	令和五年十二 月一日

ウエルシア薬局富士見ふじみ野東店	株式会社	富士見市ふじみ野東三一九一〇	令和五年十二月一日
南山堂薬局志木店	株式会社南山堂	新座市東北二一三五一九 oririro志木一階B号室	令和五年十二月一日
白岡スマイル薬局	株式会社エアリーファーマシー	白岡市西一―三―八	令和五年十一月一日
訪問看護ステーションいつき伊奈	株式会社ハートヴィレレッジ	北足立郡伊奈町寿三―一九 ことぶきマンション一〇二	令和五年十一月一日
あいず訪問看護ステーション上尾中央	株式会社VIBRANT JAPAN	上尾市上町一六―二落合ビル二階	令和五年十月一日
リプラス訪問看護ステーション上尾	セントケア・Replus株式会社	上尾市東町三―一九七九―六 ヴィア・シテラ上尾水上公園II 一〇二号	令和五年十一月一日
あかり訪問看護リハビリステーション	メイケアカラウド株式会社	熊谷市妻沼二一九一	令和五年十一月一日
クオーレ訪問看護ステーション	クオーレ合同会社	深谷市上柴町東五―四―一一	令和五年九月一日
Shiin訪問看護ステーション	株式会社funny	深谷市武蔵野二四二九―二	令和五年十一月一日
みどり訪問看護ステーション	Green株式会社	蓮田市馬込一―三〇八ドムス 荻番館一〇三号室	令和五年十一月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	施術所	所在地	指定年月日
古川 敬子		狭山東口駅前接骨院	甲田ビルC棟1F	狭山市祇園二四―二一	令和五年四月一日
酒井 健吉		健吉堂接骨院	入間郡毛呂山町毛呂本郷一二三八―一モデラ1ト101		令和五年十一月一日
高杉 知樹		たかすぎ鍼灸治療院・接骨院	坂戸市千代田二―六―五六		令和五年十一月二十三日
高荷 優希		友仁治療院	深谷市国済寺三五八―四		令和五年九月一日
松江 教雄		松江 教雄	新座市栗原三―一―九		令和五年十一月十六日
根岸 弘樹		ベスト治療院 鴻巣店	鴻巣市鎌塚一八一六―三		令和五年十一月十五日
増田 拓哉		ひいらぎ治療院	三郷市中央一―九―五〇四		令和五年十二月十一日



# 告 示

## 埼玉県告示第千五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後
所沢市市民医療センター	開設者変更	藤本 正人	小野 勝俊
コンパス歯科クリニックス 蕨	名 称	コンパスデンタルクリニックス 蕨	コンパス歯科クリニックス 蕨
よすが訪問看護ステーション	所在地	四 久喜市南二―七―一	一 久喜市下早見五二四

二 指定施術機関

氏名		変更事項	
北村 雅宏		大熊 秀樹	
施術所		施術所	
所在地	名称	所在地	名称
川越市南台三一一 三一一一〇六	ゆうおう接骨院	狭山市祇園二四一 二一甲田ビルC棟	院 狭山東口駅前接骨
所沢市松葉町一一 一四一F	UO接骨院	東京都中野区野方 六一一八一四	クローバー接骨院
			変更後

# 告示

## 埼玉県告示第千五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
医療法人瞭昌会 松村医院	春日部市藤塚二一七一―六	令和五年五月三十一日
新座こだまクリニック	新座市栗原五―六―一二第一光進マンション二〇一号室	令和五年十月三十一日
上福岡くろだ内科クリニック	ふじみ野市上福岡一―七―五	令和五年十月三十一日
田口医院	比企郡小川町小川八八―一	令和五年十一月一日
美南こころの森クリニック	吉川市美南五―六―四	令和五年十月三十一日
ツトム歯科医院	久喜市中妻四一九	令和五年十月二十四日
松澤デンタルクリニック	所沢市小手指町一―二五―八西友小手指店内	令和五年十月三十一日

上新井歯科・矯正歯 科	所沢市上新井一―二三―一 一〇二号室	令和五年十月三十 一日
ひのきやまデンタル クリニック	新座市東北二―三五―八 一F	令和五年十月三十 一日
新座きりん歯科クリ ニック	新座市野火止五―二―五八エムロード 新座店舗二	令和五年十月三十 一日
白岡スマイル薬局	白岡市西一―六―一	令和五年十月三十 一日

告 示

埼玉県告示第千五百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	医療法人雅の会 アイリスクリニ ック所沢	
所在地	所沢市御幸町 五―一五	
開設者名	医療法人雅の 会	
サービスの種類	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和五年七月一 日	
特別養護老人ホ ーム大井苑	ふじみ野市大 井武蔵野一二 七七―一	
社会福祉法人 樹会	介護予防短期 入所生活介護	
令和五年十月一 日		

# 告示

## 埼玉県告示第千五百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
居宅介護支援事業 所はまゆう	事業所所在地	ふじみ野市大井武蔵野六九八―四	ふじみ野市上福岡六―四―五	居宅介護支援
ファインケア所沢	事業所所在地	所沢市東所沢一―一四―七	所沢市東所沢一―三―一四増田ビル二〇一号室	訪問介護 居宅介護支援

# 告示

## 埼玉県告示第千五百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	ふじみ野中央クリニック		廃止年月日
所在地	ふじみ野市鶴ヶ岡四―一六―一五		
サービスの種類	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	令和四年十月三十一日

# 告示

## 埼玉県告示第千五百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり辞退の届出があった。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	辞退年月日
リアンレーヴふじみ野	ふじみ野市上福岡 五―六―二〇	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	令和五年十二月一日
応援家族 庄和館	春日部市西金野井 六四―二四	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	令和五年十二月三十一日
リアンレーヴ狭山	狭山市富士見二― 七―一二	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	令和五年十二月三十一日
リアンレーヴ入間	入間市下藤沢三― 三八―二	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	令和五年十二月三十一日



# 告 示

## 埼玉県告示第千五百十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

永田 善之	藤本 定一	倉田 原哉	村上 結香	鈴木 純子	医師の氏名
聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由	平衡機能障害、音声・言語機能障害、肢体不自由	視覚障害	平衡機能障害、音声・言語機能障害、肢体不自由	指定障害区分
耳鼻咽喉科	内科・リハビリテーション科	脳神経外科	眼科	リハビリテーション科	診療科名
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	医療法人啓仁会所沢ロイヤル病院	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	医療法人社団博翔会桃園北本病院	医療機関の名称
和光市諏訪二―一	所沢市北野三―一―十	上尾市柏座一―十―十	上尾市柏座一―十―十	北本市深井三―七―十五	医療機関の所在地
令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十月一日	指定年月日

上宮 奈穂子	齊藤 厚志	公平 勇二	村越 薫	橋出 秀清	今村 健太郎
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 肢体不自由	そしやく機能障害、 肢体不自由
脳神経外科	脳神経外科・リハ ビリテーション 科	整形外科	整形外科	リハビリテーシ ョン科	リハビリテーシ ョン科
医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院	医療法人勇誠会こうゆう クリニック	医療法人至誠会仁クリニ ック	医療法人蒼龍会武蔵嵐 山病院	医療法人泰一会和光リ ハビリテーション病院
富士見市鶴馬千九百六 十七―一	八潮市南川崎八百四十 五	戸田市新曾千九百三十 五―三	吉川市保五百八十七― 一	東松山市上唐子千三百 十二―一	和光市中央二―六―七 十五
令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日



梶野 一徳	根本 一彦	三澤 英央
肝臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	じん臓機能障害
内科	外科	腎臓内科
台病院 特定医療法人橘会みずほ	吉川中央総合病院 医療法人社団協友会	病院 医療法人三和会東鷺宮
九一五 富士見市西みずほ台二一	吉川市平沼百十一	久喜市桜田二一六一五
令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

荒井 雪花	小山 勉	中村 秀夫	角田 稔	横手 祐二	山根 友二郎	医師の氏名
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	呼吸器機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	指定障害区分
医療法人秀和会秀和総合病院	医療法人社団優慈会佐々木病院	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	医療法人財団啓明会中島病院	埼玉医科大学病院	社会福祉法人清風会太陽の園	医療機関の名称
春日部市谷原新田千二百	一 深谷市西島町二―十六―	上尾市柏座一―十―十	戸田市下戸田二―七―十	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	一 熊谷市津田千八百五十五	医療機関の所在地
令和五年九月三十日	令和五年七月七日	令和五年四月十五日	令和五年四月一日	令和五年二月九日	令和五年一月二十四日	辞退年月日

山根 克己	田口 裕嗣	中嶋 博之	賀古 建次	柴木 悠	赤塚 美穂	渡邊 照文
肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そし やく機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	視覚障害	視覚障害	肢体不自由
医療法人山根医院	田口医院	埼玉医科大学国際医療センター	医療法人賀古整形外科	埼玉医科大学病院	よこづか眼科	医療法人三愛会埼玉みさと総合リハ ビリテーション病院
北葛飾郡杉戸町高野台南 二―三―十二	比企郡小川町小川八十八 ―	日高市山根千三百九十七 ―	一 所沢市北秋津百二十四―	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	八 上尾市久保四百五十七―	三郷市新和五―二百七
令和五年十一月十七日	令和五年十一月一日	令和五年十月三十一日	令和五年十月十七日	令和五年十月一日	令和五年十月一日	令和五年九月三十日



神田 真司	中山 太郎	森 浩一	野原 茂男	新藤 晋	酒井 正雄
肢体不自由	肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そし やく機能障害	ぼうこう又は直腸機能障 害	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そし やく機能障害	呼吸器機能障害
医療法人神田クリニック	埼玉医科大学病院	国立障害者リハビリテーショ ンセン ター病院	社会医療法人社団新都市医療研究会 〔関越〕会 関越病院	埼玉医科大学病院	所沢市市民医療センター
深谷市小前田六百二十八 ―十一	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	所沢市並木四―一	鶴ヶ島市脚折百四十五― 一	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	所沢市上安松千二百二十 四―一
令和五年十二月一日	令和五年十一月二十四日	令和五年十一月二十二日	令和五年十一月二十二日	令和五年十一月二十一日	令和五年十一月二十一日

菅野 温子	黒田 健斗	徳倉 美智子	小牧 千人	久保 一郎
肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	呼吸器機能障害	心臓機能障害
埼玉医科大学病院	喉科 医療法人社団仁桜会飯能駅前耳鼻咽	院 医療法人社団愛友会上尾中央総合病	院 医療法人社団愛友会上尾中央総合病	院 医療法人社団愛友会上尾中央総合病
三十八 入間郡毛呂山町毛呂本郷	飯能市仲町十二―十飯能 サンプラザ一階	上尾市柏座一―十一十	上尾市柏座一―十一十	上尾市柏座一―十一十
令和五年十二月三十一日	令和五年十二月五日	令和五年十二月四日	令和五年十二月四日	令和五年十二月三日

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアセキ鴻巣生出塚店

埼玉県鴻巣市生出塚一丁目二十四番十九号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ドラッグストアセキ生出塚店

埼玉県鴻巣市生出塚一丁目百二十五番一外

（変更後）ドラッグストアセキ鴻巣生出塚店

埼玉県鴻巣市生出塚一丁目二十四番十九号

#### ハ 変更年月日

令和五年十一月二十日外

#### ニ 届出年月日

令和五年十二月八日

#### 二 縦覧期間

令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第五百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアセキ鴻巣生出塚店

埼玉県鴻巣市生出塚一丁目二十四番十九号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後九時四十五分まで

（変更後）午前九時から午後十一時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十五分から午後十時まで

（変更後）午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

#### ハ 変更年月日

令和五年十二月九日

#### ニ 届出年月日

令和五年十二月八日

#### 二 縦覧期間

令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第五百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ウエルシア新座野火止店

埼玉県新座市野火止六丁目十六番十三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

#### (1) 騒音問題

ア 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の三十日前までに届け出てください。また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の三十日前までに届け出てください。

イ 施設の敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）が予見されます。ついては、注意喚起の看板の設置や駐車場の夜間利用制限等を行うことで、騒音の発生を低減することに努めてください。さらに、周辺の住民の生活環境の保持の観点から店舗利用者や従業員に対し注意喚起できるよう施設の敷地内に限定することなく看板の設置を行うように努めてください。

ウ 店舗や施設で用いる冷却塔、室外機等については、騒音対策として、機器周辺の遮音効果を高めることや機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁に吸音に優れた素材を用いること等）、また、低騒音機器を導入すること、さらには、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止すること等で、騒音の発生を低減することに努めてください。

エ 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百平方メートル以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知していただく。なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやすい

場所に設置してください。

(2) 光害問題

サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

二 縦覧期間

令和五年十二月二十六日から令和六年一月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

# 告示

## 埼玉県告示第千五百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
児玉土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所につい  
て、次のとおり届出があった。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名 氏名 住所

理事 岩上高男 埼玉県本庄市児玉町吉田林九百六番地一

同 中原孝規 同 児玉町蛭川百八十六番地

同 鈴木栄一 同 児玉町下真下六百九十番地二十

同 金井一吉 同 東富田三百十五番地一

同 久保田包房 同 児玉町蛭川百二十二番地

同 坂爪裕 同 同 百五十三番地

同 新井富夫 同 児玉町上真下四百四十二番地

同 新井伸幸 同 同 三百七十五番地一

同 高橋一栄 同 児玉町下真下九十三番地一

同 鈴木恵久 同 同 今井千百六十六番地七

同 山本博 同 同 児玉町入浅見九百十五番地三

同 久保隆信 同 同 児玉町下浅見六百八十九番地一

同 澤本保治 同 同 同 二百八十五番地

同 山下正義 同 同 児玉町吉田林四百七十二番地四

同 久保田茂樹 同 同 四方田百五番地

同 小林進 同 同 児玉郡上里町大字嘉美二百八十七番地三

同 荻野浩 同 同 本庄市児玉町蛭川九十七番地一

同 毛呂康男 同 同 児玉町上真下三百七十一番地

同 高橋正弘 同 同 児玉町蛭川百十番地一

同 林秀信 同 同 児玉町上真下三百三十四番地五

同 齊藤勇 同 同 児玉町下浅見四百四十八番地三

### 二 退任

職名 氏名 住所

理事 岩上高男 埼玉県本庄市児玉町吉田林九百六番地一

同 眞尾春信 同 同 児玉町蛭川百九十七番地





# 告 示

## 埼玉県告示第千五百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年十二月二十一日認可した。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

北河原土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県行田市

# 告 示

## 埼玉県告示第千五百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年十二月二十一日認可した。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 名称

行田市南河原土地改良区

### 二 事務所所在地

埼玉県行田市

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 処分をした年月日

令和五年十二月二十五日

#### 二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

##### イ 商号

島田建設株式会社

##### ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県富士見市大字東大久保三百九番地

##### ハ 代表者の氏名

島田 敏郎

##### ニ 許可番号

埼玉県知事許可（特―四）第一〇五〇号

#### 三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

##### イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

##### ロ 停止を命ずる期間

令和六年一月九日から一月十五日までの七日間

#### 四 処分の原因となった事実

島田建設株式会社は、富士見市発注工事において、令和五年七月十日にさいたま地方裁判所川越支部から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑の判決を受け、令和五年七月二十六日にその刑が確定した。

また、同工事において同社従業員は、令和五年七月十日にさいたま地方裁判所川越支部から刑法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により懲役刑及び罰金刑の判決を受け、令和五年七月二十六日にその刑が確定した。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>東原一〇番一地先まで</p>	<p>児玉郡神川町大字関口字中原八三番二地先から同郡同町大字関口字</p>	<p>区 間</p>
<p>一三・七四 ）</p>	<p>一一・九六 ）</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二八・七四</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備工事による。</p>		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

#### 一 許可番号

令和五年三月三十一日

指令川建セ第〇四〇一八〇号

#### 二 検査済証番号

令和五年十二月二十一日

川建セ第〇五〇一九号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野字中大浜五百二十六番一、五百二十六番四、五百二十六番五の一部、五百二十七番一の一部、五百二十七番十五、五百二十九番一、五百三十一番六

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県秩父市上野町二十九番二十号

ちちぶ農業協同組合 代表理事組合長 滝沢 祥雄

埼玉県公安委員会告示第228号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次の者を運転免許取得者等教育施設として認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年12月26日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社臼田

桶川市西二丁目10番15号

臼田 和弘

2 運転免許取得者等教育に使用する施設の名称

ファインモータースクール大宮

3 運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地

さいたま市大宮区堀の内町二丁目322番地の3

4 運転免許取得者等教育の課程の区分

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程

5 運転免許取得者等教育の課程の名称

高齢者講習同等課程

6 認定を行った年月日

令和5年11月24日



# 告 示

## 埼玉県選管告示第七十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和五年十二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団愛友会 伊奈病院	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 九千四百十九番地

# 告 示

## 埼玉県選管告示第七十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年十二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団愛友会 伊奈病院	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 五千十四番地一